

令和3年度財務省政策評価書

(案)

令和4年6月

財務省



# 目 次

## ○ 令和3年度実績評価書

### I 財務省の実績評価の概要

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 財務省における政策評価の枠組み                | 7  |
| 2. 財務省の政策評価のスケジュール                | 8  |
| 3. 「令和3年度実績評価書」の概要                | 8  |
| 参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（令和3年度版）       | 11 |
| 参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表  | 12 |
| 参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表               | 14 |
| 参考4 東日本大震災対応（概要）－令和3年度における主な取組状況－ | 15 |
| 参考5 デジタル化への取組－令和3年度における主な取組状況－    | 17 |

### II 「政策の目標」ごとの実績評価書

#### （総合目標 6目標）

|                  |    |
|------------------|----|
| 総合目標1（財政）        | 23 |
| 総合目標2（税制）        | 30 |
| 総合目標3（財務管理）      | 34 |
| 総合目標4（通貨・金融システム） | 42 |
| 総合目標5（世界経済）      | 48 |
| 総合目標6（財政・経済運営）   | 60 |

#### （政策目標 24目標）

##### 政策目標1（健全な財政の確保）

|  |    |
|--|----|
| 政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）                    | 63 |
| 政策目標1－2（必要な歳入の確保）                                      | 74 |
| 政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）                        | 77 |
| 政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）                         | 84 |
| 政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行） | 88 |
| 政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）             | 91 |

##### 政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

|  |    |
|--|----|
| 政策目標2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化に対応及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実） | 95 |
|--|----|

##### 政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

|   |     |
|---|-----|
| 政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）  | 103 |
| 政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実） | 120 |
| 政策目標3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情  |     |

|  |     |
|--|-----|
| 報提供の充実)  | 136 |
| 政策目標 3-4 (国庫金の効率的かつ正確な管理)                                      | 157 |
| <u>政策目標 4 (通貨及び信用秩序に対する信頼の維持)</u>                              |     |
| 政策目標 4-1 (通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止)                                  | 164 |
| 政策目標 4-2 (金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理)                     | 174 |
| <u>政策目標 5 (貿易の秩序維持と健全な発展)</u>                                  |     |
| 政策目標 5-1 (内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等)                      | 181 |
| 政策目標 5-2 (多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進)         | 187 |
| 政策目標 5-3 (関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上)        | 195 |
| <u>政策目標 6 (国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)</u>           |     |
| 政策目標 6-1 (外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保) | 217 |
| 政策目標 6-2 (開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進)     | 239 |
| 政策目標 6-3 (日本企業の海外展開支援の推進)                                      | 257 |
| <u>(財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保)</u>                           |     |
| 政策目標 7-1 (政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保)                             | 261 |
| 政策目標 8-1 (地震再保険事業の健全な運営)                                       | 271 |
| 政策目標 9-1 (安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理)                           | 277 |
| 政策目標 10-1 (日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保)                               | 283 |
| 政策目標 11-1 (たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保)                          | 289 |
| <b>Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見 (全体に通じるもの)</b>                           | 297 |
| ○ 租税特別措置等に係る政策評価   | 301 |
| ○ 参考資料   |     |
| 令和3年度において実施したアンケート調査の概要  | 307 |
| 用語集  | 309 |

○ 令和3年度実績評価書



## I 財務省の実績評価の概要





## 1. 財務省における政策評価の枠組み

### (1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

### (2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月策定。以下、「基本計画」といいます。）政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

### (3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（令和3年度版）参照）。

### (4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

## 2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年、3月に翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含まれます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月目途にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

## 3. 「令和3年度実績評価書」の概要

### (1) 目標

令和3年度は、「令和3年度政策評価実施計画」（令和3年3月策定）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）一定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号—上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1-1-1-A-1」：施策1-1-1（政策目標1-1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

（注3）各目標の「担当部局名」欄の第一番目に記載した課等が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当です

### イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

## □ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和3年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標1-1～1-6の6目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標2-1

（注） 政策目標2-2～2-4の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和3年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標3-1～3-4の4目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標4-1及び4-2の2目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標5-1～5-3の3目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）  
政策目標6-1～6-3の3目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標7-1～  
11-1の5目標

## (2) 評価方法

### イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和3年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」、評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合には「×」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないもののその差が僅かである場合には「△」としています。

### □ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

#### ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

# 財務省の「政策の目標」の体系図（令和3年度版）

## 財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

## 政策の目標

### 財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリバランス（基礎的財政収支）黒字化を目標とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目標とする財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

### 税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

### 財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投資資金を有効に活用して政策的に必要とされる地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

### 通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

### 世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

### 財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

### 健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の確かな開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

### 適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

### 国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投資融資の対象として必要な事業を実施する機関連関の資金需要への的確な対応、イスクロージャーの推進及び機械の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

### 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

### 貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

### 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

### 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

## 各政策分野の目標（政策目標）

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

| 「政策の目標」 |     | テーマ<br>又は<br>施策   | 測定指標      |           |    | 関連する内閣の基本方針※   |          |          |     |   |
|---------|-----|---|-----------|-----------|----|----------------|----------|----------|-----|---|
|         |     |   | 定量的<br>指標 | 定性的<br>指標 | 合計 | 施政<br>方針<br>演説 | 財政<br>演説 | 骨太<br>方針 | その他 |   |
| 総合目標    | 1   | 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。 | 1         | 1         | 2  | ○              | ○        | ○        | ○   |   |
|         | 2   | 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。  | 1         | 0         | 1  | ○              | ○        | ○        | ○   |   |
|         | 3   | 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。 | 4         | 0         | 4  | —              | ○        | ○        | ○   |   |
|         | 4   | 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。   | 2         | 0         | 2  | —              | —        | ○        | ○   |   |
|         | 5   | 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。   | 2         | 0         | 5  | ○              | —        | ○        | ○   |   |
|         | 6   | 総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指すし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。  | 1         | 0         | 2  | ○              | ○        | ○        | ○   |   |
| 小 計     |     | 11  | 1         | 15        | 16 |                |          |          |     |   |
| 政策目標    | 1-1 | 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進  | 2         | 1         | 4  | 5              | ○        | ○        | ○   | ○ |
|         | 1-2 | 必要な歳入の確保  | 1         | 0         | 1  | 1              | ○        | ○        | —   | ○ |
|         | 1-3 | 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保  | 4         | 0         | 4  | 4              | —        | —        | —   | ○ |
|         | 1-4 | 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示   | 2         | 3         | 0  | 3              | —        | —        | —   | — |
|         | 1-5 | 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行   | 1         | 0         | 1  | 1              | —        | —        | ○   | ○ |
|         | 1-6 | 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営   | 1         | 1         | 1  | 2              | —        | —        | —   | — |
|         | 2-1 | 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実  | 2         | 2         | 2  | 4              | ○        | ○        | ○   | ○ |

| 「政策の目標」  |                           | テーマ<br>又は<br>施策   | 測定指標      |           |     | 関連する内閣の基本方針※   |          |          |     |   |
|----------|---------------------------|---|-----------|-----------|-----|----------------|----------|----------|-----|---|
|          |                           |   | 定量的<br>指標 | 定性的<br>指標 | 合計  | 施政<br>方針<br>演説 | 財政<br>演説 | 骨太<br>方針 | その他 |   |
| 政策<br>目標 | 3-1                       | 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制                                       | 5         | 4         | 6   | 10             | —        | ○        | —   | — |
|          | 3-2                       | 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 | 4         | 2         | 5   | 7              | —        | ○        | ○   | ○ |
|          | 3-3                       | 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実                              | 4         | 8         | 9   | 17             | —        | —        | ○   | ○ |
|          | 3-4                       | 国庫金の効率的かつ正確な管理  | 3         | 3         | 0   | 3              | —        | —        | —   | — |
|          | 4-1                       | 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止  | 5         | 1         | 5   | 6              | —        | —        | —   | ○ |
|          | 4-2                       | 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理                                   | 2         | 0         | 4   | 4              | —        | —        | ○   | ○ |
|          | 5-1                       | 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等                                    | 2         | 0         | 2   | 2              | —        | —        | —   | ○ |
|          | 5-2                       | 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進                       | 2         | 1         | 2   | 3              | ○        | —        | ○   | ○ |
|          | 5-3                       | 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上                      | 5         | 12        | 3   | 15             | —        | —        | ○   | ○ |
|          | 6-1                       | 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保               | 5         | 6         | 6   | 12             | ○        | —        | —   | ○ |
|          | 6-2                       | 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進                   | 4         | 1         | 6   | 7              | —        | —        | ○   | ○ |
|          | 6-3                       | 日本企業の海外展開支援の推進  | 1         | 0         | 2   | 2              | —        | —        | ○   | ○ |
|          | 7-1                       | 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保   | 2         | 0         | 3   | 3              | —        | —        | ○   | ○ |
|          | 8-1                       | 地震再保険事業の健全な運営   | 3         | 1         | 2   | 3              | —        | —        | —   | — |
|          | 9-1                       | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理   | 3         | 0         | 4   | 4              | ○        | —        | ○   | ○ |
|          | 10-1                      | 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保  | 2         | 0         | 2   | 2              | —        | —        | —   | — |
| 11-1     | たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 | 2   | 3         | 4         | 7   | —              | —        | —        | —   |   |
| 小 計      |                           | 67  | 49        | 78        | 127 |                |          |          |     |   |
| 合 計      |                           | 78  | 50        | 93        | 143 |                |          |          |     |   |

※ 施政方針演説：第208回国会（令和4年1月17日岸田総理大臣）  
 財政演説：第208回国会（令和4年1月17日鈴木財務大臣）第204回国会（令和3年1月18日麻生財務大臣）  
 骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）  
 その他：骨太方針以外の閣議決定等

注：「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

## 【総合目標】

|   |           | 評定 |
|---|-----------|----|
| 1 | 財政        | B  |
| 2 | 税制        | A  |
| 3 | 財務管理      | A  |
| 4 | 通貨・金融システム | A  |
| 5 | 世界経済      | A  |
| 6 | 財政・経済運営   | B  |

## 【政策目標】

|      |  | 評定 |
|------|--|----|
| 1-1  | 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進   | B  |
| 1-2  | 必要な歳入の確保   | B  |
| 1-3  | 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保   | S  |
| 1-4  | 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示  | S  |
| 1-5  | 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行                              | A  |
| 1-6  | 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営  | S  |
| 2-1  | 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 | S  |
| 3-1  | 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制  | A  |
| 3-2  | 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実       | S  |
| 3-3  | 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実                                       | S  |
| 3-4  | 国庫金の効率的かつ正確な管理   | S  |
| 4-1  | 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止   | S  |
| 4-2  | 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理  | S  |
| 5-1  | 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等   | S  |
| 5-2  | 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進                                | S  |
| 5-3  | 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上                               | A  |
| 6-1  | 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保                        | S  |
| 6-2  | 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進                            | S  |
| 6-3  | 日本企業の海外展開支援の推進   | S  |
| 7-1  | 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保  | A  |
| 8-1  | 地震再保険事業の健全な運営  | S  |
| 9-1  | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理  | S  |
| 10-1 | 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保   | S  |
| 11-1 | たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保  | A  |



## 東日本大震災等への対応（概要） —令和3年度における主な取組状況—

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和3年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

### 1. 財政・経済運営

令和4年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第2期復興・創生期間の2年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上しました【政策目標1-1（施策1-1-1）】。

被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました【政策目標1-3（施策1-3-2）】。

### 2. 国有財産

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、11件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

特殊会社等の株式に係る株主義決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主義決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和3年9月に公表しました。

処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました【政策目標3-3（施策3-3-3）】。

### 3. 政策金融

東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

- ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続
- ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じました。

【政策目標7-1（施策7-1-1）】。

### 4. その他

#### (1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和4年度予算や借入の

認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和3年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など384件のソリューション提供が行われました【政策目標4-2（施策4-2-2）】。

## **(2) たばこ・塩事業**

東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、2件の処理をしました【政策目標11-1（施策11-1-1）】。

## デジタル化への取組 －令和3年度における主な取組－

財務省は、行政のデジタル化の推進への対応として、令和3年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

### 1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、令和3年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました（実施回数：237回）【政策目標1－1（施策1-1-2）】。

### 2. 税制

新型コロナウイルス感染症の影響により、一か所の会場に参加者を集め、講師を派遣する形の講演・説明会の開催が困難となる一方で、オンライン会議や講演資料に音声吹き込み、活用することで、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。

国民一般に向けた広報活動としては、令和3年度では、例年作成しているパンフレット（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を初めて動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました【政策目標2－1（施策2-1-2）】。

### 3. 国債

海外投資家については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンラインを活用した海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標3－1（施策3-1-1）】。

国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催（オンライン開催等を含む）し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行いました【政策目標3－1（施策3-1-4）】。

### 4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、①民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、引き続き国有財産のリストの公表や財務局等に相談窓口を設置し、財産の提供を行うと共に、②事業者の要望のあった庁舎等を民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として提供しました【政策目標3－3（施策3-3-1）】。

## 5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験に向けた準備を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました【総合目標4（テーマ4-2）】。

## 6. 貿易

関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、60件の研修及びセミナーを実施しました。

ASEMにおいては、新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国（インド、オランダ、ポーランド等）と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力の中心的な役割を果たしました。

貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます【政策目標5-2（施策5-2-2）】。

## 7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIに学習・解析させ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用し、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました【政策目標5-3（施策5-3-1）】。

税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。

令和3年2月から、税関ホームページにおいて、「税関チャットボット」の利用を開始し、税関行政に関する情報提供の充実に取り組みました【政策目標5-3（施策5-3-3）】。

## 8. 国際政策

中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する公共政策上の原則」に合意しました【政策目標6-1（施策6-1-2）】。

税関では、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携して、オンラインにより技術支援を実施しました。

財務総合政策研究所では、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました【政策目標6-2（施策6-2-4）】。

## 9. 地震再保険

地震保険制度等研究会を開催し、「南海トラフ地震臨時情報」に対する地震保険の対応や地震保険におけるデジタル化の取組などについて議論のとりまとめ（令和3年6月）を行いました【政策目標8-1（施策8-1-1）】。

地震保険検査の実施において、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました【政策目標8-1（施策8-1-3）】。

## 10. その他

### （1）共済手続

デジタル庁等の関係省庁と連携を図り、共済手続の書面規制、押印、対面規制の見直しに適切に対応しました【政策目標9-1（施策9-1-2）】。

### （2）たばこ事業

成人識別自販機については、令和3年4月開催の財政制度等審議会たばこ事業等分科会定価等部会において、マイナンバーカードが使用可能な特定の製品について、成人識別機能を有しているものとして了承されました【政策目標11-1（施策11-1-1）】。



## Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書





総合目標 1 : 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機や新型コロナウイルス感染症への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和3年度末には1,183兆円（対GDP比217.0%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。</p> <p>そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとします。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総 1-1 : 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p> |
|----------------|--|

### 総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評価 **B** 進展が大きくない

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評定の理由</b> | <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、大規模な補正予算を編成し、対策を行ったこともあり、足もとでは極めて厳しい財政状況が続いているものの、令和3年度末の国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）は▲7.8%と僅少なながら赤字幅の縮小が見込まれています（2020（令和2）年度▲9.1%、2019（令和元）年度▲2.6%）。</p> <p>令和4年度予算については、診療報酬のメリハリある改定や市場価格を反映させた薬価改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるなど、歳出改革の取組を継続したところです。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和4年度を見据え、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」等に基づき改革を着実に実行し、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p> <p>こうした中、中長期的には、成長と分配の好循環の実現等に向けた取組により力強い成長が実現し、骨太方針に基づく取組を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。</p> <p>以上のとおり、令和3年度においては、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。これを踏まえたテーマ1-1の評価が「b 進展が大</p> |
|--------------|---|

|       |  |
|-------|--|
|       | きくない」であるため、本総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。   |
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>我が国は、新型コロナウイルス感染症が確認される以前から少子高齢化という構造的な課題を抱えており、財政の長期的な持続可能性を維持し、我が国の財政に対する信託を維持していくためには、財政健全化目標の達成に向けて、民需主導の質の高い成長を実現していく中で、引き続き歳出・歳入両面からの改革に取り組む必要があると考えています。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| テーマ | 総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す |
|-----|---|

|  |  |  |                   |        |
|--|--|--|-------------------|--------|
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | [主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組  |  |                   |        |
|  |  |  | 達成度               |        |
|  | 目標値  | 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す |                   | ×      |
|  | 実績値  | —  |                   |        |
|  | (目標値の設定の根拠)  |  |                   |        |
|  | 「骨太の方針2021」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」とあるためです。 |  |                   |        |
|  | (参考)   |  |                   |        |
|  | 国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)  |  | 国・地方の公債等残高の対GDP比  |        |
|  | 2021(令和3)年度(見込み)   | ▲7.8% (▲42.7兆円)  | 2021(令和3)年度末(見込み) | 217.0% |
|  | 2020(令和2)年度  | ▲9.1% (▲48.8兆円)  | 2020(令和2)年度末      | 209.9% |
| 2019(令和元)年度  | ▲2.6% (▲14.8兆円)  | 2019(令和元)年度末   | 191.0%            |        |
| 2018(平成30)年度   | ▲1.9% (▲10.7兆円)  | 2018(平成30)年度末  | 189.4%            |        |
| 2017(平成29)年度   | ▲2.2% (▲12.2兆円)  | 2017(平成29)年度末  | 186.1%            |        |
| 2016(平成28)年度   | ▲2.9% (▲15.6兆円)  | 2016(平成28)年度末  | 185.7%            |        |
| 2015(平成27)年度   | ▲2.9% (▲15.6兆円)  | 2015(平成27)年度末  | 182.9%            |        |
| 2014(平成26)年度   | ▲3.8% (▲19.8兆円)  | 2014(平成26)年度末  | 182.8%            |        |
| 2013(平成25)年度   | ▲5.3% (▲27.0兆円)  | 2013(平成25)年度末  | 180.7%            |        |
| 2012(平成24)年度   | ▲5.4% (▲27.1兆円)  | 2012(平成24)年度末  | 177.5%            |        |
| (出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日経済財政諮問会議提出)  |  |  |                   |        |
| (目標の達成度の判定理由)  |  |  |                   |        |
| 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日経済財政諮問会議提出)(以下、「中長期試算(令和4年1月)」といいます。)によれば、2021(令和3)年度の国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、大規模な補正予算を編成し、対 |  |  |                   |        |

|  |  |     |
|--|--|-----|
|  | <p>策を行ったこともあり、足もとでは極めて厳しい財政状況が続いているものの、▲7.8%と僅少なながら赤字幅の縮小が見込まれています（2020（令和2）年度▲9.1%、2019（令和元）年度▲2.6%）。</p> <p>令和4年度予算については、診療報酬のメリハリある改定や市場価格を反映させた薬価改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、「骨太の方針2021」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるなど、歳出改革の取組を継続したところです。また、給与や企業の生産活動の伸び、消費の回復が見込まれることなどを背景に、令和4年度にはコロナ前を上回る65.2兆円の税収が見込まれています。</p> <p>こうした中、中長期的には、成長と分配の好循環の実現等に向けた取組により力強い成長が実現し、骨太方針に基づく取組を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。なお、「骨太の方針2021」においては、新型コロナウイルス感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認することとされており、令和4年1月14日開催の経済財政諮問会議において、「現時点で財政健全化の目標年度の変更が求められる状況にない」旨確認されています。</p> <p>このように、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症対応等のため、引き続き足もとの財政状況は極めて厳しく、進捗が僅少であったことから、達成度は「×」としました。</p> |     |
| 測定指標（定性的な指標）   | [主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化   |     |
|  | <p>引き続き、社会保障・税一体改革を継続的に実施するとともに、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間（2019年度～2021年度）内から改革を順次実行に移し、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。なお、「骨太の方針2021」において、2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとされています。</p>   | 達成度 |
|  | <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠です。「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移し、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要であるからです。</p>  |     |
| <p>少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進めることが必要です。さらに、「骨太の方針2021」では、全世代型社会保障の実現に向けた取組を進めることとしてい</p> | □  |     |

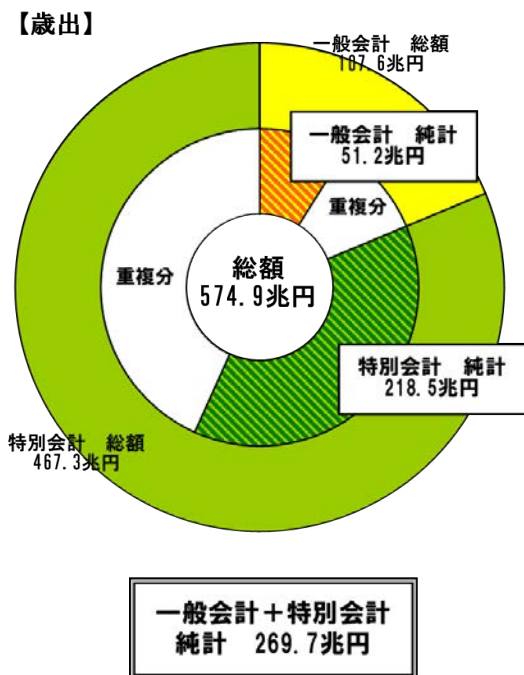
|                   |  |   |  |
|-------------------|--|---|--|
|                   |  | <p>ます。これらを踏まえ、令和4年度予算においては、令和元年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、社会保障の充実を引き続き実施しました。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和4年度を見据え、診療報酬のメリハリある改定や市場価格を反映させた薬価改定等の様々な改革努力を積み重ねるとともに、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p> <p>このように、社会保障・税一体改革の着実な実施と社会保障制度の基盤強化に取り組んだことから、達成度は「□」としました。</p> |  |
| <b>テーマについての評価</b> |  | <b>b 進展が大きくない</b>   |  |
| <b>評価の理由</b>      | <p>測定指標「総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化」の達成度は「□」としましたが、測定指標「総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組」については、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症対応等のため、足もとの財政状況は極めて厳しい状況にあることから、「×」としました。</p> <p>以上のとおり、目標に向かっているものの、進展は大きくないことから、当該テーマの評価は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。</p> |   |  |

総1-1に係る参考情報

参考指標1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf)

参考指標2：一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和4年度）



(出所) 主計局総務課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

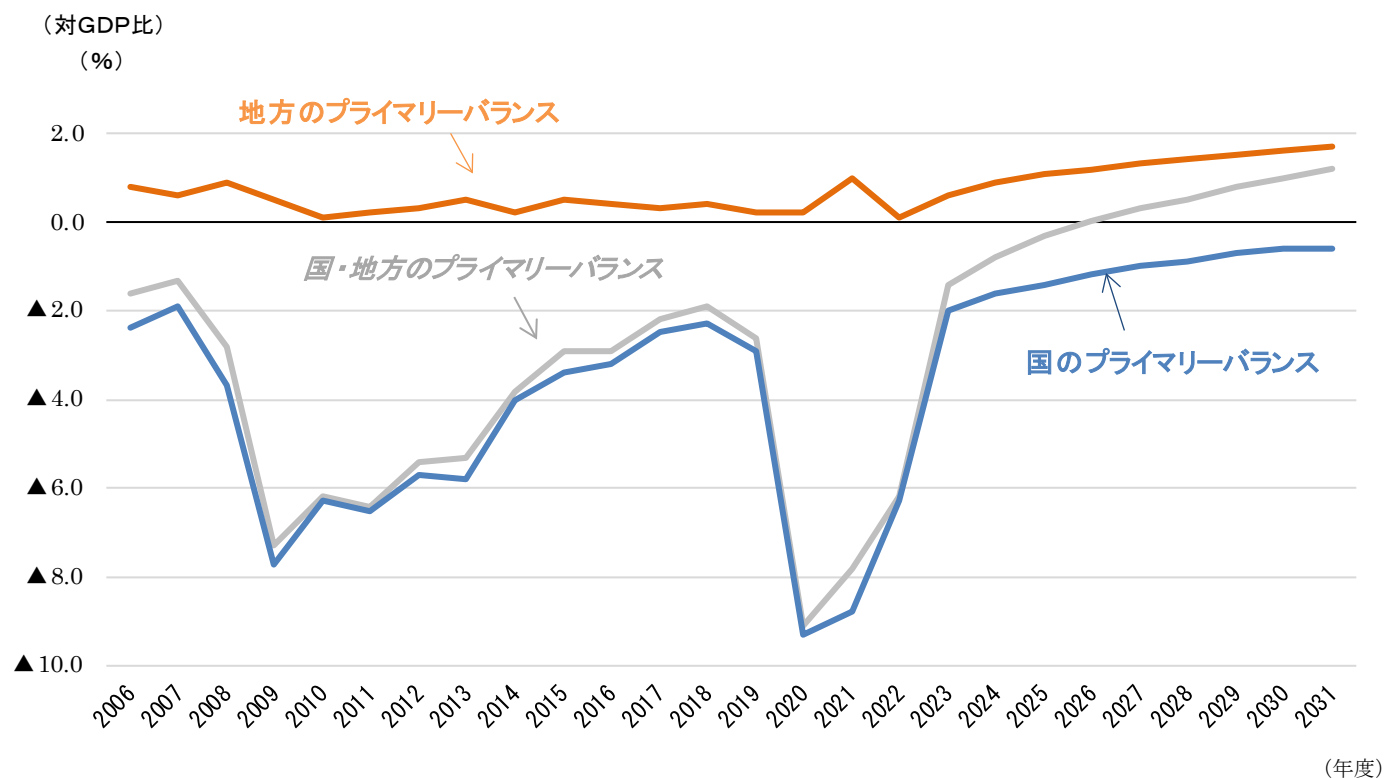
参考指標 3 : 公債発行額、公債依存度の推移

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf)

参考指標 4 : 公債残高の累増

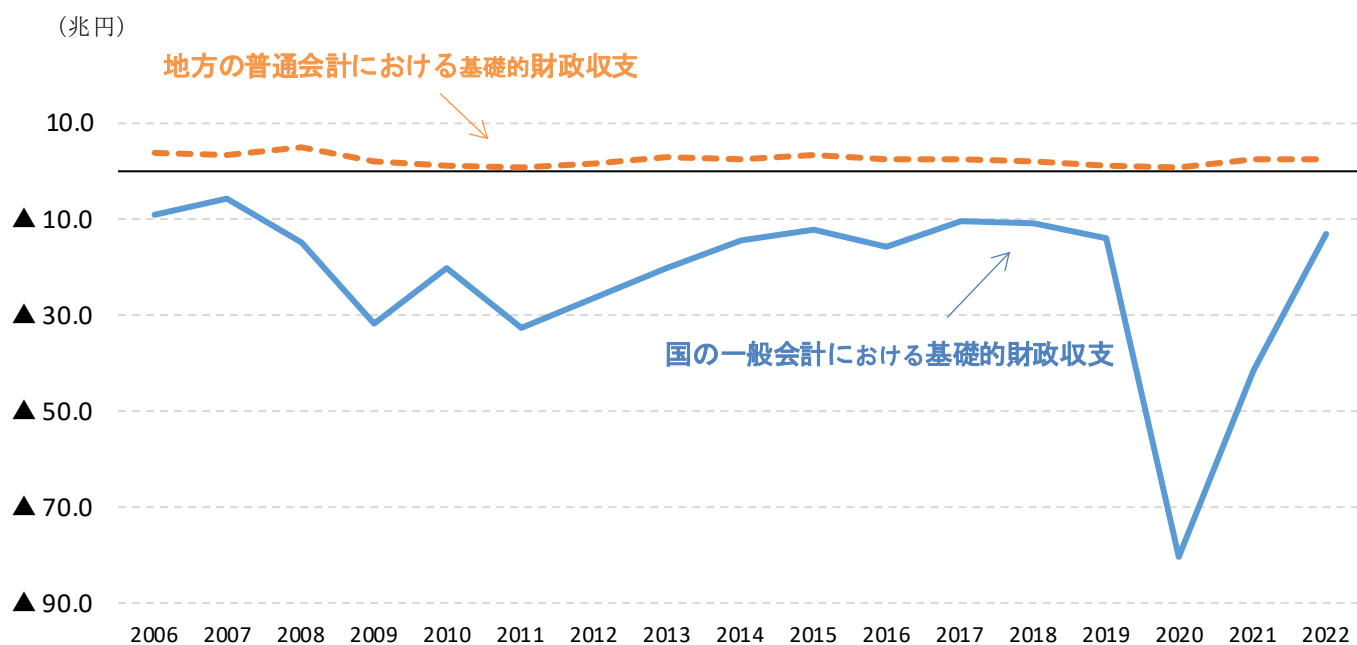
[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf)

参考指標 5 : 国及び地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日経済財政諮問会議提出)

参考指標 6 : 一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日経済財政諮問会議提出)

参考指標 7 : 国及び地方の財政収支の推移

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/r4chuuchouki1.pdf>

参考指標 8 : 国民負担率（対国民所得比）の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202202a.pdf>

参考指標 9 : コロナ禍に編成された令和 3 年度補正予算（第 1 号）の概要

令和 3 年度補正予算（第 1 号）

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/hosei211126b.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2021/hosei211126b.pdf)

参考指標 10 : 令和 3 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/sy220325r.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2021/sy220325r.pdf)

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>中長期試算（令和 4 年 1 月）においては、成長と分配の好循環の実現等に向けた取組により力強い成長が実現し、骨太方針に基づく取組を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、上記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。</p> <p>我が国の財政に対する信託を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。</p> |
|----------------|---|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <b>総合目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和 4 年 1 月 17 日）</p> <p>令和 4 年度予算編成の基本方針（令和 3 年 12 月 3 日閣議決定）</p> <p>令和 4 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 4 年 1 月 17 日閣議決定）</p> <p>中長期の経済財政に関する試算（令和 4 年 1 月 14 日経済財政諮問会議提出）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年 6 月 15 日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>新経済・財政再生計画改革工程表2020（令和 2 年 12 月 18 日）</p> <p>新経済・財政再生計画改革工程表2021（令和 3 年 12 月 23 日）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年 12 月 8 日閣議決定）</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定、令和 2 年 4 月 20 日変更）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）</p> |
|--------------------------------|--|

|   |  |                        |               |
|---|--|------------------------|---------------|
|   | <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）<br/>         全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）</p>  |                        |               |
| <p><b>政策評価を行う過程<br/>         において使用した資料<br/>         その他の情報</b></p> | <p>我が国の財政状況：一般会計収、歳出総額及び公債発行額の推移<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf">https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf</a> 等</p>                              |                        |               |
| <p><b>前年度政策評価結果<br/>         の政策への反映状況</b></p>                      | <p>令和4年度予算においては、「骨太の方針2021」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるなどの歳出改革の取組を継続することなどにより、財政健全化に向けた取組を進めました。</p> <p>なお、「骨太の方針2021」においては、新型コロナウイルス感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検討結果を踏まえ、目標年度を再確認することとされており、令和4年1月14日開催の経済財政諮問会議において、「現時点で財政健全化の目標年度の変更が求められる状況にない」旨確認されています。</p> |                        |               |
| <p><b>担当部局名</b></p>   | <p>主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）</p>   | <p><b>政策評価実施時期</b></p> | <p>令和4年6月</p> |

**総合目標2： 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。**

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」においては、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしています。税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>骨太の方針2020においては、骨太の方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進めることとしています。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する</p> |
|----------------|--|

### 総合目標2についての評価結果

**総合目標についての評価** A 相当程度進展あり

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に成立しました。</p> <p>令和3年度は上述のような対応を行い、テーマ2-1の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p> |
| <b>政策の分析</b> | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>令和4年度税制改正は、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>   |



|              |                                     |  |     |
|--------------|-------------------------------------|--|-----|
| テーマ          | 総 2 - 1 : 我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する |  |     |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討  |  |     |
|              | 目 標                                 | <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。</p>   | 達成度 |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                     | <p>税制調査会（用語集参照）において、内閣総理大臣からの新たな諮問（令和3年11月12日）も踏まえ、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等についての議論を行いました。また、納税環境整備に関する専門家会合では、記帳水準の向上について外部有識者からのヒアリングを行ったほか、記帳の状況などに関する税務執行上の課題や、プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールについて議論を行い、納税環境に関する今後の議論の方向性について論点を整理しました。</p> <p>更に、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題については、令和3年10月8日、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2つの柱（第1の柱：市場国への新たな課税権の配分、第2の柱：グローバル・ミニマム課税）による解決策が合意されました。我が国としても、こうした国際的な議論に積極的に貢献しました。</p> <p>令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に成立しました。</p> <p>今後も引き続き、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。</p> | □   |
| テーマについての評価   | a 相当程度進展あり                          |  |     |

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |
|--------------|--|

## 総2-1に係る参考情報

### 参考指標1： 税収比率の推移

|    |      |      |      |      |      |      |      |       |       |
|----|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 年度 | 平成8  | 9    | 10   | 11   | 12   | 13   | 14   | 15    | 16    |
| %  | 66.0 | 68.7 | 58.6 | 53.1 | 56.8 | 56.5 | 52.4 | 52.5  | 53.7  |
| 年度 | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   | 23   | 24    | 25    |
| %  | 57.4 | 60.2 | 62.3 | 52.3 | 38.4 | 43.5 | 42.5 | 45.2  | 46.9  |
| 年度 | 26   | 27   | 28   | 29   | 30   | 令和元  | 2    | 3 (補) | 4 (予) |
| %  | 54.6 | 57.3 | 56.9 | 59.9 | 61.0 | 57.7 | 41.2 | 44.8  | 60.6  |

(出所) 「我が国の財政事情」 (令和3年12月作成) を基に主税局総務課で作成

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf))

(注) 令和2年度以前は決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は予算額による。

### 参考指標2： 一般会計税収の推移

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02))

### 参考指標3： 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲 (総1-1： 参考指標1)】

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和4年度税制改正の着実な実施、令和5年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。</p> |
|----------------|--|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説 (令和4年1月17日)</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説 (令和4年1月17日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方 (令和元年9月26日税制調査会)</p> |
|---------------------------------|---|

|  |  |                 |        |
|--|--|-----------------|--------|
|  | 諮問（令和3年11月12日税制調査会）<br>令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）  |                 |        |
| <b>政策評価を行う過程<br/>         において使用した資<br/>         料その他の情報</b> | 税収の推移：<br>「歳出に占める税収の割合」<br>「主要税目（国税）の税収の推移」等   |                 |        |
| <b>前年度政策評価結果<br/>         の政策への反映状況</b>                      | 令和3年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に国会で成立しました。<br>更に、税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。 |                 |        |
| <b>担当部局名</b>   | 主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）  | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |

**総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。**

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和3年度末には1,183兆円（対GDP比217%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。</p> <p>また、財政投融资（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進していきます。</p> <p>こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。</p> <p><b>（上記目標を構成するテーマ）</b></p> <p>総3-1：適切な国債管理政策を実施する<br/>         総3-2：財政投融资を適切に活用する<br/>         総3-3：国有財産の有効活用を推進する<br/>         総3-4：国庫金の適正な管理を行う</p> |
|----------------|---|

### 総合目標3についての評価結果

**総合目標についての評価** A 相当程度進展あり

#### 評定の理由

テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。すべてのテーマについて評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

|              |   |
|--------------|---|
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。</p> <p>特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫(用語集参照)内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画(用語集参照)を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標3の目標達成に有効であると考えています。</p> |
|--------------|---|

|                     |                             |  |
|---------------------|-----------------------------|--|
| <b>テーマ</b>          | <b>総3-1: 適切な国債管理政策を実施する</b> |  |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b> | [主要]総3-1-B-1: 国債管理政策の適切な運営  |  |
|                     | <b>目標</b>                   | <p>市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。</p>  |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>      | <p>国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。</p> <p>国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。</p> <p>令和3年度においては、市場のニーズを踏まえて、40年債などを増額する一方、短期債の増額を最小限にとどめた令和3年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。</p> <p>また、令和3年度補正予算編成に伴い、国債発行計画を変更しました。新規国債の資金調達を行う(対当初比22.1兆円増)とともに、財政融資資金の余裕金を活用すること等で財投債を減額(同30.0兆円減)すること等により、カレンダーベース市中発行額(用語集参照)を同9.2兆円減額し、減額分は短期債の減額に充てました。</p> <p>令和4年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。</p> <p>引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。</p> |
| <b>テーマについての評価</b>   | a 相当程度進展あり                  |  |

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |
|--------------|--|

|                        |  |            |
|------------------------|--|------------|
| <b>テーマ</b>             | <b>総 3 - 2 : 財政投融资を適切に活用する</b>   |            |
| <b>測定指標 (定性的な指標)</b>   | [主要] 総3-2-B-1 : 各年度の財政投融资計画の編成   |            |
| <b>目 標</b>             | <p>国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画を編成します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政投融资計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>   | <b>達成度</b> |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b> | <p>令和4年度財政投融资計画の策定にあたっては、新型コロナの影響を受けた事業者への支援やポストコロナを見据えた成長力強化、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」の推進、経済安全保障の推進、インフラ整備の加速(国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化)等に取り組むこととしました。この結果、令和4年度財政投融资計画の規模は、188,855億円(令和3年度計画比53.8%減)となりました。</p> <p>また、令和3年度計画補正においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、科学技術立国の実現に向けた積極的な投資を促進するとともに、防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、9,221億円の追加を行いました。</p> <p>そのほか、令和3年度補正予算の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,740億円増額手当て(弾力追加)しました。</p> <p>上記のとおり、令和4年度財政投融资計画の策定及び令和3年度財政投融资計画補正を行うとともに、令和3年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融资を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。</p> | □          |
| <b>テーマについての評定</b>      | a 相当程度進展あり   |            |

評定の理由

令和4年度財政投融资計画については、新型コロナの影響を受けた事業者への支援やポストコロナを見据えた成長力強化、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」の推進、経済安全保障の推進、インフラ整備の加速（国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化）等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、令和3年度計画補正においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえ、9,221億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,740億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総3-2に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

(単位：億円)

| 区 分     | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     | 3年度     | 4年度     |
|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 財政融資    |           |           |           |         |         |
| 当初計画    | 108,538   | 106,911   | 111,864   | 383,027 | 164,488 |
| 改定計画    | 114,996   | 125,522   | 575,952   | 392,227 |         |
| 実績      | 96,257    | 106,471   | 254,020   |         |         |
| 年度末残高   | 1,053,193 | 1,031,743 | 1,158,679 |         |         |
| 産業投資    |           |           |           |         |         |
| 当初計画    | 3,645     | 3,849     | 4,510     | 3,626   | 3,262   |
| 改定計画    | 3,645     | 4,199     | 6,710     | 3,626   |         |
| 実績      | 2,186     | 3,587     | 5,093     |         |         |
| 年度末残高   | 54,971    | 58,428    | 63,531    |         |         |
| 政府保証    |           |           |           |         |         |
| 当初計画    | 32,448    | 20,434    | 15,821    | 22,403  | 21,105  |
| 改定計画    | 32,448    | 22,634    | 81,841    | 22,403  |         |
| 実績      | 25,639    | 15,677    | 11,700    |         |         |
| 年度末残高   | 316,943   | 298,617   | 283,439   |         |         |
| 財政投融资合計 |           |           |           |         |         |
| 当初計画    | 144,631   | 131,194   | 132,195   | 409,056 | 188,855 |
| 改定計画    | 151,089   | 152,355   | 664,503   | 418,277 |         |
| 実績      | 124,082   | 125,736   | 270,813   |         |         |
| 年度末残高   | 1,425,107 | 1,388,788 | 1,505,648 |         |         |

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 令和元年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、令和2年度政策評価書の計数と異なっている。

(注2) 令和2年度の実績の計数は、元年度の決算時の見込値である。

(注3) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(参考) 財政投融资計画残高において、政府保証債は額面金額（政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額）で計上している。

| テーマ 総 3 - 3 : 国有財産の有効活用を推進する |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 測定指標<br>(定性的な指標)             | [主要] 総3-3-B-1 : 国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況   |   |
|                              | 目 標   | <p>国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な土地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>最適な形での国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。</p> |
|                              | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>国公有財産の最適利用を推進するための地方公共団体との保有施設の状況等に関する情報共有のほか、介護・保育分野における地方公共団体等の要望に応じた売却、定期借地権の活用による貸付けなど、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形での有効活用に取り組みました。また、既存ストックの有効活用による国有財産の適正な管理運営に取り組みました。</p> <p>引き続き、社会経済や国有財産を巡る環境変化を踏まえつつ、最適な形での国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>   |
| テーマについての評価                   | a 相当程度進展あり  |   |
| 評価の理由                        | <p>地方公共団体と連携しながら国公有財産の最適利用を推進しているほか、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形での有効活用のための施策に取り組んでいます。</p> <p>また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。</p> <p>以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |   |

### 総 3 - 3 に係る参考情報

#### 参考指標 1 : 社会福祉分野等における国有財産の活用実績

|       | 売却件数 | 定期借地貸付件数 |
|-------|------|----------|
| 保育関係  | 3 件  | 1 件      |
| 介護関係  | 0 件  | 1 件      |
| 障害者関係 | 0 件  | 0 件      |
| 医療関係  | 0 件  | 0 件      |

(出所) 理財局国有財産業務課調



|                  |   |   |     |
|------------------|---|---|-----|
| テーマ              | 総 3 - 4 : 国庫金の適正な管理を行う  |   |     |
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要]総3-4-B-1: 国庫金の効率的かつ正確な管理  |   |     |
|                  | 目 標   | <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)<br/>国庫金の過不足の調整(用語集参照)等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。</p>   | 達成度 |
|                  | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。</p> <p>出納の正確性については、国庫原簿(用語集参照)と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。</p> <p>引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p> | □   |
| テーマについての評定       | a 相当程度進展あり  |   |     |
| 評定の理由            | <p>国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |   |     |

|  |  |
|--|--|
| <b>評<br/>価<br/>結<br/>果<br/>の<br/>反<br/>映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p><b>(国債管理政策)</b></p> <p>我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。</p>   |
|  | <p><b>(財政投融资)</b></p> <p>中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p>   |
|  | <p><b>(国有財産の有効活用)</b></p> <p>地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。</p> <p>なお、令和2年度政策評価の結果を踏まえ、令和3年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めます。</p> |
|  | <p><b>(国庫金の管理)</b></p> <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p>  |
|  |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>第204回国会 財務大臣財政演説（令和3年1月18日）</p> <p>第207回国会 財務大臣財政演説（令和3年12月6日）</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月21日閣議決定）</p> <p>ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2020（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日）官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日閣僚会議決定）</p> <p>防災基本計画（令和3年5月25日中央防災会議決定）</p> |
|---------------------------------|---|

|  |      |
|--|------|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 該当なし |
|--|------|

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p><b>(国債管理政策)</b><br/>我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。</p> <p><b>(財政投融资)</b><br/>中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p><b>(国有財産の有効活用)</b><br/>地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。</p> <p>なお、令和2年度政策評価の結果を踏まえ、令和3年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めました。</p> <p><b>(国庫金の管理)</b><br/>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。</p> |
|--------------------------------|--|

|              |  |                 |        |
|--------------|--|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|--|-----------------|--------|

**総合目標 4**：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。</p> <p>財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。</p> <p>人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタル化の進展といった環境変化に加え、コロナ禍の世界的拡大により、金融サービスや金融機関のあり方が大きく変容しつつあり、国内外で金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論が行われてきているところです。</p> <p>こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDC（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総 4-1 金融システムの安定を確保する</p> <p>総 4-2 通貨に対する信頼を維持する</p> |
|----------------|---|

### 総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評価 **A** 相当程度進展あり

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評価の理由</b> | <p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p>また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。</p> <p>以上のとおり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。</p> |
|--------------|---|

|              |  |
|--------------|--|
| <b>政策の分析</b> | (必要性・有効性・効率性等)   |
|              | 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。  |
|              | 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。  |
|              | また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。<br>通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。<br>令和3年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。 |

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| <b>テーマ</b> | <b>総4-1：金融システムの安定を確保する</b> |
|------------|----------------------------|

|                     |                                  |  |
|---------------------|----------------------------------|--|
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組 |  |
|                     | <b>目標</b>                        | 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。  |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>           | 金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁や農林水産省と連携して、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）、預金保険法（昭和46年法律第34号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。 |

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| <b>テーマについての評価</b> | <b>a 相当程度進展あり</b> |
|-------------------|-------------------|

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評価の理由</b> | 金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。<br>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。 |
|--------------|--|

## 総 4 - 1 に係る参考情報

### 参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

|      | 平成30年<br>3 月期                          | 31年<br>3 月期                            | 令和 2 年<br>3 月期                         | 3 年<br>3 月期                            | 4 年<br>3 月期                           |
|------|--|--|--|--|---------------------------------------|
| 主要行等 | (国際統一基準行)<br>17.63<br>(国内基準行)<br>11.26 | (国際統一基準行)<br>17.83<br>(国内基準行)<br>10.52 | (国際統一基準行)<br>17.00<br>(国内基準行)<br>11.04 | (国際統一基準行)<br>16.98<br>(国内基準行)<br>11.43 | (国際統一基準行)<br><br>(国内基準行)              |
| 地域銀行 | (国際統一基準行)<br>14.01<br>(国内基準行)<br>9.70  | (国際統一基準行)<br>13.84<br>(国内基準行)<br>9.47  | (国際統一基準行)<br>13.28<br>(国内基準行)<br>9.52  | (国際統一基準行)<br>14.07<br>(国内基準行)<br>9.70  | (国際統一基準行)<br>13.41<br>(国内基準行)<br>9.71 |

(出所) 「主要行等の令和 4 年 3 月期決算の概要」(令和 4 年 6 月金融庁)

( )

「地域銀行の令和 4 年 3 月期決算の概要」(令和 4 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220603-2/20220603-2.html>)

(注 1) 小数点第 2 位の数は、四捨五入による。

(注 2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注 3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。

### 参考指標 2 : 国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位 : 兆円、%)

|      |        | 平成30年<br>3 月期 | 31年<br>3 月期 | 令和 2 年<br>3 月期 | 3 年<br>3 月期 | 4 年<br>3 月期 |
|------|--------|---------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
| 主要行等 | 不良債権残高 | 2.2           | 2.0         | 2.1            | 2.6         |             |
|      | 不良債権比率 | 0.7           | 0.6         | 0.6            | 0.8         |             |
| 地域銀行 | 不良債権残高 | 4.5           | 4.8         | 4.8            | 5.3         | 5.5         |
|      | 不良債権比率 | 1.7           | 1.7         | 1.7            | 1.8         | 1.8         |
| 全国銀行 | 不良債権残高 | 6.7           | 6.7         | 6.8            | 7.9         | 8.0 (注2)    |
|      | 不良債権比率 | 1.1           | 1.1         | 1.1            | 1.2         | 1.2 (注2)    |

(出所) 「主要行等の令和 4 年 3 月期決算の概要」(令和 4 年 6 月金融庁)

( )

「地域銀行の令和 4 年 3 月期決算の概要」(令和 4 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220603-2/20220603-2.html>)

「令和 3 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)」(令和 4 年 2 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/status/np1/20220228.html>)

(注 1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注 2) 令和 3 年 9 月期の数値を記載。

(注 3) 小数点第 1 位の数は、四捨五入による。

(注 4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

| テーマ           | 総 4 - 2 : 通貨に対する信頼を維持する          |  |
|---------------|----------------------------------|--|
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]総4-2-B-1: 通貨に対する信頼を維持するための取組 |  |
|               | 目 標                              | <p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p>   |
|               | 実績及び目標の達成度の判定理由                  | <p>令和3年度においては、日本銀行と連携して日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、流通状況等を勘案の上必要枚数を検証し、貨幣については、年度途中で製造計画を見直しました。</p> <p>その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。</p> <p>また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。</p> <p>こうした取組の成果を反映し、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和3年11月には、新しい五百円貨幣の発行を開始したほか、新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）を令和6年度上期を目途に発行することとしており、令和3年度はこのための準備を進めました。</p> <p>このほか、通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。</p> <p>これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト<br/> 「令和3年度日本銀行券製造計画」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2021ginnkoukennkeikaku.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2021ginnkoukennkeikaku.html</a><br/> 「令和3年度貨幣製造計画」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku.html</a><br/> 「令和3年度貨幣製造計画&lt;改定&gt;」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku-kaitei-1.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku-kaitei-1.html</a></p> |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | 上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。   |
| <b>テーマについての評価</b>               | <b>a 相当程度進展あり</b>   |
| <b>評価の理由</b>                    | <p>日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>  |
| <b>評価結果の反映</b>                  | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p><b>(金融システムの安定を確保するための取組)</b><br/> 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。</p> <p><b>(通貨に対する信頼を維持するための取組)</b><br/> 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>   |
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>         |   |
| <b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)</p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定)</p> <p>「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> |



|  |   |
|--|---|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 我が国の金融情勢：<br>「主要行等の令和4年3月期決算の概要」（金融庁）<br>「地域銀行の令和4年3月期決算の概要」（金融庁）<br>「令和3年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁）<br>一般会計予算書 |
|--|---|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>（金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用）</p> <p>金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p>（通貨に対する信頼を維持するための取組）</p> <p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> |
|--------------------------------|---|

|              |                  |                 |        |
|--------------|------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 大臣官房信用機構課、理財局国庫課 | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|------------------|-----------------|--------|

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

|                |  |
|----------------|--|
| <p>上記目標の概要</p> | <p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む</p> <p>総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p> |
|----------------|--|

| 総合目標5についての評価結果 |  |
|----------------|--|
| 総合目標についての評価    | A 相当程度進展あり   |
| 評定の理由          | <p>G7、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>   |
| 政策の分析          | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G7(用語集参照)、G20(用語集参照)等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構(JICA)の円借款(用語集参照)や国際協力銀行(JBIC)の投融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p> <p>WTO(世界貿易機関：用語集参照)及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与してい</p> |

ると言えます。

| テーマ 総 5 - 1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む  |  |     |
|---|--|-----|
| [主要] 総5-1-B-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画 |  |     |
| 目 標                                       | <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p>  | 達成度 |
|   | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>   |     |
| 測定指標 (定性的な指標)                             | <p>G 7においては、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G 7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G 20 BEPS包摂的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨 (CBDC) に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG 7では、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、ロシアに対する迅速、強力な制裁措置、ウクライナに対する経済支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調してとっています。</p> <p>G 20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、6,500億ドル相当の特別引出権 (SDR) の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G 20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組みであるAPEC (アジア太平洋経済協力：用語集参照) に関しては、令和3年10月にバーチャル形式にてニュージーランド議長下のAPEC財務大臣会合が開催されました。同会合においては、持続的かつ包摂的な回復に向けた新型コロナウイルスへの対応や財政政策及び予算管理を通じた課題への対応等についての意見交換に参画しました。</p> <p>MDBsにおいて、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画しました。例えば、世界銀行グループの主要機関の1つであり、低所得国向け支援を行う国際開発協会 (IDA) の第20次増資では、我が国が他国に先駆けて議論の開始を呼びかけるなど、リーダーシップを発揮する中で、通常3年に一度の増資の1年前倒しに合</p> | □   |

意するとともに、令和3年12月、我が国が主催した増資交渉の最終会合において、IDAの歴史上最大規模となる930億ドルの支援規模に合意しました。こうした中で、IDA第20次増資においては、パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。

このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、6月以降、累次にわたり実施しました。

更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結等の措置を累次にわたり実施したほか、ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等の禁止、我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券を禁止対象に追加、暗号資産交換業者に対する制裁対象取引への注意・モニタリング強化等の要請等を実施しました。さらに、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるため、改正外為法案を国会に提出すべく、その準備を行いました（改正法案は令和4年4月5日に国会に提出し、同月20日に可決・成立されました）。

さらにマネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策については、令和元年度から行われてきたFATF第四次対日相互審査が終了し、令和3年8月に審査報告書が公表されました。審査報告書の公表を契機として、政府一体となって対策を進めるべく、財務省・警察庁を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、対策を強化するため3年間にわたり取り組む事項を掲げた行動計画を策定・公表しました。その後、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、行動計画に沿って我が国の対策を推進しています。また、FATF関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。加えて、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

以上のように、令和3年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金

|              |                               |  |     |
|--------------|-------------------------------|--|-----|
|              |                               | 融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。   |     |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進 |  |     |
|              | 目 標                           | <p>ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>   | 達成度 |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由               | <p>令和3年5月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、（1）IMF（国際通貨基金：用語集参照）デリック割合（IMFプログラムなしでも発動できる割合）の30%から40%への引き上げ、（2）要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じたCMIMの現地通貨による支援の制度化の2点を柱とする改訂CMIM契約書が各国署名を経て令和3年3月に発効したことが歓迎されるとともに、パンデミックなどの環境変化も踏まえ、CMIMを含む地域金融協力を更に強化する重要性について、認識が共有されました。また、CMIM契約書の改訂内容を踏まえた運用ガイドラインの改訂が適時に完了し、令和4年1月に発効するなど大きな進展も見られました。AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、サーベイランス能力強化の一環として、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの更なる活用や組織内でのレビュー体制を強化する取組のほか、AMROのシンクタンク機能や後発途上国をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を強化するための議論を推進しました。更に、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）の推進についても議論したほか、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、ベトナムの加入手続きを完了させ、公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの二国間通貨スワップ取極（用語集参照）の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和3年8月に強化するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。更に、インドの間では、令和4年</p> | □   |

|                            |   |  |     |
|----------------------------|---|--|-----|
|                            |   | <p>2月に二国間通貨スワップ取極の延長を行いました。</p> <p>令和3年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>  |     |
| 測定指標（定性的な指標）               | [主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進 |  |     |
|                            | 目標                                      | <p>ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」や「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>  | 達成度 |
|                            | 実績及び目標の達成度の判定理由                         | <p>新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。</p> <p>JICAについては、令和3年度において、計3件、約4,025億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。また、令和2年4月に創設し、令和3年1月に拡充した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。</p> <p>JBICについては、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、令和2年4月に「成長投資ファシリティ」内に設けた「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を活用し、海外での日本企業の事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援しました。また、令和2年7月に株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、JBICが融資を行う対象等を、時限的に開発途上国以外の地域等に拡大したことを踏まえ、サプライチェーンの強靱化等、引き続き日本企業の国際競争力の維持に向けた支援を、先進国地域も含め、進めました。さらに、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」を通じて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、およびサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援しました。</p> <p>令和3年度は上記実績のとおり、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援、及びJICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p> | □   |
| [主要]総5-1-B-4：質の高いインフラ投資の推進 |   |  |     |

|                   |  |            |
|-------------------|--|------------|
|                   | <p>目標</p> <p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>  | 達成度        |
|                   | <p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました(参考指標6参照)。また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関(MDBs)と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンター(TDLC)との連携を深めてきました。</p> <p>G20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。イタリア議長下においては、令和3年10月のローマ・サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することに合意しました。また、インドネシア議長下においては、令和4年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「質の高いインフラ投資に関する指標」に関する作業を進め、令和4年10月までに早期にこれを完了することを目指すことに合意しました。</p> <p>さらに、国際開発協会(IDA)の第20次増資では、質の高いインフラ投資が重要政策の一つに位置づけられました。</p> <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p> | □          |
| <p>テーマについての評定</p> |  | a 相当程度進展あり |
| <p>評定の理由</p>      | <p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G7やG20等の国際的な枠組みに積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した着実な支援を実施しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、着実な取組を進めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。</p>  |            |

## 総5-1に係る参考情報

### 参考指標1：最近の世界経済の動向

|      | 2020        |             |             |              |              | 2021        |             |             |              |              | 2022        |             |             |              |              |
|------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
|      | 20.10<br>時点 | 21.01<br>時点 | 21.04<br>時点 | 20.10<br>との差 | 21.01<br>との差 | 20.10<br>時点 | 21.01<br>時点 | 21.04<br>時点 | 20.10<br>との差 | 21.01<br>との差 | 20.10<br>時点 | 21.01<br>時点 | 21.04<br>時点 | 20.10<br>との差 | 21.01<br>との差 |
| 日本   | ▲ 5.3       | ▲ 5.1       | ▲ 4.8       | 0.5          | 0.3          | 2.3         | 3.1         | 3.3         | 1.0          | 0.2          | 1.7         | 2.4         | 2.5         | 0.8          | 0.1          |
| 米国   | ▲ 4.3       | ▲ 3.4       | ▲ 3.5       | 0.8          | ▲ 0.1        | 3.1         | 5.1         | 6.4         | 3.3          | 1.3          | 2.9         | 2.5         | 3.5         | 0.6          | 1.0          |
| ユーロ圏 | ▲ 8.3       | ▲ 7.2       | ▲ 6.6       | 1.7          | 0.6          | 5.2         | 4.2         | 4.4         | ▲ 0.8        | 0.2          | 3.1         | 3.6         | 3.8         | 0.7          | 0.2          |
| ドイツ  | ▲ 6.0       | ▲ 5.4       | ▲ 4.9       | 1.1          | 0.5          | 4.2         | 3.5         | 3.6         | ▲ 0.6        | 0.1          | 3.1         | 3.1         | 3.4         | 0.3          | 0.3          |
| イタリア | ▲ 10.6      | ▲ 9.2       | ▲ 8.9       | 1.7          | 0.3          | 5.2         | 3.0         | 4.2         | ▲ 1.0        | 1.2          | 2.6         | 3.6         | 3.6         | 1.0          | 0.0          |
| 英国   | ▲ 9.8       | ▲ 10.0      | ▲ 9.9       | ▲ 0.1        | 0.1          | 5.9         | 4.5         | 5.3         | ▲ 0.6        | 0.8          | 3.2         | 5.0         | 5.1         | 1.9          | 0.1          |
| 先進国計 | ▲ 5.8       | ▲ 4.9       | ▲ 4.7       | 1.1          | 0.2          | 3.9         | 4.3         | 5.1         | 1.2          | 0.8          | 2.9         | 3.1         | 3.6         | 0.7          | 0.5          |
| アジア  | ▲ 1.7       | ▲ 1.1       | ▲ 1.0       | 0.7          | 0.1          | 8.0         | 8.3         | 8.6         | 0.6          | 0.3          | 6.3         | 5.9         | 6.0         | ▲ 0.3        | 0.1          |
| 中国   | 1.9         | 2.3         | 2.3         | 0.4          | 0.0          | 8.2         | 8.1         | 8.4         | 0.2          | 0.3          | 5.8         | 5.6         | 5.6         | ▲ 0.2        | 0.0          |
| インド  | ▲ 10.3      | ▲ 8.0       | ▲ 8.0       | 2.3          | 0.0          | 8.8         | 11.5        | 12.5        | 3.7          | 1.0          | 8.0         | 6.8         | 6.9         | ▲ 1.1        | 0.1          |
| 新興国計 | ▲ 3.3       | ▲ 2.4       | ▲ 2.2       | 1.1          | 0.2          | 6.0         | 6.3         | 6.7         | 0.7          | 0.4          | 5.1         | 5.0         | 5.0         | ▲ 0.1        | 0.0          |
| 世界計  | ▲ 4.4       | ▲ 3.5       | ▲ 3.3       | 1.1          | 0.2          | 5.2         | 5.5         | 6.0         | 0.8          | 0.5          | 4.2         | 4.2         | 4.4         | 0.2          | 0.2          |

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2022.4)

(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2021/03/23/world-economic-outlook-april-2021>)

### 参考指標2：途上国の貧困削減状況

#### 1日1.9ドル以下で生活している人口（数）

(単位：百万人)

|            | 2005年 | 2008年 | 2011年 | 2015年 | 2018年 | 2019年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東アジア・太平洋   | 348   | 286   | 162   | 42    | 25    | 20    |
| 南アジア       | 533   | 489   | 348   | N. A. | N. A. | N. A. |
| 欧州・中央アジア   | 22    | 13    | 10    | 7     | 5     | 5     |
| 中東・北アフリカ   | 10    | 9     | 8     | 16    | 27    | N. A. |
| サブサハラ・アフリカ | 394   | 402   | 406   | 418   | 436   | N. A. |
| 中南米        | 54    | 40    | 33    | 23    | 23    | 24    |
| 合計         | 1366  | 1244  | 972   | 744   | N. A. | N. A. |

(出所) 世界銀行 PovcalNet (<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>)

(注) 2015年の南アジア、2018年の南アジア及び2019年の南アジア、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカのデータは、調査範囲の狭さを理由に公開されていない。



参考指標3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

|           | 資産凍結対象   |          |
|-----------|----------|----------|
|           | 追 加      | 解 除      |
| 平成13～26年度 | 714個人・団体 | 246個人・団体 |
| 27年度      | 46個人・団体  | 20個人     |
| 28年度      | 13個人・団体  | 8個人      |
| 29年度      | 16個人・団体  | 12個人     |
| 30年度      | 11個人・団体  | 4個人      |
| 令和元年度     | 19個人・団体  | 7個人・団体   |
| 2年度       | 3個人      | 3個人      |
| 3年度       | 6個人・団体   | 12個人・団体  |
| 小 計       | 828個人・団体 | 312個人・団体 |
| 累 計       | 516個人・団体 |          |

(出所) 国際局調査課外国為替室調

参考指標4：我が国への対内直接投資残高

(単位：10億円)

|     | 平成29年末 | 30年末   | 令和元年末  | 2年末    | 3年末    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金 額 | 28,926 | 30,683 | 34,330 | 40,188 | 40,504 |

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標5：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

|     | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金 額 | 15,221 | 10,936 | 14,416 | 14,233 | 10,813 |
| 件 数 | 49     | 34     | 40     | 40     | 30     |

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 数字は交換公文ベース(円建て)(債務救済を含まない)。

(注2) 平成29年度、国際開発協会(IIDA)に対する円借款「国際開発協会第18次増資のための借款」2,923億8,773万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆8145億円、50件。

参考指標6：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

|          | 平成28年度 |        | 29年度 |        | 30年度 |        | 令和元年度 |        | 2年度 |        | 3年度 |        |
|----------|--------|--------|------|--------|------|--------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|
|          | 件数     | 金額     | 件数   | 金額     | 件数   | 金額     | 件数    | 金額     | 件数  | 金額     | 件数  | 金額     |
| 融 資      | 246    | 19,299 | 117  | 10,673 | 99   | 13,225 | 127   | 15,932 | 190 | 22,596 | 195 | 19,411 |
| 輸出金融     | 20     | 1,750  | 14   | 347    | 13   | 1,027  | 18    | 1,890  | 2   | 10     | 3   | 608    |
| 輸入金融     | -      | -      | 1    | 2,380  | -    | -      | -     | -      | 1   | 506    | 1   | 2,390  |
| 投資金融     | 222    | 17,210 | 101  | 7,644  | 83   | 11,780 | 107   | 13,821 | 181 | 20,241 | 185 | 15,934 |
| 事業開発等金融等 | 4      | 337    | 1    | 300    | 3    | 417    | 2     | 220    | 6   | 1,838  | 6   | 478    |
| 保 証      | 8      | 2,935  | 8    | 481    | 13   | 3,507  | 9     | 758    | 14  | 3,246  | 9   | 891    |
| 出 資      | 3      | 162    | 5    | 777    | 5    | 437    | 3     | 96     | 3   | 150    | 5   | 352    |
| 合 計      | 257    | 22,397 | 130  | 11,932 | 117  | 17,171 | 139   | 16,787 | 207 | 25,993 | 209 | 20,655 |

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

|         | 平成28年度  | 29年度    | 30年度    | 令和元年度   | 2年度     | 3年度     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アジア     | 6,932   | 1,735   | 3,220   | 7,811   | 3,858   | 1,857   |
| (東南アジア) | (6,878) | (1,325) | (2,894) | (3,618) | (1,654) | (1,530) |
| 大洋州     | 111     | 182     | -       | 25      | 681     | 662     |
| ヨーロッパ   | 5,257   | 600     | 6,044   | 4,031   | 5,400   | 5,674   |
| 中東      | 1,342   | 3,875   | 1,514   | 764     | 2,081   | 2,804   |
| アフリカ    | -       | 1,384   | 343     | 53      | 3,883   | -       |
| 北米      | 5,502   | 1,497   | 161     | 1,309   | 4,475   | 7,958   |
| 中南米     | 62      | 2,012   | 2,273   | 1,870   | 2,319   | 643     |
| 国際機関等   | 98      | -       | 56      | 110     | 47      | -       |
| その他     | 154     | 161     | 50      | 53      | -       | 163     |
| 合計      | 19,462  | 11,451  | 13,663  | 16,028  | 22,747  | 19,764  |

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

|         | 平成28年度  | 29年度 | 30年度    | 令和元年度 | 2年度   | 3年度 |
|---------|---------|------|---------|-------|-------|-----|
| アジア     | 1,499   | 8    | 2,396   | 117   | 1,044 | 6   |
| (東南アジア) | (1,499) | (8)  | (2,396) | (117) | (9)   | 6   |
| ヨーロッパ   | -       | -    | 650     | 120   | 1,110 | 262 |
| 中東      | -       | 164  | -       | -     | 71    | 377 |
| 北米      | 556     | 308  | 355     | 416   | 884   | 244 |
| 中南米     | 828     | -    | 52      | -     | 89    | -   |
| 国際機関等   | 50      | -    | 53      | 105   | 45    | -   |
| 合計      | 2,935   | 481  | 3,507   | 758   | 3,246 | 891 |

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標7：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績 (注)

(単位：兆円)

|    | 平成25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 実績 | 15    | 19  | 20  | 21  | 23  | 25  | 27   |

(出所) 『経協インフラ戦略会議』資料 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>)

(注) 各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

| テーマ              | 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む        |     |
|------------------|--|-----|
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要]総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組 |     |
|                  | 目標                                     | 達成度 |

WT Oを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。

|                   |  |  |   |
|-------------------|--|--|---|
|                   | <p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>   | <p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しており、令和3年10月のG20ローマ・サミットにおいては、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。</p> <p>経済連携の推進に関して、平成30年12月にTPP（環太平洋パートナーシップ：用語集参照）11協定、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・デジタル貿易協定、令和3年1月に日英EPAがそれぞれ発効しました。</p> <p>また、RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。</p> <p>こうした経済連携の強化を通じて、世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。</p> <p>さらに、これらの経済連携協定では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p> | □ |
| <p>テーマについての評定</p> | <p>a 相当程度進展あり</p>  |  |   |
| <p>評定の理由</p>      | <p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |  |   |

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>A S E A N + 3 の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款等やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスをはじめとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、開発途上国による新型コロナウイルスへの対応と危機からの強靱な復興に向けた支援に貢献していきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践に向けて取り組んでまいります。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p> |
|----------------|--|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定）</p> |
|---------------------------------|--|

|                                  |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | IMFによる世界経済見通しの推移（令和4年4月） |
|----------------------------------|--------------------------|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b> | 世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 |
|---------------------------|--|

A S E A N + 3 の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。

O D A に関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民の O D A に対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和 2 年 4 月に創設した J I C A の「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。

日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款等や J B I C の出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。特に、令和 2 年 4 月に J B I C 「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や、令和 3 年 1 月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」等を活用するとともに、令和 2 年 7 月に日本企業が先進国で行う事業に対する J B I C の融資等を幅広く可能としたことも踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。

M D B s に関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念を M D B s の政策に反映させました。信託基金を通じた新型コロナウイルス対応を支援するとともに、特に脆弱な途上国の資金需要に応えるため、A D F の増資交渉や I D A 増資の議論に貢献しました。

質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関する G 20 原則」の普及・実践に向けて取り組みました。

国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。

|              |   |                 |            |
|--------------|---|-----------------|------------|
| <b>担当部局名</b> | 国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和 4 年 6 月 |
|--------------|---|-----------------|------------|

総合目標6：総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行います。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p> |
|---------|---|

| 総合目標6についての評価結果 |   |
|----------------|---|
| 総合目標についての評定    | B 進展が大きくない  |
| 評定の理由          | <p>財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が国民生活・経済社会に大きな影響を与える中で、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を策定し、これを踏まえて、令和3年度補正予算（令和3年11月26日成立）を編成し、迅速かつ適切に執行するとともに、令和4年度予算（令和4年3月25日成立）を編成しました。あわせて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。</p> <p>また、財政健全化については、令和4年度予算についても、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定めた歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成するなど、財政健全化に向けた取組を着実に進めました。</p> <p>他方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p> |
| 政策の分析          | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。</p>   |

|   |  |  |     |     |
|---|--|--|-----|-----|
| テーマ                                       | <b>総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</b>                             |  |     |     |
| 測定指標（定性的な指標）                              | [主要]総6-1-B-1：「経済財政と改革の基本方針2020」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析   |  |     |     |
|   | 目標   | 「経済財政と改革の基本方針2020」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。  | 達成度 |     |
|   |  | （目標の設定の根拠）<br>「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。  |     |     |
|   | 実績及び目標の達成度の判定理由  | 経済成長に関する目標と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長に関する目標については、ウィズコロナ・ポストコロナに向けて成長力を強化すべく、「成長戦略実行計画」等に示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、令和4年度予算についても、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。<br><br>引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。 |     | □   |
|   | [主要]総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組   |  |     |     |
|   | 目標   | 東日本大震災からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。  |     | 達成度 |
| （目標の設定の根拠）<br>自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。 |  |  |     |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由                           | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。<br>引き続き、自然災害からの復興に全力で取り組む必要があるため、達成度を「□」としました。 |  | □   |     |
| テーマについての評定                                | <b>b 進展が大きくない</b>  |  |     |     |
| 評定の理由                                     | 以上のとおり、すべての測定指標が「□」ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、当該テーマの評定は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。         |  |     |     |

総6-1に係る参考情報

参考指標1「主要経済指標（実質成長率等）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/mitoshi.html>)

(出所) 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (令和4年1月17日閣議決定)

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。</p> <p>また、令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。</p> |
|----------------|---|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>令和4年度予算編成の基本方針（令和3年12月3日閣議決定）</p> <p>令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和4年1月17日閣議決定）</p> |
|---------------------------------|--|

|                                  |                             |
|----------------------------------|-----------------------------|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府） |
|----------------------------------|-----------------------------|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b> | <p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。</p> <p>また、令和2年度の累次の補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みました。</p> |
|---------------------------|--|

|              |                                     |                 |        |
|--------------|-------------------------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-------------------------------------|-----------------|--------|



## 政策目標 1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。</p> <p>経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>政 1-1-2 : 財政に関する広報活動</p> |
|----------------|--|

## 政策目標 1-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **B** 進展が大きくない

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評定の理由</b> | <p>(重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組)</p> <p>令和 4 年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(以下、「骨太の方針2021」といいます。)において、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるなど、財政健全化に向けた取組を進めてきました。</p> <p>令和 4 年度予算は、令和 3 年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、成長戦略として、「科学技術立国」の観点から、過去最高の科学技術振興費の確保や、分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善等に取り組むなど、メリハリの効いた予算配分としております。</p> <p>このように、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行ってきたものの、令和 2 年度と同様、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。</p> <p>(広報活動)</p> <p>予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。</p> <p>また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 3 年 9 月 29 日及び同年 10 月 19 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、施策 1-1-2 の評価は「s 目標達成」であるものの、施策 1-1-1 の評価が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」</p> |
|--------------|---|

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | としました。   |
| 政策<br>の<br>分<br>析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和4年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。</p> <p>令和4年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。</p> |
|                   | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <p>・ 予算編成支援システム</p> <p>国民への情報提供の質の向上という観点から、予算書決算書データの一部についてCSV形式での公開を行い、利便性の向上に努めました。また、引き続き、原則として一般競争（総合評価）による入札を実施し、調達における透明性及び競争性の確保に取り組むとともに、更なる運用コスト削減に向けた各種検討を行いました。（事業番号 0022（内閣官房））</p>  |
|                   | <p>・ 財政制度等に関する調査</p> <p>「調査に当たっては、調査内容の必要性を明確にするとともに、入札における競争性を確保し、効率的・効果的な予算執行に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、調査対象を精査し、質の向上を図るとともに、競争性を確保すべく、委託先業者の確保のため一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化や、十分な公告期間の確保などを検討しました。（事業番号新 21-0001）</p>  |
|                   | <p>・ 旅費等実態調査</p> <p>「調査に当たっては、調査内容の必要性を明確にするとともに、入札における競争性を確保し、効率的・効果的な予算執行に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札（最低価格落札方式）により委託先を決定することで競争性を確保するとともに、調査対象先数や調査項目を真に必要な部分に限定することで予算の効率的・効果的な執行に努めました。（事業番号新 21-0002）</p>  |
|                   |  |

|                  |   |   |     |
|------------------|---|---|-----|
| 施策               | 政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組                    |   |     |
|                  | [主要]政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施 |   |     |
| 測定指標<br>(定性的な指標) | 目標  | <p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標に向けて、2019年度から2021年度の3年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。</p> <p>「骨太の方針2021」では、これらの取組がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、2022年度から2024年度までの3年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとしています。</p> | 達成度 |

|                                    |  |     |
|------------------------------------|--|-----|
|                                    | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。</p>  |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由                    | <p>令和4年度予算については、「骨太の方針2021」において、2022年度から2024年度までの3年間について、基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、財政健全化に向けた取組を進めてきました。また、令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、成長戦略として、「科学技術立国」の観点から、過去最高の科学技術振興費の確保や、分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善等に取り組むなど、メリハリの効いた予算配分としております。</p> <p>このように、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行ってきており、歳出改革の取組も継続しているものの、令和2年度と同様、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、達成度は「△」としました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/01.pdf">https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/01.pdf</a>)</p> | △   |
| 政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映 |  |     |
| 目標                                 | <p>予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へのフィードバックするためです。</p>  | 達成度 |
| 実績及び目標の達成度の判定理由                    | <p>令和4年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本的見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/27.pdf">https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/27.pdf</a>)</p> <p>(<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai47/siryou2.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai47/siryou2.pdf</a>)</p>   | ○   |
| 政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応   |  |     |
| 目標                                 | <p>復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。</p>  | 達成度 |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 | (目標の設定の根拠)<br>東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。   |   |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | 令和4年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第2期復興・創生期間の2年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。   | ○ |
| 施策についての評定       | b 進展が大きくない  |   |
| 評定の理由           | <p>令和4年度予算については、これまでと同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるなど、財政健全化に向けた取組を進めてきました。加えて、令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、メリハリの効いた予算配分としております。このように、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行っており、また、歳出改革の取組を継続しているものの、令和2年度と同様、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、主要な測定指標である政1-1-1-B-1の達成度を「△」としております。</p> <p>測定指標政1-1-1-B-2、政1-1-1-B-3の達成度は「○」であるものの、主要な測定指標政1-1-1-B-1の達成度が「△」であり、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、当該施策の評定は「b 進展が大きくない」としました。</p> |   |

### 政1-1-1に係る参考情報

参考指標1「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標2）】

参考指標2「一般会計歳出の構成」

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/01.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/01.pdf)

参考指標3「一般会計歳出概算所管別内訳」

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/03.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/03.pdf)

参考指標4「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化①②）」

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/202204\\_kanryaku.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202204_kanryaku.pdf)

参考指標5「各予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/index.html)

## 社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

| 区 分                   | 令和3年度          | 4年度            | 増△減                     |
|-----------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 年金給付費                 | 127,005        | 127,641        | (0.5%)<br>636           |
| 医療給付費                 | 119,821        | 120,925        | (0.9%)<br>1,104         |
| 介護給付費                 | 34,662         | 35,803         | (3.3%)<br>1,141         |
| 少子化対策費                | 30,458         | 31,094         | (2.1%)<br>636           |
| 生活扶助等社会福祉費            | 40,665         | 41,759         | (2.7%)<br>1,093         |
| 保健衛生対策費               | 4,741          | 4,756          | (0.3%)<br>15            |
| 雇用労災対策費               | 991            | 758            | (△23.5%)<br>△233        |
| <b>社会保障関係費<br/>合計</b> | <b>358,343</b> | <b>362,735</b> | <b>(1.2%)<br/>4,393</b> |

(出所) 「令和4年度社会保障関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局厚生労働係)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/13.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/13.pdf))

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

## 文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

| 区 分        | 令和3年度  | 4年度    | 増△減             |
|------------|--------|--------|-----------------|
| 文教及び科学振興費  | 53,925 | 53,901 | (△0.0%)<br>△24  |
| (内訳)       |        |        |                 |
| 義務教育費国庫負担金 | 15,164 | 15,015 | (△1.0%)<br>△149 |
| 科学技術振興費    | 13,638 | 13,788 | (1.1%)<br>150   |
| 文教施設費      | 773    | 743    | (△3.9%)<br>△30  |
| 教育振興助成費    | 23,115 | 23,139 | (0.1%)<br>24    |
| 育英事業費      | 1,235  | 1,217  | (△1.4%)<br>△18  |

(出所) 「令和4年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和4年1月 財務省主計局、理財局)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/sy030118.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/sy030118.html))

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

## 公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

|     | 平成30年度 |     | 令和元年度  |     | 2年度    |     | 3年度    |     | 4年度    |      |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|------|
|     | 予算額    | 伸率  | 予算額    | 伸率  | 予算額    | 伸率  | 予算額    | 伸率  | 予算額    | 伸率   |
| 予算額 | 59,789 | 0.0 | 60,596 | 1.3 | 60,669 | 0.1 | 60,695 | 0.0 | 60,575 | △0.2 |

(出所)「令和4年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)  
([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/17.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/17.pdf))

(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

## 防衛関係予算の推移及び内訳

(単位：億円、%)

| 区分                   | 平成30年度 |      | 令和元年度  |       | 2年度    |       | 3年度    |      | 4年度    |       |
|----------------------|--------|------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-------|
|                      | 予算額    | 伸率   | 予算額    | 伸率    | 予算額    | 伸率    | 予算額    | 伸率   | 予算額    | 伸率    |
| 人件・糧食費               | 21,850 | 0.9  | 21,831 | △0.1  | 21,426 | △1.9  | 21,919 | 2.3  | 21,740 | △0.8  |
| 歳出化経費                | 18,898 | 0.7  | 19,371 | 2.5   | 20,066 | 3.6   | 20,378 | 1.6  | 20,573 | 1.0   |
| 一般物件費                | 11,163 | 3.2  | 10,864 | △2.7  | 11,133 | 2.5   | 11,125 | △0.1 | 11,692 | 5.1   |
| 防衛関係予算               | 51,911 | 1.3  | 52,066 | 0.3   | 52,625 | 1.1   | 53,422 | 1.5  | 54,005 | 1.1   |
| SACO関係経費             | 51     | 80.6 | 256    | 404.2 | 138    | △46.1 | 144    | 4.3  | 137    | △4.8  |
| 米軍再編関係経費<br>(地元負担軽減) | 2,161  | 7.5  | 1,679  | △22.3 | 1,799  | 7.2   | 2,044  | 13.6 | 2,080  | 1.8   |
| 政府専用機関係経費            | 312    | 44.0 | 62     | △80.2 | 0      | △99.5 | 0      | △0.5 | 0      | △75.0 |
| その他                  | 49,388 | 0.8  | 50,070 | 1.4   | 50,688 | 1.2   | 51,235 | 1.1  | 51,788 | 1.1   |

(出所)「令和4年度防衛関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局防衛係)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/19.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/19.pdf))

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

(注4) 「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

(注5) 令和3年度は187億円、令和4年度は318億円のデジタル庁計上分を含む。

## 中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

|     | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 4年度   |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,771  | 1,740 | 1,723 | 1,745 | 1,713 |
| 伸率  | △2.2   | △1.8  | △1.0  | 1.3   | △1.9  |

(出所)「令和4年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(令和3年12月 主計局経済産業係)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/07.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/07.pdf))

(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

| 区 分             | 令和3年度  | 4年度              | 増△減           |
|-----------------|--------|------------------|---------------|
| 農 林 水 産 関 係 予 算 | 22,853 | 22,777           | (△0.3)<br>△76 |
| 公 共 事 業         | 6,978  | <30.6><br>6,981  | (0.0)<br>3    |
| 非 公 共 事 業       | 15,875 | <69.4><br>15,796 | (△0.5)<br>△79 |
| 農 業 関 係 予 算     | 17,151 | 17,135           | △16           |
| 林 業 関 係 予 算     | 3,025  | 2,977            | △48           |
| 水 産 業 関 係 予 算   | 1,870  | 1,881            | 11            |
| 農山漁村地域整備交付金     | 807    | 784              | △23           |

(出所)「令和4年度農林水産関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局農林水産係)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/15.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/15.pdf))

(注1) 予算額上段の( )書きは対前年度増△減率、< >書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載しているが、令和3年度は、4年度との比較対照のため、情報システム関係予算を除いた計数を記載している。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

|       | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 4年度   |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 予 算 額 | 9,186  | 9,104 | 9,008 | 8,891 | 8,756 |
| 伸 率   | △4.7   | △0.9  | △1.1  | △1.3  | △1.5  |

(出所)「令和4年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和4年1月 財務省主計局、理財局)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/sy030118.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/sy030118.html))

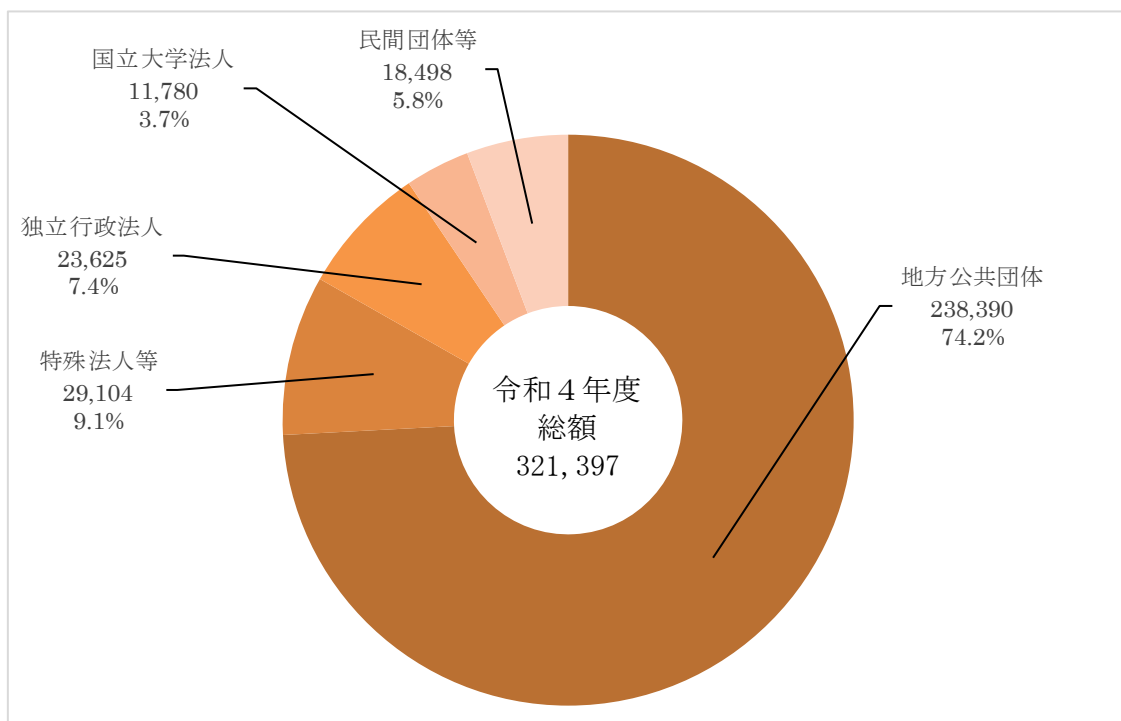
(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

参考指標6「補助金等の内訳(交付先別、主要経費別)」

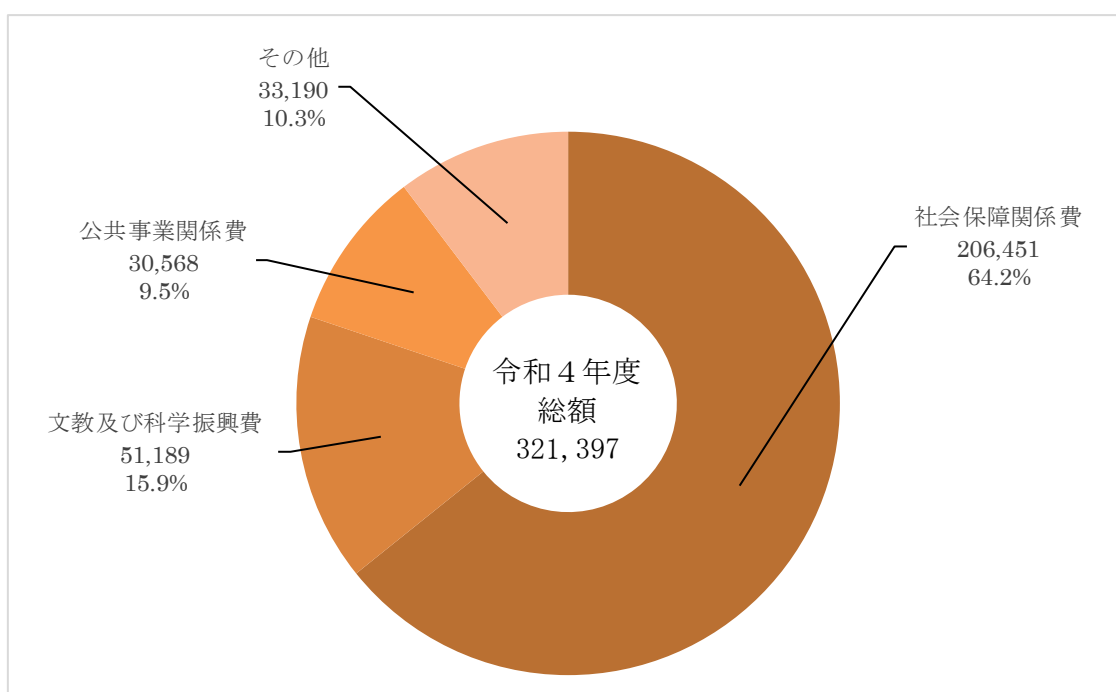
(単位：億円、%)

補助金等の交付先別概要(一般会計)



| 交付先    | 平成30年度  |       | 令和元年度   |      | 2年度     |       | 3年度     |        | 4年度     |     |
|--------|---------|-------|---------|------|---------|-------|---------|--------|---------|-----|
|        | 予算額     | 伸率    | 予算額     | 伸率   | 予算額     | 伸率    | 予算額     | 伸率     | 予算額     | 伸率  |
| 地方公共団体 | 224,737 | 1.4   | 237,729 | 5.9  | 241,687 | 1.7   | 236,124 | △ 2.3  | 238,390 | 1.0 |
| 特殊法人等  | 27,328  | 1.5   | 27,520  | 0.7  | 29,211  | 6.1   | 28,944  | △ 0.9  | 29,104  | 0.6 |
| 独立行政法人 | 20,976  | 0.8   | 21,734  | 3.6  | 24,051  | 10.7  | 23,527  | △ 2.2  | 23,625  | 0.4 |
| 国立大学法人 | 11,585  | △ 0.3 | 12,466  | 7.6  | 12,202  | △ 2.1 | 11,724  | △ 3.9  | 11,780  | 0.5 |
| 民間団体等  | 17,115  | △ 6.1 | 22,378  | 30.7 | 24,597  | 9.9   | 17,863  | △ 27.4 | 18,498  | 3.9 |
| 合計     | 301,742 | 0.8   | 321,827 | 6.7  | 331,749 | 3.1   | 318,182 | △ 4.1  | 321,397 | 1.0 |

### 補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



| 事項        | 平成30年度  |       | 令和元年度   |      | 2年度     |       | 3年度     |        | 4年度     |       |
|-----------|---------|-------|---------|------|---------|-------|---------|--------|---------|-------|
|           | 予算額     | 伸率    | 予算額     | 伸率   | 予算額     | 伸率    | 予算額     | 伸率     | 予算額     | 伸率    |
| 社会保障関係費   | 188,714 | 1.3   | 193,878 | 2.7  | 204,884 | 5.4   | 202,617 | △ 0.5  | 206,451 | 1.9   |
| 文教及び科学振興費 | 51,014  | △ 0.1 | 53,318  | 4.8  | 52,398  | △ 1.5 | 51,149  | △ 2.4  | 51,189  | 0.1   |
| 公共事業関係費   | 30,212  | 0.7   | 34,804  | 15.2 | 34,462  | △ 1.0 | 30,511  | △ 11.5 | 30,568  | 0.2   |
| その他       | 31,802  | △ 0.2 | 39,827  | 25.3 | 40,005  | 1.9   | 33,905  | △ 17.7 | 33,190  | △ 2.0 |
| 合計        | 301,742 | 0.8   | 321,827 | 6.7  | 331,749 | 3.1   | 318,182 | △ 4.1  | 321,397 | 1.0   |

（出所）主計局調整係調

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

（注2）予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

（注3）令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

（注4）各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。



参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

(単位：件、億円)

| 区分<br>年度 | 新規         |              | 合理化廃止 ア |        | 合理化減額 イ |        | 補助率<br>引下げ<br>件数ウ | 統合・メニュー化件数 |     |    | 終<br>期<br>設<br>定<br>件数オ | 定員削減力 |    | その他<br>件数<br>キ | 合 計       |             |
|----------|------------|--------------|---------|--------|---------|--------|-------------------|------------|-----|----|-------------------------|-------|----|----------------|-----------|-------------|
|          | 件数         | 金額           | 件数      | 金額     | 件数      | 金額     |                   | 統合前エ       | 統合後 | 差引 |                         | 件数    | 金額 |                | 件数<br>ア～キ | 金額<br>ア～イ+ウ |
| 平成28     | (1)<br>167 | (8)<br>3,021 | 149     | 2,130  | 657     | 5,347  | 4                 | 7          | 6   | 1  | 306                     | 6     | 1  | 30             | 1,159     | 7,478       |
| 29       | 199        | 1,657        | 82      | 1,679  | 632     | 3,249  | 2                 | 11         | 10  | 1  | 327                     | 6     | 1  | 31             | 1,091     | 4,929       |
| 30       | 221        | 2,409        | 100     | 713    | 622     | 3,377  | 1                 | 22         | 22  | 0  | 357                     | 5     | 1  | 42             | 1,149     | 4,090       |
| 令和元      | 284        | 44,085       | 118     | 35,079 | 603     | 3,040  | 3                 | 21         | 13  | 8  | 338                     | 10    | 3  | 34             | 1,127     | 38,122      |
| 2        | 312        | 11,804       | 112     | 1,104  | 717     | 10,067 | 2                 | 0          | 0   | 0  | 269                     | 6     | 1  | 32             | 1,138     | 11,173      |
| 3        | 223        | 1,995        | 78      | 2,315  | 723     | 11,001 | 0                 | 1          | 1   | 0  | 294                     | 7     | 2  | 42             | 1,145     | 13,317      |
| 4        | 254        | 2,424        | 108     | 659    | 785     | 3,630  | 1                 | 0          | 0   | 0  | 351                     | 8     | 3  | 40             | 1,293     | 4,291       |

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注4) 上段( )は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」等に基づき新たに設立された独立行政法人に対する運営費交付金等を指し、外書である。

(注5) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

参考指標 8 「コロナ禍に編成された令和3年度補正予算(第1号)の概要」【再掲(総1-1:参考指標9)】

参考指標 9 「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」【再掲(総1-1:参考指標10)】

|  |   |        |                   |        |          |          |          |     |
|--|---|--------|-------------------|--------|----------|----------|----------|-----|
| 施策   | 政1-1-2: 財政に関する広報活動  |        |                   |        |          |          |          |     |
|  | 政1-1-2-A-1: 各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可<br>能化 |        |                   |        |          |          |          |     |
|  | 年度  |        | 平成29年度            | 30年度   | 令和元年度    | 2年度      | 3年度      | 達成度 |
|  | 目標値   | 概算要求書等 | 速やかに閲覧できるようにする    |        | 10月10日前後 | 11月10日前後 | 9月末日     | ○   |
|  |   | 政策評価調書 | (平成30年度までは定性的な目標) |        | 10月末日    | 11月10日前後 | 10月20日前後 |     |
|  | 実績値   | 概算要求書等 | 速やかに閲覧できるようにし     |        | 10月9日    | 11月9日    | 9月29日    |     |
| 政策評価調書   |   | た      |                   | 10月30日 | 11月9日    | 10月19日   |          |     |
| (出所) 主計局総務課及び司計課調<br>(目標値の設定の根拠)<br>財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績等を参考に目標値を設定しました。<br><br>(目標の達成度の判定理由)<br>目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和3年9月29日及び同年10月19日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。 |   |        |                   |        |          |          |          |     |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況   |   |
|                  | 目標   | 積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を実施します。<br>(目標の設定の根拠)<br>財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めってもらうためです。 |
|                  | 実績及び目標の達成度の判定理由  | 財政に関するパンフレットの作成・配布・電子書籍化やオンラインも活用した説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。  |
| 施策についての評定        |  | s 目標達成  |
| 評定の理由            | <p>各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和3年9月29日及び同年10月19日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。</p> <p>また、財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、令和3年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。(実施回数：237回)</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |

## 政1-1-2に係る参考情報

### 参考指標1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数 (単位：件)

|                                | 令和3年度   |
|--------------------------------|---------|
| 財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数 | 101,856 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ  
(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html>) へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

|         |  |
|---------|--|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。</p> <p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用を努めます。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。</p> |
|---------|--|

財務省政策評価懇談会における意見

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |             | 令和元年度       | 2 年度        | 3 年度     | 4 年度     |
|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算        | 4, 112, 805 | 363, 260    | 419, 603 | 420, 645 |
|            |                   | 補正予算        | △14         | △115        | —        |          |
|            |                   | 繰越等         | —           | 1, 994, 476 | N. A.    |          |
|            |                   | 合 計         | 4, 112, 791 | 2, 357, 621 | N. A.    |          |
| 執行額 (千円)   |                   | 3, 988, 566 | 2, 268, 153 | N. A.       |          |          |

(概要)

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

(注1) 令和2年度以降の予算額のうち、「予算編成支援システム」に係る経費については、令和2年度及び令和3年度は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

(注2) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

|  |   |
|--|---|
| <b>政策目標に係る<br/>施政方針演説等内閣<br/>の主な重要政策</b> | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日)</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説(令和4年1月17日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>令和4年度予算編成の基本方針(令和3年12月3日閣議決定)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 我が国の財政状況：予算書、「令和4年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料(令和4年4月)」(財務省)等 |
|--|---|

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>令和4年度予算編成に当たっては、「新経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。</p> <p>広報活動については、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等で講義や説明をオンラインも活用して行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、電子書籍等多様な媒体により積極的に行いました。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|--|

|              |                                  |                 |        |
|--------------|----------------------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当)) | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|----------------------------------|-----------------|--------|

## 政策目標 1-2 : 必要な歳入の確保

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>健全な財政を確保するためには、財政需要については、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。</p> <p>このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていきます。</p> <p>次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）<br/>政 1-2-1 : 必要な歳入の確保等</p> |
|----------------|---|

## 政策目標 1-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **B** 進展が大きくない

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評価の理由</b> | <p>令和4年度予算編成において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を、65.2兆円と見込んでいます。また、できる限りの税外収入の確保にも努めました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響やそれに対する対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>施策 1-2-1 の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p> |
|--------------|--|

|              |  |
|--------------|--|
| <b>政策の分析</b> | (必要性・有効性・効率性等)   |
|              | 「令和4年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。  |
|              | <p>税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制することは、健全な財政を確保していくうえで、有効な取組です。</p> <p>また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。</p> |

|                          |                                  |  |
|--------------------------|----------------------------------|--|
| <b>施策</b>                | <b>政1-2-1：必要な歳入の確保等</b>          |  |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上 |  |
|                          | <b>目標</b>                        | <p>税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。</p>   |
|                          | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>           | <p>令和4年度予算編成において、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計税収を65.2兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出することに加え、財務省ウェブサイトを活用し、その公開に努めたところで</p> <p>( <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR4a.pdf">https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR4a.pdf</a> )</p> <p>さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保(5.4兆円)に努めました。</p> <p>一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、達成度は「△」としました。</p> |
| <b>施策についての評定</b>         | b 進展が大きくない                       |  |

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>令和4年度予算編成において、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を適時適切に開示することを通じ、国民への説明責任の向上に努めました。「その他収入」についても、適切な見積りのもと、可能な限りその確保に努めました。</p> <p>一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保についても大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>測定指標が「△」であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響等を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。</p> |
|--------------|--|

**政1-2-1に係る参考情報**

**参考指標1：一般会計税収の推移**

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm))

**参考指標2：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】**

**参考指標3：歳入（一般会計）構成の推移**

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal\\_condition/basic\\_data/202204/sy202204b.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202204/sy202204b.pdf))

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。</p> |
|----------------|--|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

|  |  |
|--|--|
| <b>政策目標に関係する<br/>施政方針演説等内閣<br/>の主な重要政策</b> | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）</p> <p>令和4年度予算編成の基本方針（令和3年12月3日閣議決定）</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | <p>日本の財政状況：「令和4年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）</p> |
|--|---|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めました。</p> |
|--------------------------------|---|

|              |                   |                 |        |
|--------------|-------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 主計局（総務課）、主税局（総務課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-------------------|-----------------|--------|

## 政策目標 1-3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。</p> <p>また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実<br/> 政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保<br/> 政1-3-3 : 予算執行調査の実施<br/> 政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</p> |
|----------------|---|

## 政策目標 1-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評価の理由</b> | <p>(予算執行に関する情報開示の充実)</p> <p>各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。</p> <p>(円滑かつ効率的な予算執行の確保)</p> <p>予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。また、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による繰越手続の弾力的対応を行いました。</p> <p>(予算執行調査の実施)</p> <p>令和3年度予算執行調査においては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。</p> <p>(各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和2年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。</p> <p>全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
|--------------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。</p> <p>予算執行調査の実施については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、その調査結果を令和4年度予算に的確に反映しています。</p> <p>また、繰越事務手続については、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等について、事故繰越事務手続を簡素化し、弾力的な対応を行うことなどにより、事務手続の効率化や予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。</p> |
|              | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官庁会計システム（歳入金電子納付システムを含む）</li> </ul> <p>本システムは、令和4年1月にシステムのクラウド化等を実施した更改により、運用経費の3割削減（平成25年度比）を達成しました。（事業番号0020（内閣官房））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム</li> </ul> <p>本システムは、令和2年4月から設計開発を開始し、令和4年1月に運用を開始しました。（事業番号0021（内閣官房））</p>  |

|                     |   |  |            |
|---------------------|---|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実</b>   |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要] 政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認   |  |            |
|                     | <b>目標</b>   | <p>各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。</p> | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>  | <p>予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。</p>  | ○          |
| <b>施策についての評定</b>    | s 目標達成  |  |            |
| <b>評定の理由</b>        | <p>各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |            |

政1-3-1に係る参考情報

参考指標1 各府省の予算執行情報ポータルサイト

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm>)



|                          |   |  |            |
|--------------------------|---|--|------------|
| <b>施策</b>                | <b>政 1 - 3 - 2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保</b>  |  |            |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要] 政1-3-2-B-1 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組  |  |            |
|                          | <b>目標</b>   | 法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。  | <b>達成度</b> |
|                          | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>  | 予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。<br>被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。<br>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等に係る事故繰越事務手続を簡素化し、弾力的な対応を行いました。<br>以上のことから、達成度は「○」としました。 |            |
| <b>施策についての評価</b>         | s 目標達成  |  |            |
| <b>評価の理由</b>             | 予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化等を行いました。<br>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 |  |            |

|                          |                                |  |            |
|--------------------------|--------------------------------|--|------------|
| <b>施策</b>                | <b>政 1 - 3 - 3 : 予算執行調査の実施</b> |  |            |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要] 政1-3-3-B-1 : 予算執行調査の実施    |  |            |
|                          | <b>目標</b>                      | 予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。  | <b>達成度</b> |
|                          | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>         | 令和3年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、調査の質の向上を図りつつ、39件の予算執行調査を実施しました(参考指標1参照)。<br>また、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。<br>( <a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/hanei/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/hanei/index.html</a> ) |            |
| <b>施策についての評価</b>         | s 目標達成                         |  |            |

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |
|--------------|--|

### 政 1 - 3 - 3 に係る参考情報

#### 参考指標 1 予算執行調査の実施件数及び反映額

(単位：件、億円)

| 調査年度       | 平成 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 |
|------------|----------|-------|-------|------|------|
| 調査件数       | 52       | 45    | 44    | 37   | 39   |
| 翌年度予算への反映額 | 260      | 277   | 110   | 26   | 90   |
|            | —        | —     | —     | —    | —    |

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

#### 参考指標 2 調査結果 (令和 3 年 6 月)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2021/sy0306/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/sy0306/index.html))

#### 参考指標 3 調査結果 (令和 3 年 9 月)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2021/sy0309/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/sy0309/index.html))

#### 参考指標 4 調査結果 (令和 4 年 1 月)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2021/sy0401/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/sy0401/index.html))

#### 参考指標 5 反映状況 (令和 4 年 1 月)

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2021/hanei/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/hanei/index.html))

|                        |   |            |
|------------------------|---|------------|
| <b>施策</b>              | <b>政 1 - 3 - 4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</b>   |            |
| <b>測定指標 (定性的な指標)</b>   | [主要] 政1-3-4-B-1 : 予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施  |            |
| <b>目標</b>              | <p>文書による要請及び会議・研修を実施します。</p> <p>また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)<br/>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。</p>   | <b>達成度</b> |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b> | <p>補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました（参考指標 2 参照）。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が令和 2 年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20220331_tokei.pdf">https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20220331_tokei.pdf</a>)</p> | ○          |

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成  |
| <b>評価の理由</b>     | <p>文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和2年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

### 政1-3-4に係る参考情報

#### 参考指標1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

| 事 項 別                            | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 |
|----------------------------------|--------|------|------|-------|-----|
| A. 不当事項                          | 333    | 292  | 254  | 205   | 157 |
| B. 意見表示又は処置要求事項                  | 28     | 28   | 27   | 14    | 15  |
| C. 会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項(処置済事項) | 47     | 39   | 44   | 22    | 20  |
| D. 特に掲記を要すると認められた事項              | 1      | 0    | 0    | 0     | 0   |

(出所) 主計局司計課調

#### 参考指標2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

| 研 修 名<br>(対象職員)                     | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------------------------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 会計事務職員研修<br>(各府省庁等、都道府県)            | 97     | 95   | 85    | —   | 88  |
|                                     | 107    | 100  | 88    | 100 | 99  |
| 政府関係法人会計事務職員研修<br>(政府関係法人)          | 121    | 113  | 111   | 110 | 124 |
| 会計事務職員契約管理研修<br>(各府省庁等、都道府県、政府関係法人) | 77     | 83   | 71    | —   | 98  |
| 予算担当職員初任者研修<br>(各府省庁等)              | 125    | 128  | 133   | —   | 159 |
| 会計監査事務職員研修<br>(各府省庁等)               | 80     | 94   | —     | 129 | 111 |

(出所) 会計センター研修部調

(注1) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

(注2) 令和元年度の会計監査事務職員研修、令和2年度の会計事務職員研修(春季)、会計事務職員契約管理研修及び予算担当職員初任者研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。</p> <p>予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。</p> <p>また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|--|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |      | 令和元年度     | 2 年度      | 3 年度      | 4 年度    |         |
|------------|-------------------|------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算 |           | 8,793,567 | 624,526   | 612,068 | 603,447 |
|            |                   | 補正予算 |           | —         | —         | △18,704 | /       |
|            |                   | 繰越等  |           | —         | 8,627,304 | N. A.   |         |
|            |                   | 合 計  |           | 8,793,567 | 9,251,830 | N. A.   |         |
| 執行額 (千円)   |                   |      | 7,356,955 | 8,982,229 | N. A.     |         |         |

(概要)

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

(注1) 「官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)」の令和2年度及び令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」の令和2年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注2) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | 行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について(平成25年6月28日閣議決定) |
|----------------------------------|---|

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 該当なし |
|----------------------------------|------|

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b> | <p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、行政経費等調査に</p> |
|---------------------------|---|

|  |  |
|--|--|
|  | 関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、より深度のある調査を実施しました。 |
|--|--|

|              |                         |                 |        |
|--------------|-------------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 主計局（司計課、総務課、法規課）、会計センター | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-------------------------|-----------------|--------|

## 政策目標 1-4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>国の決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」(昭和22年法律第34号)、「会計法」(昭和22年法律第35号)等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。</p> <p>このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や予算執行への反映に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告</p> <p>政 1-4-2 : 令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出</p> |
|----------------|--|

## 政策目標 1-4 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>(予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告)</p> <p>予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、令和2年度決算概要は、令和3年7月30日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>(令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出)</p> <p>平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、令和2年度歳入歳出決算については、令和3年9月3日に会計検査院へ送付し、同年12月6日に国会に提出しました。</p> <p>全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。</p> <p>令和2年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和4年度予算等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。</p> <p>なお、令和2年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。</p>  |

| 施策  | 政 1 - 4 - 1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告  |          |      |       |      |      |      |   |
|---|--|----------|------|-------|------|------|------|---|
| 測定指標<br>(定量的な指標)  | [主要]政1-4-1-A-1: 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況  |          |      |       |      |      |      |   |
|   | 年度   | 平成29年度   | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  | 達成度  |   |
|   | 目標値  | 予算使用の状況  | 5回   | 5回    | 5回   | 5回   | 5回   | ○ |
|   |  | 国庫歳入歳出状況 | 15回  | 15回   | 15回  | 15回  | 15回  | ○ |
|   |  | 決算概要     | 1回   | 1回    | 1回   | 1回   | 1回   | ○ |
|   | 実績値  | 全て達成     | 全て達成 | 全て達成  | 全て達成 | 全て達成 | 全て達成 |   |
| <p>(出所) 主計局司計課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。</p> <p>※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。</p> |  |          |      |       |      |      |      |   |
| 施策についての評定   | s 目標達成   |          |      |       |      |      |      |   |
| 評定の理由   | <p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |          |      |       |      |      |      |   |

## 政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

### 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「令和3年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち令和元年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載  
([https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46\\_report/fy2021/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46_report/fy2021/index.html))
- (2) 「予算使用の状況（財務省調査）」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載  
([https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget\\_use/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget_use/index.htm))
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載  
([https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue\\_and\\_expenditure/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm))

- (4) 「令和2年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/account/fy2020/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/index.html)
- (5) 「令和2年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/account/fy2020/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/index.html)
- (6) 「令和2年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/account/fy2020/ke0312.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/ke0312.html)
- (7) 「令和2年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載  
<https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010br2a.html>
- (8) 「令和2年度決算の説明」：ウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/account/fy2020/ke\\_setsumei02.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/ke_setsumei02.html)
- (注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなり、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

|  |  |                    |                  |                   |                |                |     |
|--|--|--------------------|------------------|-------------------|----------------|----------------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | <b>施策 政1-4-2：令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出</b>  |                    |                  |                   |                |                |     |
|  | 政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日   |                    |                  |                   |                |                |     |
|  | 年度   | 平成29年度<br>(28年度決算) | 30年度<br>(29年度決算) | 令和元年度<br>(30年度決算) | 2年度<br>(元年度決算) | 3年度<br>(2年度決算) | 達成度 |
|  | 目標値  | 29.9月初旬            | 30.9月初旬          | 元.9月初旬            | 2.9月初旬         | 3.9月初旬         | ○   |
|  | 実績値  | 29.9.1             | 30.9.4           | 元.9.3             | 2.9.4          | 3.9.3          |     |
|  | (出所) 主計局司計課調<br>(目標値の設定の根拠)<br>平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。 |                    |                  |                   |                |                |     |
|  | (目標の達成度の判定理由)<br>令和2年度歳入歳出決算については、令和3年9月3日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。                  |                    |                  |                   |                |                |     |
|  | [主要] 政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日   |                    |                  |                   |                |                |     |
|  | 年度   | 平成29年度<br>(28年度決算) | 30年度<br>(29年度決算) | 令和元年度<br>(30年度決算) | 2年度<br>(元年度決算) | 3年度<br>(2年度決算) | 達成度 |
|  | 目標値  | 29.11.20前後         | 30.11.20前後       | 元.11.20前後         | 2.11.20前後      | 3.11.20前後      | ○   |
| 実績値  | 29.11.21   | 30.11.20           | 元.11.19          | 2.11.20           | 3.12.6         |                |     |
| (出所) 主計局司計課調<br>(目標値の設定の根拠)<br>平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。                            |  |                    |                  |                   |                |                |     |
| (目標の達成度の判定理由)<br>令和2年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和3年11月に国会提出ができ |  |                    |                  |                   |                |                |     |



|                                  |   |                 |        |
|----------------------------------|---|-----------------|--------|
|                                  | <p>なかったことから、令和3年12月6日の臨時国会召集日に提出しました。そのため達成度は「○」としました。</p>  |                 |        |
| <b>施策についての評価</b>                 | s 目標達成  |                 |        |
| <b>評価の理由</b>                     | <p>令和2年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和3年11月に国会提出ができなかったことから、令和3年12月6日の臨時国会召集日に提出しました。</p> <p>また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、各主要経費における事項別の5箇年間の執行状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |                 |        |
| <b>評価結果の反映</b>                   | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和3年度歳入歳出決算については、令和2年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和4年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。</p>   |                 |        |
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>          |   |                 |        |
| <b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>  | 該当なし  |                 |        |
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 該当なし  |                 |        |
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>        | <p>近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。</p> <p>令和2年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付し、昨年引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるように必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和3年11月に国会提出ができなかったことから、令和3年12月6日の臨時国会召集日に提出しました。</p>  |                 |        |
| <b>担当部局名</b>                     | 主計局（司計課）  | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |

**政策目標 1-5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行**

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。</p> <p>このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。</p> <p>また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革</p> |
|----------------|--|

**政策目標 1-5 についての評価結果**

**政策目標についての評価** A 相当程度進展あり

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>「令和4年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準としつつ、国と地方の折半により負担を行ってきた地方の財源不足を解消し、臨時財政対策債の発行を縮減するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）に沿って適切に事務を遂行しています。</p> <p>一方で、これまでに累積した臨時財政対策債の残高や交付税及び譲与税配付金特別会計（以下、「交付税特会」といいます。）の借入金残高が引き続き多額に上ることから、その圧縮努力を継続する必要があります。</p> <p>施策1-5-1の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p> |
| <b>政策の分析</b> | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2021」をはじめとする政府の方針に沿った「令和4年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。</p> <p>国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記の通り効率的に取り組んでいます。</p>   |

|                          |   |  |            |
|--------------------------|---|--|------------|
| <b>施策</b>                | <b>政 1 - 5 - 1 : 地方の歳入面・歳出面の改革</b>  |  |            |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要]政1-5-1-B-1: 地方の歳入面・歳出面の改革   |  |            |
|                          | <b>目 標</b>  | 国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。   | <b>達成度</b> |
|                          |   | (目標の設定の根拠)<br>「骨太の方針2021」に、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としているほか、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と定められているためです。 |            |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | 「令和4年度地方財政計画」において、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保し、また、税収が伸びる中で地方の歳出規律を維持すること等により、国・地方の折半対象財源不足を解消するなど、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。   |  | ○          |
| <b>施策についての評定</b>         | a 相当程度進展あり  |  |            |
| <b>評定の理由</b>             | <p>「令和4年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、引き続き臨時財政対策債や交付税特会の借入金の残高の圧縮努力の必要性が残る状況であるとともに、新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |  |            |

### 政 1 - 5 - 1 に係る参考情報

#### 参考指標 1 : 令和 4 年度地方財政計画 (通常収支分)

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000785018.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000785018.pdf) 16P )

#### 参考指標 2 : 地方向け補助金等の全体像

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/26.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/26.pdf))

#### 参考指標 3 : 地方の一般財源総額について

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000785018.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000785018.pdf) 2P )

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | 国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。 |
|----------------|---|

|                           |  |          |        |
|---------------------------|--|----------|--------|
| 財務省政策評価懇談会における意見          |  |          |        |
| 政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策  | 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）<br>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）<br>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）<br>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）<br>令和4年度予算編成の基本方針（令和3年12月3日閣議決定） |          |        |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 我が国の地方財政状況：「令和4年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全体像」（財務省）  |          |        |
| 前年度政策評価結果の政策への反映状況        | 国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。   |          |        |
| 担当部局名                     | 主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））  | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |

## 政策目標 1-6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。</p> <p>また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。令和3年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等</p> |
|----------------|--|

## 政策目標 1-6 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評定の理由</b> | <p>国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和2年度決算分を令和4年1月25日に財務省ウェブサイト等で公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しました。</p> <p>特別会計財務書類については、令和2年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(令和4年1月25日)。</p> <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されました。</p> <p>施策1-6-1の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>   |
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。</p> <p>発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック(資産・負債)やフロー(業務費用・財源)といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。</p> <p>財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和3年度内に公表しています(令和4年1月)。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。</p> |

|                     |  |  |                 |                  |               |               |     |
|---------------------|--|--|-----------------|------------------|---------------|---------------|-----|
| <b>施策</b>           | <b>政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等</b>   |  |                 |                  |               |               |     |
| <b>測定指標(定量的な指標)</b> | [主要]政1-6-1-A-1: 国の財務書類(一般会計・特別会計)の公表日  |  |                 |                  |               |               |     |
|                     | 年度   | 平成29年度<br>(28年度分)  | 30年度<br>(29年度分) | 令和元年度<br>(30年度分) | 2年度<br>(元年度分) | 3年度<br>(2年度分) | 達成度 |
|                     | 目標値  | 30年1月下旬  | 31年1月下旬         | 2年1月下旬           | 3年1月下旬        | 4年1月下旬        | ○   |
|                     | 実績値  | 30.1.30  | 31.1.29         | 2.1.31           | 3.1.29        | 4.1.25        |     |
|                     | (出所) 主計局法規課調<br>(目標値の設定の根拠)<br>「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。<br><br>(目標の達成度の判定理由)<br>令和4年1月下旬とした目標値のとおり、令和4年1月25日に公表したことから、達成度は「○」としました。 |  |                 |                  |               |               |     |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b> | <b>政1-6-1-B-1: 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表</b>  |  |                 |                  |               |               |     |
|                     | 目標   | 国の財務書類のポイント(パンフレット)やその要旨を記載した骨子(リーフレット)において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>「財務書類等の一層の活用に向けて」(平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会)等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。 |                 |                  |               | 達成度           |     |
|                     | 実績及び目標の達成度の判定理由  | 国の財務書類のポイント(パンフレット)に解説項目を追加するなど内容を充実させたほか、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。<br>また、骨子(リーフレット)については、令和3年度(令和2年度決算分)から作成・公表を取りやめ、国の財務書類のポイント(パンフレット)に組み入れました。         |                 |                  |               | ○             |     |
| <b>施策についての評価</b>    |  | s 目標達成   |                 |                  |               |               |     |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <b>評<br/>定<br/>の<br/>理<br/>由</b> | <p>国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月下旬の公表を目標とし、令和2年度決算分を令和4年1月25日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しています。</p> |
|                                  | <p>特別会計財務書類については、令和元年度決算分に引き続き、令和2年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和4年1月25日）。</p>   |
|                                  | <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されたところです。</p>   |
|                                  | <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>  |

政1-6-1に係る参考情報

参考指標1：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和2年度分）

| 日付            | 種 類            | 備 考                                    |
|---------------|----------------|--|
| 令和4年<br>1月25日 | 国の財務書類（令和2年度分） | 説明資料もあわせて作成・公表                         |
|               | 令和2年度特別会計財務書類  | 「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出 |
|               | 令和2年度省庁別財務書類   | 各府省において、同日に公表                          |

（出所）主計局法規課公会計室調

|  |   |
|--|---|
| <b>評<br/>価<br/>結<br/>果<br/>の<br/>反<br/>映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p>  |
|  | <p>令和3年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和5年1月に公表します。更に省庁別財務書類等についても、各府省よりの的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。</p> |
|  | <p>また、令和5年度の予算要求については、令和4年度決算分の国の財務書類の令和6年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。</p>           |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| <b>政策目標に係る予算額</b> | 区 分               |        | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 4年度    |
|-------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算   | 12,057 | 12,370 | 12,958 | 12,386 |
|                   |                   | 補正予算   | —      | —      | —      | /      |
|                   |                   | 繰越等    | —      | —      | N. A.  |        |
|                   |                   | 合 計    | 12,057 | 12,370 | N. A.  |        |
| 執行額（千円）           | 11,880            | 10,758 | N. A.  |        |        |        |

（概要）

国の財務書類の作成・公表等

(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

**政策目標に関する  
施政方針演説等内閣  
の主な重要政策**

該当なし

**政策評価を行う過程  
において使用した資  
料その他の情報**

該当なし

**前年度政策評価結果  
の政策への反映状況**

国の財務書類については、令和元年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。

また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。

令和4年度の予算要求については、令和3年度決算分の国の財務書類の令和5年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。

**担当部局名** 主計局（法規課）

**政策評価実施時期**

令和4年6月



**政策目標 2-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実**

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>経済の好循環を確実なものとするため、令和3年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標2において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。</p> <p>併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政2-1-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討</p> <p>政2-1-2 : 税制についての広報の充実</p> |
|----------------|---|

**政策目標 2-1 についての評価結果**

**政策目標についての評定** S 目標達成

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>令和3年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。</p> <p>令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に成立しました。</p> <p>施策2-1-1、2-1-2の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
|--------------|--|

|              |   |
|--------------|---|
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>令和4年度税制改正は、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>  |
|              | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国の税制に関する調査</li> </ul> <p>「調査結果について更なる有効活用に努めるとともに、入札における透明性・競争性の確保に向けて、仕様書等の改善に努める。」との令和3年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ、関係部局とも密に協議をしたうえで調査分野を選定するように努めました。また、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化を通じた調査の質の向上等の取組を徹底しました。加えて、一者応札や入札不調を防ぐべく、委託先となり得る業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の設定を行い、更なる経費の効率化に努めました。(事業番号0001)</p> |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| <b>施策</b>           | 政2-1-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討 |   |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b> | [主要]政2-1-1-B-1：令和3年度税制改正の着実な実施と令和4年度税制改正の検討                          |   |
|                     | <b>目標</b>  | <p>令和3年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和4年度税制改正の内容を検討していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。</p>  |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>令和3年度税制改正の内容については、例年取り組んでいるパンフレットの作成・配布のほか、本年は、初めて解説動画も作成し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開し、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSを通じて積極的に情報提供を行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、より詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。</p> <p>税制調査会において、内閣総理大臣からの新たな諮問(令和3年11月12日)も踏まえ、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等についての議論を行いました。また、納税環境整備に関する専門家会合では、記帳水準の向上について外部有識者からのヒアリングを行ったほか、記帳の状況などに関する税務執行上の課題や、プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールについて議論を行い、納税環境に関する今後の議論の方向性について論点を整理しました。</p> <p>更に、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題については、令和3年10月8</p> |
|                     | <b>達成度</b>   | ○   |

|                         |  |   |  |
|-------------------------|--|---|--|
|                         |  | <p>日、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2つの柱（第1の柱：市場国への新たな課税権の配分、第2の柱：グローバル・ミニマム課税）による解決策が合意されました。我が国としても、こうした国際的な議論に積極的に貢献しました。</p> <p>令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に成立しました。</p> <p>以上を踏まえ、達成度は「○」としました。</p> |  |
| <p><b>施策についての評定</b></p> | <p>s 目標達成</p>  |   |  |
| <p><b>評定の理由</b></p>     | <p>令和3年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |  |

## 政2-1-1に係る参考情報

### 参考指標1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm#a04](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a04))

### 参考指標2：国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j01.htm#a03](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03))

### 参考指標3：税制改正（内国税関係）による増減収見込額

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/04taikou\\_08.htm#san01](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_08.htm#san01))

### 参考指標4：個人所得課税の税率等の推移

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b02.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02))

### 参考指標5：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j02.htm#a05](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05))

### 参考指標6：法人税率の推移

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/c01.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02))

### 参考指標7：法人実効税率の国際比較

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/c01.htm#a04](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04))

参考指標 8 : 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d01.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d01.htm#a02))

参考指標 9 : 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j04.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02))

参考指標10 : 相続税の主な改正の内容

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e02.htm#a03](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a03))

参考指標11 : 主要国の相続税の負担率

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j05.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm))

参考指標12 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1 : 参考指標1）】

参考指標13 : 税率比率の推移【再掲（総2-1 : 参考指標1）】

参考指標14 : 一般会計税収の推移【再掲（総2-1 : 参考指標2）】

|                          |   |        |        |        |        |        |     |
|--------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| <b>施策</b>                | <b>政2-1-2 : 税制についての広報の充実</b>  |        |        |        |        |        |     |
| <b>測定指標<br/>(定量的な指標)</b> | [主要] 政2-1-2-A-1 : 税制メールマガジン登録者数 (単位 : 人)  |        |        |        |        |        |     |
|                          | 年度  | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度 |
|                          | 目標値   | 増加     | 増加     | 増加     | 増加     | 増加     | ○   |
|                          | 実績値   | 30,667 | 31,206 | 31,671 | 32,087 | 32,737 |     |
|                          | (出所) 大臣官房文書課広報室調  |        |        |        |        |        |     |
|                          | (目標値の設定の根拠)   |        |        |        |        |        |     |
|                          | 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。   |        |        |        |        |        |     |
|                          | (目標の達成度の判定理由)   |        |        |        |        |        |     |
|                          | 実績値のとおり、税制メールマガジン登録者数が増加したことから、達成度は「○」としました。なお、令和3年度の増加数は650件と、過去、平成29年度から令和2年度までの増加数の平均(約470件)と比べて大幅に増加しています。これは、令和3年度において、税制メールマガジンの内容の充実を図り、税制に関する新着情報のほか、税制改正の背景や、諸外国の制度を紹介する若手コラム等を掲載するとともに、税制メールマガジンそのものについて積極的に広報活動を行った結果であると考えています。 |        |        |        |        |        |     |
|                          | 政2-1-2-A-2 : 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価 (内容の分かりやすさ) (単位 : %)  |        |        |        |        |        |     |
| 年度                       | 平成29年度  | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度    |     |

|   |                                      |   |      |      |      |      |     |
|---|--------------------------------------|---|------|------|------|------|-----|
|   | 目標値                                  |   | 80   | 80   | 80   | 80   | ○   |
|   | 実績値                                  | 79.3  | 72.1 | 87.0 | 85.7 | 91.3 |     |
| <p>(出所) 主税局総務課調<br/> (注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価(「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」)を得た割合です。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b><br/> 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、目標値として「80」と設定しました。なお、これまでの実績値を踏まえ、令和4年度においては目標値を「85」に再設定するなど、より意欲的な変更を行っています。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b><br/> 直近の実績値を踏まえ、令和3年度においては目標値を「80」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。具体的には、財務省ホームページのピックアップ情報に、税制についての広報活動を積極的に掲載するなどしました。</p> |                                      |   |      |      |      |      |     |
| 測定指標(定性的な指標)  | [主要] 政2-1-2-B-1: 税制に関する広報活動の実施状況 [新] |   |      |      |      |      |     |
|   | 目標                                   | <p>パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b><br/> 国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。</p>   |      |      |      |      | 達成度 |
|   | 実績及び目標の達成度の判定理由                      | <p>具体的な取組として、特定のターゲットへの広報活動として、主に小学生を対象として、国税庁の行う租税教育とあわせて税制について関心をもってもらうべく小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリル(冊子版、クイズ形式のゲーム版)を新たに作成し、特設したウェブサイト上で公開しました。</p> <p>また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け学習用コンテンツをまとめたサイトに「日本にあったおもしろ税を調べてみよう」や「もしも税金がなかったら」といった内容のコンテンツを作成しました。</p> <p>更に、子育て世代、家庭での学びをターゲットに、「税金から学ぶ! 社会の仕組みとこれからの子育て」と題したテーマで、教育の専門家と主税局職員との対談イベントに参加するなど、税制についての新たな広報活動について積極的に取組を進めました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一か所の会場に参加者を集め、講師を派遣する形の講演・説明会の開催が困難となる一方で、オンライン会議や講演資料に音声吹き込み、活用することで、税制に関する講演</p> |      |      |      |      | ○   |

|                  |  |  |  |
|------------------|--|--|--|
|                  |  | <p>や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。</p> <p>国民一般に向けた広報活動としては、令和3年度では、例年作成しているパンフレット（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を初めて動画化し、財務省公式 YouTube チャンネルで公開しました（令和3年度末時点での視聴回数：約1.3万回）。</p> <p>さらに、税制メールマガジンについては、近年の増加件数の鈍化を踏まえ、その構成について充実を図り、税制に関する新着情報のほか、税制改正の背景や、諸外国の制度を紹介する若手コラム等を掲載したことで、令和3年度の増加数は650件と、過去、平成29年度から令和2年度までの増加数の平均（約470件）と比べて大幅に増加しています。</p> <p>なお、各種の広報の取組については、財務書の公式 Twitter、Facebook でも発信しています。</p> <p>上記実績のとおり、国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p> |  |
| <b>施策についての評価</b> |  | s 目標達成   |  |
| <b>評価の理由</b>     | <p>税制に関するパンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、動画等を活用した情報発信や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めました。</p> <p>以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |  |

政2-1-2に係る参考情報

参考指標1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計 (単位：件)

|                                | 令和3年度     |
|--------------------------------|-----------|
| 財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計 | 5,222,678 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy](https://www.mof.go.jp/tax_policy)) へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>成長と分配の好循環の実現に向けた税制を着実に実施するとともに、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。</p> <p>また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。</p> <p>なお、令和5年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。</p> |
|----------------|---|

|                  |  |
|------------------|--|
| 財務省政策評価懇談会における意見 |  |
|------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分           |      | 令和元年度   | 2年度     | 3年度     | 4年度     |         |
|------------|---------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算 |         | 162,533 | 160,632 | 159,543 | 159,162 |
|            |               | 補正予算 |         | △614    | △52     | △134    | /       |
|            |               | 繰越等  |         | —       | —       | N. A.   |         |
|            |               | 合計   |         | 161,919 | 160,580 | N. A.   |         |
| 執行額(千円)    |               |      | 136,294 | 92,996  | N. A.   |         |         |

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和3年度「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 政策目標に関係する<br>施政方針演説等内閣<br>の主な重要政策 | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説 (令和4年1月17日)</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説 (令和4年1月17日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方 (令和元年9月26日税制調査会)</p> <p>諮問 (令和3年11月12日税制調査会)</p> <p>令和4年度税制改正の大綱 (令和3年12月24日閣議決定)</p> |
|-----------------------------------|--|

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 政策評価を行う過程<br>において使用した資料<br>その他の情報 | 我が国税制の現状に関する資料: 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」等 |
|-----------------------------------|---|

|                        |  |
|------------------------|--|
| 前年度政策評価結果<br>の政策への反映状況 | <p>(我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討)</p> <p>令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に国会で成立しました。</p> <p>なお、租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。</p> <p>更に、税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。</p> <p>(税制についての広報の充実)</p> <p>税制に関するパンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SN</p> |
|------------------------|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>Sを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、動画等を活用した情報発信や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めました。</p> <p>なお、令和4年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めました。</p> |
|--|---|

|              |                                     |                 |        |
|--------------|-------------------------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-------------------------------------|-----------------|--------|



## 政策目標 3-1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、</p> <p>① 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、</p> <p>② 中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、</p> <p>という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理</p> <p>政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上</p> <p>政3-1-3 : 保有者層の多様化</p> <p>政3-1-4 : 市場との対話等</p> <p>政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組</p> |
|----------------|---|

## 政策目標 3-1 についての評価結果

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| <b>政策目標についての評価</b> | <b>A 相当程度進展あり</b> |
|--------------------|-------------------|

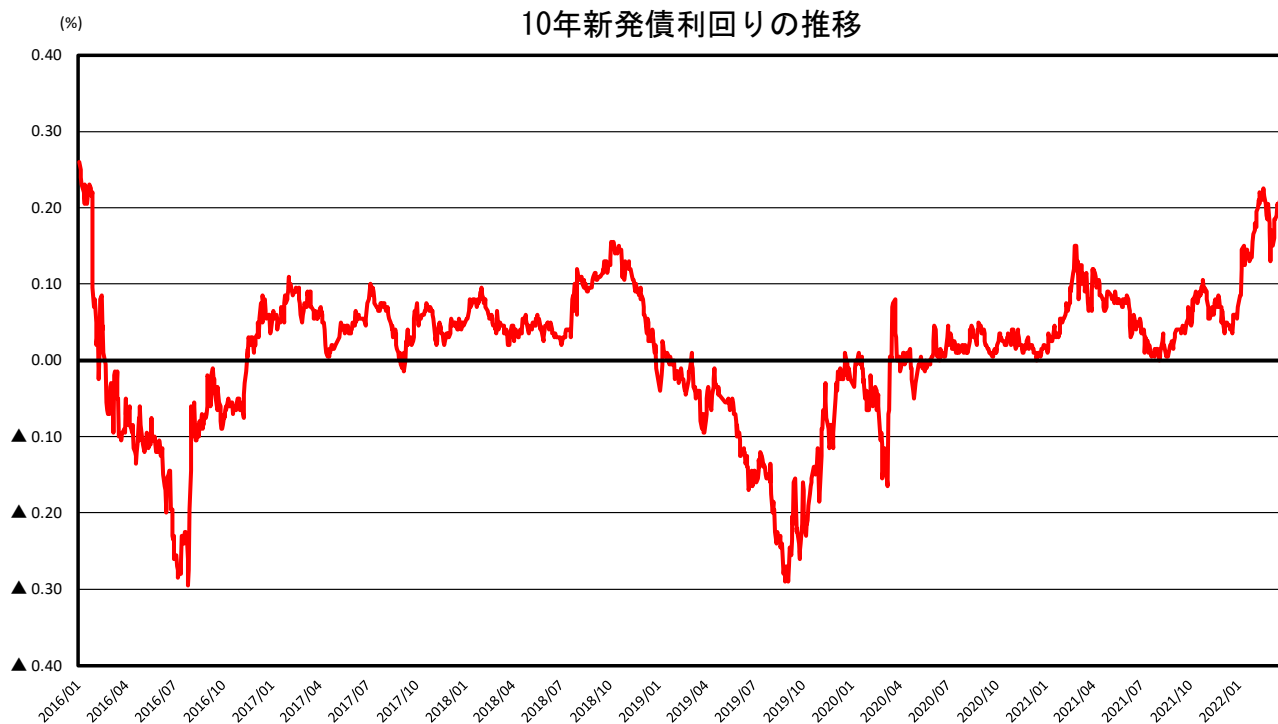
|              |   |
|--------------|---|
| <b>評定の理由</b> | <p>市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定・変更を行い、確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。「政3-1-4 : 市場との対話等」の評定は「a 相当程度進展あり」、その他の施策の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>   |
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、極めて厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。</p> <p>令和3年度は、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施しました。また、補正予算編成に伴う令和3年度国債発行計画の変更や、令和4年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。</p> <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府借入金入札システム (旧国庫事務電算化システム)</li> </ul> <p>外部有識者や行政事業レビュー推進チームの所見も踏まえ、事業者からのヒアリングを丁寧に行うほか、仕様書の見直し等により、競争性を確保し、一者応札の改善に努めました。また、令和5年4月に他システムとの統合を予定していますが、各システムの共通的な機能の統合、運用管理の一元化のほか、クラウド化等についても検討を行いました。(事業番号0011)</p> |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 施策           | 政3-1-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理  |  |
| 測定指標(定性的な指標) | [主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行   |  |
|              | <p>令和3年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。</p> <p>また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券(用語集参照)及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。</p>   | <p>令和3年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。</p> <p>また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券(用語集参照)及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。</p>   |
|              | <p>目標</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>大量の国債発行が続く中で、国債の確実に円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要です。</p> <p>また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実に低コストで調達する上で重要です。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。</p> | <p>達成度</p> <p>令和3年度当初計画においては、前年度(補正予算)で大幅に増額した短期債が償還を迎え、借換債(用語集参照)が大きく増加することなどから、カレンダーベース市中発行額(用語集参照)が、対前年度最終補正後比9.1兆円増の221.4兆円となりました。そうした中、市場のニーズを踏まえ、40年債などの満期2年以上の国債の発行を同8.4兆円増とする一方で、令和4年度の借換債の増加要因となる短期債を同0.7兆円増の83.2兆円にとどめました。当該計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。</p> <p>また、令和3年度補正予算編成に伴い、国債発行計画を変更しました。新規国債の資金調達を行う(対当初比22.1兆円増)とともに、財政融資資金の余裕金を活用すること等で財投債を減額(同30.0兆円減)すること等により、カレンダーベース市中発行額を同9.2兆円減額し、減額分は短期債の減額に充てました。</p> <p>さらに、国債、政府短期証券及び借入金の入札について、その実施日・発行額等を事前に周知するとともに、入札結果の発表(<a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm">https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm</a>)を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。</p> <p>令和4年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。</p> |

|   |   |     |
|---|---|-----|
| 測定指標<br>(定性的な指標)  | <p>具体的には、カレンダーベース市中発行額が、前年度当初から22.8兆円減の198.6兆円となる中で、令和5年度の借換債の増加要因となる短期債を対前年度当初比22.8兆円減の60.4兆円とする一方、市場のニーズを踏まえ、40年債を同0.6兆円増の4.2兆円、10年債を同1.2兆円増の32.4兆円、流動性供給入札（用語集参照）を同0.6兆円増の12.0兆円、2年債を同2.4兆円減の33.6兆円としました。</p> <p>令和4年度国債発行計画（当初）（令和3年12月24日公表）<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2022/index.html">https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2022/index.html</a></p> <p>上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p> |     |
|   | [主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理  |     |
|   | <p>借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。</p> <p>また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却（用語集参照）を実施します。</p> <p><b>目標</b></p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。</p>   | 達成度 |
| <p>借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、令和4年度国債発行計画を策定する際の参考としました。</p> <p>買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額5,109億円実施しました。</p> <p>上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p> | ○   |     |
| <b>施策についての評価</b>  | s 目標達成  |     |
| <b>評価の理由</b>  | <p>令和3年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。</p> <p>また、令和4年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>   |     |

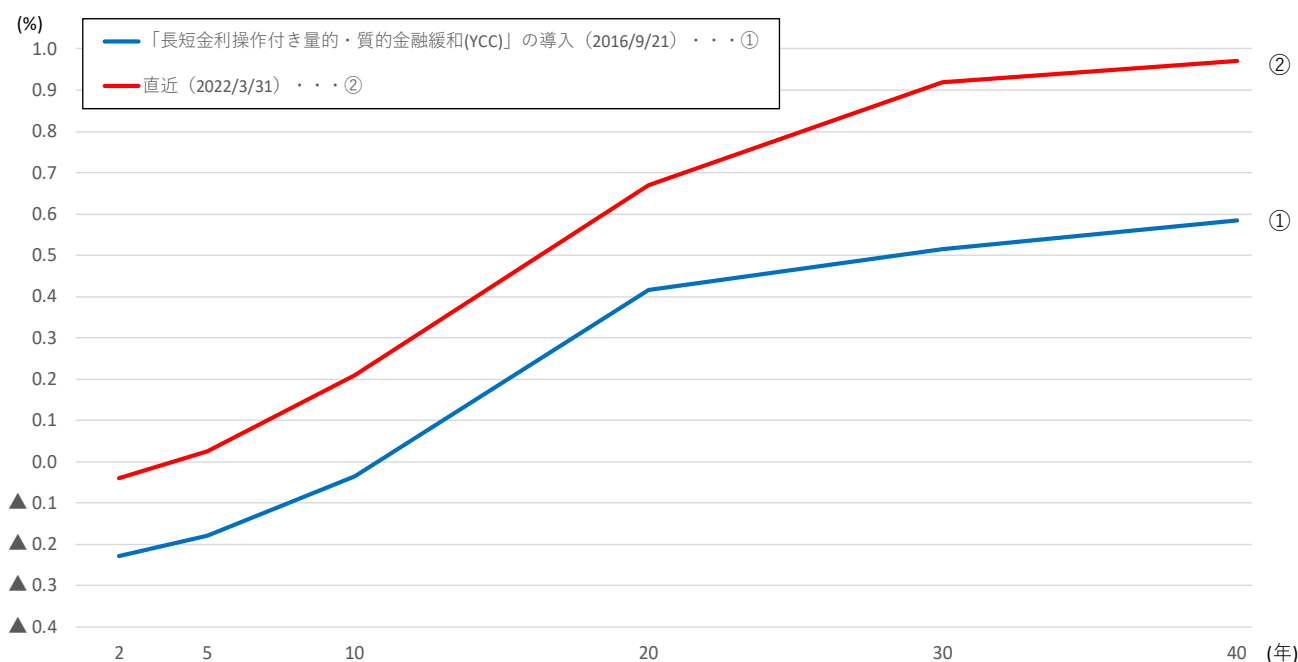
政 3 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 10年新発債利回りの推移



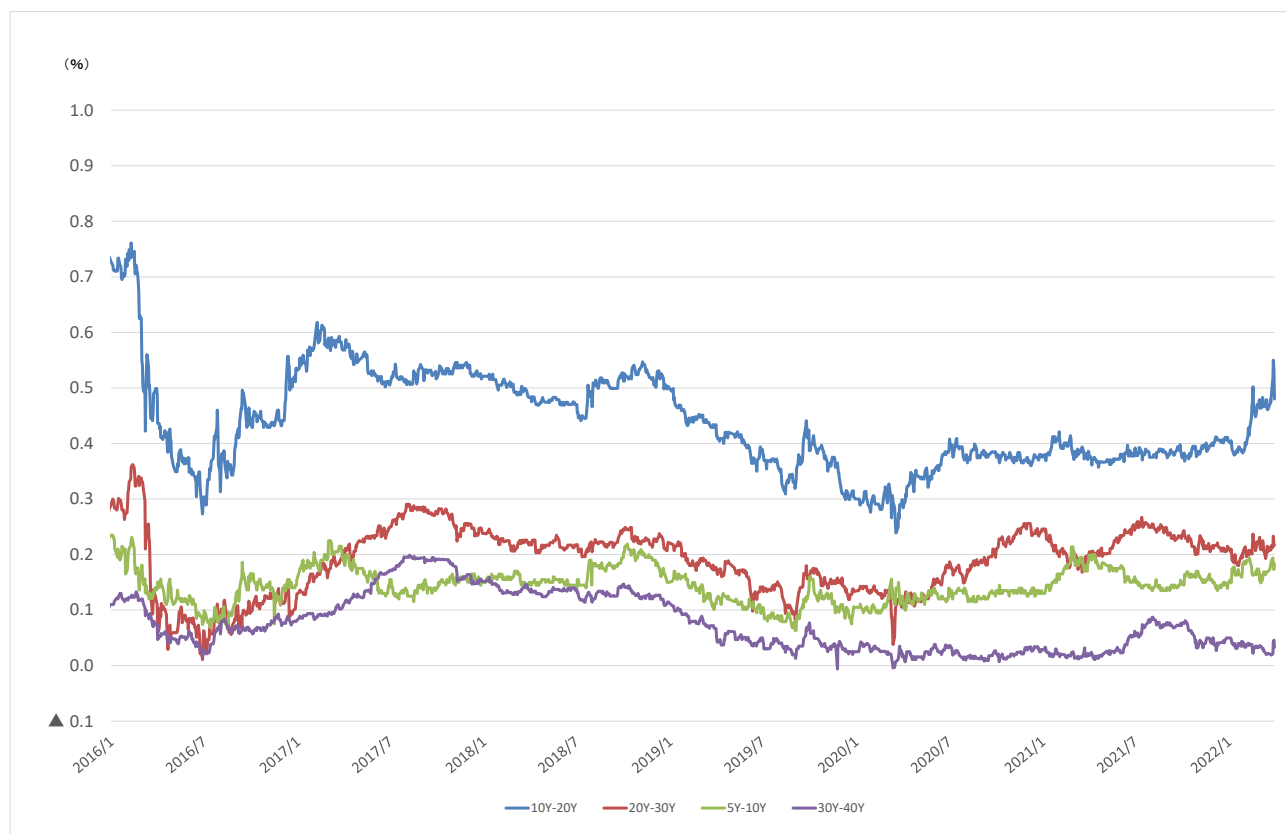
(出所) 10年新発債利回り (日本相互証券) を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2 : 国債のイールドカーブ



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

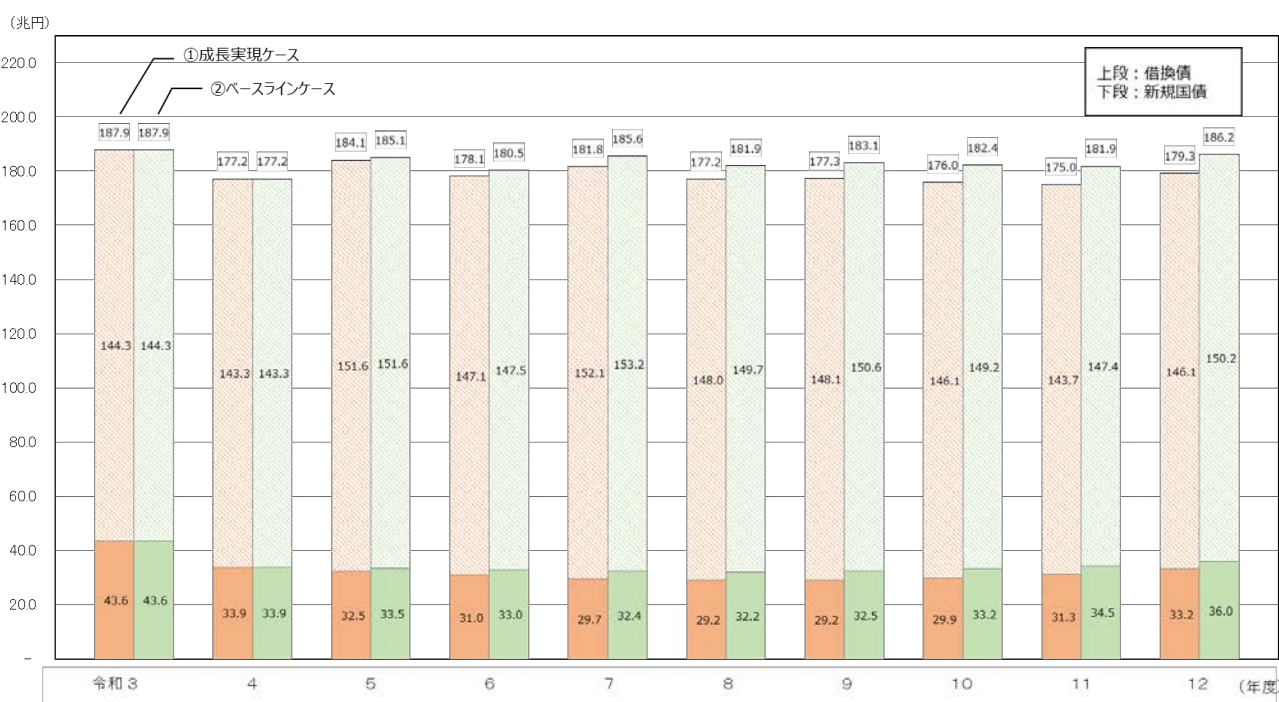
### 参考指標 3 : 国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

### 参考指標 4 : 借換債発行額の将来推計

#### 内閣府中長期試算に基づく国債発行額(財投債及び復興債を除く)の将来推計



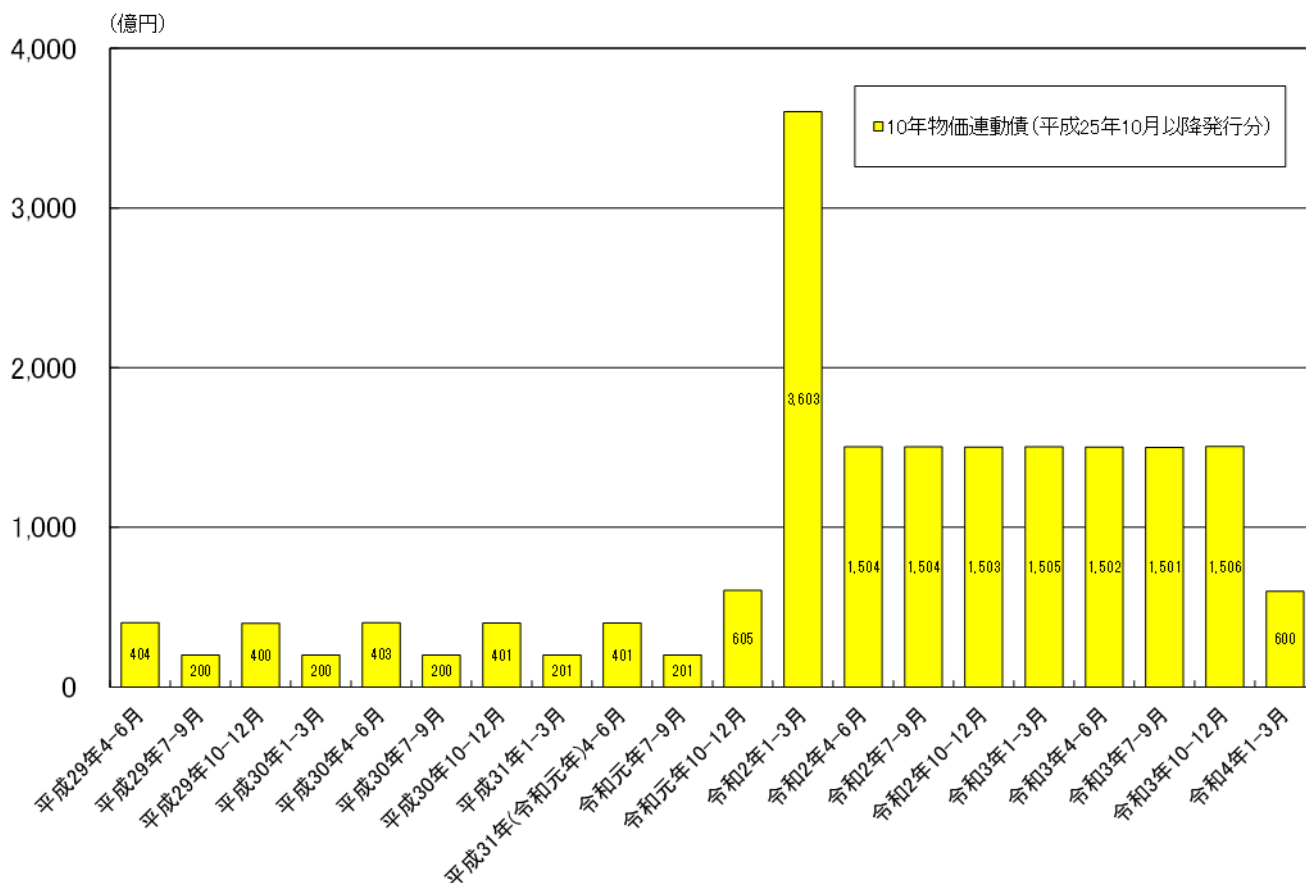
【前提】

- ・新規国債 : 内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和3年7月)」の「成長実現ケース」・「ベースラインケース」の計数を使用。
  - ・借換債 : 令和3年度は国債発行計画(当初)の普通国債(復興債を除く。以下同じ。)の計数。令和4年度以降は、令和3年度計画(当初)と同一の年限構成割合(注)で発行されるものとし、国債整理基金特別会計の余剰資金の活用を加味して推計。
- (注)令和4年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、令和3年度計画(当初)と同一額で推移すると仮定しつつ、年限別発行額は過去の実績を基に推計。

(出所) 「国債市場特別参加者会合」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/meeting\\_of\\_jgbsp/proceedings/outline/211129pd26.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbsp/proceedings/outline/211129pd26.pdf))

参考指標5：買入消却実施実績



(出所) 理財局国債業務課調

(注) 金額は実績。

| 施策           | 政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上           |  |
|--------------|--------------------------------|--|
| 測定指標(定性的な指標) | [主要] 政3-1-2-B-1: 国債市場の流動性維持・向上 |  |
|              | 目標                             | <p>令和3年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。具体的には、令和3年度国債発行計画では、11.4兆円の規模で流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。</p> <p>(目標の設定の根拠)<br/>流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。</p>    |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                | <p>令和3年度国債発行計画に沿って、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、11.4兆円の流動性供給入札を実施するなど、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。</p> <p>また、流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。四半期毎に「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取した結果、令和3年度はゾーン毎の発行額について</p> |
|              | 達成度                            | ○  |

|                  |  |  |  |
|------------------|--|--|--|
|                  |  | <p>変更を行いませんでした。</p> <p>なお、令和4年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、流動性供給入札について、短期ゾーン（1年超～5年以下）の需給がタイトな状況が継続していることを踏まえ、前年度補正後比0.6兆円増の12.0兆円とすることとしています。</p> <p>また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和3年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。</p> <p>令和3年度リオープン方式について<br/>(<a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20210324-01.htm">https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20210324-01.htm</a>)</p> <p>上記実績のとおり、令和3年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上に取り組んだこと等から、達成度は、「○」としました。</p> |  |
| <b>施策についての評定</b> |  | s 目標達成   |  |
| <b>評定の理由</b>     | <p>令和3年度国債発行計画に沿って、11.4兆円の流動性供給入札を実施したほか、令和4年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |  |

### 政3-1-2に係る参考情報

#### 参考指標1：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

（単位：億円）

|              | 平成29年度  | 30年度    | 令和元年度   | 2年度     | 3年度     |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1年超～5年以下     | 16,971  | 23,946  | 23,918  | 23,937  | 23,936  |
| 5年超～15.5年以下  | 65,778  | 71,754  | 71,816  | 59,786  | 59,748  |
| 15.5年超～39年未満 | 25,905  | 29,971  | 29,932  | 29,927  | 29,926  |
| 合計           | 108,654 | 125,671 | 125,666 | 113,650 | 113,610 |

（出所）理財局国債業務課調

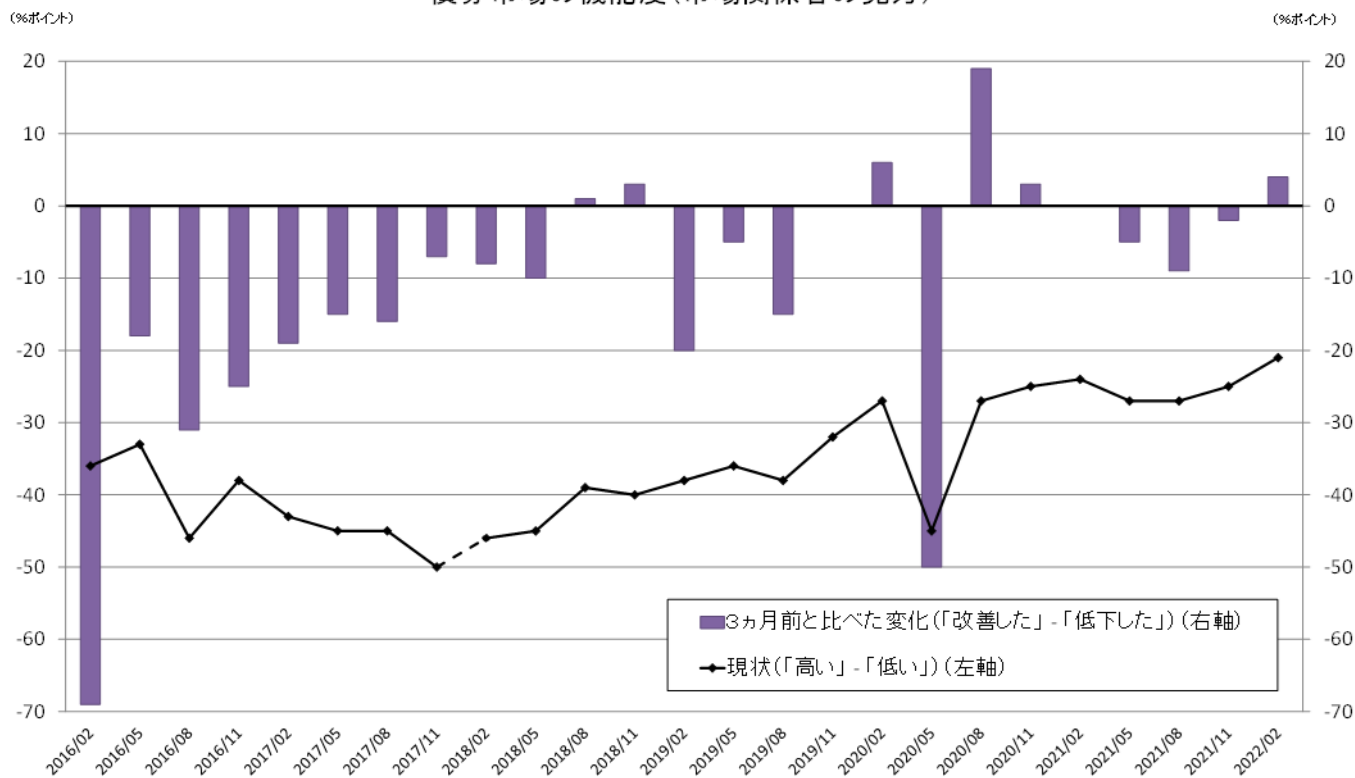
## 参考指標 2 : 流動性供給入札の結果

|              | 第331回     | 第332回     | 第333回    | 第334回     | 第335回     | 第336回     | 第337回     | 第338回     | 第339回     | 第340回     | 第341回     | 第342回     |
|--------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入札日          | R3. 4. 13 | R3. 4. 15 | R3. 5. 7 | R3. 5. 25 | R3. 6. 10 | R3. 6. 15 | R3. 7. 15 | R3. 7. 20 | R3. 8. 13 | R3. 8. 19 | R3. 9. 14 | R3. 9. 21 |
| 応募額 (億円)     | 15,450    | 23,359    | 18,026   | 21,214    | 22,019    | 10,895    | 19,292    | 15,900    | 15,462    | 10,788    | 21,092    | 16,208    |
| 募入決定額 (億円)   | 4,978     | 4,967     | 3,977    | 4,954     | 4,977     | 4,988     | 3,993     | 4,988     | 4,982     | 4,988     | 4,972     | 3,988     |
| 募入平均利回格差 (%) | ▲0.008    | ▲0.004    | ▲0.005   | ▲0.003    | ▲0.017    | 0.005     | ▲0.005    | ▲0.012    | ▲0.003    | 0.004     | ▲0.002    | ▲0.007    |
| 募入最大利回格差 (%) | ▲0.007    | ▲0.003    | ▲0.004   | ▲0.003    | ▲0.016    | 0.008     | ▲0.002    | ▲0.011    | ▲0.001    | 0.008     | ▲0.001    | ▲0.005    |

|              | 第343回     | 第344回      | 第345回      | 第346回      | 第347回      | 第348回      | 第349回     | 第350回     | 第351回     | 第352回     | 第353回     | 第354回     |
|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入札日          | R3. 10. 7 | R3. 10. 25 | R3. 11. 11 | R3. 11. 22 | R3. 12. 14 | R3. 12. 23 | R4. 1. 19 | R4. 1. 21 | R4. 2. 10 | R4. 2. 22 | R4. 3. 15 | R4. 3. 24 |
| 応募額 (億円)     | 19,662    | 11,183     | 15,841     | 22,154     | 17,457     | 10,366     | 17,657    | 17,555    | 10,056    | 19,378    | 19,305    | 16,229    |
| 募入決定額 (億円)   | 4,980     | 4,981      | 4,988      | 4,000      | 4,983      | 4,993      | 3,987     | 4,993     | 4,998     | 4,975     | 4,989     | 3,991     |
| 募入平均利回格差 (%) | ▲0.007    | 0.007      | 0.011      | ▲0.007     | ▲0.012     | 0.000      | ▲0.008    | ▲0.020    | 0.016     | ▲0.017    | 0.014     | ▲0.002    |
| 募入最大利回格差 (%) | ▲0.007    | 0.009      | 0.013      | ▲0.007     | ▲0.012     | 0.004      | ▲0.007    | ▲0.017    | 0.029     | ▲0.016    | 0.015     | 0.000     |

## 参考指標 3 : 債券市場の機能度 (日本銀行「債券市場サーベイ」)

債券市場の機能度(市場関係者の見方)

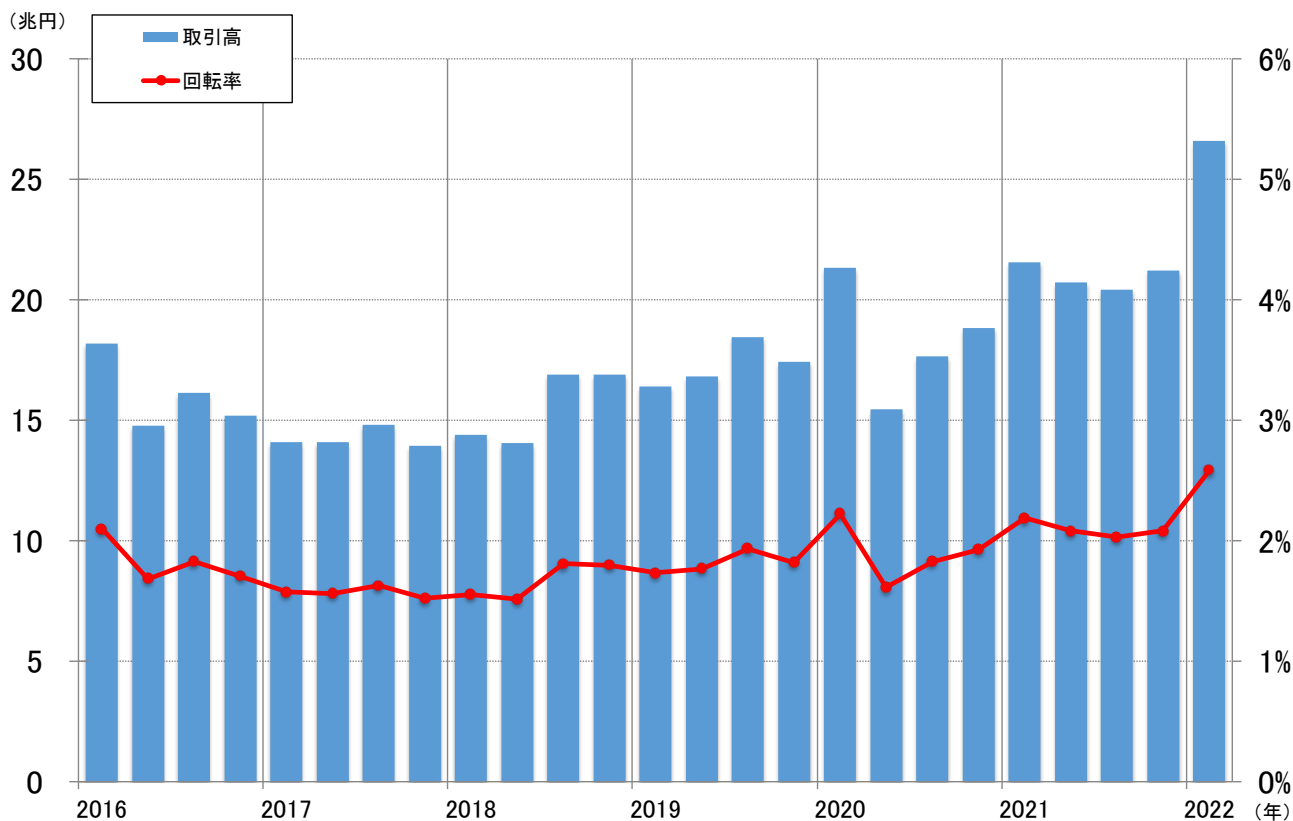


(注) 2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家(生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等)が追加された。

(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成



参考指標 4 : 投資家の国債取引高と回転率



(注1)取引高は、債券ディーラー間の取引及び「その他」(政府、日本銀行、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)を除く、投資家の国債gross買入額の月額平均。

(注2)回転率は(月間平均買入高/月末平均残高)で計算。

(出所) 日本証券業協会「国債投資家別売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

|                          |                               |   |
|--------------------------|-------------------------------|---|
| <b>施策</b>                | <b>政 3 - 1 - 3 : 保有者層の多様化</b> |   |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要]政3-1-3-B-1:保有者層の多様化       |   |
|                          | <b>目 標</b>                    | 保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実やウェブサイト上での個人向け国債等の販売額が上位の機関の公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外 I R (用語集参照) や「日本国債ニュースレター」(英語版) の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。 |
|                          | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>        | 個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNS を活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載により、広告の充実を図りました。また、令和 3 年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。   |
|                          | <b>達成度</b>                    | ○   |

|                         |  |   |  |
|-------------------------|--|---|--|
|                         |  | <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャンネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンラインを活用した海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、継続的な投資や長期安定保有が見込める投資家を重視するなど、より効果的かつ効率的な海外 I R を実施しました。さらに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を毎月公表すること等を通じて海外投資家へ定期的な情報提供を行いました。こうした取組を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。</p> <p>（参考）令和 3 年度における海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：26先<br/>（参考指標 4 参照）</p> <p>同年度における海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：50先（全てオンライン）<br/>（参考指標 5 参照）</p> <p>日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数：12回<br/>（参考指標 6 参照）</p> <p>上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I R を実施しており、達成度は、「○」としました。</p> |  |
| <p><b>施策についての評定</b></p> | <p>s 目標達成</p>  |   |  |
| <p><b>評定の理由</b></p>     | <p>個人投資家については、広告の充実を図るとともに、令和 3 年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。</p> <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外 I R を実施するとともに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を公表すること等を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |  |

政 3 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債の保有者別内訳

(単位: 億円)

| 所 有 者            | 平成29年度末    | 30年度末      | 令和元年度末     | 2 年度末      | 3 年        |       |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
|                  |            |            |            |            | 12月末       | 割 合   |
| 一般政府<br>(除く公的年金) | 36,876     | 32,508     | 31,270     | 23,275     | 21,269     | 0.2%  |
| 公的年金             | 441,560    | 428,180    | 379,728    | 397,976    | 450,938    | 3.7%  |
| 財政融資資金           | 10         | 5          | 5          | 0          | 0          | 0.0%  |
| 日本銀行             | 4,590,281  | 4,859,898  | 4,993,620  | 5,415,966  | 5,295,083  | 43.4% |
| 市中金融機関           | 4,483,425  | 4,270,422  | 4,216,260  | 4,517,775  | 4,466,302  | 36.6% |
| 海外               | 1,197,378  | 1,429,405  | 1,452,045  | 1,600,630  | 1,745,622  | 14.3% |
| 家計               | 123,825    | 132,586    | 138,525    | 132,557    | 127,437    | 1.0%  |
| その他              | 100,000    | 102,220    | 94,871     | 88,753     | 89,594     | 0.7%  |
| 合 計              | 10,973,355 | 11,255,224 | 11,306,324 | 12,176,932 | 12,196,245 | 100%  |

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

(注) 計数は、日銀による推計値。推計にあたり、評価額は時価ベースに換算されている(国庫短期証券については額面ベース)

参考指標 2 : 個人向け国債の発行額(実績)及び計画額

(単位: 億円)

| 年度      |     | 平成 29 年度 | 30 年度  | 令和元年度  | 2 年度   | 3 年度   |
|---------|-----|----------|--------|--------|--------|--------|
| 計画額     | 当初  | 30,000   | 33,000 | 47,000 | 48,000 | 41,000 |
|         | 補正後 | 30,000   | 47,000 | 48,000 | 32,000 | 28,405 |
| 発行額(実績) |     | 34,493   | 46,927 | 52,484 | 30,290 | 29,728 |

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3 : 個人向け国債の認知状況

(単位: 件)

| 年度  | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 |
|-----|--------|------|-------|------|------|
| 認知度 | 89.4   | 92.0 | 94.4  | 91.2 | 91.6 |

(出所) 国債広告の効果測定に関する調査

参考指標 4 : 海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)

| 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 |
|--------|------|-------|------|------|
| 119    | 74   | 60    | 30   | 26   |

(出所) 理財局国債企画課調

(注) 令和2年度及び3年度については、毎年来省対応していた先のオンライン面談を含む。

参考指標 5 : 海外投資家の海外拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)

| 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 |
|--------|------|-------|------|------|
| 131    | 139  | 60    | 52   | 50   |

(出所) 理財局国債企画課調

(注) 令和2年度及び3年度については、個別訪問していた先のオンライン面談数を記載。

参考指標6：日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数

| 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------|------|-------|-----|-----|
| 12     | 12   | 12    | 12  | 12  |

（出所）理財局国債企画課調

| 施策               |   | 政3-1-4：市場との対話等            |        |       |       |       |       |        |
|------------------|---|---------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 測定指標<br>(定量的な指標) | [主要] 政3-1-4-A-1: 国債関係の懇談会等の開催状況   |                           |        |       |       |       |       |        |
|                  |   |                           | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度    |
|                  | 国の債務管理の在り方に関する懇談会   | 目標値                       | 実施     | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    | /      |
|                  |   | 実績値                       | ○      | ○     | ○     | ○     | ○     |        |
|                  | 国債市場特別参加者会合   | 目標値                       | 実施     | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    | /      |
|                  |   | 実績値                       | ○      | ○     | ○     | ○     | ○     |        |
|                  | 国債投資家懇談会  | 目標値                       | 実施     | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    | /      |
|                  |   | 実績値                       | ○      | ○     | ○     | ○     | ○     |        |
|                  | （注）当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。<br>（出所）理財局国債企画課調<br>（目標値の設定の根拠）<br>市場との対話等（施策3-1-4）は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。<br><br>（目標の達成度の判定理由）<br>国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催（オンライン開催等を含む）し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。 |                           |        |       |       |       |       |        |
|                  | [主要] 政3-1-4-A-2: 入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合  |                           |        |       |       |       |       | （単位：％） |
|                  |   | 年度                        | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度    |
|                  |   | 目標値（％）                    | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | /      |
|                  | 実績値   | 入札回数 (a)                  | 229    | 229   | 229   | 240   | 240   | /      |
|                  |   | うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数 (b) | 229    | 228   | 229   | 240   | 238   | /      |
|                  |   | 割合(％) (b) / (a)           | 100.0  | 99.6  | 100.0 | 100.0 | 99.2  | △      |

|  |   |   |     |
|--|---|---|-----|
| <p>(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。</p> <p>(注2) 国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分を実施。</p> <p>(注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時30分を実施。</p> <p>(注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時を実施。</p> <p>(注5) 平成30年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス（1件）。</p> <p>(注6) 令和3年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同年9月9日の5年債入札の結果公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したもの。</li> <li>・同年9月28日の40年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻より約8分早く公表していたもの。</li> </ul> <p>(注7) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。</p> <p>(出所) 理財局国債業務課調</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b></p> <p>入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が99.2%であるため、達成度は「△」としました。</p> <p>なお、再発防止策として、入札の結果発表に係る事務手続きについて改めて内容を精査し、課内で共有した上で、各担当者がこれに正確に準拠して業務を行うことを徹底しました。また、ホームページへの掲載時刻設定に際しては、複数人による確認を、目視及び読上げを経て行うよう徹底しました。</p> |   |   |     |
| [主要] 政3-1-4-B-1:市場との対話等  |   |   |     |
| 測定指標<br>(定性的な指標)   | 目標  | <p>国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリング等を実施し、市場との緊密な意見交換を行います。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリング等を実施することも重要と考えられるためです。</p> | 達成度 |
|  | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>  | ○   |
| 施策についての評価  |   | a 相当程度進展あり  |     |
| 評価の理由  | <p>国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。</p> <p>以上のとおり、「政3-1-4-A-2:入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合」の達成度が「△」、その他の測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |   |     |

### 政3-1-4に係る参考情報

令和2年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。  
[https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt\\_management\\_report/2021/index.html](https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2021/index.html)

| 施策 政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組   |  |               |        |       |       |     |     |     |
|--|--|---------------|--------|-------|-------|-----|-----|-----|
| [主要] 政3-1-5-A-1：国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数   |  |               |        |       |       |     |     |     |
| 年度   |  | 平成29年度        | 30年度   | 令和元年度 | 2年度   | 3年度 | 達成度 |     |
| 債務管理レポート<br>(日)  | 目標値  | 1             | 1      | 1     | 1     | 1   | ○   |     |
|  | 実績値  | 1             | 1      | 1     | 1     | 1   |     |     |
| 債務管理レポート<br>(英)  | 目標値  | 1             | 1      | 1     | 1     | 1   | ○   |     |
|  | 実績値  | 1             | 1      | 1     | 1     | 1   |     |     |
| 国債統計年報   | 目標値  | 1             | 1      | 1     | 1     | 1   | ○   |     |
|  | 実績値  | 1             | 1      | 1     | 1     | 1   |     |     |
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | (出所) 理財局国債企画課調<br>(目標値の設定の根拠)<br>定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上(施策3-1-5)のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」の公表回数の達成を目標値としました。 |               |        |       |       |     |     |     |
|  | (目標の達成度の判定理由)<br>各定期的な公表資料をすべて当該年度内に所定の頻度で発行しましたので、達成度は、「○」としました。  |               |        |       |       |     |     |     |
|  | [主要] 政3-1-5-A-2：「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合 (単位：%)  |               |        |       |       |     |     |     |
|  | 年度   |               | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|  | 目標値 (%)  |               | 100    | 100   | 100   | 100 | 100 | ○   |
|  | 実績値  | 前年度<br>第4四半期分 | ○      | ○     | ○     | ○   | ○   |     |
|  |  | 第1四半期分        | ○      | ○     | ○     | ○   | ○   |     |
|  |  | 第2四半期分        | ○      | ○     | ○     | ○   | ○   |     |
|  |  | 第3四半期分        | ○      | ○     | ○     | ○   | ○   |     |
|  |  | 割合 (%)        | 100    | 100   | 100   | 100 | 100 |     |
| (注1) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載<br>(注2) 各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。<br>(注3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。<br>(出所) 理財局国債企画課調<br>(目標値の設定の根拠)<br>公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ること |  |               |        |       |       |     |     |     |

|  |
|--|
| は、国債に係る国民等の理解の向上（施策3-1-5）を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。 |
| （目標の達成度の判定理由）  |
| 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は、「○」としました   |

|                               |   |   |     |
|-------------------------------|---|---|-----|
| [主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上 |   |   |     |
| 測定指標（定性的な指標）                  | 目標  | <p>積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」（日本語版・英語版）では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。</p> | 達成度 |
|                               | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の迅速な公表等を行うとともに、「債務管理レポート」（日本語版・英語版）では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げるなど、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。</p> <p>上記実績のとおり、国債市場や国債管理政策に関する情報発信を積極的に行うことにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上に努めたことから、達成度は、「○」としました。</p>               | ○   |
| 施策についての評定                     |   | s 目標達成  |     |
| 評定の理由                         | <p>国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めることにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図りました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |     |

### 政3-1-5に係る参考情報

#### 参考指標1：国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計 (単位：件)

|  | 令和3年度   |
|--|---------|
| 国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計 | 631,012 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。

国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。

国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めます。

個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対するIR（オンライン開催含む）に取り組んでいきます。

また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めます。

なお、令和3年度政策評価結果を踏まえ、令和5年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

| 政策目標に係る予算額等 | 区 分               |      | 令和元年度           | 2年度             | 3年度             | 4年度             |
|-------------|-------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|             | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算 |                 | 214,255,801,595 | 216,407,631,503 | 270,575,692,111 |
| 補正予算        |                   |      | △2,507,843,218  | △1,516,276,034  | △3,406,771,676  |                 |
| 繰越等         |                   |      | △717,267        | 14,575,112      | N.A.            |                 |
| 合計          |                   |      | 211,747,241,110 | 214,905,930,581 | N.A.            |                 |
| 執行額(千円)     |                   |      | 206,167,599,946 | 208,251,547,291 | N.A.            |                 |

(概要)

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替え掲記しています。

政策目標に関する  
施政方針演説等内閣  
の主な重要政策

第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）



|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 「資金循環統計」（日本銀行）等 |
|--|-----------------|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。</p> <p>国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に努めました。</p> <p>個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対するIR（オンライン開催含む）に取り組みました。</p> <p>また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めました。</p> <p>なお、令和2年度政策評価結果を踏まえ、令和4年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|---|

|              |                  |                 |        |
|--------------|------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 理財局（国債企画課、国債業務課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|------------------|-----------------|--------|

政策目標 3-2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、  
ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。</p> <p>財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。</p> <p>その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-2-1 : 社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成</p> <p>政3-2-2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進</p> <p>政3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実</p> <p>政3-2-4 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保</p> |
|----------------|---|

政策目標 3-2 についての評価結果

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>政策目標についての評定</b> | S 目標達成   |
| <b>評定の理由</b>       | <p>財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和4年度財政投融资計画編成や令和3年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>  |
| <b>政策の分析</b>       | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。</p> <p>令和4年度財政投融资計画については、新型コロナの影響を受けた事業者への支援やポストコロナを見据えた成長力強化、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」の推進、経済安全保障の推進、インフラ整備の加速（国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化）等、真に必要な資金需要</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>に的確に対応しています。また、令和3年度計画補正においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえ、9,221億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,740億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。</p> |
|--|--|

|                     |  |            |
|---------------------|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成</b>  |            |
|                     | [主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成   |            |
|                     | <b>目標</b>  | <b>達成度</b> |
|                     | <p>令和4年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b><br/>         財政投融資の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融資計画の編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   |            |
|                     | <p>令和4年度財政投融資計画の策定に当たっては、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナの影響を受けた事業者への支援やポストコロナを見据えた成長力強化、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」の推進、経済安全保障の推進、インフラ整備の加速（国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化）等に取り組むこととしました。この結果、令和4年度財政投融資計画の規模は、188,855億円（令和3年度計画比53.8%減）となりました。</p> <p>また、令和3年度補正においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、科学技術立国の実現に向けた積極的な投資を促進するとともに、防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、9,221億円の追加を行いました。</p> <p>そのほか、令和3年度補正予算（第1号）の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,740億円増額手当て（弾力追加）しました。</p> <p>・「令和4年度財政投融資計画（令和3年12月24日公表）」<br/> <a href="http://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2022/index.html">http://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2022/index.html</a></p> <p>・「令和4年度予算編成等における政策評価の活用状況」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/73hyoukakon03.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/73hyoukakon03.pdf</a></p> <p>上記実績のとおり、令和4年度財政投融資計画の策定においては、社会経済情</p> | ○          |

|   |  |            |
|---|--|------------|
|   | <p>勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>   |            |
| <p>[主要] 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給</p> |  |            |
|   | <p>令和4年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認し、また、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b></p> <p>中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。</p> <p>また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和3年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。</p> | <p>達成度</p> |
| <p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>                      | <p>令和4年度財政投融资計画における産業投資については、ポストコロナの社会変革を見据えた新たな成長につなげるべく、デジタル化、グリーン化の実現や、経済安全保障に資する事業へのリスクマネーを積極的に供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。</p> <p>その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、財政投融资分科会等において、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」を踏まえた投資計画の進捗状況を含む、これまでの投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、地方におけるエクイティ人材を拡充する観点から、官民ファンド等による地域銀行からの人材受入のためのマッチング支援を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>  | <p>○</p>   |

| 施策についての評定 | s 目標達成  |
|-----------|---|
| 評定の理由     | <p>令和4年度財政投融资計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への支援やポストコロナを見据えた成長力強化、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」の推進、経済安全保障の推進、インフラ整備の加速（国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化）等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、令和3年度計画補正においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえ、9,221億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,740億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>また、産業投資において、ポストコロナの社会変革を見据えた新たな成長につなげるべく、デジタル化、グリーン化の実現や、経済安全保障に資する事業へのリスクマネーを積極的に供給することとしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

### 政3-2-1に係る参考情報

- 令和4年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
  - ・ 資金繰り支援や企業の成長力強化等については、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、新分野展開、業態転換などの事業再構築の取組や生産性向上に資する設備投資等を支援することとするほか、株式会社脱炭素化支援機構（仮称）において、カーボンニュートラルの実現に欠かせない民間による自発的な事業活動をあらゆる分野で誘発するため、脱炭素化に資する事業活動への資金供給を的確に行うこととしました。
  - ・ インフラ整備の加速等については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、今後発行を予定している政府保証債の一部を予め財政融資資金に置き換えることにより、安全性・信頼性等の向上のための高速道路の暫定2車線の4車線化を実施することとするほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において、都市鉄道融資として地域公共交通利便増進事業に位置付けられた都市鉄道の整備を支援することとしました。このほか、全国土地改良事業団体連合会において、土地改良区等が防災減災機能等強化事業として実施する小規模な防災重点農業用ため池及び用排水路等の施設整備等を推進することとしました。
  - ・ 日本企業の海外展開支援等については、株式会社国際協力銀行において、諸外国における脱炭素社会の実現に向けた取組や国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築の取組、ポストコロナを見据えた新たな海外事業展開等を支援することとするほか、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構において、我が国企業の天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に対する支援等を行うこととしました。

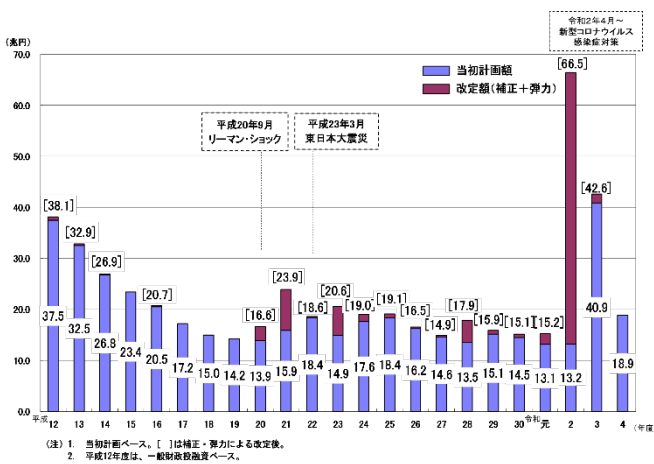
- 教育・福祉・医療については、国立研究開発法人科学技術振興機構において、世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを実現することとするほか、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化とともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援することとしました。

- 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。

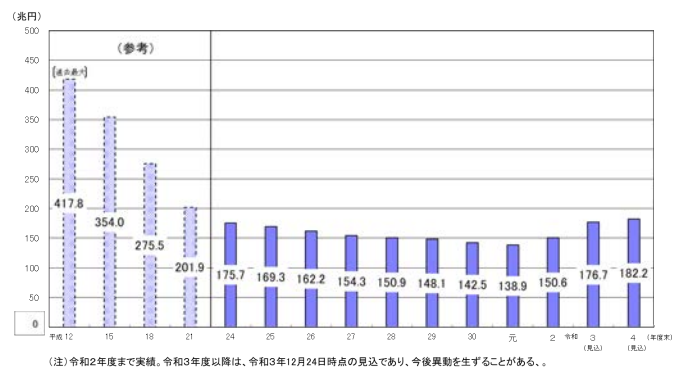
○ 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和4年度において、財政投融资特別会計国債188,855億円の発行を予定しています。なお、財政融資資金の資金繰りのための財政融資資金証券（用語集参照）の限度額は150,000億円としています。

### 参考指標1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績 (機関別)

(単位 : 億円)

| 区 分                 | 令和 2 年度 |         | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|
|                     | 改定計画    | 実績      | 改定計画    | 当初計画    |
| (特別会計)              |         |         |         |         |
| 食料安定供給特別会計          | 12      | 12      | 10      | 8       |
| エネルギー対策特別会計         | 95      | 86      | 112     | 104     |
| 自動車安全特別会計           | 540     | 540     | 1,178   | 1,645   |
| (政府関係機関)            |         |         |         |         |
| (株)日本政策金融公庫         | 506,194 | 143,652 | 252,307 | 48,116  |
| 沖縄振興開発金融公庫          | 7,848   | 2,628   | 5,159   | 2,243   |
| (株)国際協力銀行           | 12,435  | 5,513   | 11,650  | 16,060  |
| (独)国際協力機構           | 8,202   | 7,210   | 6,784   | 6,417   |
| (独立行政法人等)           |         |         |         |         |
| 全国土地改良事業団体連合会       | —       | —       | —       | 9       |
| 日本私立学校振興・共済事業団      | 291     | 291     | 291     | 221     |
| (独)日本学生支援機構         | 6,585   | 6,290   | 6,209   | 5,849   |
| (国研)科学技術振興機構        | —       | —       | 40,000  | 48,889  |
| (独)福祉医療機構           | 24,974  | 16,820  | 16,898  | 8,565   |
| (独)国立病院機構           | 627     | 627     | 1,801   | 111     |
| (国研)国立がん研究センター      | 27      | 26      | 15      | —       |
| (国研)国立成育医療研究センター    | 48      | 46      | 10      | 10      |
| (国研)国立長寿医療研究センター    | 2       | 2       | 31      | 2       |
| (独)大学改革支援・学位授与機構    | 456     | 449     | 541     | 511     |
| (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  | 1,602   | 1,443   | 3,492   | 2,401   |
| (独)住宅金融支援機構         | 501     | 238     | 2,631   | 2,549   |
| (独)都市再生機構           | 4,920   | 3,955   | 4,927   | 5,124   |
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構  | 14,800  | 14,800  | 9,200   | 3,200   |
| (独)水資源機構            | 30      | 30      | 10      | 14      |
| (国研)森林研究・整備機構       | 56      | 56      | 51      | 49      |
| (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構  | 352     | 229     | 348     | 549     |
| (地方公共団体)            |         |         |         |         |
| 地方公共団体              | 43,350  | 38,033  | 44,587  | 26,264  |
| (特殊会社等)             |         |         |         |         |
| (株)脱炭素化支援機構(仮称)     | —       | —       | —       | 200     |
| (株)日本政策投資銀行         | 18,200  | 17,007  | 15,000  | 7,000   |
| (株)産業革新投資機構         | 1,000   | 810     | —       | —       |
| 東日本高速道路(株)          | 1,030   | 800     | —       | —       |
| 中日本高速道路(株)          | 1,030   | 1,030   | —       | —       |
| 西日本高速道路(株)          | 540     | 540     | —       | —       |
| 成田国際空港(株)           | 4,000   | 4,000   | —       | —       |
| 新関西国際空港(株)          | 2,000   | 2,000   | 200     | —       |
| (一財)民間都市開発推進機構      | 320     | 320     | 350     | 350     |
| 中部国際空港(株)           | 173     | 173     | 242     | 231     |
| (株)民間資金等活用事業推進機構    | 400     | —       | 500     | 500     |
| (株)海外需要開拓支援機構       | 230     | 190     | 120     | 90      |
| (株)海外交通・都市開発事業支援機構  | 1,210   | 604     | 1,078   | 1,169   |
| (株)海外通信・放送・郵便事業支援機構 | 423     | 363     | 285     | 405     |
| 合 計                 | 664,503 | 270,813 | 426,017 | 188,855 |

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注 1) 令和 2 年度実績は、令和 2 年度の決算時の見込値である。

(注 2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/proceedings/material/zaitoa031223/zaito031223\\_07.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa031223/zaito031223_07.pdf))

| 施策 政 3 - 2 - 2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進  |      |                         |                 |                            |                       |                                  |     |
|---|------|-------------------------|-----------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------------|-----|
| [主要] 政3-2-2-A-1 : 財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実  |      |                         |                 |                            |                       |                                  |     |
| 年度  | 作成頻度 | 平成29年度                  | 30年度            | 令和元年度                      | 令和2年度                 | 3年度                              | 達成度 |
| 財政投融资の概要  | 年1回  | —                       | —               | ○                          | ○                     | ○                                | ○   |
| 財政投融资レポート   | 年1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| OVERVIEW OF FILP  | 年1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 政策コスト分析レポート   | 年1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| POLICY COST ANALYSIS  | 年1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 財政金融統計月報  | 年1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 財政融資資金現在高   | 月1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 産業投資現在高   | 月1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 財政融資資金預託金利・貸付金利   | 月1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 翌年度財政投融资計画要求  | 年1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 財政投融资計画月別実行状況   | 月1回  | ○                       | ○               | ○                          | ○                     | ○                                |     |
| 財政投融资レポートの内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック）   |      | 平成28年度における財政投融资計画の補正・追加 | 主な施策について、事業例を記載 | 昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について | 時々の経済・金融情勢等を踏まえた内容を記載 | 新型コロナウイルス感染症対策としての財政投融资の活用について記載 |     |
| <p>(注1) 実績値/目標値で記載しています。</p> <p>(注2) 「OVERVIEW OF FILP」、「政策コスト分析レポート」及び「POLICY COST ANALYSIS」については、令和元年度からの発行であり、平成30年度までの実績は、これらの前身の「FILP REPORT」、「財政投融资レポート（別冊）」及び「FILP REPORT (Extension Volume)」についてのものです。</p> <p>(出所) 理財局財政投融资総括課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要です。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。</p> |      |                         |                 |                            |                       |                                  |     |



|              |                                   |  |     |
|--------------|-----------------------------------|--|-----|
| 測定指標（定性的な指標） | [主要] 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実        |  |     |
|              | 目 標                               | <p>財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融資に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。</p>   | 達成度 |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                   | <p>財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。</p> <p>また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート（旧：財政投融資レポート（別冊）」については、技術的な解説の部分を平易な表現と図表を用いたわかりやすいものとし、ディスクロージャーの充実に努めました。</p> <p>・「政策コスト分析レポート2021・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（令和3年度）」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/030728g.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/030728g.pdf</a></p> <p>上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p> | ○   |
|              | [主要] 政3-2-2-B-2：財政投融資計画編成に係る情報の公表 |  |     |
|              | 目 標                               | <p>令和4年度財政投融資計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料等を速やかに公表します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融資計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。</p>  | 達成度 |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                   | <p>財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料については、財政投融資分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。</p> <p>以上のとおり、財政投融資分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>   | ○   |
| 施策についての評価    | s 目標達成                            |  |     |

評定の理由

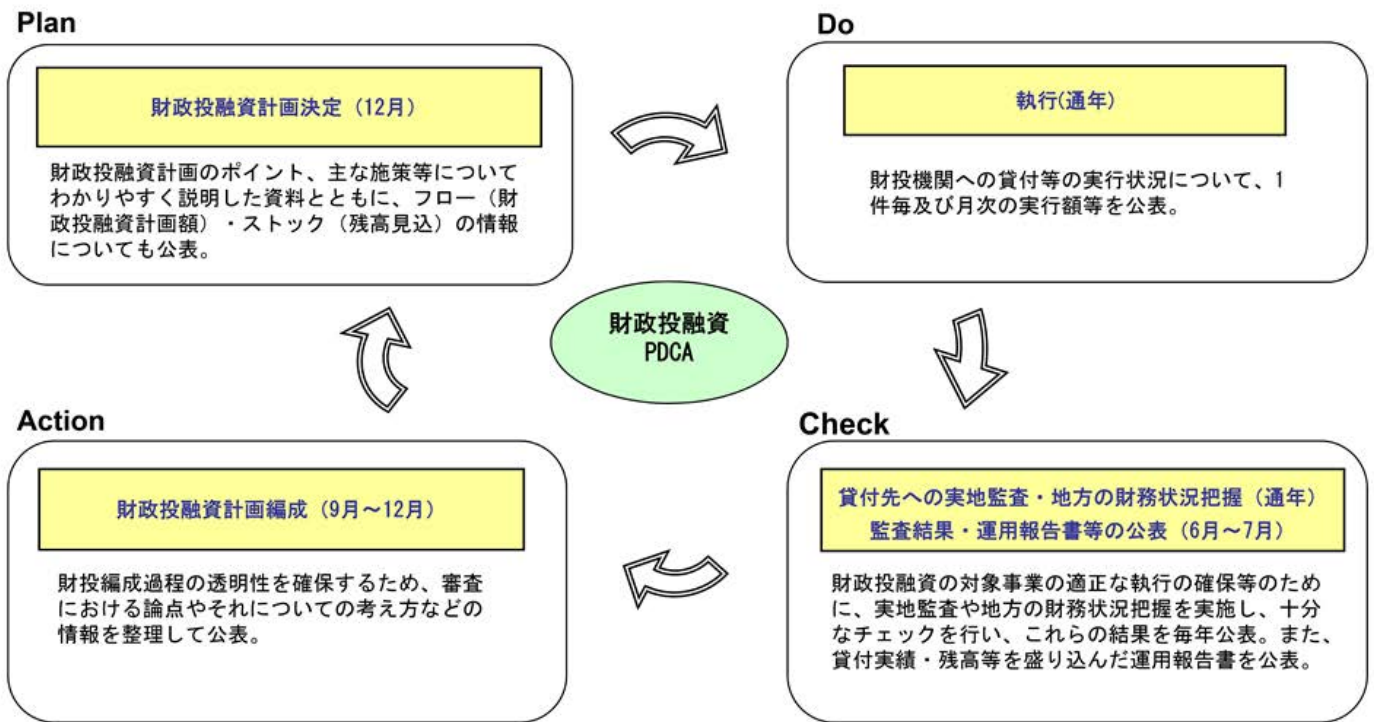
財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。

また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政3-2-2に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 令和3年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野をわかりやすく説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表 (Plan)、②財政投融资の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表 (Do)、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実 (Check)、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表 (Action)、などに取り組みました。

また、「財政投融资リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト (<http://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位：億円)

| 機 関 名                 |                           | 政策コスト<br>(3年度) | ① 分析期首までに<br>投入された出資金等<br>の機会費用分 | ② 分析期間中に<br>新たに見込まれる<br>政策コスト |
|-----------------------|---------------------------|----------------|----------------------------------|-------------------------------|
|                       |                           |                |                                  |                               |
| 融<br>資<br>系<br>機<br>関 | (株) 日本政策金融公庫              | 48,919         | 17,442                           | 31,477                        |
|                       | (株) 国際協力銀行                | 444            | 1,875                            | △ 1,431                       |
|                       | (独) 国際協力機構                | △ 1,301        | 22,846                           | △ 24,147                      |
|                       | (独) 日本学生支援機構              | 937            | 0                                | 937                           |
|                       | (独) 福祉医療機構                | 1,545          | 368                              | 1,177                         |
|                       | (独) 住宅金融支援機構              | △ 2,911        | 1,260                            | △ 4,171                       |
|                       | (株) 日本政策投資銀行              | △ 12,336       | 3,537                            | △ 15,873                      |
|                       | その他6機関                    | △ 501          | 726                              | △ 1,227                       |
| 事<br>業<br>系<br>機<br>関 | (独) 国立病院機構                | △ 3,278        | -                                | △ 3,278                       |
|                       | (国研) 国立がん研究センター           | 975            | 518                              | 458                           |
|                       | (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定) | 138            | 98                               | 40                            |
|                       | (独) 都市再生機構                | 7,643          | -                                | 7,643                         |
|                       | (独) 日本高速道路保有・債務返済機構       | △ 20,514       | 2,934                            | △ 23,448                      |
|                       | (独) 水資源機構                 | 9,306          | 8,868                            | 439                           |
|                       | (国研) 森林研究・整備機構            | 541            | 10                               | 531                           |
|                       | 成田国際空港(株)                 | 7,341          | 3,537                            | 3,804                         |
|                       | 中部国際空港(株)                 | △ 415          | 40                               | △ 455                         |
|                       | その他4機関                    | 411            | 32                               | 379                           |
| 合 計                   |                           | 36,946         | 64,091                           | △ 27,145                      |

(出所) 理財局財政投融資総括課

「政策コスト分析レポート2021・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析 (令和3年度)」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa030728/030728g.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/030728g.pdf))

(注) マイナス (△) の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

| 損失     |       |       | 利益     |       |       |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 科目     | 令和元年度 | 令和2年度 | 科目     | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 諸支出金   | 1,957 | 1,795 | 資金運用収入 | 8,722 | 7,402 |
| 事務取扱費  | 53    | 65    | 雑収入    | 14    | 48    |
| 公債金利子等 | 6,125 | 5,583 |        |       |       |
| 本年度利益  | 602   | 7     |        |       |       |
| 合計     | 8,736 | 7,450 | 合計     | 8,736 | 7,450 |

■貸借対照表

(単位：億円)

| 借方    |           |           | 貸方      |           |           |
|-------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 科目    | 令和元年度末    | 令和2年度末    | 科目      | 令和元年度末    | 令和2年度末    |
| 現金預金  | 52,590    | 185,198   | 預託金     | 306,954   | 287,349   |
| 貸付金   | 1,179,969 | 1,304,494 | 公債等     | 915,696   | 1,192,336 |
| 未収収益等 | 3,267     | 3,177     | 金利変動準備金 | 12,575    | 13,176    |
|       |           |           | 本年度利益   | 602       | 7         |
| 合計    | 1,235,826 | 1,492,869 | 合計      | 1,235,826 | 1,492,869 |

(出所) 「財政投融资レポート2021」

([https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp\\_report/zaito2021/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2021/index.html))

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

| 損失                                |       |       | 利益     |       |       |
|-----------------------------------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 科目                                | 令和元年度 | 令和2年度 | 科目     | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 事務取扱費                             | 1     | 1     | 貸付金利息  | 15    | 1     |
| 地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 | 1,000 | 600   | 預託金利子等 | 0     | 0     |
| 本年度利益                             | 5,698 | 2,945 | 納付金    | 1,269 | 1,178 |
|                                   |       |       | 株式配当金  | 3,039 | 2,367 |
|                                   |       |       | 株式処分益  | 2,375 | -     |
| 合計                                | 6,699 | 3,546 | 合計     | 6,699 | 3,546 |

■貸借対照表

(単位：億円)

| 借方   |         |         | 貸方       |         |         |
|------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 科目   | 令和元年度末  | 令和2年度末  | 科目       | 令和元年度末  | 令和2年度末  |
| 現金預金 | 5,536   | 3,917   | 資本       | 31,212  | 33,212  |
| 貸付金  | 735     | 715     | 利益積立金    | 28,933  | 33,170  |
| 土地等  | 0       | 0       | 本年度利益    | 5,698   | 2,945   |
| 出資金  | 135,770 | 144,577 | 固定資産評価差益 | 76,198  | 79,884  |
| 合計   | 142,041 | 149,210 | 合計       | 142,041 | 149,210 |

(出所)「財政投融资レポート2021」

([https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp\\_report/zaito2021/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2021/index.html))

参考指標4：「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」(単位：件)

|                         | 3年度    |
|-------------------------|--------|
| 財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数 | 45,642 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ(/policy/filp/indexを含むページ)へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

| 施策               | 政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 |         |       |       |       |       |       |   |
|------------------|-------------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 測定指標<br>(定量的な指標) | [主要]政3-2-3-A-1：実地監査結果         |         |       |       |       |       |       |   |
|                  | 独立行政法人等                       | 平成29年度  | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度   |   |
|                  | 目標値 (%)                       | 100.0   | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | /     |   |
|                  | 計画件数                          | 4       | 4     | 3     | 2     | 3     |       |   |
|                  | 実施件数                          | 4 (1)   | 4 (0) | 3 (0) | 2 (0) | 3 (0) |       |   |
|                  | 実績 (%)                        | 100.0   | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | ○     |   |
|                  | 地方公共団体等                       | 平成29年度  | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度   |   |
|                  | 地方公共団体                        | 目標値 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | / |
|                  |                               | 計画件数    | 256   | 239   | 201   | 135   | 148   |   |
|                  |                               | 実施件数    | 256   | 239   | 201   | 135   | 148   |   |

|          |            |       |       |       |       |       |   |
|----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
|          | 実績<br>(%)  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | ○ |
| 公営<br>企業 | 目標値<br>(%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |   |
|          | 計画件数       | 408   | 398   | 318   | 211   | 311   |   |
|          | 実施件数       | 408   | 398   | 318   | 211   | 311   |   |
|          | 実績<br>(%)  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | ○ |

(注1) 独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。また、()内は政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）の件数（内書）です。

(注2) 公営企業についての計画及び実施件数は、経営状況把握を実施した公営企業数です。

(出所) 理財局管理課調

**(目標値の設定の根拠)**

財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。

**(目標の達成度の判定理由)**

上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。

**施策についての評定**

s 目標達成

**評定の理由**

独立行政法人等実地監査については、政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行といった観点に加え、内部統制やリスクコントロールにも焦点を当てた監査等を実施しました。

地方公共団体実地監査については、資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。

なお、実地監査の結果及び反映状況等については、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告の上、公表しています。

・「財政融資資金等の実地監査について（令和3年6月16日財政制度等審議会財政投融资分科会資料）」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/proceedings/material/zaitoa030616/zaito030616\\_05.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616/zaito030616_05.pdf))

この他、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、平成17年度より地方公共団体の財務状況把握を実施しており、令和3年度においては、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、171団体に対してヒアリングを行いました。なお、財務状況把握の結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。

・「地方公共団体の財務状況把握」

([http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp\\_local/21zaimujoukyouhaaku.htm](http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm))

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

|                        |  |   |
|------------------------|--|---|
| <b>施策</b>              | <b>政 3 - 2 - 4 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保</b>   |   |
| <b>測定指標 (定性的な指標)</b>   | <b>[主要] 政3-2-4-B-1 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保</b>   |   |
|                        | <b>目 標</b>   | <p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p> |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b> | <p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融資計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。</p> <p>財政投融資の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融資対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。</p> <p>このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。</p> <p>加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。</p> <p>これらを踏まえ、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p> |   |
| <b>施策についての評定</b>       | <b>s 目標達成</b>  |   |

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評定の理由</b> | <p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。</p> |
|--------------|---|

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。</p> <p>また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。</p> <p>加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|---|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| 政策目標に係る<br>予算額 | 区 分               |      | 令和元年度          | 2 年度           | 3 年度           | 4 年度            |                |
|----------------|-------------------|------|----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|
|                | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算 |                | 26,955,998,600 | 24,785,981,725 | 72,291,196,644  | 48,177,082,719 |
|                |                   | 補正予算 |                | 492,735,159    | 28,988,496,031 | △31,878,553,282 | /              |
|                |                   | 繰越等  |                | 2,300,000      | 5,690,000      | N. A.           |                |
|                |                   | 合 計  |                | 27,451,033,759 | 53,780,167,756 | N. A.           |                |
| 執行額 (千円)       |                   |      | 27,351,676,420 | 51,941,564,447 | N. A.          |                 |                |

|      |  |
|------|--|
| (概要) | <p>民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。</p> <p>(注1) 令和元年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入350億円、令和2年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入2,000億円を含んでいます。</p> <p>(注2) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。</p> |
|------|--|

|  |   |
|--|---|
| <b>政策目標に関係する<br/>施政方針演説等内閣<br/>の主な重要政策</b> | <p>第208回国会 財務大臣財政演説 (令和4年1月17日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2021 (令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (令和3年11月19日閣議決定)</p> <p>官民ファンドの運営に係るガイドライン (平成25年9月27日関係閣僚会議決定)</p> |
|--|---|



|  |  |
|--|--|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 財政政策の状況：令和4年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融资レポート2021」、令和2年度財政融資資金運用報告書 等 |
|--|--|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。</p> <p>加えて、財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（ALM）に取り組みました。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|---|

|              |                        |                 |        |
|--------------|------------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|------------------------|-----------------|--------|

政策目標 3-3 : 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

|                |  |
|----------------|--|
| <p>上記目標の概要</p> | <p>国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有財産の更なる活用を含め、地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での有効活用に取り組むとともに、そのための積極的な情報発信に努めます。また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政 3-3-1 : 国有財産の有効活用の推進</p> <p>政 3-3-2 : 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進</p> <p>政 3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分</p> <p>政 3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実</p> |
|----------------|--|

政策目標 3-3 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

|              |   |
|--------------|---|
| <p>評定の理由</p> | <p>地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた最適な形での有効活用を推進するため、有用性が高く希少な国有地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で、国が所有権を留保することにより、定期借地権の活用による貸付けに向けて着実に取り組むとともに、国有財産に関する様々な情報提供を積極的に実施しました。また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>   |
| <p>政策の分析</p> | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国有財産の管理処分については、社会経済や国有財産を巡る環境変化及び個々の国有財産の状況を踏まえ、最適な形での有効活用に取り組むことが必要です。</p> <p>令和 3 年度においては、介護・保育等、人々の安心・安全につながる分野等での活用に資する施策を実施したほか、令和元年 6 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、有用性が高く希少な国有地を留保財産として選定した財産について利用方針を策定する等、国有財産の積極的な有効活用を推進しました。また、国有財産の適正な運営等の観点から、監査の充実に取り組むとともに、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告を適切に実施しました。</p> <p>（令和 3 年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査</li> </ul> <p>「合理的かつ効率的な時価倍率の算出のため、調査の評価基準の見直しなどの検討を行うとともに、引き続き、競争性・透明性を確保し効率的な執行に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き入札者の有する専門知識、技術及び創意工夫等によって、時価倍率の算出が合理的かつ効率的に行われるよう、一般競争入札（総合評価）を実施するなど適切に対応しました。また、執行に当たっては、引き続き適切に発注時期の設定を行い、繁忙期である年末年始等の業者の負担を軽減す</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ることにより、競争性を高め、コストの削減に努めました。(事業番号0012)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府省共通国有財産総合情報管理システム <p>府省共通国有財産総合情報管理システムの調達について、一者応札改善への取組として、事業者要件の緩和や閲覧資料の拡充、積極的な入札情報の提供等を実施しました。なお、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づく運用コスト3割削減の目標については、サーバ機器の集約等により、計画通り達成しました。(事業番号 内閣官房20-0019)</p> </li> <li>公務員宿舎建設等に必要経費(民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む) <p>「緊急参集要員用の宿舎(BCP用宿舎)等、真に必要な宿舎については、改修だけでなく、利用者のニーズや社会情勢の変化に沿った宿舎のあり方も踏まえ、必要な宿舎の確保に向けた検討を行う。また、宿舎の改修等工事については、引き続き、長寿命化によるトータルコストの軽減を図るとともに、競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後の宿舎のあり方の検討を行うとともに、宿舎の改修費については、節減に引き続き取り組み、コスト削減に努めました。(事業番号0013)</p> </li> <li>特定国有財産の整備(一般会計及び財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定) <p>「特定国有財産整備計画(用語集参照)の不断の見直しを行い、事業を進めるとともに、PFI(用語集参照)事業の積極的な活用、一者応札の改善、新たな工法や使用資材等に関する知見を取り入れることなどにより、引き続き、コスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、重要性・緊急性の観点から、特定国有財産整備計画の不断の見直しを行うなど、コスト削減に努めました。(事業番号0014及び0017)</p> </li> <li>普通財産管理処分経費 <p>「普通財産の処分のあり方については、引き続き、透明性を確保しつつ、業務委託に当たっては、地域の実情も考慮し、競争性を高め、経費削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮したうえで、単価の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。(事業番号0015)</p> </li> <li>公務員宿舎の維持管理に必要な経費 <p>「引き続き、コスト削減の取組に努めるとともに、複数年契約による調達では、一者応札が多くなっていることから、更なる競争性の確保に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、日常管理業務等に係る費用の節減に引き続き取り組みコスト削減に努めました。(事業番号0016)</p> </li> </ul> |
|--|---|

|                     |   |            |
|---------------------|---|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政3-3-1: 国有財産の有効活用の推進</b>   |            |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b> | [主要]政3-3-1-B-1: 地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用   |            |
| <b>目標</b>           | <p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。</p> <p>介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。</p> <p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が</p> | <b>達成度</b> |

所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。

併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

また、災害応急対策への備えとして、国有地を活用した避難場所など防災に関する諸活動への推進に配慮します。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保の観点から国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進等に取り組みます。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舍等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供し、国有財産の新たな活用策に取り組みます。

#### （目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、さらには、「子育て安心プラン」において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組みに加え、都市公園敷地として無償貸付中の国有地の活用等を図る」とされていること、「今後の国有財産の管理処分のあり方について」（令和元年6月14日財政制度等審議会国有財産分科会答申）において、「有用性が高く希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来、新たな行政需要が生じて、これに用いるために再度取得することが困難である。このような国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、加えて「防災基本計画」において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5G通信網の整備）」及び「国有財産を



| 施策についての評定 | s 目標達成   |
|-----------|--|
| 評定の理由     | <p>未利用国有地については、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。</p>   |
|           | <p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、国有財産地方審議会において審議の上、留保財産として決定しました。さらに、地方公共団体と連携の上、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札を実施したほか、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国有財産の最適利用を推進しました。</p>  |
|           | <p>加えて、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。</p>   |
|           | <p>また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、PCR検査場等として未利用国有地等の使用を要望している地方公共団体等に対して国有財産の提供を行い、地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対策の推進に貢献しました。</p>  |
|           | <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を進めるため、関係機関と調整、協議を進めました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、①民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、引き続き国有財産のリストの公表や財務局等に相談窓口を設置し、財産の提供を行うと共に、②事業者の要望のあった庁舎等を民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として提供しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

### 政3-3-1に係る参考情報

#### 参考指標1：国有地の定期借地件数の推移

(単位：件)

|       | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------|--------|------|-------|-----|-----|
| 単年度件数 | 32     | 19   | 10    | 6   | 2   |
| 累計    | 32     | 51   | 61    | 67  | 69  |

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 累計は各年度における直近5年間の定期借地件数を記載しています。

#### 参考指標2：留保財産の件数の推移

(単位：件)

|      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 選定件数 | -      | -    | 47    | 7   | 6   |

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和元年度の件数は、制度の運用が始まった令和元年9月20日以降に留保財産に選定された件数を記載しています。

参考指標 3 : 市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数  
(単位: 件)

|                       | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 市区町村等との間で設置した協議会の設置件数 | 16     | 13   | 13    | 19  | 14  |
| 国公有財産の最適利用プランの策定件数    | 7      | 5    | 2     | 6   | 0   |

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産有効活用室調

参考指標 4 : 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における国有財産の活用状況

|                           | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備件数 | -      | -    | -     | -   | 0   |

(出所) 理財局国有財産業務課調

|                                   | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------------------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 民間事業者による5G基地局の設置場所としての財産提供件数      | -      | -    | -     | -   | 47  |
| 民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所としての庁舎等提供件数 | -      | -    | -     | -   | 5   |

(出所) 理財局国有財産調整課調

| 施策               | 政3-3-2: 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進 |   |  |     |
|------------------|---------------------------------|---|--|-----|
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要] 政3-3-2-B-1: 庁舎の入替調整等の実施状況  |   |  |     |
|                  | 目標                              | <p>庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。</p> |  | 達成度 |
|                  |                                 | <p>(目標設定の根拠)<br/>現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。</p>  |  |     |

|  |  |   |      |       |     |     |     |
|--|--|---|------|-------|-----|-----|-----|
|  | 実績及び目標の達成度の判定理由  | <p>借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出（参考指標2参照）を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進するなど、省庁横断的な入替調整等（参考指標1参照）を積極的に実施しました。具体的には、令和3年6月、令和3年12月及び令和4年2月に、財政制度等審議会国有財産分科会（注参照）に諮った上で、中央合同庁舎第2号館等全国3市区に所在する庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト<br/>「財政制度等審議会 国有財産分科会（議事要旨等）」<br/><a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html</a></p> <p>上記のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p> | ○    |       |     |     |     |
| 測定指標（定量的な指標）   | <p>[主要] 政3-3-2-A-1：合同宿舎における改修工事の実施状況 <span style="float:right">(単位：棟)</span></p> |   |      |       |     |     |     |
|  | 年度   | 平成29年度  | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|  | 目標値  | —   | —    | —     | 327 | 252 | ○   |
|  | 実績値  | —   | —    | —     | 401 | 364 |     |
| <p>（出所）理財局国有財産調整課調</p> <p>（目標設定の根拠）<br/>合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度4月1日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施するためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）<br/>既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、個々の宿舎の状況に基づいて、宿舎ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。<br/>当該計画に基づき、宿舎の長寿命化に資するべく必要な改修工事を計画的に行いました。以上のことから、達成度は「○」としました。</p> |  |   |      |       |     |     |     |
| 施策についての評価  |  | s 目標達成  |      |       |     |     |     |



評定の理由

現下の厳しい財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進しました。

また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。

宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施することとしています。

適正な管理を実施するに当たり、既存ストックの長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舎の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、ワクチン接種会場等として国家公務員宿舎の使用を要望している地方公共団体等に対して提供を行いました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政3-3-2に係る参考情報

参考指標1：既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位：件)

|     | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----|--------|------|-------|-----|-----|
| 庁舎数 | 37     | 32   | 41    | 16  | 18  |
| 官署数 | 53     | 39   | 70    | 23  | 47  |

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標2：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

|        |      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度   |
|--------|------|--------|------|-------|-----|-------|
| 借受費用縮減 | (㎡)  | 390    | —    | 5,110 | —   | 5,300 |
|        | (億円) | 0.1    | —    | 2.7   | —   | 4.7   |
| 売却可能財産 | (㎡)  | 1,060  | —    | —     | —   | —     |

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標3：宿舎戸数の推移

(単位：万戸)

| 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  |
|------|------|-------|------|------|
| 16.3 | 16.3 | 16.2  | 16.2 | 16.2 |

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 各年9月1日現在の戸数

|   |                 |   |                 |              |              |              |     |
|---|-----------------|---|-----------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| <b>施策 政3-3-3：普通財産の適正な管理処分</b>   |                 |   |                 |              |              |              |     |
| [主要] 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施  |                 |   |                 |              |              |              |     |
| 測定指標（定性的な指標）  | 目標              | <p>売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。</p> <p>公共随意契約（以下、「公共随契」といいます。用語集参照）による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。</p> <p>また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。</p>   |                 |              |              | 達成度          |     |
|   |                 | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>未利用国有地の売却等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。</p>   |                 |              |              |              |     |
| 測定指標（定量的な指標）  | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行いました。</p> <p>なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。</p> <p>また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。</p> <p>公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。</p> <p>また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。</p> <p>売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p> |                 |              |              | ○            |     |
| 政3-3-3-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況 (単位：%)  |                 |   |                 |              |              |              |     |
| 測定指標（定量的な指標）  | 年度              | 平成29年度  | 30年度            | 令和元年度        | 2年度          | 3年度          | 達成度 |
|   | 目標値             | 90以上<br>(1,262)   | 90以上<br>(1,102) | 100<br>(857) | 100<br>(741) | 100<br>(574) | ○   |
|   | 実績値             | 98.1<br>(1,238)   | 96.6<br>(1,065) | 100<br>(857) | 100<br>(741) | 100<br>(574) |     |
| <p>(注1) ( )内は入札件数</p> <p>(注2) 令和元年度より、処理率の算出方法を変更し、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。</p> <p>(出所) 理財局国有財産業務課調</p> |                 |   |                 |              |              |              |     |

**(目標値の設定の根拠)**

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

**政3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況**

(単位：%)

| 年 度        | 平成29年度           | 30年度             | 令和元年度            | 2 年度           | 3 年度           | 達成度 |
|------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-----|
| 目標値        | 82.7以上           | 83.7以上           | 83.4以上           | 83.5以上         | 83.5以上         | ○   |
| 実績値        | 83.0             | 83.9             | 83.6             | 83.5           | 83.5           |     |
| 売却通知<br>件数 | 1,691<br>(1,403) | 1,544<br>(1,295) | 1,514<br>(1,265) | 1,173<br>(980) | 1,118<br>(934) |     |

(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内(閉庁日を除く)にできなかった場合を除いて算出しています。

(注2) ( )内は、30日以内(閉庁日を除く)に売却価格を通知した件数。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

**(目標値の設定の根拠)**

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内(閉庁日を除く)とし、期限内の処理を図ることとしています。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。なお、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めています。

**政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施**

測定指標(定性的な指標)

|                 |   |     |
|-----------------|---|-----|
| 目 標             | <p>無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札(瑕疵等明示売却)に付します。</p> | 達成度 |
|                 | <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。</p>   |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、交換制度の活用を検討し、隣接所有者等との交渉を行い、1件の交換契約を締結しました。</p>  | ○   |

|   |   |            |
|---|---|------------|
|   | <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、134件の売買契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>   |            |
| <b>政3-3-3-B-3：暫定活用の推進</b>               |   |            |
| <b>目 標</b>                              | <p>売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。</p>  | <b>達成度</b> |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>                  | <p>売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時的貸付け等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、199件の財産について一時貸付け等の契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>  | ○          |
| <b>政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施</b> |   |            |
| <b>目 標</b>                              | <p>地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。</p>  | <b>達成度</b> |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>                  | <p>東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、11件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少があり、国有財産貸付料の支払いが困難になった4事例について、無利息・無担保で最大1年間の履行期限の延長を実施しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>   | ○          |
| <b>政3-3-3-B-5：政府が保有する株式等の管理・処分</b>      |   |            |
| <b>目 標</b>                              | <p>特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。</p> <p>さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。</p> | <b>達成度</b> |

|                 |        |   |   |
|-----------------|--------|---|---|
|                 |        | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)等により、処分が求められているためです。</p> <p>また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。</p>   |   |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 |        | <p>特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和3年9月に公表しました。</p> <p>処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。具体的には、日本郵政株式会社株式について、令和3年6月の自己株式取得に応じた売却、及び同年10月の第3次売出しを行いました。この結果、自己株式取得に応じた売却により約2,499億円、第3次売出しにより約8,367億円の売却収入を得ました。</p> <p>物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>  | ○ |
| 施策についての評定       | s 目標達成 |   |   |
| 評定の理由           |        | <p>公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するに当たり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表しました。また、売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行い、透明性の確保に努めました。</p> <p>なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。</p> <p>旧里道・旧水路(用語集参照)等の財産についての調査依頼等に対し、現地確認調査等を的確に行った結果、誤信使用財産(用語集参照)であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理に当たり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。</p> <p>売却困難事由のある財産や売残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。</p> <p>東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。</p> |   |

新型コロナウイルス感染症等の影響により国有財産貸付料等の支払いが困難な事情がある方について、履行期限の延長を実施したほか、新型コロナウイルス感染症に対応するため、PCR検査場等として未利用国有地等の使用を要望している地方公共団体に対して国有財産の提供を行いました。

国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。

特殊会社の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に適切に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。

処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。

物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

### 政 3-3-3 に係る参考情報

#### 参考指標 1：財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

（単位：百万㎡、億円）

|      | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 面積   | 783    | 784    | 785    | 786    | N.A |
| 台帳価格 | 45,298 | 46,670 | 47,452 | 48,307 | N.A |

（出所）「国有財産増減及び現在額総計算書」（理財局管理課国有財産情報室）

（注）令和3年度については、4年12月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

#### 参考指標 2：未利用国有地の推移

（単位：件、百万㎡、億円）

|      | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 件数   | 3,125  | 2,964 | 2,922 | 2,869 | N.A |
| 面積   | 9      | 8     | 7     | 7     | N.A |
| 台帳価格 | 3,626  | 3,288 | 3,366 | 3,834 | N.A |

（出所）理財局国有財産業務課調

（注）令和3年度については、4年12月に確定後、4年度実績評価書に掲載予定。

#### 参考指標 3：未利用国有地の状況（令和2年度末）

| 合計 2,869件（3,834億円） |                   |                 |                   |                 |                 |
|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 地方公共団体等<br>が利用する財産 |                   | 処分対象財産          |                   | 処分困難事由のある財産     |                 |
| 国利用                | 地方公共<br>団体等利用     | 入札未実施           | 売残（注1）            | 直困難<br>（注2）     | 当分困難<br>（注3）    |
| 45件<br>（766億円）     | 207件<br>（1,549億円） | 433件<br>（216億円） | 1,018件<br>（169億円） | 478件<br>（437億円） | 688件<br>（695億円） |

（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

（注1）「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

（注2）「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

（注3）「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

参考指標 4：一般競争入札における落札状況

(単位：件、%)

|                 |      | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  |
|-----------------|------|--------|-------|-------|------|------|
| 合 計             | 実施件数 | 1,238  | 1,065 | 857   | 741  | 574  |
|                 | 落札件数 | 469    | 282   | 194   | 209  | 204  |
|                 | 落札率  | 37.9   | 26.5  | 22.6  | 28.2 | 35.5 |
| 最低売却価格<br>公表物件  | 実施件数 | 1,237  | 1,065 | 856   | 741  | 574  |
|                 | 落札件数 | 468    | 282   | 193   | 209  | 204  |
|                 | 落札率  | 37.8   | 26.5  | 22.5  | 28.2 | 35.5 |
| 最低売却価格<br>非公表物件 | 実施件数 | 1      | 0     | 1     | 0    | 0    |
|                 | 落札件数 | 1      | 0     | 1     | 0    | 0    |
|                 | 落札率  | 100.0  | —     | 100.0 | —    | —    |

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 令和3年度実績は速報値。4年度に確定後、4年度政策評価書に掲載。

参考指標 5：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

|      | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  |
|------|--------|-------|-------|------|------|
| 実施件数 | 1,238  | 1,065 | 857   | 741  | 574  |
| 落札件数 | 469    | 282   | 194   | 209  | 204  |
| 契約件数 | 576    | 356   | 222   | 299  | 245  |
| 成約率  | 46.5   | 33.4  | 25.9  | 40.4 | 42.7 |
| 契約金額 | 325    | 113   | 126   | 108  | 92   |

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注2) 令和3年度実績は速報値。4年度に確定後、4年度政策評価書に掲載。

(注3) 平成29年度及び30年度の契約件数、成約率及び契約金額については、入札の結果、落札となった財産を、翌年度以降に契約したものを含むため、29年度及び30年度実績評価書の計数と異なっている。

(注4) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

参考指標 6：一時貸付け及び管理委託の件数と面積

|       |            | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度   |
|-------|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 一時貸付け | 件 数        | 334    | 281    | 243    | 166    | 199   |
|       | 面積<br>(千㎡) | 1,385  | 1,335  | 1,360  | 884    | 816   |
| 管理委託  | 件 数        | 472    | 487    | 510    | 519    | N. A. |
|       | 面積<br>(千㎡) | 25,842 | 25,851 | 26,259 | 26,193 | N. A. |

(出所) 一時貸付けについては、財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

管理委託については、理財局国有財産業務課・管理課国有財産情報室調。

(注1) 一時貸付けの件数及び面積については、該当年度に契約したものを集計している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。

(注2) 管理委託の件数及び面積については、各年度末時点の件数及び面積を計上している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。なお、令和3年度については、令和4年度11月に確定後、令和4年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 7 : 第三者チェックの実施件数

|    | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----|--------|------|-------|-----|-----|
| 件数 | —      | 2    | 8     | 9   | 8   |

(出所) 理財局国有財産業務課国有財産審理室で集計。

(注) 本制度は平成30年9月18日に新設しているため、29年度の実績はない。

| 施策            | 政 3 - 3 - 4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実   |                          |                  |                   |                      |                |     |
|---------------|--|--------------------------|------------------|-------------------|----------------------|----------------|-----|
| 測定指標 (定量的な指標) | [主要] 政3-3-4-A-1: 監査実施割合 (単位: %)  |                          |                  |                   |                      |                |     |
|               | 年度   | 平成29年度                   | 30年度             | 令和元年度             | 2年度                  | 3年度            | 達成度 |
|               | 目標値  | 100.0<br>(520)           | 100.0<br>(516)   | 100.0<br>(510)    | 100.0<br>(499)       | 100.0<br>(476) | ○   |
|               | 実績値  | 100.1<br>(521)           | 100.3<br>(518)   | 100.5<br>(513)    | 82.5<br>(412)        | 99.2<br>(472)  |     |
|               | <p>(注) 監査計画に対する実績の割合<br/>           目標値の ( ) 内は年度当初計画の件数<br/>           実績値の ( ) 内は実績の件数<br/>           (出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調<br/>           (目標値の設定の根拠)<br/>           国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。<br/>           策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)<br/>           令和3年度は、緊急事態宣言の実施等により現地における確認が困難となった財産については、これを写真等に代えることや、相手方へのヒアリングをWEB等で行うことを可能とし、計画通り476件の実地監査を行うこととしました。その過程で、指摘の適否の判断に当たって写真等に代えることが困難な財産のうち、まん延防止等重点措置の実施により現地における確認を年度内に行うことが困難となったものが8件ありましたが、現地における確認以外の作業は終了しており、令和4年5月までに現地における確認を終える予定であったことから、達成度は、「○」としました。なお、現地確認は令和4年6月3日に終えています。</p> <p>なお、目標値の476件は当初計画の件数であり、その後の計画変更により計画件数は480件と変更しました。変更後の計画件数(480件)から年度内実施が困難となった件数(8件)を差し引いた値(472件)が実績値となります。</p> |                          |                  |                   |                      |                |     |
|               | 政3-3-4-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日  |                          |                  |                   |                      |                |     |
|               | 年度   | 平成29年度<br>(平成28年度<br>決算) | 30年度<br>(29年度決算) | 令和元年度<br>(30年度決算) | 2年度<br>(令和元年度決<br>算) | 3年度<br>(2年度決算) | 達成度 |
|               | 目標値  | 29.9月初旬                  | 30.9月初旬          | 元.9月初旬            | 2.9月初旬               | 3.9月初旬         | ○   |
|               | 送付日  | 29.9.1                   | 30.9.4           | 元.9.3             | 2.9.4                | 3.9.3          |     |
|               | <p>(出所) 理財局管理課国有財産情報室調<br/>           (目標値の設定の根拠)</p>  |                          |                  |                   |                      |                |     |



決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

**(目標の達成度の判定理由)**

令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、令和3年9月3日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

**政3-3-4-A-3: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日**

| 年度  | 平成29年度<br>(平成28年度<br>決算) | 30年度<br>(29年度決<br>算) | 令和元年度<br>(30年度決算) | 2年度<br>(令和元年度決<br>算) | 3年度<br>(2年度決算) | 達成度 |
|-----|--------------------------|----------------------|-------------------|----------------------|----------------|-----|
| 目標値 | 29.11.20前後               | 30.11.20前後           | 元.11.20前後         | 2.11.20前後            | 3.11.20前後      | ○   |
| 報告日 | 29.11.21                 | 30.11.20             | 元.11.19           | 2.11.20              | 3.12.6         |     |

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

**(目標値の設定の根拠)**

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

**(目標の達成度の判定理由)**

令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、令和3年12月6日に開会された臨時国会において同日報告したことから、達成度は「○」としました。

**政3-3-4-A-4: 国有財産物件情報メールマガジンの登録者数**

(単位: 件)

| 年度  | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度    | 達成度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 目標値 | —      | —     | 増加    | 増加    | 増加     | ○   |
| 実績値 | 7,398  | 8,444 | 9,357 | 9,666 | 10,044 |     |

(出所) 理財局国有財産業務課

**(目標値の設定の根拠)**

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

さらに国民の皆様にも国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

昨年度の実績値と比較すると378人増加しているため、達成度は、「○」としました。

| 政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合 (単位：%)   |                 |  |       |     |     |     |
|---|-----------------|--|-------|-----|-----|-----|
| 年度  | 平成29年度          | 30年度   | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
| 目標値   | —               | —  | —     | 100 | 100 | ○   |
| 実績値   | —               | —  | —     | 100 | 100 |     |
| <p>(出所) 理財局国有財産業務課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。</p> <p>さらに、適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。</p> |                 |  |       |     |     |     |
| 政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実  |                 |  |       |     |     |     |
| 測定指標 (定性的な指標)   | 目標              | <p>財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。</p>  |       |     |     | 達成度 |
|   | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報(国有財産特集)」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました(参考指標2)。</p> <p>※国有財産情報公開システム<br/> <a href="https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/">https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/</a></p> <p>「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等の処分等を予定している未利用国有地についての財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。</p> <p>一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシ等により、未利用国</p> |       |     |     | ○   |

|  |   |  |                   |
|--|---|--|-------------------|
|  |   | <p>有地の売却情報を発信しました。</p> <p>また、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和3年度は172回の配信を行いました。</p> <p>加えて、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」（㈱LIFULL及びアットホーム㈱運営）へ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行い、国有財産の情報発信を強化しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p> |                   |
| <p><b>政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託</b></p> |   |  |                   |
|  | <p><b>目 標</b></p>   | <p>国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。</p>  | <p><b>達成度</b></p> |
|  | <p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p>   | <p>未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>  | <p>○</p>          |
| <p><b>施策についての評定</b></p>                    |   | <p><b>s 目標達成</b></p>   |                   |
| <p><b>評定の理由</b></p>                        | <p>未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等及び宿舍の公用財産に対する監査」及び「各省各庁が所管する普通財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた最適利用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。</p> <p>令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、令和3年12月6日に開会された臨時国会において同日報告しました。</p> <p>また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。</p> <p>すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。</p> <p>未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |                   |

政 3 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : 財務省所管普通財産の管理業務の状況

(単位 : 件、箇所、棟)

|            | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 巡回 箇所      | 4,128  | 3,627 | 3,457 | 3,251 | 3,437 |
| 草刈 箇所      | 3,996  | 4,087 | 4,159 | 4,329 | 4,745 |
| 柵設置 箇所     | 398    | 425   | 460   | 280   | 257   |
| 不法投棄物処理 件  | 227    | 341   | 331   | 226   | 206   |
| 立木伐採・剪定 箇所 | 600    | 705   | 744   | 528   | 558   |
| 立看板設置 件    | 1,454  | 622   | 586   | 672   | 647   |
| 建物解体 棟     | 59     | 30    | 50    | 43    | 49    |
| 合計 件、箇所、棟  | 10,862 | 9,837 | 9,787 | 9,329 | 9,899 |

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 2 : 国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位 : 件)

|        | 平成29年度  | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| アクセス件数 | 117,205 | 84,208 | 54,526 | 51,400 | 44,102 |

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(注 1) 平成 30 年度以降のアクセス件数は、システム稼働状況確認等のアクセス件数を除いています。これに伴い平成 30 年度のアクセス件数は、当該アクセス件数を除いた数字に修正しています。

(注 2) 平成 31 年 1 月の国有財産総合情報管理システムのサーバ機器更新に伴い、一部の情報を各財務局等の HP で掲載することにしたため、令和元年度以降のアクセス件数は減少しています。

参考指標 3 : 国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

|   | 作成頻度  | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---|-------|--------|------|-------|-----|-----|
| 国有財産増減及び現在額総計算書<br>( <a href="https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm">https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm</a> )                        | 年 1 回 | ○      | ○    | ○     | ○   | ○   |
| 国有財産無償貸付状況総計算書<br>( <a href="https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm">https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm</a> )                         | 年 1 回 | ○      | ○    | ○     | ○   | ○   |
| 国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書<br>( <a href="https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm">https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm</a> ) | 年 1 回 | ○      | ○    | ○     | ○   | ○   |
| 国有財産レポート<br>( <a href="https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm">https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm</a> )                             | 年 1 回 | ○      | ○    | ○     | ○   | ○   |
| 国有財産統計<br>( <a href="https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm">https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm</a> )                           | 年 1 回 | ○      | ○    | ○     | ○   | ○   |

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

参考指標 4 : 全国版空き家・空き地バンクへの対象物件の掲載件数

(単位 : 件)

|      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|------|--------|------|-------|-------|-------|
| 掲載件数 | -      | -    | 1,025 | 1,583 | 1,078 |

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注1) 一般競争入札及び先着順売却の空き家・空き地バンクへの登録件数です。

(注2) 令和元年度の実績値は、制度の運用が始まった令和元年9月20日からの実績に基づく数値となっております。

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、実施していきます。</p> <p>地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。</p> <p>なお、令和3年度政策評価の結果を踏まえ、令和4年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めます。</p> |
|----------------|--|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分           |      | 令和元年度      | 2年度        | 3年度        | 4年度        |   |
|------------|---------------|------|------------|------------|------------|------------|---|
|            | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算 |            | 44,325,807 | 36,345,482 | 43,634,437 | / |
|            |               | 補正予算 |            | △228,558   | △973,821   | △301,847   |   |
|            |               | 繰越等  |            | △137,645   | △890,513   | N. A.      |   |
|            |               | 合計   |            | 43,959,604 | 34,481,148 | N. A.      |   |
| 執行額(千円)    |               |      | 39,423,478 | 32,276,734 | N. A.      |            |   |

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」については、4年11月頃に確定するため、4年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 「国有財産総合情報管理システム」の令和2年度の予算額は、内閣所管(組織)内閣官房の「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」、令和3年度の予算額は、内閣所管(組織)内閣官房の「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁の「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」、令和4年度の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁の「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に計上されています。

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）</p> <p>ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>防災基本計画（令和3年5月25日中央防災会議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）</p> <p>第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月21日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）</p> |
|---------------------------------|---|

|   |      |
|---|------|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>料その他の情報</b> | 該当なし |
|---|------|

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舎の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。</p> <p>なお、令和2年度政策評価の結果を踏まえ、令和4年度においても、国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|--|

|              |  |                 |        |
|--------------|--|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|--|-----------------|--------|

## 政策目標 3-4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をする等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政 3-4-1 : 国庫金の効率的な管理</p> <p>政 3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保</p> <p>政 3-4-3 : 国庫収支に関する情報提供</p> |
|---------|---|

## 政策目標 3-4 についての評価結果

## 政策目標についての評価 S 目標達成

|       |  |
|-------|--|
| 評価の理由 | <p>国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿の金額が一致することを確認しました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定通り公表しました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>  |
| 政策の分析 | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。</p> <p>また、国庫金の効率的な管理を図る上で、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。</p> <p>さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。</p> <p>（令和 3 年度行政事業レビューとの関係）</p> <p>・国庫収支見込システム</p> <p>国庫収支事務オンラインシステム（国庫収支見込システム）は、行政事業レビュー推進チームの所見において「システム運用経費について、引き続き、入札における競争性の確保を図るなどの取組を継続し、運用コストの 3 割削減の目標達成に向けた取組を確実に実施するなど、コスト削減に努める。」とされたことを踏まえ、運用コストの 3 割削減の目標達成に向けた取組を確実に実施し、計画通り令和 3 年度において運用コストの 3 割削減の目標を達成しました。なお、国庫収支事務オンラインシステムの予算については、令和 4 年度よりデジタル庁へ一括計上しています。（事業番号 0018）</p> |

|                  |  |        |      |       |      |                        |     |
|------------------|--|--------|------|-------|------|------------------------|-----|
| 施策               | 政3-4-1：国庫金の効率的な管理  |        |      |       |      |                        |     |
| 測定指標<br>(定量的な指標) | [主要]政3-4-1-A-1：国内指定預金（一般口）の平均残高 [新] (単位：兆円)  |        |      |       |      |                        |     |
|                  | 年度   | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度                    | 達成度 |
|                  | 目標値  | —      | —    | —     | —    | 18.2 <sup>(注)</sup> 以下 | ○   |
|                  | 実績値  | 20.3   | 17.5 | 18.3  | 34.8 | 19.4                   |     |
|                  | <p>(注) 平成27年度から令和元年度までの5年の実績値の平均値。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあったため、目標値の算定から除いている。また、本指標は令和3年度から設定された新たな測定指標のため、令和2年度以前の目標値は「—」である。</p> <p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。</p> <p>具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に、民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。</p> <p>これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去5年（令和2年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。</p> <p>(目標値の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制し、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めました。</p> <p>なお、令和3年度において実績値が目標値に達しなかった理由は、令和2年度当初予算及び新型コロナウイルス感染症対策のため編成された令和2年度補正予算の繰越額（約30.8兆円）の支出が見込まれていたほか、令和2年度に引き続き新型コロナ対策予備費（5.0兆円）の機動的な支出が想定されていたこと、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のために編成された令和3年度補正予算（約36.0兆円）の支出が見込まれていたことにより、その執行に万全を期すために国庫内に資金を確保しておく必要が生じたことによるものです。</p> <p>以上のように、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策等による支出に備えるために必要な措置を講じたことから目標値を達成できなかったものの、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> |        |      |       |      |                        |     |
| 施策についての評定        | s 目標達成   |        |      |       |      |                        |     |



評定の理由

国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。

国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。

国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。

なお、令和3年度において測定指標の実績値が目標値に達しなかった理由は、令和2年度当初予算及び新型コロナウイルス感染症対策のため編成された令和2年度補正予算の繰越額（約30.8兆円）の支出が見込まれていたほか、令和2年度に引き続き新型コロナ対策予備費（5.0兆円）の機動的な支出が想定されていたこと、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のために編成された令和3年度補正予算（約36.0兆円）の支出が見込まれていたことにより、その執行に万全を期すために国庫内に資金を確保しておく必要が生じたことによるものです。

令和3年度の目標値と実績値は乖離したものの、当該乖離は新型コロナウイルス感染症対策等による支出に備えるためのやむを得ない事情によるものであることから、測定指標は「○」としました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政3-4-1に係る参考情報

参考指標1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

|       | 平成29年度  | 30年度    | 令和元年度   | 2年度     | 3年度     |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 4月    | 304,767 | 386,667 | 416,667 | 377,333 | 242,233 |
| 5月    | 328,516 | 395,065 | 429,194 | 288,548 | 189,645 |
| 6月    | 335,133 | 398,733 | 432,967 | 83,933  | 136,367 |
| 7月    | 340,935 | 401,613 | 433,871 | —       | 123,742 |
| 8月    | 347,613 | 406,000 | 434,710 | —       | 109,806 |
| 9月    | 353,700 | 411,200 | 434,333 | —       | 103,567 |
| 10月   | 359,161 | 411,548 | 432,323 | —       | 123,097 |
| 11月   | 361,533 | 407,867 | 429,900 | —       | 210,333 |
| 12月   | 365,452 | 401,226 | 428,419 | —       | 322,355 |
| 1月    | 370,774 | 398,323 | 430,419 | 8,129   | 368,516 |
| 2月    | 376,714 | 400,179 | 430,862 | 91,000  | 379,857 |
| 3月    | 381,258 | 403,839 | 413,065 | 199,032 | 335,742 |
| 平均抑制額 | 352,074 | 401,877 | 428,888 | 86,995  | 219,647 |

（出所）理財局国庫課調

（注）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額は、前年度に比べ大きく減少した。

参考指標2：政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

（単位：億円）

|     | 令和3年度 |
|-----|-------|
| 4月  | —     |
| 5月  | —     |
| 6月  | —     |
| 7月  | —     |
| 8月  | —     |
| 9月  | —     |
| 10月 | —     |
| 11月 | —     |
| 12月 | —     |
| 1月  | —     |
| 2月  | —     |
| 3月  | —     |

（出所）理財局国庫課調

（注）国庫金が不足する場合には、財務省証券（用語集参照）の発行による資金調達を行う。

参考指標3：資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合（単位：％）

| 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度  |
|--------|------|-------|-----|------|
| 31.3   | 35.3 | 37.3  | 7.1 | 18.9 |

（出所）理財局国庫課調

（注）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合は、前年度に比べ大きく減少した。

| 施策  | 政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保   |                     |                 |                  |                 |               |     |
|---|--|---------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------|-----|
| 測定指標<br>（定量的な指標）  | [主要] 政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 <span style="float:right">（単位：円）</span> |                     |                 |                  |                 |               |     |
|   | 年度   | 平成29年度<br>（平成28年度分） | 30年度<br>（29年度分） | 令和元年度<br>（30年度分） | 2年度<br>（令和元年度分） | 3年度<br>（2年度分） | 達成度 |
|   | 目標値  | 0                   | 0               | 0                | 0               | 0             | ○   |
|   | 実績値  | 0                   | △6,243          | 0                | 281,839,877     | 0             |     |
| <p>（注1）年度は、突合年度。</p> <p>（注2）目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。平成30年度（29年度分）及び令和2年度（元年度分）の実績値は、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異（平成30年度：△6,243円、令和2年度：281,839,877円）が生じている。</p> <p>（出所）主計局司計課、理財局国庫課調</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿（用語集参照）」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）と国庫原簿が一致することを確認しているため、歳入歳出主計簿と国庫原簿</p> |  |                     |                 |                  |                 |               |     |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>との金額の差異を指標として設定し、引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくよう、「0」を目標値としました。</p> <p>(目標値の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和3年度(令和2年度分)において、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿を突合し、両者が一致することを確認しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、特別会計についても、歳入歳出主計簿と国庫原簿の突合を行いました。</p> |
|--|---|

|                  |        |
|------------------|--------|
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成 |
|------------------|--------|

|             |  |
|-------------|--|
| <b>評価理由</b> | <p>国庫金の出納事務の正確性の確保のため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿とを突合し、両者が一致することを確認しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |
|-------------|--|

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| <b>施策</b> | <b>政3-4-3：国庫収支に関する情報提供</b> |
|-----------|----------------------------|

|                     |   |        |      |       |     |     |     |
|---------------------|---|--------|------|-------|-----|-----|-----|
|                     | [主要] 政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：%)   |        |      |       |     |     |     |
|                     | 年度  | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|                     | 目標値   | 100    | 100  | 100   | 100 | 100 | ○   |
|                     | 実績値   | 100    | 100  | 100   | 100 | 100 |     |
| <b>測定指標(定量的な指標)</b> | <p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。</p> <p>①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)</p> <p>②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回)</p> <p>③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>引き続き、上記の定期的な作成資料を予定通りに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。</p> |        |      |       |     |     |     |

|                  |        |
|------------------|--------|
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成 |
|------------------|--------|

|             |  |
|-------------|--|
| <b>評価理由</b> | <p>国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定通りに公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |
|-------------|--|

|         |   |
|---------|---|
| 評価結果の反映 | <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。</p>     |
|         | <p>国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。</p>                                |
|         | <p>なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡を適切に行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。</p> |
|         | <p>国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。</p>                             |
|         | <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。</p>  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |         | 令和元年度  | 2 年度    | 3 年度   | 4 年度  |
|------------|-------------------|---------|--------|---------|--------|-------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算    | 51,513 | 143,412 | 66,350 | 5,495 |
|            |                   | 補正予算    | △559   | △9,233  | —      | /     |
|            |                   | 繰越等     | —      | —       | N. A.  |       |
|            |                   | 合 計     | 50,954 | 134,179 | N. A.  |       |
| 執行額 (千円)   | 49,701            | 130,756 | N. A.  |         |        |       |

(概要)

国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等である。

(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 令和2年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるもの。

(注3) 令和4年度の当初予算額のうち国庫収支事務オンラインシステムに関する経費については、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| <b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | 該当なし |
|----------------------------------|------|

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 該当なし |
|----------------------------------|------|

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p> | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。</p> <p>出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。</p> <p>国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。</p> <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。</p> |
|----------------------------------|---|

|                     |                 |                        |               |
|---------------------|-----------------|------------------------|---------------|
| <p><b>担当部局名</b></p> | <p>理財局（国庫課）</p> | <p><b>政策評価実施時期</b></p> | <p>令和4年6月</p> |
|---------------------|-----------------|------------------------|---------------|

## 政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政 4-1-1 : 通貨の円滑な供給</p> <p>政 4-1-2 : 偽造通貨対策の推進</p> <p>政 4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</p> <p>政 4-1-4 : 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理</p> <p>政 4-1-5 : 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動</p> |
|---------|---|

## 政策目標 4-1 についての評価結果

## 政策目標についての評定 S 目標達成

|       |   |
|-------|---|
| 評定の理由 | <p>通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>  |
| 政策の分析 | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。</p> <p>通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。</p> <p>（令和3年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通貨に関する実態調査</li> </ul> <p>通貨に関する実態調査は、行政事業レビュー推進チームの所見において「事業の実施に当たっては、調査項目や調査方法の見直しを行い、経費の効率的な使用に努める。」とされました。これらを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、引き続き、入札手続の改善に取り組むとともに、より効果的・効率的な質問内容への見直しを行うなど、コスト削減に努めました。（事業番号0019）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貨幣の製造に必要な経費</li> </ul> <p>「貨幣の信頼性の維持に十分配慮しつつ、製造現場での生産管理ノウハウの活用等により、引き続き、コスト削減に努める。また、設備投資等により貨幣製造体制の効率化を図り、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コストの削減に取り組みました。（事業番号0020）</p> |

|                                 |  |  |            |
|---------------------------------|--|--|------------|
| 測定指標（定性的な指標）                    | <b>施策 政4-1-1：通貨の円滑な供給</b>  |  |            |
|                                 | [主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行  |  |            |
|                                 | <b>目 標</b>   | <p>通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、日本銀行券及び貨幣を円滑に供給する必要があるためです。</p>   | <b>達成度</b> |
|                                 | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>令和3年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中の流通状況を踏まえて、製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については年度途中で製造計画を改定し、五十円貨幣、十円貨幣及び一円貨幣の製造枚数を引き下げました。</p> <p>その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト<br/> 「令和3年度日本銀行券製造計画」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2021ginnkoukennkeikaku.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2021ginnkoukennkeikaku.html</a><br/> 「令和3年度貨幣製造計画」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku.html</a><br/> 「令和3年度貨幣製造計画&lt;改定&gt;」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku-kaitei-1.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku-kaitei-1.html</a></p> <p>上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。</p> | ○          |
| <b>政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施</b> |  |  |            |
| <b>目 標</b>                      | <p>製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。</p>  | <b>達成度</b>   |            |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>          | <p>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和3年11月15日に第150次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト<br/> 「第150次製造貨幣大試験の実施結果について」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20211122.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20211122.html</a></p> <p>上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。</p> | ○  |            |

|                  |  |
|------------------|--|
| <b>施策についての評定</b> | s 目標達成   |
| <b>評定の理由</b>     | <p>通貨の製造計画の策定等については、令和3年度の貨幣製造計画の見直し等により状況の変化に的確に対応したほか、市中における通貨の流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう令和4年度の製造計画を策定しました。</p> <p>また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

#### 政4-1-1に係る参考情報

##### 参考指標1：発行・製造計画の達成割合

###### ① 日本銀行券

(単位:億枚、%)

|           | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 当初計画      | 30.0   | 30.0  | 30.0  | 30.0  | 30.0  |
| 改定後計画(A)  | 30.0   | 30.0  | 30.0  | 30.0  | 30.0  |
| 実績(B)     | 30.0   | 30.0  | 30.0  | 30.0  | 30.0  |
| 達成割合(B/A) | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

###### ② 貨幣

(単位:億枚、%)

|           | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 当初計画      | 11.5   | 11.1  | 9.9   | 10.4  | 8.2   |
| 改定後計画(A)  | 11.5   | 11.2  | 10.2  | 10.1  | 8.2   |
| 実績(B)     | 11.5   | 11.2  | 10.2  | 10.1  | 8.2   |
| 達成割合(B/A) | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

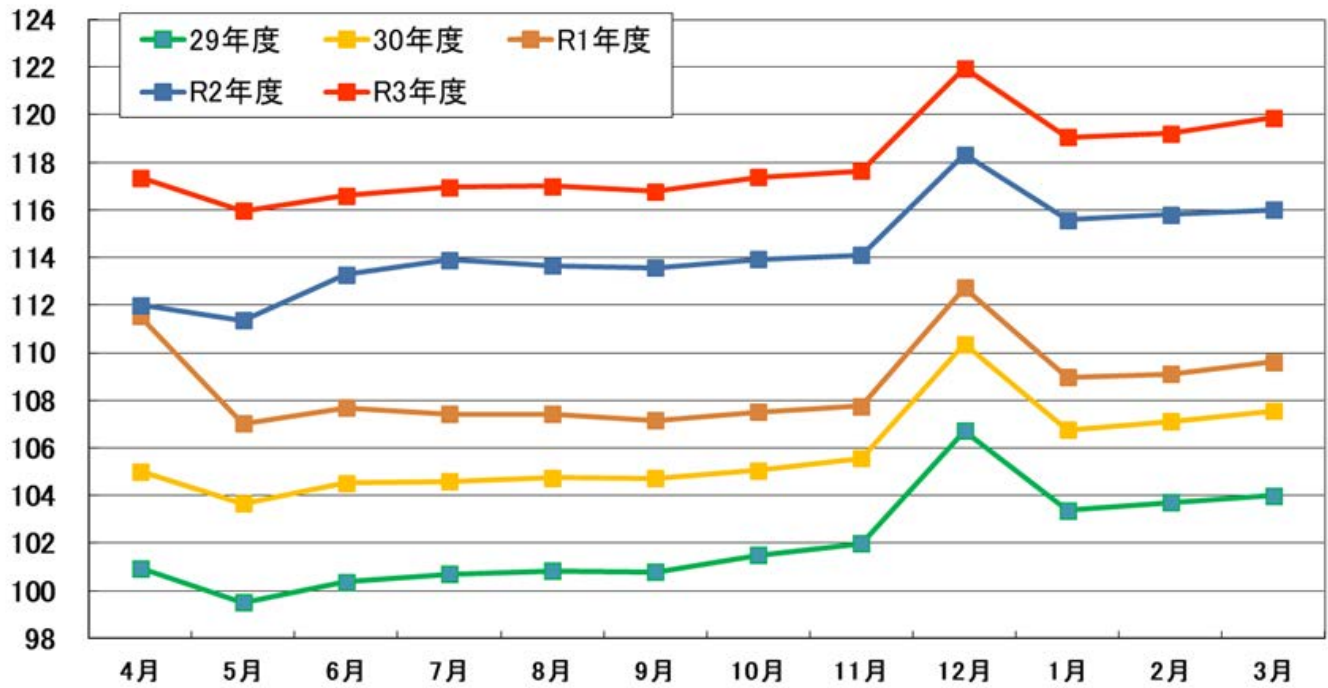
(注) 記念貨幣を含む枚数。



参考指標 2 : 通貨の流通高

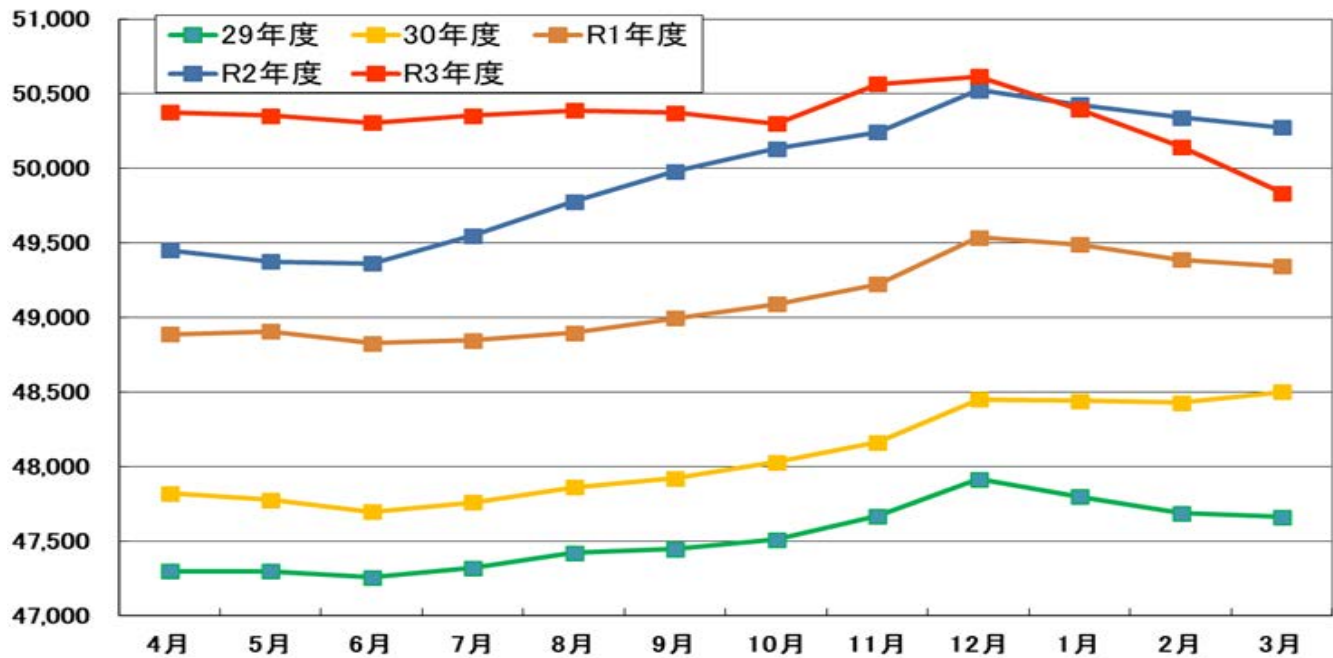
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| <b>施策</b>            | <b>政 4 - 1 - 2 : 偽造通貨対策の推進</b>   |   |
| <b>測定指標 (定性的な指標)</b> | [主要] 政4-1-2-B-1 : 偽造通貨対策の適切な推進   |   |
|                      | <b>目 標</b>   | <p>国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p>   |
|                      | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの作成などを行いました。</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略について(平成25年12月10日閣議決定)も踏まえたこれらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>こうした取組の結果として、令和3年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券1,157枚、五百円貨幣1,227枚と比較的低い水準でした(参考指標1参照)。</p> <p>このほか、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和3年11月には新しい五百円貨幣の発行を開始したほか、新しい日本銀行券(一万円、五千円及び千円)を、令和6年度上期を目途に発行することとしており、令和3年度はこのための準備を確実に進めました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト<br/> 「新しい日本銀行券及び五百円貨幣を発行します」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/20190409.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/20190409.html</a><br/> 「新しい五百円貨幣の発行時期について」<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/210427.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/210427.html</a></p> <p>上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。</p> |
| <b>施策についての評定</b>     | s 目標達成   |   |
| <b>評定の理由</b>         | <p>偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |

政4-1-2に係る参考情報

参考指標1：偽造通貨の発見枚数

(1) 日本銀行券

(単位：枚)

|      | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 一万円札 | 1,012  | 1,361 | 2,646 | 3,590 | 1,114 |
| 五千円札 | 39     | 15    | 31    | 2     | 14    |
| 二千円札 | 0      | 0     | 3     | 2     | 0     |
| 千円札  | 185    | 46    | 25    | 46    | 29    |
| 合計   | 1,236  | 1,422 | 2,705 | 3,640 | 1,157 |

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(2) 貨幣

(単位：枚)

|       | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度           | 3年度   |
|-------|--------|------|-------|---------------|-------|
| 五百円貨幣 | 608    | 445  | 290   | (注2)<br>1,087 | 1,127 |

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注1) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(注2) 警察庁において、令和2年に警察へ届出のあった損傷貨幣の中に偽造貨幣(現金取扱業者が複数年にわたって保管していたもの)が含まれていたとして、令和2年の計数を遡及修正したことにより、令和2年度の発見枚数を昨年度政策評価書から変更している(令和3年11月)。

| 施策               | 政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 |  |
|------------------|----------------------------|--|
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要] 政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行 |  |
|                  | 目標                         | 記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。   |
|                  | 実績及び目標の達成度の判定理由            | 令和3年度は、「郵便制度150周年記念貨幣」及び「近代通貨制度150周年記念貨幣」を発行し、造幣局を通じて販売しました。<br>また、「沖縄復帰50周年記念貨幣」の発行が閣議決定(令和4年3月8日)されたことを踏まえ、令和4年度の発行に向けて所要の準備を進めました。<br>なお、図柄等を定める政令改正にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSやポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。<br>(注) 財務省ウェブサイト<br>「郵便制度150周年記念貨幣」<br><a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/postal_150/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/postal_150/index.html</a><br>「近代通貨制度150周年記念貨幣」<br><a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/modern_currency_150/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/modern_currency_150/index.html</a><br>「沖縄復帰50周年記念貨幣」<br><a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/okinawa_50/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/okinawa_50/index.html</a> |
|                  | 達成度                        | ○  |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | 上記のとおり、令和3年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。   |
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成  |
| <b>評価の理由</b>     | 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和3年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。<br>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 |

#### 政4-1-3に係る参考情報

##### 参考指標1：ウェブサイトへのアクセス数

|                          | 令和3年度  |
|--------------------------|--------|
| 報道発表件数 (①)               | 1      |
| ウェブサイトへのアクセス数 (②) (注1)   | 32,656 |
| 1件当たりの平均アクセス数 (②/①) (注2) | 32,656 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。

(注2) 計数は四捨五入による。

(注3) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

##### 参考指標2：記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

|             |               | 令和2年度      | 3年度     |
|-------------|---------------|------------|---------|
| 販売型<br>(注1) | 発行貨種数<br>(種類) | 40         | 5       |
|             | 発行枚数<br>(枚)   | 277,000    | 160,000 |
| 引換型<br>(注2) | 発行貨種数<br>(種類) | 9          | 0       |
|             | 発行枚数<br>(枚)   | 35,636,000 | 0       |

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注1) 販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

(注2) 引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

| 施策 政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 |  |            |                 |                  |                  |                 |     |
|---------------------------------|--|------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 測定指標（定量的な指標）                    | [主要] 政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績 (単位：t、%)  |            |                 |                  |                  |                 |     |
|                                 | 年度   | 平成29年度     | 30年度            | 令和元年度            | 2年度              | 3年度             | 達成度 |
|                                 | 目標値  | 0.0        | 250.0           | 300.0            | 100.0            | 500.0           | ○   |
|                                 | 実績値  | 0.0<br>(-) | 249.1<br>(99.6) | 300.8<br>(100.3) | 250.3<br>(250.3) | 494.0<br>(98.8) |     |
|                                 | <p>(注1) 令和元年度の目標値については、年度途中に見直しを行っている。</p> <p>(注2) 令和2年度においては、上記のほか金地金約80.8tを外国為替資金に売却している。</p> <p>(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用することとされています。ただし、新たな貨幣の製造等に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ一般競争入札により市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。目標値については、地金の種類ごとの標準的な総重量（入札参加者が取扱いやすいロットとして設定した売払い実施単位）に、売払い実施回数を乗じた概数値としており、3年度においては次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミニウム地金：約50t（1単位）×10回=500t</li> </ul> <p>※地金は重量の異なる複数の塊で保有しており、これらをまとめて1単位としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。</p> <p>具体的には、売払計画において500tの売払いを目標としていたアルミニウム地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約494tを市中に売却しました。</p> <p>なお、目標値である1単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す1単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実勢値は一致しません。</p> <p>上記のとおり、貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。</p> |            |                 |                  |                  |                 |     |
| 施策についての評価                       |  | s 目標達成     |                 |                  |                  |                 |     |
| 評価の理由                           | <p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>   |            |                 |                  |                  |                 |     |

|                          |   |  |            |
|--------------------------|---|--|------------|
| <b>施策</b>                | <b>政 4 - 1 - 5 : 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動</b>   |  |            |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要]政4-1-5-B-1: 通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応   |  |            |
|                          | <b>目 標</b>  | <p>通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に対する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。</p> | <b>達成度</b> |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。</p> <p>また、寄せられた質問等(参考指標1参照)については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト<br/>「通貨に関する報道発表の実施状況」<br/>(令和3年)<br/><a href="https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2021currency.htm">https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2021currency.htm</a><br/>(令和4年)<br/><a href="https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2022currency.html">https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2022currency.html</a></p> <p>上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。</p> |  | ○          |
| <b>施策についての評価</b>         | s 目標達成  |  |            |
| <b>評価の理由</b>             | <p>通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>   |  |            |

#### 政 4 - 1 - 5 に係る参考情報

##### 参考指標 1 : 通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位: 件)

|          | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 質問・照会等件数 | 881    | 3,316 | 3,977 | 2,552 | 917 |

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数である。

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>令和3年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和4年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|--|

|                  |  |
|------------------|--|
| 財務省政策評価懇談会における意見 |  |
|------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |            | 令和元年度      | 2年度        | 3年度        | 4年度        |
|------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算       | 16,008,628 | 16,814,543 | 17,110,246 | 17,150,963 |
|            |                   | 補正予算       | —          | 952,491    | 886,504    |            |
|            |                   | 繰越等        | —          | △559,718   | N. A.      |            |
|            |                   | 合 計        | 16,008,628 | 17,207,316 | N. A.      |            |
| 執行額 (千円)   |                   | 16,000,691 | 17,196,791 | N. A.      |            |            |

(概要)  
貨幣の製造等に必要な経費。  
(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

|                                   |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 政策目標に関係する<br>施政方針演説等内閣<br>の主な重要政策 | 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） |
|-----------------------------------|---------------------------------|

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 政策評価を行う過程<br>において使用した資料<br>その他の情報 | 該当なし |
|-----------------------------------|------|

|                        |  |
|------------------------|--|
| 前年度政策評価結果<br>の政策への反映状況 | <p>令和2年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和3年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。</p> |
|------------------------|--|

|       |          |          |        |
|-------|----------|----------|--------|
| 担当部局名 | 理財局（国庫課） | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |
|-------|----------|----------|--------|

政策目標 4-2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

|         |  |
|---------|--|
| 上記目標の概要 | <p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備<br/> 政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</p> |
|---------|--|

政策目標 4-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

|       |   |
|-------|---|
| 評定の理由 | <p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和4年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。</p>  |
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。</p> |



|                     |   |  |            |
|---------------------|---|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政 4 - 2 - 1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備</b>  |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要] 政4-2-1-B-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備   |  |            |
|                     | <b>目 標</b>  | 金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>金融システムの安定を確保するためです。  | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>  | 金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁や農林水産省と連携して、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下、「金融機能強化法」といいます。）、預金保険法（昭和46年法律第34号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達に政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。 |            |
| <b>施策についての評定</b>    | s 目標達成  |  |            |
| <b>評定の理由</b>        | 金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達に政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。<br><br>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 |  |            |

#### 政 4 - 2 - 1 に係る参考情報

##### 参考指標 1 : 預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位: 兆円)

|                     |          | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  | 4年度  |
|---------------------|----------|--------|-------|------|------|------|
| 預金保険機構              |          | 69     | 69    | 72   | 72   | 72   |
| (内訳)                | 一般勘定     | 19     | 19    | 19   | 19   | 19   |
|                     | 危機対応勘定   | 35     | 35    | 35   | 35   | 35   |
|                     | 金融再生勘定   | 3      | 3     | 3    | 3    | 3    |
|                     | 金融機能強化勘定 | 12     | 12    | 15   | 15   | 15   |
| 農水産業協同組合貯金保険機構      |          | —      | —     | —    | —    | 8.9  |
| 生命保険契約者保護機構         |          | 0.46   | 0.46  | 0.46 | 0.46 | 0.46 |
| 銀行等保有株式取得機構         |          | 20     | 20    | 20   | 20   | 20   |
| (株) 地域経済活性化支援機構     |          | 1      | 1     | 2    | 2    | 2    |
| (株) 東日本大震災事業者再生支援機構 |          | 0.50   | 0.50  | 0.50 | 0.50 | 0.05 |

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 2 : 国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1 : 参考指標 1）】

参考指標 3 : 国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1 : 参考指標 2）】

|                     |  |   |            |
|---------------------|--|---|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政 4 - 2 - 2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</b> |   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要] 政4-2-2-B-1 : 預金保険機構等の適切な監督                        |   |            |
|                     | <b>目 標</b>   | <p>金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。</p>  | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>                                 | <p>預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和 4 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可及び金融機能強化法の改正に伴う定款変更の認可等を行いました。なお、保険料率変更の認可に当たっては、預金保険機構が開催する「預金保険料率に関する検討会」に参画しました。</p> <p>上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>                                 |            |
|                     | [主要] 政4-2-2-B-2 : 株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督                |   |            |
|                     | <b>目 標</b>   | <p>株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。</p>   | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>                                 | <p>株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 4 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 3 年度において、地域金融機関等と連携しながら、2 件の事業再生支援決定、16 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、14 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。</p> <p>上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p> |            |

|  |  |     |
|--|--|-----|
| [主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督 |  |     |
| 目 標                                      | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。  | 達成度 |
|  | (目標の設定の根拠)<br>東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。   |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由                          | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和4年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和3年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など384件のソリューション提供が行われました。<br>上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。 | ○   |
| 施策についての評定                                | s 目標達成   |     |
| 評定の理由                                    | 預金保険機構等について、令和4年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可及び金融機能強化法の改正に伴う定款変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和4年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。<br>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。                         |     |

## 政4-2-2に係る参考情報

### 参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

|                  | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 資金援助の件数          | 0      | 0    | 0     | 0   | 0   |
| 金銭贈与             | —      | —    | —     | —   | —   |
| 金銭贈与<br>(衡平資金援助) | —      | —    | —     | —   | —   |
| 資産買取             | —      | —    | —     | —   | —   |

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)

([https://www.dic.go.jp/katsudo/page\\_000882.html](https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html))

### 参考指標2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

|             | 平成29年度末 | 30年度末  | 令和元年度末 | 2年度末   | 3年度末   |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 預金保険機構      | 20,610  | 19,910 | 19,632 | 19,230 | 15,055 |
| (内訳)        |         |        |        |        |        |
| 一般勘定        | —       | —      | —      | —      | —      |
| 危機対応勘定      | —       | —      | —      | —      | —      |
| 金融再生勘定      | 16,130  | 15,670 | 15,355 | 14,980 | 10,900 |
| 金融機能強化勘定    | 4,480   | 4,240  | 4,277  | 4,250  | 4,155  |
| 生命保険契約者保護機構 | —       | —      | —      | —      | —      |
| 銀行等保有株式取得機構 | 9,500   | 8,500  | 4,000  | 1,500  | 1,800  |

|                     |     |     |     |     |     |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (株) 地域経済活性化支援機構     | —   | —   | —   | —   | —   |
| (株) 東日本大震災事業者再生支援機構 | 375 | 236 | 236 | 236 | 146 |

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

### 参考指標 3 : 預金保険機構の資本増強額の状況

(単位: 億円)

| 根拠法                   | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|-----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 旧金融安定化法               | 1,300  | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 |
| 早期健全化法                | 1,200  | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 預金保険法<br>(102条1項1号措置) | —      | —     | —     | —     | —     |
| 金融機能強化法               | 4,943  | 4,743 | 4,835 | 4,835 | 4,725 |
| 返済額<br>(年度ごと)         | —      | 200   | —     | —     | 110   |

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

### 参考指標 4 : 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位: 件、億円)

|        | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------|--------|------|-------|-----|-----|
| 資金援助件数 | 0      | 0    | 0     | 0   | 0   |
| 資金援助額  | —      | —    | —     | —   | —   |

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

### 参考指標 5 : 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位: 億円)

|        | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|--------|--------|------|-------|-------|-------|
| 株式等買取額 | 551    | 907  | 597   | 1,300 | 1,554 |

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

### 参考指標 6 : 株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

|             | 平成29年度   | 30年度     | 令和元年度    | 2年度      | 3年度      |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業再生支援決定件数  | 12 (107) | 4 (111)  | 1 (112)  | 0 (112)  | 2 (114)  |
| 特定専門家派遣決定件数 | 8 (160)  | 20 (180) | 24 (204) | 10 (214) | 16 (230) |
| ファンド設立件数    | 2 (37)   | 3 (40)   | 3 (43)   | 1 (44)   | 0 (44)   |
| 特定支援決定件数    | 28 (73)  | 25 (98)  | 22 (120) | 24 (144) | 14 (158) |

( ) 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

### 参考指標 7 : 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

|          | 平成29年度   | 30年度    | 令和元年度   | 2年度     | 3年度     |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 再生支援決定件数 | 10 (736) | 4 (740) | 3 (743) | 4 (747) | — (747) |

( ) 書は累計件数。

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 支援決定期間は令和3年3月末をもって終了している。

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | 以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。   |
|                | 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。 |
|                | また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |      | 令和元年度  | 2 年度   | 3 年度   | 4 年度   |
|------------|-------------------|------|--------|--------|--------|--------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算 |        | 11,248 | 12,218 | 10,489 |
| 補正予算       |                   |      | —      | —      | —      | /      |
| 繰越等        |                   |      | —      | —      | N. A.  |        |
| 合 計        |                   |      | 11,248 | 12,218 | N. A.  |        |
| 執行額 (千円)   |                   |      | 10,081 | 8,633  | N. A.  |        |

|   |  |
|---|--|
| (概要)  |  |
| 金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費 |  |
| (注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。           |  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定)<br>「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定)<br>第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定)<br>「成長戦略フォローアップ」 (令和3年6月18日閣議決定)<br>「成長戦略フォローアップ」 (令和2年7月17日閣議決定)<br>「経済財政運営と改革の基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定)<br>「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和2年7月17日閣議決定)<br>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定) |
|---------------------------------|---|

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 預金保険機構等に対する政府保証枠等<br>預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移<br>預金保険機構等の借入等残高<br>預金保険機構の資本増強額の状況 (残高、返済額)<br>生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移<br>銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移<br>(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移 |
|----------------------------------|---|

|  |                               |
|--|-------------------------------|
|  | (株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数等の推移 |
|--|-------------------------------|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b> | <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。</p> |
|---------------------------|--|

|              |           |                 |        |
|--------------|-----------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 大臣官房信用機構課 | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-----------|-----------------|--------|

政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

|                |   |
|----------------|---|
| <p>上記目標の概要</p> | <p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</p> <p>政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用</p> |
|----------------|---|

政策目標 5-1 についての評価結果

| 政策目標についての評価  | S 目標達成  |
|--------------|---|
| <p>評定の理由</p> | <p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>  |
| <p>政策の分析</p> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取り組みです。</p> <p>令和4年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO協定(用語集参照)及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。</p> <p>また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用を努める等、効率的な事務運営に努めています。</p> <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出入・通関情報処理システム等経費</li> </ul> <p>令和3年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。</p> <p>(事業番号0021)</p> |

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 施策               | 政5-1-1:生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 |  |
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要]政5-1-1-B-1:適切な関税改正の実施                      |  |
|                  | 目標   | <p>適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</p>  |
|                  | 実績及び目標の達成度の判定理由                                | <p>内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような令和4年度関税改正を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定税率等の適用期限の延長等</li> <li>暫定税率(412品目)及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和4年度末まで1年延長</li> <li>たまねぎについて、現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止</li> <li>ノルマルパラフィンの暫定税率(無税)を廃止 等</li> <li>・ 個別品目の関税率の見直し</li> <li>繊維製品の税細分を統合・簡素化</li> <li>・ 沖縄に係る関税制度上の特例措置の取扱い</li> <li>特定免税店制度及び選択課税制度等について、適用期限をそれぞれ2年及び3年延長等</li> <li>・ 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化</li> </ul> <p>改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品(商標権等侵害物品)を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続の規定を整備</p> <p>さらに、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、関税暫定措置法の改正案を国会に提出すべく、その準備を行いました(改正法案は令和4年4月5日に国会に提出、同月20日に可決・成立)。</p> <p>上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。</p> <p>令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和3年12月10日)</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20211210.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20211210.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度税制改正の大綱(令和3年12月24日閣議決定)</li> </ul> <p><a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_mokuji.htm">https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_mokuji.htm</a></p> |



|                  |  |  |
|------------------|--|--|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第208回国会における財務省関連法律</li> </ul> <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm</a>  |  |
| <b>施策についての評定</b> | s 目標達成   |  |
| <b>評定の理由</b>     | <p>関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。</p> <p>その後、関税・外国為替等審議会において、令和3年10月から、計4回にわたり検討が重ねられ、同年12月10日、「令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和4年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、令和4年1月28日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月25日に成立し、同日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p> |  |

|                     |                             |  |            |
|---------------------|-----------------------------|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用</b>  |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用 |  |            |
|                     | <b>目標</b>                   | <p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>（注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>   | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>      | <p>WTO協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税</li> <li>・中華人民共和国及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税</li> <li>・大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長</li> <li>・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長</li> </ul> <p>について調査や賦課決定等を適正に行いました。</p> <p>上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <p>・大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することについての答申（令和3年6月8日）</p> | ○          |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210608.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210608.htm</a><br>・中華人民共和国及び大韓民国産溶融亜鉛亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和3年6月14日）<br><a href="https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20210614.htm">https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20210614.htm</a><br>・大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税を課する期間を延長することについての答申（令和3年8月2日）<br><a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210802.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210802.html</a><br>・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和4年2月10日）<br><a href="https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20220210.html">https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20220210.html</a> |  |
|--|---|--|

|                  |        |
|------------------|--------|
| <b>施策についての評定</b> | s 目標達成 |
|------------------|--------|

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p> |
|--------------|--|

政5-1-2に係る参考情報

参考指標1：課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数

|        | 調査開始可否決定件数 | 2か月以内の調査開始可否決定件数 |
|--------|------------|------------------|
| 平成29年度 | 0          | 0                |
| 平成30年度 | 1          | 1                |
| 令和元年度  | 1          | 1                |
| 令和2年度  | 2          | 2                |
| 令和3年度  | 2          | 1                |

(注1) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は2か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から2か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標2：調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数

|        | 最終決定件数 | 18か月以内の最終決定件数 | うち12か月以内の最終決定件数 |
|--------|--------|---------------|-----------------|
| 平成29年度 | 3      | 3             | 2               |
| 平成30年度 | 1      | 1             | 1               |
| 令和元年度  | 0      | —             | —               |
| 令和2年度  | 1      | 1             | 1               |
| 令和3年度  | 2      | 2             | 2               |

(注2) 関税定率法第8条第6項には、調査は1年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を6月以内に限り延長できるとされています。

|  |  |
|--|--|
| <b>評<br/>価<br/>結<br/>果<br/>の<br/>反<br/>映</b> | 以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。   |
|  | 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。 |
|  | また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。  |
|  | 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。  |
|  | 令和5年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| <b>政策目標に係る予算額</b> | 区 分               |         | 令和元年度   | 2 年度    | 3 年度    | 4 年度    |
|-------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                   | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算    | 589,122 | 775,847 | 132,518 | 143,241 |
|                   |                   | 補正予算    | △243    | △1,310  | △1,574  |         |
|                   |                   | 繰越等     | —       | —       | N. A.   |         |
|                   |                   | 合 計     | 588,879 | 774,537 | N. A.   |         |
| 執行額 (千円)          |                   | 497,930 | 667,490 | N. A.   |         |         |

|  |  |
|--|--|
| <b>(概要)</b>  |  |
| 関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。   |  |
| (注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。   |  |
| (注2) 貿易統計業務機能の開発・運用に係る予算について、令和3年度は内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に、4年度はデジタル庁所管(組織)デジタル庁「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に一括計上されています。 |  |

|                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| <b>政策目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | 令和4年度税制改正の大綱(令和3年12月24日閣議決定) |
|--------------------------------|------------------------------|

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 該当なし |
|----------------------------------|------|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p><b>(適切な関税改正の実施)</b></p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。</p> |
|                                | <p><b>(特殊関税制度の適正な運用)</b></p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>令和4年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>  |

|              |        |                 |        |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 関税局関税課 | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|--------|-----------------|--------|

**政策目標 5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進**

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第203回国会における内閣総理大臣所信表明演説は「世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持し、強化していきます。」としています。</p> <p>財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>さらに、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）にもあるように、ポストコロナにおいてサプライチェーンの再編や多元化が進む中、海外市場開拓やビジネス環境整備を支援することが求められています。この点、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進<br/>政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進</p> |
|----------------|---|

| 政策目標 5-2 についての評価結果 |  |
|--------------------|--|
| 政策目標についての評定        | S 目標達成   |
| 評定の理由              | <p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評定は「s 目標達成」、施策5-2-2の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>  |
| 政策の分析              | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したTPP11（用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的關係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に</p> |

|  |
|--|
| <p>発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。</p> <p>また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。</p> <p>これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。</p> <p>なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。</p> |
|--|

|                     |   |            |
|---------------------|---|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</b>  |            |
|                     | [主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進   |            |
|                     | <b>目標</b>   | <b>達成度</b> |
|                     | <p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b></p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | <p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p> <p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が154か国（令和4年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しており、令和3年10月のG20ローマ・サミットにおいては、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>TPP交渉については、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にTPP11として発効しました。令和4年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和3年9月にテレビ会議形式で開催された我が国主催の第5回TPP委員会に財務省も関係省庁と共に参加し、コロナからの経済回復、グローバル・サプライチェーンの強靱化、デジタル経済の強化に対するTPP11の貢献を確認するとともに、当協定の円滑な実施に向けた議論に貢献しました。また、令和3年6月に開催され</p> | ○          |

|                         |   |  |  |
|-------------------------|---|--|--|
|                         |   | <p>た第4回TPP委員会では、英国の加入手続の開始が決定され、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続が協定のハイレベルを維持しつつ進むよう取り組んでいます。</p> <p>日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和4年3月にテレビ会議形式で開催された日EU・EPA合同委員会第3回会合では、日EU・EPAが良好に運用されている旨確認するとともに、引き続き適正かつ効果的な運用を確保するための議論が行われました。EUを離脱した英国との間でも令和3年1月に日英EPAが発効し、日系企業のビジネスの継続性が確保されました。</p> <p>日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。</p> <p>RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。署名後は、協定の円滑な実施に向けた準備作業を行いました。</p> <p>また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定についても、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和3年度における税関主催：計21回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p> |  |
| <p><b>施策についての評価</b></p> | <p>s 目標達成</p>   |  |  |
| <p><b>評価の理由</b></p>     | <p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |  |

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和3年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和4年3月現在)

| 経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2022年3月時点) |   |
|---------------------------------|---|
| <b>発効済</b>                      | シンガポール(2002年11月(07年9月改正))、メキシコ(2005年4月(12年4月改正))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(2008年12月、(2020年8月改正))、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)、TPP11(注1)(2018年12月)、EU(2019年2月)、米国(2020年1月)、英国(2021年1月)、RCEP(注2)(2022年1月発効)  |
| <b>署名済</b>                      | TPP12(注3)(2016年2月署名)  |
| <b>交渉中</b>                      | コロンビア、日中韓、トルコ(GCC(注4)、韓国、カナダは交渉中断中)   |
|                                 | <small>(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計11か国)。<br/>           発効済国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月14日)、ペルー(2021年9月)<br/>           (注2) RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。<br/>           発効国:ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月1日)、韓国(2022年2月1日)<br/>           (注3) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。<br/>           (注4) GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。</small> |

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)・経済連携室調

| 施策  | 政5-2-2: 税関分野における貿易円滑化の推進                          |        |        |        |        |        |     |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標)  | [主要] 政5-2-2-A-1: 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域) |        |        |        |        |        |     |
|   | 年度  | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度 |
|   | 目標値   | 34     | 前年より増加 | 前年より増加 | 前年より増加 | 前年より増加 | ○   |
|   | 実績値   | 34     | 34     | 36     | 37     | 39     |     |
| (出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)調 [https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm]<br>(目標値の設定の根拠)<br>税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。<br><br>(目標の達成度の判定理由)<br>イラン(令和3年8月)及びモルドバ(令和4年1月)との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。以上の状況に鑑み、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展したことから、達成度は「○」としました。 |   |        |        |        |        |        |     |



| 政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進 |  |     |
|-----------------------------|--|-----|
| 測定指標（定性的な指標）                | 目標   | 達成度 |
|                             | <p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>   |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由             | <p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、60件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成する、複数年にわたるプログラムを現在も実施しているところであり、これにより対象国の税関行政の近代化に貢献しています。</p> <p>B WCOにおける取組</p> <p>WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和3年度には計4回の会合が開催され、我が国からの提案を含め、見直しのための協議が行われています。会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECでは、各メンバー税関がコロナ禍において税関の機能を維持しつつ職員を保護するために採っている政策等について日本が主導して調査を実施し、調査結果をまとめたレポートを作成しました。このように、コロナ禍においても税関が滞りなく活動を続けるため、知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（用語集参照）においては、先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締りに関する取組を主導しました。新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国（インド、オランダ、ポーランド等）と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力を中心的な役割を果たしました。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D EPAにおける取組</p> | ○   |

|                  |   |        |
|------------------|---|--------|
|                  | <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組<br/>イラン（令和3年8月）及びモルドバ（令和4年1月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。</p> |        |
| <b>施策についての評定</b> |   | s 目標達成 |
| <b>評定の理由</b>     | <p>政5-2-2-A-1における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展しています。</p> <p>政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>   |        |

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

|       |      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 受入研修  | コース数 | 24    | 3     | 9     |
|       | 受入人数 | 229   | 20    | 182   |
| 専門家派遣 | 案件数  | 45    | 34    | 51    |
|       | 派遣人数 | 106   | 76    | 133   |

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）令和2年度及び令和3年度はすべてオンラインで実施した。

参考指標2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）に係る締約国数

| 平成29年度末    | 平成30年度末    | 令和元年度末     | 令和2年度末     | 令和3年度末     |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| 112 各国及びEU | 115 各国及びEU | 121 各国及びEU | 126 各国及びEU | 130 各国及びEU |

（出所）WCOウェブサイト

[http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf\\_revised\\_kyoto\\_conv/Instruments](http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments)

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、令和4年1月に発効したRCEP協定をはじめ経済連携の円滑な実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|--|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |  |
|-------------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |        | 令和元年度 | 2 年度   | 3 年度   | 4 年度   |        |
|------------|-------------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算   |       | 50,117 | 47,492 | 40,298 | 33,213 |
|            |                   | 補正予算   |       | —      | —      | —      | /      |
|            |                   | 繰越等    |       | —      | —      | N. A.  |        |
|            |                   | 合 計    |       | 50,117 | 47,492 | N. A.  |        |
| 執行額 (千円)   |                   | 25,353 | 823   | N. A.  |        |        |        |

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b> | <p>第203回国会 総理大臣所信表明演説 (令和2年10月26日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱 (令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)</p> |
|----------------------------------|---|

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | なし |
|----------------------------------|----|

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p> | <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なWTO上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、RCEP協定の発効が実現しました。また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAの関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p> |
|----------------------------------|--|

|                     |   |                        |               |
|---------------------|---|------------------------|---------------|
| <p><b>担当部局名</b></p> | <p>関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）</p> | <p><b>政策評価実施時期</b></p> | <p>令和4年6月</p> |
|---------------------|---|------------------------|---------------|

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。</p> <p>「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。</p> <p>一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2020」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収<br/>         政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止<br/>         政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上<br/>         政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上<br/>         政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実</p> |
|---------|---|

政策目標5-3についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

|       |   |
|-------|---|
| 評価の理由 | <p>貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めてきております。そうした中、施策5-3-5税関行政に関する情報提供の充実の評価が「b 進展が大きくない」であるものの、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>   |
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによ</p> |

る有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。  
加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

#### (令和3年度行政事業レビューとの関係)

- 輸出入・通関情報処理システム等経費

「システム関連費用について、引き続き、一者応札の改善など透明性を高める活動を実施し、運用コストの3割削減の目標達成に向けた取組を確実に実施するなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、NACCS使用料について執行実績を踏まえて精査しコスト削減に努めました。(事業番号0021)

- 取締機器等調査研究経費

「引き続き、調査研究に当たっては、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、入札における競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。(事業番号0022)

- 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、関係諸機関との連携も考慮しつつ、効果的・効率的な活用に向けた検討に努めるとともに、監視艇の建造及び運航経費について、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。(反映額▲2百万円)(事業番号0023)

- X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲99百万円)(事業番号0024)

- 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を反映し保守経費の削減を図りました。(反映額▲9百万円)(事業番号0025)

- 埠頭監視カメラ整備等経費

引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。(反映額▲163百万円)(事業番号0026)

- 麻薬探知犬整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理の経費のうち、一者応札となっている飼育管理業務の調達に当たっては、公告期間の延長や必要に応じて仕様書の見直しを実施するなど、一者応札の改善に努めまし

|  |  |
|--|--|
|  | <p>た。(事業番号0027)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な通関等の環境整備 (国際観光旅客税財源) (観光庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、先進性が高い事業に取り組むとともに、既に整備された機器について、より効果的に運用できるよう改善するなど、一層効果的かつ効率的に事業を実施されたい。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、コロナ感染の安全対策も考慮しつつ通関手続の円滑化等に努めました。(事業番号0257 (国土交通省))</li> </ul> </li> <li>通関情報総合判定システム (通関事務総合データ通信システムを含む) の整備及び運用 (情報通信技術調達等適正・効率化推進費) <ul style="list-style-type: none"> <li>「次年度予算計上省庁において、適切な執行に努めるとともに効率的に執行した実績を、概算要求に反映させること。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、通関情報総合判定システム等の執行実績を反映させることにより削減に努めました。(事業番号新03-0023 (内閣官房))</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

|                              |  |        |      |       |      |      |     |
|------------------------------|--|--------|------|-------|------|------|-----|
| <b>施策</b>                    | <b>政5-3-1: 関税等の適正な賦課及び徴収</b>   |        |      |       |      |      |     |
|                              | 政5-3-1-A-1: 事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位: %、日))  |        |      |       |      |      |     |
|                              | 年度   | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  | 達成度 |
| rowspan="6">測定指標<br>(定量的な指標) | 文書による回答 (%)  | 目標値    | 99.9 | 99.9  | 99.9 | 99.9 | △   |
| 実績値                          |  | 99.9   | 99.9 | 99.8  | 99.2 | 99.5 |     |
| 平均処理日数 (日)                   | 目標値  | 14.0   | 14.0 | 14.0  | 14.0 | 14.0 | ○   |
|                              | 実績値  | 13.0   | 12.4 | 13.9  | 12.9 | 15.5 |     |
| 口頭による回答 (%)                  | 目標値  | 99.9   | 99.9 | 99.9  | 99.9 | 99.9 | ○   |
|                              | 実績値  | 99.8   | 99.9 | 99.9  | 99.9 | 99.9 |     |
|                              | <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数 (処理日数) が一定期間 (文書による回答については30日 (回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。)、口頭による回答については即日 (回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。)) 以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度 (事前教示制度) があります。</p> <p>輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答のうち即日</p> |        |      |       |      |      |     |

|              |   |   |            |
|--------------|---|---|------------|
|              | <p>回答した割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。文書による回答のうち30日以内に回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会があり、目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。</p> <p>また、文書による回答の平均処理日数については、平均15.5日と目標値を超過しました。これは、新型コロナウイルス感染防止への対応のため、事業者からの要望を踏まえ、照会書等（見本や参考資料を含む）を郵送等により提出できるような仕組みを導入するなどした結果、処理に時間を要するようになったものであり、目標値に至らなかったものの、事前教示制度の利用促進とその的確な運用に寄与する取り組みがなされていたとして、達成度は「○」としました。</p> |   |            |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保  |   |            |
|              | <p>目標</p>   | <p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>  | <p>達成度</p> |
|              | <p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>  | <p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。</p> <p>③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を慫慂しました。</p> <p>④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者が提供した輸入貨物に組み込まれる部材の金型費用が申告価格に含まれていませんでした。この金型費用は税関に申告するべきものでしたが、この費用が適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を慫慂しました。</p> <p>なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIに学習・解析さ</p> | <p>○</p>   |



|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>せ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用し、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p> |
| <b>施策についての評価</b> | <b>a 相当程度進展あり</b>   |
| <b>評価の理由</b>     | <p>測定指標「事前教示制度の運用状況」について、「文書による回答」は僅差で目標値に至りませんでしたが、他の項目については目標を達成しました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。</p> <p>以上のとおり、定量的な指標の中の1つを除き測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>   |

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記） （単位：億円、％）

|            | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|------|
| 収納額        | 85,988 | 90,988 | 92,429 | 91,309 | N.A. |
| 国税全体に対する割合 | 13.8   | 14.2   | 14.9   | 14.1   | N.A. |

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）令和3年度実績値は、令和4年8月以降にデータの集計が終了するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数 （単位：件数）

| 年度  | 平成29年度<br>（平成25～29年度平均） | 30年度<br>（平成26～30年度平均） | 令和元年度<br>（平成27～令和元年度平均） | 2年度<br>（平成28～令和2年度平均） | 3年度<br>（平成29～令和3年度平均） |
|-----|-------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 実績値 | 102,739                 | 102,213               | 101,326                 | 99,301                | 99,390                |

（出所）関税局業務課調

(注) 当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

**参考指標3：輸入事後調査実績**

(単位：件、百万円、%)

| 事務年度(7～6月) | 平成29年度  | 30年度    | 令和元年度   | 2年度    | 3年度   |
|------------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 実施件数       | 4,266   | 4,079   | 3,361   | 715    | N. A. |
| 不足申告価格     | 148,374 | 154,957 | 123,123 | 63,067 | N. A. |
| 非違の割合      | 78.9    | 79.2    | 81.0    | 83.9   | N. A. |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合：非違発見件数(実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注4) 令和3年度(事務年度)実績値は、データの集計が未了のため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

**参考指標4：通関業者の業務の運営状況(通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)**

(単位：件)

|      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 許可件数 | 19     | 26   | 20    | 21  | 12  |
| 総数   | 933    | 955  | 956   | 971 | 974 |
| 処分件数 | 0      | 0    | 1     | 1   | 1   |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

**参考指標5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数**

(単位：件)

| 事務年度(7～6月) | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度   |
|------------|--------|------|-------|-----|-------|
| 非違発見件数     | 65     | 66   | 52    | 75  | N. A. |
| 処分件数       | 1      | 4    | 1     | 0   | N. A. |

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為(非違)を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度(回数、実行行為者等)によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 令和3年度(事務年度)実績値は、令和4年11月以降にデータの集計が終了するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

| 施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止  |                                 |     |                           |                         |                               |                             |                             |     |
|--|---------------------------------|-----|---------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | 政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%) |     |                           |                         |                               |                             |                             |     |
|  | 年度                              |     | 平成29年度<br>(25年～29<br>年平均) | 30年度<br>(26年～30<br>年平均) | 令和元年度<br>(27年～令<br>和元年平<br>均) | 2年度<br>(28年～令<br>和2年平<br>均) | 3年度<br>(29年～令<br>和3年平<br>均) | 達成度 |
|  | 不正薬物                            | 目標値 | 増加又は前<br>年並み              | 増加又は前<br>年並み            | 増加又は前<br>年並み                  | 過去5年の<br>平均より増<br>加         | 過去5年の<br>平均より増<br>加         | —   |
|  |                                 | 実績値 | 87.7                      | 87.6                    | 88.4%                         | 88.6%                       | —                           |     |
|  | うち覚醒剤                           | 目標値 | 増加又は前<br>年並み              | 増加又は前<br>年並み            | 増加又は前<br>年並み                  | 過去5年の<br>平均より増<br>加         | 過去5年の<br>平均より増<br>加         |     |
|  |                                 | 実績値 | 99.6                      | 98.4                    | 98.0%                         | 97.9%                       | —                           |     |
| <p>(出所) 関税局調査課調<br/> (注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3)<br/> (注2) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物(覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類(ヘロイン、コカイン))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、税関押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。<br/> (注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合(実績値)については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去5年の平均値より増加」としました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b></p> <p>令和3年における国内全押収量の把握が6月以降となるため、その把握後、平成29年～令和3年の平均実績値を算出し、令和3年度実績評価書に記載します。</p> |                                 |     |                           |                         |                               |                             |                             |     |

| 政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合 <span style="float: right;">(単位：%)</span>  |                  |  |       |      |          |     |
|---|------------------|--|-------|------|----------|-----|
| 年度  | 平成29年度           | 30年度   | 令和元年度 | 2年度  | 3年度      | 達成度 |
| 目標値   | 増加               | 増加   | 増加    | 増加   | 過去5年平均並み | ○   |
| 実績値   | 12.7             | 13.9   | 12.5  | 10.4 | 10.3     |     |
| <p>(出所) 関税局監視課調<br/>(目標値の設定の根拠)<br/>輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定(事前選定：用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。</p> <p>不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りにあたっては、国際イベントの有無等、その時々的情勢に基づいた取締体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去5年平均並み」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定期理由)<br/>税関の不正薬物・テロ対策等の水際取締りについては、情勢に基づいた取締り体制を構築しつつ、限られたマンパワーを有効に活用しながら、出港前報告情報も活用して検査対象貨物を選定しています。</p> <p>令和3年度においては、通常の出港前報告情報の活用に加えて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う対応として、検査職員の増員や様々な手法を用いた検査を相当程度強化しました。その結果、貨物検査全体における出港前報告情報による検査の割合は相対的に減少することとなり、その割合は、過去5年の平均(12.2)を下回る実績値となりました。</p> <p>しかしながら、当該結果は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う水際取締り強化という特殊事情によるものであり、出港前報告情報による検査は着実に実施されていることから、達成度は「○」としました。</p> |                  |  |       |      |          |     |
| [主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施  |                  |  |       |      |          |     |
| 測定指標(定性的な指標)  | 目標               | <p>国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等(不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等)に対する厳正な水際取締りを実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)<br/>税関においては、有効な情報の収集・活用、取締り・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。</p> |       |      |          | 達成度 |
|   | 実績及び目標の達成度の判定期理由 | <p>入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締り・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。(令和3年度において、X線検査装置20台、不正薬物・爆発物探知装置(TDS)14台等を整備)</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業</p>   |       |      |          | ○   |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | <p>界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和3年度には、関係機関との合同訓練を197件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始したほか、イラン（令和3年8月）及びモルドバ（令和4年1月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行い、積極的な情報交換に資する環境整備に努めました。</p> <p>さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。</p> <p>このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。</p> <p>取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和3年における不正薬物全体の押収量は、1,138kgと6年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。</p> <p>また、令和3年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は5件、押収量は27kgでした（参考指標4参照）。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p> |  |
|--|--|---|--|

|                  |  |                   |  |
|------------------|--|-------------------|--|
| <b>施策についての評価</b> |  | <b>a 相当程度進展あり</b> |  |
| <b>評定の理由</b>     | <p>主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。また、令和3年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、令和3年の税関における不正薬物全体の押収量は1,138kgと、6年連続で1トンを超えました。「出港前報告情報による検査の割合」については、目標値を下回りましたが、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う水際取締強化という特殊事情によるものであることから、測定指標の達成度は「○」としました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |                   |  |

政5-3-2に係る参考情報  
参考指標1：社会悪物品の摘発実績

|       |    | 平成29年 | 30年   | 令和元年  | 2年    | 3年    |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 覚醒剤   | 件  | 151   | 169   | 425   | 72    | 95    |
|       | kg | 1,159 | 1,159 | 2,587 | 811   | 912   |
| 大 麻   | 件  | 171   | 218   | 242   | 204   | 199   |
|       | kg | 131   | 156   | 82    | 126   | 153   |
| 大麻草   | 件  | 115   | 128   | 110   | 86    | 94    |
|       | kg | 117   | 143   | 61    | 49    | 22    |
| 大麻樹脂等 | 件  | 56    | 90    | 132   | 118   | 105   |
|       | kg | 13    | 13    | 21    | 76    | 132   |
| あへん   | 件  | -     | -     | -     | -     | 1     |
|       | kg | -     | -     | -     | -     | 4     |
| 麻薬    | 件  | 170   | 225   | 209   | 167   | 230   |
|       | kg | 82    | 161   | 656   | 822   | 51    |
|       | 千錠 | 2     | 32    | 61    | 90    | 130   |
| ヘロイン  | 件  | 6     | 8     | 5     | 2     | -     |
|       | kg | 70    | 1     | 17    | 0     | -     |
| コカイン  | 件  | 24    | 58    | 52    | 27    | 34    |
|       | kg | 10    | 153   | 638   | 820   | 14    |
| MDMA等 | 件  | 48    | 59    | 67    | 74    | 81    |
|       | kg | 0     | 5     | 0     | 2     | 27    |
|       | 千錠 | 2     | 32    | 61    | 90    | 127   |
| その他麻薬 | 件  | 92    | 100   | 85    | 64    | 115   |
|       | kg | 1     | 2     | 0     | 1     | 11    |
|       | 千錠 | 0     | 1     | 0     | 0     | 3     |
| 向精神薬  | 件  | 17    | 38    | 6     | 2     | 6     |
|       | kg | 0     | 0     | -     | -     | 0     |
|       | 千錠 | 4     | 26    | 0     | 1     | 1     |
| 指定薬物  | 件  | 275   | 221   | 165   | 300   | 302   |
|       | kg | 8     | 17    | 14    | 169   | 17    |
| 合計    | 件  | 784   | 871   | 1,047 | 745   | 833   |
|       | kg | 1,380 | 1,493 | 3,339 | 1,928 | 1,138 |
|       | 千錠 | 6     | 58    | 61    | 91    | 132   |

|                             |   | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年  | 3年 |
|-----------------------------|---|-------|-----|------|-----|----|
| 銃砲                          | 件 | 7     | 8   | -    | 3   | 1  |
|                             | 丁 | 19    | 10  | -    | 3   | 1  |
| うち拳銃                        | 件 | 6     | 7   | -    | 3   | 1  |
|                             | 丁 | 18    | 9   | -    | 3   | 1  |
| 拳銃部品                        | 件 | 3     | 1   | -    | -   | 1  |
|                             | 点 | 4     | 1   | -    | -   | 1  |
| ワシントン条約該当物品<br>(輸入差止件数)     | 件 | 803   | 674 | 351  | 306 | -  |
| 盗難車両<br>(輸出申告時における摘<br>発件数) | 件 | 33    | 26  | 22   | 22  | 11 |
|                             | 点 | 83    | 30  | 30   | 29  | 12 |

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

- (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。  
(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。  
(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。  
(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDAの合計を示す。  
(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。  
(注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
(注8) 令和3年の数値は速報値である。

**参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数**

(単位：件)

|              | 平成29年 | 30年 | 令和元年  | 2年  | 3年  |
|--------------|-------|-----|-------|-----|-----|
| 航空機旅客による密輸   | 214   | 243 | 389   | 70  | 24  |
| 国際郵便物を利用した密輸 | 526   | 557 | 520   | 567 | 686 |
| 商業貨物を利用した密輸  | 36    | 58  | 127   | 108 | 123 |
| 航空貨物         | 32    | 46  | 121   | 95  | 108 |
| 海上貨物         | 4     | 12  | 6     | 13  | 15  |
| 船員等による密輸     | 8     | 13  | 11    | -   | -   |
| 合計           | 784   | 871 | 1,047 | 745 | 833 |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 令和3年の数値は速報値である。

**参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績**

(上段：件、下段：kg)

|              | 平成29年 | 30年   | 令和元年  | 2年  | 3年  |
|--------------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 航空機旅客による密輸   | 99    | 91    | 229   | 23  | 5   |
|              | 190   | 160   | 427   | 54  | 35  |
| 国際郵便物を利用した密輸 | 38    | 52    | 85    | 23  | 33  |
|              | 96    | 50    | 188   | 14  | 52  |
| 商業貨物を利用した密輸  | 11    | 23    | 109   | 26  | 57  |
|              | 398   | 948   | 367   | 743 | 825 |
| 航空貨物         | 10    | 13    | 107   | 20  | 50  |
|              | 48    | 22    | 325   | 103 | 199 |
| 海上貨物         | 1     | 10    | 2     | 6   | 7   |
|              | 351   | 926   | 43    | 639 | 626 |
| 船員等による密輸     | 3     | 3     | 2     | -   | -   |
|              | 475   | 0     | 1,605 | -   | -   |
| 合計           | 151   | 169   | 425   | 72  | 95  |
|              | 1,159 | 1,159 | 2,587 | 811 | 912 |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注4) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績

|          | 平成29年 | 30年   | 令和元年 | 2年  | 3年 |
|----------|-------|-------|------|-----|----|
| 摘発件数 (件) | 1,347 | 1,086 | 61   | 51  | 5  |
| 押収量 (Kg) | 6,277 | 2,054 | 319  | 150 | 27 |

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績

(単位: 件)

|        | 平成29年  | 30年    | 令和元年   | 2年     | 3年     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 輸入差止件数 | 30,627 | 26,005 | 23,934 | 30,305 | 28,270 |

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績

(単位: 件)

|      | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|------|-------|-----|------|----|----|
| 実施件数 | 11    | 12  | 2    | 5  | 6  |

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績

(単位: 件)

|      | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年  |
|------|-------|-----|------|----|-----|
| 実施件数 | 45    | 99  | 83   | 48 | 103 |

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数)

(単位: 件)

|      | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年  | 3年  |
|------|-------|-----|------|-----|-----|
| 実施件数 | 518   | 513 | 524  | 167 | 104 |

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位: 件)

|                     | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------------------|--------|-------|-------|-----|-----|
| 国内関係機関からの情報入手件数     | 239    | 264   | 265   | 258 | 292 |
| 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数    | 184    | 295   | 296   | 251 | 243 |
| 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数 | 4,927  | 5,448 | 5,670 | 823 | 966 |

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報(国内で摘発した密輸事件についての通報(文書か否かを問わない)を受けたものを含む。)の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位: 件)

|                    | 平成29年  | 30年    | 令和元年   | 2年     | 3年     |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 外国関係機関との情報交換件数     | 20,290 | 22,872 | 47,736 | 20,730 | 26,391 |
| 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数 | 3,252  | 3,327  | 4,143  | 3,693  | 3,947  |



(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO(用語集参照)、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

| 施策 政5-3-3: 税関手続における利用者利便の向上   |  |        |      |       |      |      |      |   |
|---|--|--------|------|-------|------|------|------|---|
| 測定指標(定量的な指標)  | 政5-3-3-A-1: 貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位: %)   |        |      |       |      |      |      |   |
|   | 年度   | 平成29年  | 30年  | 令和元年  | 2年   | 3年   | 達成度  |   |
|   | 目標値  | -      | -    | -     | -    | 80.0 | △    |   |
|   | 実績値  | 78.6   | 79.6 | 80.3  | 77.1 | 79.0 |      |   |
|   | <p>(注) 我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。</p> <p>(参考) 令和3年度末現在のAEO事業者数は、724者(うち輸出者232者、輸入者97者、倉庫業者144者、通関業者243者、運送者8者)です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>AEO制度(用語集参照)とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値は目標値を下回りましたが、目標値との差が僅かであったことから、達成度は「△」としました。</p> |        |      |       |      |      |      |   |
|   | [主要] 政5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度(上位4段階) (単位: %)  |        |      |       |      |      |      |   |
|   | 年度   | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  | 達成度  |   |
|   | 輸出入者<br>(上位4段階)  | 目標値    | 95.0 | 95.0  | 維持   | 95.0 | 95.0 | ○ |
|   |  | 実績値    | 95.4 | 97.7  | 98.6 | 99.4 | 97.7 |   |
|   | 通関業者<br>(上位4段階)  | 目標値    | 維持   | 維持    | 維持   | 95.0 | 95.0 | ○ |
| 実績値   |  | 95.0   | 98.9 | 98.6  | 98.8 | 98.3 |      |   |
| <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(参考) 最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。</p> |  |        |      |       |      |      |      |   |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。</p>   |
| <b>施策についての評価</b> | a 相当程度進展あり   |
| <b>評価の理由</b>     | <p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>一方、測定指標「貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図ったものの、実績値は目標値を僅かに下回りました。</p> <p>以上のとおり、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |

### 政5-3-3に係る参考情報

#### 参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

|               | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  |
|---------------|--------|------|-------|------|------|
| 評価<br>(上位4段階) | 97.7   | 94.4 | 96.7  | 97.4 | 97.7 |

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関(用語集参照)手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

|   |   |       |      |      |      |      |     |
|---|---|-------|------|------|------|------|-----|
| <b>施策</b>   | 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上            |       |      |      |      |      |     |
| <b>測定指標(定量的な指標)</b>   | [主要]政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況(システム処理率) (単位：%) |       |      |      |      |      |     |
|   | 年   | 平成29年 | 30年  | 令和元年 | 2年   | 3年   | 達成度 |
|   | 目標値                                       | 維持    | 維持   | 維持   | 維持   | 維持   | ○   |
|   | 実績値                                       | 98.9  | 99.6 | 99.7 | 99.9 | 99.9 |     |
| <p>(出所) 関税局総務課事務管理室調</p> <p>(注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)</p> <p>(注2) 「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。</p> |   |       |      |      |      |      |     |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              | <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成30年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。</p>           |  |
| 測定指標(定性的な指標) | 政5-3-4-B-1: NACCSセンターの監督   |  |
|              | 目標   | <p>NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。</p>      |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由  | <p>NACCSセンターの令和4年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されており、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。</p> <p>令和3年度は機器の大規模更新を実施している中で、障害により長時間システムが停止することはなく安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。</p> |
| 施策についての評価    |  | s 目標達成   |
| 評価の理由        | <p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。</p> <p>民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するなど利用者利便の向上にNACCSセンターが努めていると認められること、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画審査を行い認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p> |  |

### 政5-3-4に係る参考情報

#### 参考指標1: NACCSの運用状況(システム稼働率)

|         | 平成29年度  | 30年度    | 令和元年度   | 2年度     | 3年度    |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| システム稼働率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 99.99% |

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱(24時間(分換算)×365日×0.01%=52.56分)となる。

| 施策               | 政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実  |           |           |           |            |            |     |
|------------------|---|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標) | 政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位 : 者)  |           |           |           |            |            |     |
|                  | 年度  | 平成29年度    | 30年度      | 令和元年度     | 2年度        | 3年度        | 達成度 |
|                  | 目標値   | 3,500,000 | 3,600,000 | 3,600,000 | 4,000,000  | 4,400,000  | ○   |
|                  | 実績値   | 3,813,486 | 4,271,569 | 4,751,275 | 4,468,552  | 4,849,856  |     |
|                  | <p>(出所) 関税局総務課調<br/> (注) 税関ホームページ (<a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a>) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/> 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/> 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>  |           |           |           |            |            |     |
|                  | 政5-3-5-A-2 : 講演会及び税関見学における満足度 (上位3段階) (単位 : %)  |           |           |           |            |            |     |
|                  | 年度  | 平成29年度    | 30年度      | 令和元年度     | 2年度        | 3年度        | 達成度 |
|                  | 目標値   | 維持        | 維持        | 維持        | 過去5年平均より増加 | 過去5年平均より増加 | ×   |
|                  | 実績値   | 94.3      | 95.1      | 計測不能      | 96.5       | 90.3       |     |
|                  | <p>(出所) 関税局総務課調<br/> (注1) 講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。<br/> (注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/> 税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めており、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/> 令和3年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Web形式による講演会の実施や講演会映像の提供による対応等、柔軟な運営に努めました。しかしながら、今次アンケート調査の結果では、実績値の過去5年の平均である95.3%を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和3年度においては、過年度にも増して、学生・生徒向けの講演会をアンケート期間 (例年同様に3月) に積極的に実施したことから、学生・生徒の回答割合が過去の調査と比べて多く、かつこれら学生・生徒の多くが「普通」と回答したことが実績値を引き下げた要因であるとみており、今後、学</p> |           |           |           |            |            |     |

生・生徒等の若年層への説明内容・方法をより工夫することを検討してまいりたいと考えております。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)

| 年度          |     | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  | 達成度 |
|-------------|-----|--------|------|-------|------|------|-----|
| 事前教示<br>制度  | 目標値 | 80.0   | 80.0 | 80.0  | 80.0 | 維持   | ×   |
|             | 実績値 | 79.1   | 73.5 | 75.5  | 80.3 | 76.5 |     |
| 納期限延<br>長制度 | 目標値 | 80.0   | 80.0 | 維持    | 維持   | 維持   | ×   |
|             | 実績値 | 80.3   | 65.2 | 70.8  | 78.6 | 71.6 |     |
| AEO制度       | 目標値 | 90.0   | 90.0 | 90.0  | 90.0 | 維持   | ×   |
|             | 実績値 | 89.5   | 89.0 | 88.2  | 90.8 | 87.4 |     |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(注2) 平成30年度にアンケートを书面回答からWeb回答に切り替えたため、平成29年度以前と平成30年度以降では、標本の性質が異なる可能性があります。

(注3) 平成30年度の各項目の実績値は、精査の結果、平成30年度実績評価書と異なっています。

(注4) 令和2年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

各項目について、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今回の結果を踏まえ、これらの制度を含めた各種輸出入通関制度について、今後更に国民の皆様適切に利用いただけるよう、税関ホームページや全国の税関で行っている説明会等を通じて積極的に紹介し、認知度向上に努めて参ります。

測定指標(定量的な指標)

[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：%)

| 年 度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度       | 3 年度       | 達成度 |
|-----|--------|------|-------|------------|------------|-----|
| 目標値 | 85.0   | 85.0 | 80.0  | 過去5年平均より増加 | 過去5年平均より増加 | ×   |
| 実績値 | 82.2   | 89.6 | 87.0  | 91.8       | 70.5       |     |

(出所) 関税局総務課調

(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(目標値の設定の根拠)

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。

(目標の達成度の判定期理由)

テレビ等の取材に協力するとともに、ソーシャルメディアを活用した積極的な情報発信等を行うことに引き続き努めてきたところですが、今次アンケート調査の結果では、実績値の過去5年の平均である86.8%を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和3年度においては、過年度にも増して、学生・生徒向けの講演会をアンケート期間(例年同様に3月)に積極的に実施したことから、学生・生徒の回答割合が過去の調査と比べて多く、かつこれら学生・生徒の認知度が低い傾向にあることが実績値を引き下げた要因であるとみており、今後、学生・生徒等の若年層を相手にする場合の広報について、より工夫することを検討してまいりたいと考えております。

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度：上位4段階)

(単位：%)

| 年 度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 達成度 |
|-----|--------|------|-------|------|------|-----|
| 目標値 | 95.0   | 96.0 | 維持    | 95.0 | 95.0 | ○   |
| 実績値 | 96.1   | 97.6 | 97.2  | 96.8 | 96.3 |     |

(出所) 関税局業務課調

(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(参考) 税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。

(目標値の設定の根拠)

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

|   |  |                   |           |               |               |               |
|---|--|-------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|
| <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>  |  |                   |           |               |               |               |
| <p>政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数</p>   |  |                   |           |               |               | <p>(単位：件)</p> |
| 年度  | 平成29年度   | 30年度              | 令和元年度     | 2年度           | 3年度           | 達成度           |
| 目標値   | 1,600,000  | 1,600,000         | 2,000,000 | 増加又は<br>前年度並み | 増加又は<br>前年度並み | ○             |
| 実績値   | 1,929,582  | 2,007,358         | 2,213,918 | 2,351,969     | 2,469,882     |               |
| <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&amp;Aを掲載しています(カスタムスアンサー)。カスタムスアンサーの利用状況(Q&amp;Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |  |                   |           |               |               |               |
| <p>施策についての評価</p>  |  | <p>b 進展が大きくない</p> |           |               |               |               |
| <p>評価の理由</p>  | <p>測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」及び5-3-5-A-6「カスタムスアンサーの利用件数」については、目標値を達成しました。「税関ホームページへのアクセス状況」については、令和3年2月から、税関ホームページにおいて、「税関チャットボット」の利用を開始し、税関行政に関する情報提供の充実に取り組みました。</p> <p>一方、主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標を達成することができませんでした。</p> <p>以上のとおり、主要な測定指標が「×」であることから「b 進展が大きくない」としました。</p> |                   |           |               |               |               |

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況(相談処理件数) (単位：件)

|      |         |         |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 平成29年   | 30年     | 令和元年    | 2年      | 3年      |
| 処理件数 | 178,620 | 178,482 | 186,695 | 174,336 | 166,950 |

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

(単位：件)

|                        |         |
|------------------------|---------|
|                        | 令和3年度   |
| 税関ツイッターのフォロワー数(単位：者)   | 6,089   |
| 税関チャンネルの再生回数(単位：回)     | 257,563 |
| 税関フェイスブックの「いいね」数(単位：者) | 7,150   |

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、令和3年度中における増加数

(注2) 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和3年度中に再生された回数

|         |  |
|---------|--|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。</p> <p>さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。</p> <p>税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。</p> <p>加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。</p> <p>令和4年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。</p> |
|---------|--|

**財務省政策評価懇談会における意見**

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |      | 令和元年度      | 2年度        | 3年度        | 4年度        |
|------------|-------------------|------|------------|------------|------------|------------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算 |            | 33,867,054 | 35,656,934 | 25,972,059 |
| 補正予算       |                   |      | 1,149,204  | 1,059,608  | 1,663,508  |            |
| 繰越等        |                   |      | 3,513,271  | 3,399,366  | N. A.      |            |
| 合計         |                   |      | 38,529,529 | 40,115,908 | N. A.      |            |
| 執行額 (千円)   |                   |      | 35,750,668 | 36,507,252 | N. A.      |            |

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整



備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 政府情報システム関連予算について、令和3年度は内閣所管(組織)内閣官房「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に、4年度はデジタル庁所管(組織)デジタル庁「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に一括計上されています。

(注3) 「(項)国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項)国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

|  |   |
|--|---|
| <p><b>政策目標に関する<br/>施政方針演説等内閣<br/>の主な重要政策</b></p> | <p>経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱(平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)</p> <p>明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)</p> <p>観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定)</p> <p>令和3年版観光白書(令和3年6月15日閣議決定)</p> <p>知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)</p> <p>未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p><b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b></p> | <p>関税等の賦課・徴収状況:審査・検査における非違発見件数(財務省)、事前教示制度の運用状況(財務省)、輸入事後調査実績(財務省)等</p> <p>社会悪物品等の密輸阻止状況:不正薬物の国内全体押収量(厚生労働省)、不正薬物の水際押収量(財務省)等</p> <p>税関手続状況:輸入通関における利用者満足度(財務省)、NACCSの運用状況(輸出入・港湾関連情報処理センター(株))等</p> |
|---|--|

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <p><b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b></p> | <p>研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。</p> <p>内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。</p> <p>AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。</p> <p>NACCSの安定稼働に努めました。</p> <p>税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続に関する</p> |
|---------------------------------------|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>るアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。</p> <p>また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>令和4年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--|--|

|              |  |                 |        |
|--------------|--|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所 | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|--|-----------------|--------|

政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

|                |  |
|----------------|--|
| <p>上記目標の概要</p> | <p>世界各国の経済の相互関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p> <p>政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p> <p>政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p> |
|----------------|--|

| 政策目標6-1についての評価結果 |  |
|------------------|--|
| 政策目標についての評価      | S 目標達成   |
| <p>評定の理由</p>     | <p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>  |
| <p>政策の分析</p>     | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和3年度は、我が国として、世界経済が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づくマネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p> |
|--|---|

|                     |  |   |        |       |       |       |       |     |
|---------------------|--|---|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| <b>施策</b>           | <b>政6-1-1：外国為替市場の安定</b>                            |   |        |       |       |       |       |     |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組                    |   |        |       |       |       |       |     |
|                     | 目標   | <p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>   |        |       |       |       | 達成度   |     |
|                     | 実績及び目標の達成度の判定理由                                    | <p>令和3年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリングはもとより、外国為替市場の安定を確保する観点から、G7やG20、国際機関といったマルチの場に加えて、各国当局との間でも緊密に意見交換を行いました。例えば、米国との間で財務大臣同士の会談を行ったほか、事務レベルにおいても、米国をはじめとする各国為替当局関係者と密に意見交換を行いました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）の間でも、令和4年1月、令和3年10月にそれぞれ「対日4条協議」と「対日年次協議」において、為替市場についての意見交換を行いました。</p> <p>国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p> |        |       |       |       | ○     |     |
| <b>測定指標（定量的な指標）</b> | [主要] 政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 |   |        |       |       |       |       |     |
|                     | 作成頻度   |   | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度 |
|                     | 外国為替平衡操作実施状況（月ベース）                                 | 月1回   | 12/12  | 12/12 | 12/12 | 12/12 | 12/12 | ○   |
|                     | 外国為替平衡操作実施状況（日ベース）                                 | 年4回   | 4/4    | 4/4   | 4/4   | 4/4   | 4/4   |     |
|                     | 外貨準備等の状況   | 月1回   | 12/12  | 12/12 | 12/12 | 12/12 | 12/12 |     |
|                     | 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等                      | 年1回   | 1/1    | 1/1   | 1/1   | 1/1   | 1/1   |     |
| 達成割合                |  | 100%  | 100%   | 100%  | 100%  | 100%  |       |     |

| [主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 |  |  |        |       |       |       |     |   |
|--|--|--|--------|-------|-------|-------|-----|---|
| 作成頻度                                   |  | 平成29年度   | 30年度   | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度 |   |
| 国際収支状況                                 | 月1回  | 12/12  | 12/12  | 12/12 | 12/12 | 12/12 | /   |   |
| 本邦対外資産負債残高                             | 年1回  | 1/1  | 1/1    | 1/1   | 1/1   | 1/1   |     |   |
| オフショア勘定残高                              | 月1回  | 12/12  | 12/12  | 12/12 | 12/12 | 12/12 |     |   |
| 対外及び対内証券売買契約等の状況                       | 月1回  | 12/12  | 12/12  | 12/12 | 12/12 | 12/12 |     |   |
| 達成割合                                   |  | 100%   | 100%   | 100%  | 100%  | 100%  |     | ○ |
| 測定指標<br>(定量的な測定指標)                     | <p>(注)</p> <p>国際収支状況<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞</a><br/>           本邦対外資産負債残高<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞</a><br/>           外貨準備等の状況<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞</a><br/>           外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm＞</a><br/>           外国為替平衡操作実施状況<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞</a><br/>           オフショア勘定残高<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞</a><br/>           対外及び対内証券売買契約等の状況 (週次でも公表)<br/> <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm">＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞</a></p> <p>(出所) 国際局為替市場課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、令和3年度においても適切な作成かつ遅滞なく適時の公表を行いましたので、達成度は「○」としました。</p> |  |        |       |       |       |     |   |
|  | 施策についての評定  |  | s 目標達成 |       |       |       |     |   |
|  | 評定の理由  | <p>外国為替市場の安定に関しては、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に関する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、国際金融資本市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、国際協調等を実施してきました。また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。</p> <p>外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル</p> |        |       |       |       |     |   |

第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

## 政6-1-1に係る参考情報

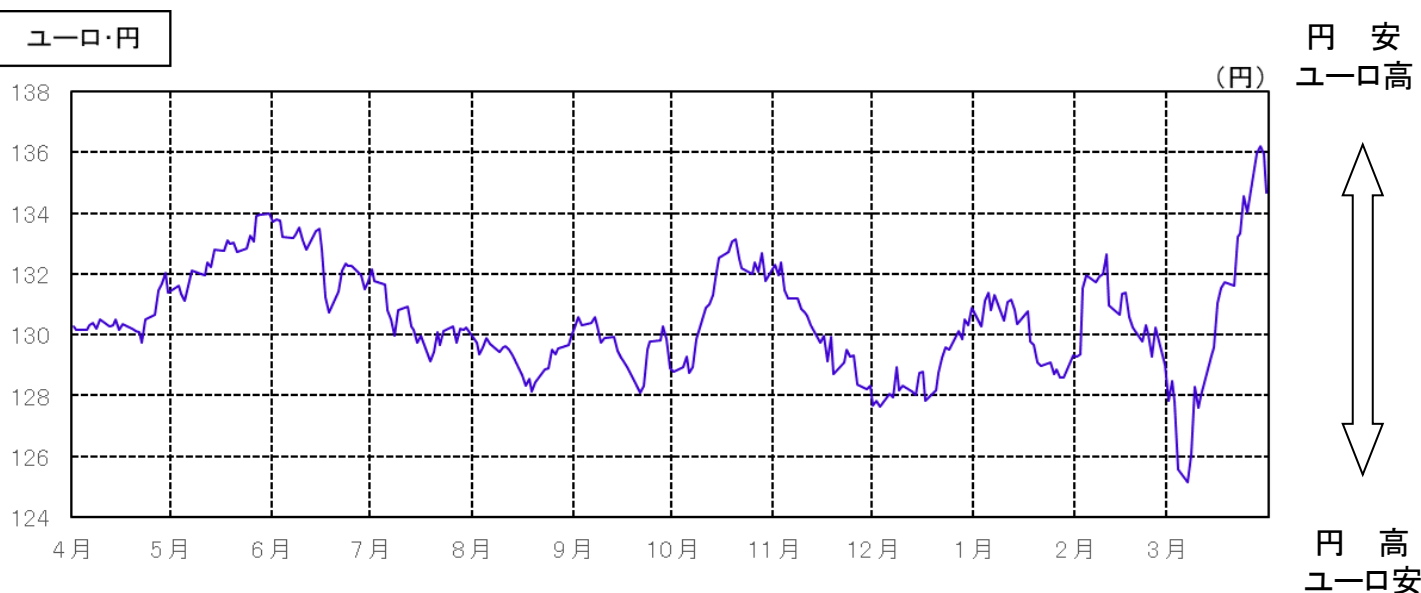
### 参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2021年4月1日～2022年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

|       | 円の最安値                   | 円の最高値                  | 最高値と最安値の変化幅       |
|-------|-------------------------|------------------------|-------------------|
| 3年度   | 125円11銭<br>(令和4年3月28日)  | 107円48銭<br>(令和3年4月23日) | 17円63銭<br>(14.1%) |
| 2年度   | 110円97銭<br>(令和3年3月31日)  | 102円60銭<br>(令和3年1月6日)  | 8円37銭<br>(7.5%)   |
| 令和元年度 | 112円40銭<br>(平成31年4月24日) | 101円18銭<br>(令和2年3月9日)  | 11円22銭<br>(10.0%) |



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

## 参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

|            | 平成29年度  | 30年度    | 令和元年度    | 2年度     | 3年度     |
|------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 経常収支       | 223,995 | 193,837 | 186,286  | 162,673 | 126,442 |
| 貿易収支       | 45,338  | 5,658   | 3,753    | 37,770  | -16,507 |
| 輸出         | 782,801 | 802,487 | 746,694  | 683,504 | 854,957 |
| 輸入         | 737,463 | 796,829 | 742,941  | 645,734 | 871,464 |
| サービス収支     | -4,941  | -12,172 | -17,302  | -35,406 | -47,960 |
| 第一次所得収支    | 205,331 | 217,704 | 214,651  | 188,252 | 215,883 |
| 金融収支       | 208,173 | 216,213 | 204,142  | 138,276 | 99,142  |
| 直接投資(資産)   | 167,229 | 248,562 | 216,997  | 166,612 | 128,334 |
| " (負債)     | 20,022  | 41,024  | 27,196   | 82,590  | 26,238  |
| 証券投資(資産)   | 168,918 | 257,636 | 241,487  | 50,141  | -48,844 |
| " (負債)     | 99,848  | 188,205 | 18,298   | 203,438 | 112,449 |
| その他投資(ネット) | -49,412 | -95,514 | -226,275 | 167,483 | 75,755  |

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和3年度実績値は速報値。令和4年7月にデータが更新されるため、令和4年度実績評価書に確定値を掲載予定。

## 直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

|     |       | 資産(本邦資本) |         | 負債(外国資本) |          |
|-----|-------|----------|---------|----------|----------|
|     |       | 直接投資     | 証券投資    | 直接投資     | 証券投資     |
| 世界  | 令和2年度 | 166,612  | 50,141  | 82,590   | 203,438  |
|     | 令和3年度 | 128,334  | -48,844 | 26,238   | 112,449  |
| 米国  | 令和2年度 | 79,711   | 22,395  | 18,002   | -77,495  |
|     | 令和3年度 | 50,722   | -27,412 | 9,959    | -195,265 |
| EU  | 令和2年度 | -15,891  | 18,191  | 2,088    | -536,308 |
|     | 令和3年度 | 19,837   | -9,714  | -6,074   | -554,384 |
| アジア | 令和2年度 | 47,981   | -3,549  | 22,634   | 63,096   |
|     | 令和3年度 | 38,641   | -5,360  | 10,940   | 74,178   |

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和3年度実績値は速報値。令和4年7月にデータが更新されるため、令和4年度実績評価書に確定値を掲載予定。

### 参考指標 3：対外資産負債残高

#### 主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

|      | 対外純資産額                |
|------|-----------------------|
| 日本   | 411兆1,841億円（令和3年末）    |
| アメリカ | -2,067兆3,330億円（令和3年末） |
| イギリス | -113兆7,326億円（令和3年末）   |
| ドイツ  | 315兆7,207億円（令和3年末）    |
| フランス | -110兆7,765億円（令和3年末）   |
| イタリア | 17兆 764億円（令和3年末）      |
| カナダ  | 152兆3,417億円（令和3年末）    |
| 中国   | 226兆5,134億円（令和3年末）    |

（出所）日本：財務省資料、ドイツ：ドイツ中央銀行資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

### 参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

|       | 平成29年度末   | 30年度末     | 令和元年度末    | 2年度末      | 3年度末      |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 外貨準備高 | 1,268,287 | 1,291,813 | 1,366,177 | 1,368,465 | 1,356,071 |

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

([https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/reference/official\\_reserve\\_assets/data/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm))

### 参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

|    | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----|--------|------|-------|-----|-----|
| 金額 | 0円     | 0円   | 0円    | 0円  | 0円  |

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

([https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/reference/feio/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html))



|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| 施策                 | 政 6 - 1 - 2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 |   |
| 測定指標<br>(定性的な測定指標) | [主要] 政 6-1-2-B-1 : 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画    |   |
|                    | 目標  | <p>G 7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>   |
|                    | 実績及び目標の達成度の判定理由                                 | <p>G 7では、イギリス、ドイツ議長の下、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G 7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG 7では、ウクライナ情勢の変化に合わせて、声明の発出や協調した取組を実施しており、我が国も他のG 7各国と緊密に連携して、対応にあたりました。</p> <p>G 20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、イタリア、インドネシア議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G 20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>IMFの関連では、我が国は、6,500億ドル相当の特別引出権(SDR)の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMFの活動を積極的に支援しました。</p> <p>IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました(IMFにおける日本人職員数等(日本人幹部職員数等)については、参考指標6参照)。</p> <p>また、アジア地域では、ASEAN+3(用語集参照)(日中韓)財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ(用語集参照)をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました(詳細は政6-1-3参照)。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p> |

施策についての評価 s 目標達成

評価の理由

国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。

G7では、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G20 BEPS包括的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG7では、ウクライナ情勢の変化に合わせて、声明の発出や協調した取組を実施しており、我が国も他のG7各国と緊密に連携して、対応にあたりました。

G20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。

IMFの関連では、我が国は、6,500億ドル相当の特別引出権（SDR）の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMFの活動に積極的に貢献しました。

アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。

以上の通り、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

| 国名 | 出資額（億SDR） | シェア（%） |
|----|-----------|--------|
| 米  | 829.9     | 17.43  |
| 日  | 308.2     | 6.47   |
| 中  | 304.8     | 6.40   |
| 独  | 266.3     | 5.59   |
| 英  | 201.6     | 4.23   |
| 仏  | 201.6     | 4.23   |

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR=約1.37米ドル（令和4年4月現在）

参考指標 2 : IMF の融資状況 (令和 4 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 一般資金勘定融資残高 (借入国 : 53 か国) | 952.0 |
| 譲許的融資残高 (借入国 : 59 か国)    | 148.7 |

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 4 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

|              |     |
|--------------|-----|
| PRGT に対する貢献額 | 82  |
| NAB に対する貢献額  | 670 |
| バイ融資に対する貢献額  | 187 |

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

|      | 2018 財政年度 | 2019 財政年度 | 2020 財政年度 | 2021 財政年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自己資金 | 145       | 147       | 142       | 134       |
| 外部資金 | 174       | 178       | 168       | 118       |

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

| 年度  | 平成 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 |
|-----|----------|-------|-------|------|------|
| 二国間 | 135      | 136   | 119   | 129  | 36   |
| 多国間 | 19       | 19    | 19    | 22   | 19   |

(出所) IMF Annual Report、<https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

|          | 平成 29 年 4 月 | 30 年 4 月 | 31 年 4 月 | 令和 2 年 4 月 | 3 年 4 月 |
|----------|-------------|----------|----------|------------|---------|
| 日本人職員数   | 56 (18)     | 61 (19)  | 63 (20)  | 65 (21)    | 66 (23) |
| 日本人幹部職員数 | 5           | 6        | 6        | 6          | 5       |
| 日本人比率    | 2.48%       | 2.64%    | 2.70%    | 2.74%      | 2.73%   |

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) ( ) 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注 3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 SDR)

|      |     |
|------|-----|
| 出資額  | 316 |
| NAB  | 285 |
| バイ融資 | 106 |

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 3 年 4 月 16 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

|        |              | 貢献額<br>(億ドル) |       | 貢献割合<br>(%) |       | 借入乗数 | 借入可能総額<br>(億ドル) |
|--------|--------------|--------------|-------|-------------|-------|------|-----------------|
| 日中韓    |              | 1,920.0      |       | 80.00       |       |      | 1,194.0         |
| 中国     | 中国<br>(香港除く) | 768.0        | 684.0 | 32.00       | 28.50 | 0.5  | 342.0           |
|        | 香港           |              | 84.0  |             | 3.50  | 2.5  | 84.0            |
| 日本     |              | 768.0        |       | 32.00       |       | 0.5  | 384.0           |
| 韓国     |              | 384.0        |       | 16.00       |       | 1    | 384.0           |
| ASEAN  |              | 480.0        |       | 20.00       |       |      | 1262.0          |
| インドネシア |              | 91.04        |       | 3.793       |       | 2.5  | 227.6           |
| タイ     |              | 91.04        |       | 3.793       |       | 2.5  | 227.6           |
| マレーシア  |              | 91.04        |       | 3.793       |       | 2.5  | 227.6           |
| シンガポール |              | 91.04        |       | 3.793       |       | 2.5  | 227.6           |
| フィリピン  |              | 91.04        |       | 3.793       |       | 2.5  | 227.6           |
| ベトナム   |              | 20.0         |       | 0.833       |       | 5    | 100.0           |
| カンボジア  |              | 2.4          |       | 0.100       |       | 5    | 12.0            |
| ミャンマー  |              | 1.2          |       | 0.050       |       | 5    | 6.0             |
| ブルネイ   |              | 0.6          |       | 0.025       |       | 5    | 3.0             |
| ラオス    |              | 0.6          |       | 0.025       |       | 5    | 3.0             |
| 合計     |              | 2,400.0      |       | 100.00      |       |      | 2,456.0         |

|              |   |  |     |
|--------------|---|--|-----|
| 施策           | 政 6 - 1 - 3 : アジアにおける地域金融協力の推進              |  |     |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組 |  |     |
|              | 目 標   | <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）<br/>アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>   | 達成度 |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                             | <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和3年5月3日にバーチャル形式で開催された同会議において、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>CMIMについては、同会議において、その強化を通じた地域金融市場の強靱性向上を目的として、（1）IMFデリンク割合（IMFプログラムなしでも発動できる割合）を30%から40%へ引き上げ、（2）要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じたCMIMの現地通貨による支援の制度化の2点を柱とする改訂CMIM契約書が各国署名を経て令和3年3月に発効したことが歓迎されるとともに、パンデミックなどの環境変化も踏まえ、CMIMを含む地域金融協力を更に強化する重要性について、認識が共有されました。また、CMIM契約書の改訂内容を踏まえた運用ガイドラインの改訂が適時に完了し、令和4年1月に発効するなど、大きな進展も見られました。</p> <p>AMROについては、サーベイランス能力強化の一環として、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの更なる活用や組織内でのレビュー体制を強化する取組のほか、AMROのシンクタンク機能や後発途上国をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を強化するための議論を推進しました。</p> <p>更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した新中期ロードマップを踏まえ、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）において、グリーンボンド等に係る現地通貨建て債券に対する保証を推進しました。また、域内の現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトであるアジアボンドオンラインを拡充するとともに、国際標準に基づくクロスボーダー金融取引の取組を推進するなど、新中期ロードマップに基づく取組を進めました。</p> <p>その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）については、ベトナムのSEADRIF加入に伴う各種手続きを支援し、令和4年2月に手続きが完了しました。また、低所得国を対象とした自然災害保険に次ぐ第2の取組として、中所得国向けの公共財産保護プログラムの体制・法規制等について検討し、プログラムの具体化を着実に進めています。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としま</p> | ○   |

|   |   |        |        |        |        |     |
|---|---|--------|--------|--------|--------|-----|
|   | した。   |        |        |        |        |     |
| [主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組   |   |        |        |        |        |     |
| 目 標   | 金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。  |        |        |        |        | 達成度 |
|   | (目標の設定の根拠)<br>アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。   |        |        |        |        |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由   | 二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN諸国との関係において、令和3年6月にタイとバーチャル形式で二国間協議を行い、規制緩和要望やデジタル金融など幅広い議題につき意見を交換しました。二国間通貨スワップ取極については、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進し、貿易や投資を促しマクロ経済の安定性強化を図る観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を設立し、令和3年8月には当該枠組みを強化するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。<br>インドとの間では、令和4年2月に二国間通貨スワップ取極の延長を行いました。<br>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。 |        |        |        |        | ○   |
| 政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況 (現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比)  |   |        |        |        |        |     |
| 年度  | 平成29年度  | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度 |
| 目標値   | —   | —      | —      | —      | 100%以上 | ○   |
| 実績値   | 113.1%  | 112.5% | 112.5% | 118.1% | 112.8% |     |
| (注) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート (当該暦年末時点の為替レート) により米ドル換算した上で対前年比を測定<br>(出所) AsianBondsOnline (令和4年3月30日時点の公表値)<br>(目標値の設定の根拠)<br>アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。<br>(目標の達成度の判定理由)<br>現地通貨建て債券残高については、令和3年度において、目標値である「対前年比100%以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。 |   |        |        |        |        |     |

| 施策についての評価 | s 目標達成  |
|-----------|---|
| 評価の理由     | <p>地域金融協力に関しては、令和3年5月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、SEADRIFに関する取組を着実に進めました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。これに加え、二国間通貨スワップ取極については、インド、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和3年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を強化するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p> |

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（施策6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

| 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------|------|-------|-----|-----|
| 6      | 5    | 10    | 2   | 11  |

（出所）国際局地域協力課調（令和4年3月時点）

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

|       | インドネシア         | フィリピン        | シンガポール      | タイ          | マレーシア     | インド          |
|-------|----------------|--------------|-------------|-------------|-----------|--------------|
| 契約日   | 令和3年10月14日     | 令和4年1月1日     | 令和3年5月21日   | 令和3年7月23日   | 令和2年9月18日 | 令和4年2月28日    |
| スワップ額 | 日→尼：227.6億ドル相当 | 日→比：120億ドル相当 | 日→星：30億ドル相当 | 日→泰：30億ドル相当 | 日→馬：30億ドル | 日→印：750億ドル相当 |
|       | —              | 比→日：5億ドル     | 星→日：10億ドル   | 泰→日：30億ドル   | 馬→日：30億ドル | 印→日：750億ドル相当 |

（出所）国際局地域協力課、国際局調査課調（令和4年3月時点）

参考指標4：サーベイランス実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））

| 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------|------|-------|-----|-----|
| 3      | 3    | 3     | 3   | 3   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 施策 | 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応              |   |
|    | [主要]政6-1-4-B-1：テロ資金、マネー・ローンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等 |   |
|    | 測定指標（定性的な指標）   | <p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。</p> <p>また、国際社会と協調し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。</p> |

達成度



**実績及び目標  
の達成度の判  
定理由**

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和3年度においては、6個人・団体を措置の対象に追加し、12個人・団体に対する措置を解除しました。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計516個人・団体となりました（参考指標1参照）。

このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F 勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、6月以降、累次にわたり実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。

更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結等の措置を累次にわたり実施したほか、ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等の禁止、我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行についてより償還期間の短い証券を禁止対象に追加、暗号資産交換業者に対し制裁対象取引への注意・モニタリング強化等を要請する等といった措置を実施しました。加えて、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるため、改正外為法案を国会に提出すべく、その準備を行いました（改正法案は令和4年4月5日に国会に提出し、同月20日に可決・成立されました）。

マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策については、令和元年度から行われてきたF A T F 第四次対日相互審査が終了し、令和3年8月に審査報告書が公表されました。審査報告書の公表を契機として、政府一体となって対策を進めるべく、財務省・警察庁を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、対策を強化するため3年間にわたり取り組む事項を掲げた行動計画を策定・公表しました。その後、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、行動計画に沿って我が国の対策を推進しています。また、F A T F 関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。

更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、85件の外国為替検査を行いました。

(注) 外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

また、計223の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握するとともに、個別の検査にて検証し、金融機関等の外為法等の遵守態勢の強化・整備を図りました。

上記のほか、令和3年度は、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F勧告の着実な実施に係る講演を16件実施しました。

以上のとおり、令和3年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施

| 年度  |                                     | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度 |
|-----|-------------------------------------|--------|------|--------|--------|--------|-----|
| 目標値 | 割合 (%)<br>(b)/(a)                   | —      | —    | —      | 100.00 | 100.00 | ○   |
|     | 割合 (%)<br>(b)/(a)                   | 100.00 | —    | 100.00 | 100.00 | 100.00 |     |
| 実績値 | (a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数 | 2      | 0    | 1      | 1      | 3      |     |
|     | (b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数        | 2      | 0    | 1      | 1      | 3      |     |

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値(割合)を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和3年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示3件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

測定指標(定量的な指標)

## 政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

| 年度                |     | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|-------------------|-----|--------|------|-------|-----|-----|-----|
| オフサイト・モニタリングの実施件数 | 目標値 | -      | -    | 249   | 238 | 238 | ○   |
|                   | 実績値 | -      | 249  | 238   | 226 | 223 |     |
| 外国為替検査の実施件数       | 目標値 | -      | -    | 110   | 110 | 90  | ○   |
|                   | 実績値 | 127    | 123  | 109   | 15  | 85  |     |

（注）オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

## （目標値の設定の根拠）

制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和元年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

## （目標の達成度の判定理由及び判断基準）

令和3年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和元年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和2年度は12機関、令和3年度は3機関減少したことによるものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を90件としていましたが、実績値は85件となり、目標を下回りました。これは、3月に発生した福島県沖地震や新型コロナウイルスの影響等により、急遽、検査実施時期を後倒ししたことによるものであり、検査を取り止めたものではありません。未実施の5件について、令和4年度において一部を実施済みであり、残りの検査も令和4年度の早い時期に検査を実施する予定であることから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

## 政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

| 年度  | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|-----|--------|------|-------|-----|-----|-----|
| 目標値 | -      | -    | 12    | 12  | 12  | ○   |
| 実績値 | 18     | 34   | 15    | 10  | 16  |     |

## （目標値の設定の根拠）

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会を捉えて実施しており、令和3年度は大幅な法令等の改正が予定されていないことから、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

|  |  |
|--|--|
| (目標の達成度の判定理由及び判断基準)<br>令和3年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」としました。 |  |
| <b>施策についての評価</b>   | s 目標達成   |
| <b>評価の理由</b>   | <p>テロリスト等に対して、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。</p> <p>令和3年度に公表されたFATF第四次対日相互審査の結果も踏まえ、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、オフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握・検証するとともに、新型コロナウイルス等の影響を受けつつも、適切に外国為替検査を実施し、金融機関等の外為法令等の遵守態勢の強化・整備を図りました。上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p> |

#### 政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

|                      | 令和3年度 |
|----------------------|-------|
| 検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合 | 14/85 |

参考指標3：FATF関連会合への出席回数

|      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 出席回数 | 28     | 36   | 41    | 55  | 68  |

参考指標4：FATF勧告に係る演習・研修への参加状況

|      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 参加回数 | 0      | 5    | 2     | 2   | 2   |
| 参加人数 | 0      | 15   | 2     | 14  | 15  |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 施策                 | 政 6 - 1 - 5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用  |  |
| 測定指標<br>(定性的な測定指標) | [主要] 政 6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組   |  |
|                    | 目標  | <p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>   |
|                    | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。</p> <p>また、実効性のある制度の整備・運用の観点から、需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため、レアアース等の重要鉱物資源の安定供給確保に係る業種について、令和 3 年 11 月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。加えて、投資審査・事後モニタリングに係る執行体制の強化の観点から、令和 4 年度予算において、本省 6 名、財務局において 18 名の定員増を措置したところです。以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、必要な人員を確保するなど、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p> |
| 施策についての評価          | s 目標達成  |  |
| 評価の理由              | <p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、レアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため重要鉱物資源に係る金属鉱業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したほか、必要な定員を確保する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p> |  |

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 「我が国への対内直接投資残高」 【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 4)】

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも、G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献します。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みます。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行い、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿ったFATF第四次対日審査指摘事項への対応及び次期相互審査を見据えた取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。

また、令和3年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

| 政策目標に係る予算額 | 区 分               |             | 令和元年度       | 2年度         | 3年度         | 4年度         |
|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算        | 746,261,160 | 683,925,927 | 778,652,050 | 846,931,792 |
|            |                   | 補正予算        | —           | △2,395,890  | —           |             |
|            |                   | 繰越等         | —           | —           | N. A.       |             |
|            |                   | 合 計         | 746,261,160 | 681,530,037 | N. A.       |             |
| 執行額 (千円)   |                   | 159,130,439 | 233,435,180 | N. A.       |             |             |

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する  
施政方針演説等内閣  
の主な重要政策

第204回国会 総理大臣施政方針演説 (令和3年1月18日)  
成長戦略実行計画 (令和元年6月21日閣議決定)

政策評価を行う過程  
において使用した資料  
その他の情報

外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況 (月ベース)、外国為替平衡操作実施状況 (日ベース)、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況 (財務省ウェブサイト)

前年度政策評価結果  
の政策への反映状況

G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みました。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画を策定し、政府全体の取組を推進しました。また、国際会議への参加を通じたFATFの議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。

|  |  |
|--|--|
|  | <p>また、令和2年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--|--|

|              |                                |                 |        |
|--------------|--------------------------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|--------------------------------|-----------------|--------|



政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

|                |  |
|----------------|--|
| <p>上記目標の概要</p> | <p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p> |
|----------------|--|

| 政策目標6-2についての評価結果 |   |
|------------------|---|
| 政策目標についての評定      | S 目標達成  |
| <p>評定の理由</p>     | <p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>   |
| <p>政策の分析</p>     | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>円借款（用語集参照）やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（令和3年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他21事業</li> </ul> <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号0028～0048、0050）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資</li> </ul> <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | 業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0049) |
|--|--|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>施策</b>  | <b>政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用</b>  |  |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b>  | [主要]政6-2-1-B-1: 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用   |  |
|  | <b>目標</b>   | <p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>   |
|  | <b>達成度</b>  |  |
|  | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>  | <p>政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融资の奨励や円借款・海外投融资(用語集参照)の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和3年度中に計3件、約4,025億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>また、令和2年4月に創設し、令和3年1月に拡充した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、同年5月には支援枠を最大7,000億円まで拡充することを公表し、令和4年3月時点において、計14カ国向けに3,795億円を供与(交換公文(E/N)ベース)済であり、約6,300億円を事前通報済です。本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。</p> |
| [主要]政6-2-1-B-2: JBICを通じたその他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用 |   |  |
| <b>目標</b>  | <p>JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>  | <b>達成度</b>   |
| <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>JBICは、これまでGREEN(Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation)等を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、「成長投資ファシリティ」内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設けたところ、当該ウインドウが終了した令和3年12月ま</p> | ○  |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>でに、計326件・2兆1,601億円の出融資等を承諾し、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援しました。また、「成長投資ファシリティ」を再編して令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」では、令和4年3月現在において、計31件・8,815億円の出融資等を承諾しております。本制度を通じて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援しました。</p> <p>加えて、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用を進めました。以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p> |
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成   |
| <b>評価の理由</b>     | <p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施しつつ、新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款を通じた支援を行うなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。</p> <p>JBICについては、JBICの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用を努めたほか、「成長投資ファシリティ」内に設けた「新型コロナウイルス危機対応緊急ウインドウ」や、「成長投資ファシリティ」を再編した「ポストコロナ成長ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>                                       |

## 政6-2-1に係る参考情報

### 参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

|                 | 平成28年  | 29年    | 30年    | 令和元年   | 令和2年   |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ODA             | 10,417 | 11,463 | 10,064 | 11,720 | 13,660 |
| ODA以外の政府資金(OOF) | -1,762 | -2,412 | 1,380  | 313    | 4,898  |
| 民間資金(PF)        | 30,814 | 28,173 | 41,701 | 42,913 | 13,309 |
| 非営利団体による贈与      | 683    | 475    | 522    | 574    | 606    |
| 資金の流れ総計         | 40,152 | 37,699 | 53,667 | 55,519 | 32,472 |

(注1) 支出純額(ネット)ベース。

(注2) 暦年。令和3年の数字は令和5年3月に公表される予定。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

([http://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/reference/financial\\_flows\\_to\\_developing\\_countries/index.htm](http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm))

### 参考指標2：円借款実施状況【再掲(総5-1：参考指標5)】

### 参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

|     | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 達成率 | 63.50% | 54.30% | 63.4% | 76.7% | 64.3% |

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

2021年度外部評価結果（注）

（総合評価）

| レーティング | A（非常に高い） | B（高い） | C（一部課題がある） | D（低い） |
|--------|----------|-------|------------|-------|
| 総合評価   | 31%      | 46%   | 17%        | 6%    |

（項目別評価）

|           | ③高い | ②中程度 | ①低い |
|-----------|-----|------|-----|
| 妥当性       | 99% | 1%   | 0%  |
| 有効性・インパクト | 69% | 30%  | 1%  |
| 効率性       | 10% | 80%  | 10% |
| 持続性       | 43% | 54%  | 3%  |

（出所）国際協力機構調

([https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general\\_new/2021/uurjcd000000fifi-att/part01\\_a3.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2021/uurjcd000000fifi-att/part01_a3.pdf))

（注）国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。2021年度は70件が総合評価のレーティング対象。

参考指標5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総5-1：参考指標6）】

| 施策           | 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 |  |
|--------------|---|--|
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画                                |  |
|              | 目標  | <p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。</p> <p>また、今後見込まれる国際開発協会（IDA）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>   |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>保健分野では、新型コロナウイルスがもたらす危機への対応と次なるパンデミックに対する予防・備え・対応の強化が重要であるとの考えのもと、令和2年に日本が世界銀行とともに設立を主導した、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー信託基金」（Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Trust Fund：HEPRTF）に30百万ドルを追加拠出し、途上国における感染症への緊急対応と今後の感染症への備えを支援するなど、各MDBsの支援ファシリテーターや信託基金を通じて支援を実施しました。</p> <p>インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクト</p> |

に反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」において、累計144件4,128万ドルの技術支援案件を承認したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）によるJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。加えて、世界銀行東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

防災分野では、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、これまで累計213件約145百万ドルの技術支援案件を承認しました。

気候変動分野では、令和3年10月に開催された世界銀行・IMF年次総会の際に、「MDBsのエネルギー支援に係る日本の提案」を公表し、MDBsに対して、途上国における野心的なエネルギー計画等の策定・執行を支援することと、各国の実情を踏まえつつ、温室効果ガスの排出を抑制する観点から最良の方策を支援することを要請しました。また、同年11月に開催されたCOP26の際には、途上国における石炭からよりクリーンなエネルギーへの円滑な移行を促進するため、ADBと連携して、「エネルギー・トランジション・メカニズム」（ETM）の立上げを表明し、他国に先駆けて25百万ドルの拠出を表明しました。

こうした分野別の取組に加え、世界銀行グループの主要機関の1つであり、低所得国向け支援を行うIDAの第20次増資（IDA20）では、我が国が他国に先駆けて議論の開始を呼びかけるなど、リーダーシップを発揮する中で、通常3年に一度の増資の1年前倒しが合意されるとともに、昨年12月に我が国が増資交渉の最終会合を主催し、IDAの歴史上最大規模となる930億ドルの支援規模に合意しました。IDA20においては、パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。また、IDA20への追加出資に必要な国内措置として、我が国は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の改正を行いました。

また、ADBでは、アジア太平洋地域の途上国において、技術支援や貧困層向けの小規模プロジェクトへの無償支援を実施する「貧困削減日本基金」

（Japan Fund for Poverty Reduction：JFPR）について、日本が重視する開発課題（①国際保健、②質の高いインフラ投資、③気候変動、④公的セクター管理）をより重点的に支援する観点から、発展的に改組し、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金」（Japan Fund for Prosperous and Resilient Asia and the Pacific：JFPR）に名称を変更しました。

更に、ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（IDA）増資を

|                |   |     |
|----------------|---|-----|
|                | <p>含む)等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>  |     |
| 測定指標(定性的な測定指標) | 政6-2-2-B-2: UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画   |     |
|                | <p>我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)<br/>開発途上国等の持続的な経済発展のためには、UHCの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>   | 達成度 |
|                | <p>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして挙げられています。令和元年の日本議長下のG20では、UHCの推進に向けた保健財政の構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」(G20共通理解文書)を取りまとめました。UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と連携して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。</p> <p>その一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、パンデミックに対する予防・備え・対応の強化のためのUHC推進の重要性について、引き続き国際的な発信を行い、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解の普及に取り組ましました。</p> <p>こうした日本の取組もあり、令和3年のイタリア議長下のG20では、日本議長下での第1回に続く3回目となる「財務大臣・保健合同会議」が開催され、包摂的で強靱な国際保健システムの強化、G20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進に合意しました。更に、将来のパンデミックへの予防・備え・対応を強化すべく、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース」の設立に合意しました。</p> <p>また、アジア開発銀行では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げました。我が国は、令和3年4月から、アジア開発銀行の日本信託基金への拠出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与の支援を開始しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p> | ○   |

|                                 |  |     |
|---------------------------------|--|-----|
| 政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画 |  |     |
| 目 標                             | 我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。   | 達成度 |
|                                 | <b>（目標の設定の根拠）</b><br>気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。   |     |
| 実績及び目標の達成度の判定理由                 | 各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。また、令和3年11月に開催されたCOP26の際には、途上国における石炭からの移行を支援するため、CIFの資本市場メカニズムの立上げに貢献しました。上記を踏まえ、達成度は「○」としました。  | ○   |
| <b>施策についての評定</b>                | s 目標達成   |     |
| <b>評定の理由</b>                    | <p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が融資政策において重点政策と位置付けるテーマをMDBsの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組を構築するためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導することができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |     |

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

|           | 世界銀行グループ           |                  |                 |                      |
|-----------|--------------------|------------------|-----------------|----------------------|
|           | 国際復興開発銀行<br>(IBRD) | 国際開発協会<br>(IDA)  | 国際金融公社<br>(IFC) | 多数国間投資保証機関<br>(MIGA) |
| 日<br>(順位) | 7.8%<br>(第2位)      | 17.1%<br>(第2位)   | 8.3%<br>(第2位)   | 5.1%<br>(第2位)        |
| 米         | 16.7               | 19.2             | 20.9            | 18.4                 |
| 独         | 4.4                | 10.0             | 5.3             | 5.0                  |
| 英         | 4.1                | 12.6             | 4.7             | 4.8                  |
| 仏         | 4.1                | 7.1              | 4.7             | 4.8                  |
|           | アジア開発銀行            |                  |                 |                      |
|           | 通常資本<br>(OCR)      | アジア開発基金<br>(ADF) |                 |                      |
| 日<br>(順位) | 15.6%<br>(第1位)     | 41.6%<br>(第1位)   |                 |                      |
| 米         | 15.6               | 11.5             |                 |                      |
| 独         | 4.3                | 4.8              |                 |                      |
| 英         | 2.0                | 3.3              |                 |                      |
| 仏         | 2.3                | 3.3              |                 |                      |

|           | 米州開発銀行グループ      |                   |               |
|-----------|-----------------|-------------------|---------------|
|           | 米州開発銀行          |                   | 米州投資公社        |
|           | 米州開発銀行<br>(IDB) | 多数国間投資資金<br>(MIF) |               |
| 日<br>(順位) | 5.0%<br>(第5位)   | 34.6%<br>(第1位)    | 3.6%<br>(第9位) |
| 米         | 30.7            | 33.0              | 11.1          |
| 独         | 1.9             | —                 | 0.9           |
| 英         | 1.0             | 1.3               | —             |
| 仏         | 1.9             | 0.8               | 1.8           |

|           | アフリカ開発銀行グループ       |                    |           | 欧州復興開発銀行<br>(EBRD) |
|-----------|--------------------|--------------------|-----------|--------------------|
|           | アフリカ開発銀行<br>(AfDB) | アフリカ開発基金<br>(AfDF) |           |                    |
| 日<br>(順位) | 5.4%<br>(4位)       | 10.0%<br>(4位)      | 日<br>(順位) | 8.6%<br>(第2位)      |
| 米         | 6.5                | 11.0               | 米         | 10.1               |
| 独         | 4.1                | 10.5               | 独         | 8.6                |
| 英         | 1.8                | 10.7               | 英         | 8.6                |
| 仏         | 3.7                | 10.0               | 仏         | 8.6                |

(出所) 各機関年次報告書等（令和4年5月末現在における最新版）。

(注) 多数国間投資資金（MIF）の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。



参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金 (単位: 億円)

|          | 29年度  | 30年度  | 令和元年<br>度 | 2年度   | 3年度   |
|----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| MDBs     | 245.8 | 286.9 | 240.5     | 615.6 | 440.1 |
| 世界銀行グループ | 142.0 | 187.6 | 150.1     | 347.7 | 270.5 |
| アジア開発銀行  | 81.8  | 74.4  | 64.8      | 234.0 | 132.9 |
| 米州開発銀行   | 13.1  | 13.5  | 13.3      | 18.8  | 20.5  |
| アフリカ開発銀行 | 6.2   | 5.0   | 5.5       | 5.7   | 6.2   |
| 欧州復興開発銀行 | 2.8   | 6.5   | 7.0       | 7.1   | 9.9   |
| IMF 拠出金  | 39.0  | 34.7  | 37.3      | 312.8 | 112.1 |
| 合計       | 284.9 | 321.7 | 277.8     | 926.0 | 555.2 |

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額) (単位: 億ドル)

|            | 29年   | 30年   | 令和元年  | 2年    | 3年    |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業・漁業・林業   | 27.8  | 40.0  | 38.2  | 37.5  | 41.7  |
| 教育         | 28.5  | 45.2  | 36.4  | 51.7  | 56.0  |
| エネルギー・採取産業 | 63.3  | 71.1  | 63.2  | 52.7  | 61.8  |
| 金融セクター     | 31.1  | 13.1  | 31.7  | 42.4  | 57.4  |
| 保健         | 24.4  | 42.7  | 34.1  | 82.8  | 64.5  |
| 産業・貿易・サービス | 42.4  | 54.1  | 43.2  | 49.2  | 52.0  |
| 情報通信技術     | 10.2  | 7.4   | 13.9  | 20.9  | 19.2  |
| 行政         | 67.1  | 72.0  | 84.4  | 85.5  | 112.4 |
| 社会的保護      | 26.9  | 42.0  | 42.8  | 89.7  | 111.5 |
| 運輸         | 58.2  | 35.3  | 31.9  | 34.6  | 46.4  |
| 水・衛生・廃棄物処理 | 41.0  | 47.2  | 31.4  | 36.5  | 42.6  |
| 合計         | 420.7 | 470.1 | 451.2 | 583.4 | 665.5 |

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7/1 ~ 当年 6/30。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

|             | 平成29年 | 30年   | 令和元年  | 2年    | 3年    |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業・天然資源     | 15.3  | 23.4  | 22.7  | 12.8  | 14.9  |
| エネルギー       | 62.6  | 50.7  | 26.3  | 42.9  | 18.4  |
| 金融          | 27.6  | 19.9  | 21.6  | 46.1  | 41.2  |
| 産業・貿易       | 3.6   | 6.1   | 5.8   | 22.2  | 7.2   |
| 教育          | 7.1   | 16.3  | 11.3  | 10.7  | 9.8   |
| 保健・社会保障     | 2.1   | 5.2   | 6.4   | 35.1  | 58.8  |
| 給水・衛生・廃棄物処理 | 15.7  | 21.9  | 12.2  | 18.6  | 19.9  |
| 運輸・通信       | 54.6  | 49.7  | 80.8  | 31.8  | 34.5  |
| 公共政策        | 12.5  | 22.6  | 29.5  | 95.6  | 22.9  |
| 多目的         | 0     | 0     | 0     | 0.1   | 0.1   |
| 合計          | 201.0 | 215.8 | 216.4 | 315.9 | 227.6 |

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

|                   |           | 世界銀行<br>グループ | アジア<br>開発銀行 | 米州開発銀<br>行グループ | アフリカ<br>開発銀行 | 欧州復興<br>開発銀行 |
|-------------------|-----------|--------------|-------------|----------------|--------------|--------------|
| 日本人職員数            | （令和2年12月） | 221          | 142         | 20             | 12           | 22           |
|                   | （令和3年12月） | 218          | 136         | 20             | 11           | 19           |
| 日本人幹部職員数（令和2年12月） |           | 5            | 26          | 3              | 3            | 2            |
| 日本人比率（令和2年12月）    |           | 3.3%         | 10.3%       | 1.1%           | 0.7%         | 0.8%         |

（出所）各機関資料、理事室調べ

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和3年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆813億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約9,232億円で、円借款供与総額の約85%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたTICAD7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance

for Africa)を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

## ② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、IDBと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視していきます。また、IDB Invest・IDB Labとの協力も推進していきます。

## ③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でMDBsとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

## （2）JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和2年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

## 参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

### 参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、令和3年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は2兆655億円でした。

## 参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績（令和3年度）

（単位：億円）

| 支援形態 | 発行体          | サムライ債発行額 |
|------|--------------|----------|
| 一部取得 | ウルグアイ東方共和国政府 | 500      |

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 施策              | 政 6 - 2 - 3 : 債務問題への取組  |  |
| 測定指標 (定性的な指標)   | [主要] 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画  |  |
|                 | <p>目標</p>   | <p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入 (用語集参照) の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF (国際通貨基金: 用語集参照)、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。</p> |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、積極的に参画しました。具体的には、G20やパリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。また、IMF・世界銀行の各信託基金 (「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」) 等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。さらに、貸付慣行の改善を目指して債権国・債務国双方が取り組むべき事項をまとめた「G20持続可能な貸付に係る実務指針」(OGSF) に基づく第2回自己評価に参加しました。</p> <p>G20及びパリクラブは、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」(以下、DSSI) に合意したところ、我が国は、同イニシアティブが令和3年12月に終了するまで、対象国からの要請を受けて着実に実施しました。また、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」(以下、「共通枠組」) について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p> |  |
| 施策についての評定       | s 目標達成  |  |
| 評定の理由           | <p>我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、「G20持続可能な貸付に係る実務指針」(OGSF) に基づく第2回自己評価に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。</p> <p>また、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>  |  |

| 施策               | 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援   |        |        |        |        |        |     |
|------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標) | [主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）<br>(単位：%)  |        |        |        |        |        |     |
|                  | 年度   | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度 |
|                  | 目標値  | 95.0以上 | 95.0以上 | 95.0以上 | 95.0以上 | 95.0以上 | ○   |
|                  | 実績値  | 95.8   | 96.9   | 99.0   | 99.0   | 99.6   |     |
|                  | <p>(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>   |        |        |        |        |        |     |
| 施策についての評定        | s 目標達成   |        |        |        |        |        |     |
| 評定の理由            | <p>税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインにより技術支援を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました。（参考指標参照）</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |        |        |        |        |        |     |

【財務総合政策研究所による知的支援】

|                 |  | 令和3年度の実施状況   |
|-----------------|--|--|
| 財政経済セミナー        |  | ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和3年度は期間を短縮した上で、オンライン形式のセミナーを提供しました。             |
| 中央アジア・コーカサスセミナー |  | ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和3年度は期間を短縮した上で、オンライン形式のセミナーを提供しました。 |
| 海外の研究機関との交流     |  | ・インドやASEAN等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。   |

【財務省関税局による知的支援】

|       |           | 令和3年度の実施状況   |
|-------|-----------|--|
| 受入研修  | 二国間援助経費   | ・ASEAN地域に対し、関税評価や監視取締等の分野において、オンラインを活用し、現場視察をバーチャルで実施する等、相手国の支援ニーズに可能な限り応じた技術支援を実施しました。  |
|       | JICAプログラム | ・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等をオンラインで実施しました。   |
|       | WCOプログラム  | ・新型コロナウイルス感染症拡大により、開発途上国の税関職員を対象とした技術的な能力向上に資する地域セミナー等は実施できませんでしたが、次年度の実施に向けてオンラインでの代替の可能性を含め引き続きWCOと調整していきます。                         |
| 専門家派遣 | 二国間援助経費   | ・ASEAN地域、アフリカ地域、太平洋島しょ国等に対し、貿易円滑化やリスク管理等の分野において、オンラインを活用し、相手国の実情に即した技術支援を行いました。  |
|       | JICAプログラム | ・カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを活用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。 |
|       | WCOプログラム  | ・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する開発途上国の税関職員の技術的な能力向上を目的とした、オンライン地域セミナー等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。                    |

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

|      |      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 案件数  | 財務総研 | 2      | 2    | 3     | 0   | 2   |
|      | 関税局  | 35     | 30   | 24    | 3   | 9   |
|      | 合計   | 37     | 32   | 27    | 3   | 11  |
| 受入人数 | 財務総研 | 40     | 38   | 38    | 0   | 17  |
|      | 関税局  | 401    | 289  | 229   | 20  | 182 |
|      | 合計   | 441    | 327  | 267   | 20  | 199 |

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

（単位：件、人）

|      |      | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 案件数  | 財務総研 | 6      | 8    | 7     | 5   | 0   |
|      | 関税局  | 69     | 60   | 45    | 34  | 51  |
|      | 合計   | 75     | 68   | 52    | 39  | 51  |
| 派遣人数 | 財務総研 | 28     | 31   | 29    | 31  | 0   |
|      | 関税局  | 144    | 132  | 106   | 76  | 133 |
|      | 合計   | 172    | 163  | 135   | 107 | 133 |

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1）専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施した。

|  |   |
|--|---|
| <b>評<br/>価<br/>結<br/>果<br/>の<br/>反<br/>映</b> | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。</p> <p>JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。</p> <p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、新型コロナウイルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します。</p> <p>また、令和2年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和4年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。</p> |
|--|---|

|                         |
|-------------------------|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> |
|-------------------------|

| 政策目標に係る<br>予算額 | 区 分               |      | 令和元年度      | 2年度         | 3年度         | 4年度        |   |
|----------------|-------------------|------|------------|-------------|-------------|------------|---|
|                | 予算の<br>状況<br>(千円) | 当初予算 |            | 76,802,128  | 77,505,931  | 78,015,440 | / |
|                |                   | 補正予算 |            | 22,033,734  | 70,003,992  | 26,983,471 |   |
|                |                   | 繰越等  |            | —           | —           | N. A.      |   |
|                |                   | 合 計  |            | 98,835,862  | 147,509,923 | N. A.      |   |
| 執行額（千円）        |                   |      | 98,650,706 | 147,144,436 | N. A.       |            |   |

(概要)  
アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和3年度「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

|  |   |
|--|---|
| <b>政策目標に関係する<br/>施政方針演説等内閣<br/>の主な重要政策</b> | <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> |
|--|---|



|  |  |
|--|--|
|  | <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定）</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p><b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b></p> | <p>政策目標に係る予算額等の状況：令和元～令和3年度一般会計補正予算書（財務省）、令和4年度一般会計予算書（財務省）、令和元～令和2年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p> |
|---|---|

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p> | <p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。</p> <p>JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月にJBIC「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナウイルス危機対応緊急ウインドウ」や令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」等を通じて、日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p> <p>また、令和2年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和4年度予算において、必要な経費の確保に努めました。</p> |
|----------------------------------|--|

|              |  |                 |        |
|--------------|--|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、<br>関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修<br>所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|--|-----------------|--------|

## 政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。</p> <p>財務省としては、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進</p> |
|----------------|---|

## 政策目標 6-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評価の理由</b> | <p>国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>               |
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、円借款 (用語集参照) や国際協力銀行 (JBIC) の活用を通じて推進しています。</p> |

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 施策            | 政6-3-1: 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進 |   |
| 測定指標 (定性的な指標) | 政6-3-1-B-1: 国際協力機構 (JICA) による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組     |   |
|               | 目標   | <p>日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援を着実に実施していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。</p>  |
|               | 実績及び目標の達成度の判定理由  | <p>JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁での検討を経て、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めました。</p> <p>円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和3年度中に計3件、約4,025億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>また、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、制度改善等を実施していることから、達成度は「○」としました。</p> |
|               | [主要]政6-3-1-B-2: 国際協力銀行 (JBIC) を通じた効率的・戦略的な支援の取組          |   |
|               | 目標   | <p>JBICにおいては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきた JBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>   |
|               | 実績及び目標の達成度の判定理由  | <p>JBICについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の一層の活用を進めました。また、令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、「成長投資ファシリティ」内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設</p>  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>けたところ、当該ウインドウが終了した令和3年12月までに、計326件・2兆1,601億円の出融資等を承諾し、海外での日本企業の事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援しました。さらに、令和2年7月に株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、JBICが融資を行いうる対象等を、時限的に開発途上地域以外の地域等に拡大したことを踏まえ、サプライチェーンの強靱化等、引き続き日本企業の国際競争力の維持に向けた支援を、先進国地域も含め、進めました。</p> <p>加えて、「成長投資ファシリティ」を再編して令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」では、令和4年3月現在において、計31件・8,815億円の出融資等を承諾しております。本制度を通じて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動や、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援しました。</p> <p>以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするためにJBICを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。</p> |  |
|--|--|--|--|

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| <p><b>施策についての評定</b></p> | <p>s 目標達成</p> |
|-------------------------|---------------|

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p><b>評定の理由</b></p> | <p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款等の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>JBICについては、「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や「ポストコロナ成長ファシリティ」を活用するとともに、令和2年7月に政令の一部を改正し、JBICが融資を行いうる対象等を時限的に開発途上地域以外の地域に拡大したことも踏まえ、引き続き先進国を含む日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |
|---------------------|---|

政6-3-1に係る参考情報

参考指標1：円借款実施状況【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考指標2：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（政5-1：参考指標6）】

参考指標3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総5-1：参考指標7）】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p><b>評価結果の反映</b></p> | <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ったJICAや、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJBICの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。</p> |
|-----------------------|---|

|                                  |  |                 |        |
|----------------------------------|--|-----------------|--------|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>          |  |                 |        |
| <b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>  | <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）<br/>         経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）<br/>         開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）<br/>         質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）<br/>         成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）<br/>         国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）<br/>         コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）<br/>         インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定）</p> |                 |        |
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | なし   |                 |        |
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>        | <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJ B I Cの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、令和2年4月にJ B I C「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」等を活用するとともに、令和2年7月に日本企業が先進国で行う事業に対するJ B I Cの融資等を時限的に幅広く可能としたことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p>   |                 |        |
| <b>担当部局名</b>                     | 国際局（総務課、開発政策課）   | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |

## 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p> <p>また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保</p> <p>政 7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保</p> |
|----------------|---|

## 政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評定 A 相当程度進展あり

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するため、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。</p> <p>施策 7-1-1 の評定は「s 目標達成」、施策 7-1-2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>   |
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。</p> <p>財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、新型コロナウイルス感染症への対応や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。</p> <p>また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。</p> <p>(令和 3 年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>事業の実施に当たっては、事業規模が拡大している中においても、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適正に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たすように努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>事業規模が拡大している中においても、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されるようにモニタリングを行っている。今後も適切な事業運営が行われるようにモニタリング機能を果たしたい。</p> <p>貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。(事業番号0051)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険事業 (日本政策金融公庫出資金)</li> </ul> <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>事業の実施に当たっては、制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続して聴取し、関係省庁と連携して検証に努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続し、関係省庁と連携して検証に努めることとする。</p> <p>信用保険の運用状況等を踏まえ、要求内容の見直しを行った。(事業番号0052)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機対応円滑化業務 (危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)</li> </ul> <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>補助対象業務について、引き続き、費用削減に努めるとともに、政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングに努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>補助金の対象業務について継続的な見直しを行った。引き続き、費用削減に努めるとともに、政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングに努めることとする。(事業番号0053)</p> |
|--|---|

|                      |   |   |            |
|----------------------|---|---|------------|
| <b>施策</b>            | <b>政7-1-1: 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保</b> |   |            |
|                      | [主要] 政7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化     |   |            |
| <b>測定指標 (定性的な指標)</b> | <b>目標</b>                                     | <p>中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。</p> | <b>達成度</b> |
|                      | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>                        | <p>第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定)、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)等を受けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和2年度から引き続き実施しました。</p>                                 | ○          |



|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン）」及び「セーフティネット保証4号・5号」に係る特例措置等を講じるとともに、これらのための財務基盤の強化措置を講じました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、令和3年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,122億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が391億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が27,321億円、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン）」による貸付の実績が4,063億円、「創業等関連特例保険」の保険引受額は21億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,445億円、「新型コロナウイルス感染症関連の保険」の保険引受額が47,138億円になりました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機対応業務として、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績として、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る実績は22,489億円になりました。さらに、危機対応業務においても資本性劣後ローンを創設するとともに、新型コロナウイルス感染症の長期化により特に深刻な影響を受けていた、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業に対する支援を拡充する等の措置を講じました。</p> <p>上記実績のほか、東日本大震災等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。東日本大震災については、日本政策金融公庫において、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続</li> <li>② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施</li> </ol> <p>等の措置を講じました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、令和3年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が4億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が364億円になりました。</p> <p>上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。</p> |  |
|--|---|--|

[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化

|            |  |            |
|------------|--|------------|
| <p>目 標</p> | <p>成長資金の供給業務の実施を確保します。</p>   | <p>達成度</p> |
|            | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会</p> |            |

|           |   |  |   |
|-----------|---|--|---|
|           |   | とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。  |   |
|           | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和2年度に日本政策投資銀行において創設された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を引き続き後押ししていくとともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和2年度に創設された「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援しました。新型コロナウイルス感染症拡大以前からも、「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。</p> <p>特定投資業務を通じた、令和3年度における個別案件への投融資決定件数は15件（うち、DBJイノベーション・ライフサイエンスファンドは4件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは3件、グリーン投資促進ファンドは2件）、共同ファンドへの支援決定件数は5件（うち、DBJイノベーション・ライフサイエンスファンドは2件）、共同ファンドからの投融資決定件数は60件になりました。また、特定投資業務を通じた、令和3年度における投融資決定額は667億円（うち、DBJイノベーション・ライフサイエンスファンドは81億円、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは454億円、グリーン投資促進ファンドは15億円）、実投融資額は689億円になりました。</p> <p>上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について令和3年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。</p> | ○ |
| 施策についての評定 | s 目標達成  |  |   |
| 評定の理由     | <p>上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保したこと、また、成長資金（資本性資金等）供給業務について令和3年度における特定投資業務の実績が出ていることから、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |   |

政7-1-1に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

|            |        | 29年度   | 30年度   | 令和元年度  | 令和2年度   | 令和3年度末  |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| ㈱日本政策金融公庫  | 国民生活事業 | 26,803 | 26,400 | 28,700 | 213,420 | 130,510 |
|            | 農林水産事業 | 5,525  | 6,150  | 6,760  | 12,760  | 7,910   |
|            | 中小企業事業 | 19,426 | 18,000 | 15,950 | 164,850 | 62,850  |
| 沖縄振興開発金融公庫 |        | 1,544  | 1,705  | 1,681  | 11,555  | 5,640   |
| 株式会社国際協力銀行 |        | 26,100 | 22,569 | 27,216 | 34,000  | 27,000  |

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移（参考指標5「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」を含む。）

①融資実績の推移

（単位：億円）

|            |        | 29年度   | 30年度   | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度末 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ㈱日本政策金融公庫  | 国民生活事業 | 23,639 | 21,685 | 21,464 | 91,640 | 24,115 |
|            | 農林水産事業 | 5,515  | 5,583  | 4,840  | 7,058  | 5,008  |
|            | 中小企業事業 | 14,851 | 12,331 | 11,474 | 45,648 | 16,874 |
| 沖縄振興開発金融公庫 |        | 1,512  | 1,113  | 1,093  | 3,008  | 1,263  |
| 株式会社国際協力銀行 |        | 16,871 | 14,089 | 16,739 | 18,475 | 20,385 |

②融資残高の推移

（単位：億円）

|            |        | 29年度末   | 30年度末   | 令和元年度末  | 令和2年度末  | 令和3年度末  |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ㈱日本政策金融公庫  | 国民生活事業 | 71,290  | 71,513  | 71,784  | 128,429 | 126,963 |
|            | 農林水産事業 | 29,458  | 31,229  | 31,961  | 34,854  | 35,517  |
|            | 中小企業事業 | 55,142  | 53,269  | 52,081  | 82,181  | 84,327  |
| 沖縄振興開発金融公庫 |        | 8,491   | 8,587   | 8,641   | 10,320  | 10,428  |
| 株式会社国際協力銀行 |        | 136,567 | 137,247 | 132,322 | 136,252 | 148,344 |

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標3：政府関係金融機関の金利の推移

（単位：%）

|            |        |        | H30.3.31 | R1.3.31 | R2.3.31 | R3.3.31 | R4.3.31 |
|------------|--------|--------|----------|---------|---------|---------|---------|
| ㈱日本政策金融公庫  | 国民生活事業 | 基準利率   | 1.76     | 1.76    | 1.91    | 1.86    | 1.82    |
|            |        | 特利     | 0.86     | 0.86    | 1.01    | 0.96    | 0.92    |
|            |        | ①～③    | ～1.36    | ～1.36   | ～1.51   | ～1.46   | ～1.42   |
|            | 農林水産事業 | 農業基盤整備 | 0.45     | 0.35    | 0.25    | 0.45    | 0.65    |
|            | 中小企業事業 | 基準利率   | 1.16     | 1.11    | 1.11    | 1.11    | 1.07    |
|            |        | 特利     | 0.30     | 0.30    | 0.30    | 0.30    | 0.30    |
| ①～③        |        | ～0.76  | ～0.71    | ～0.71   | ～0.74   | ～0.75   |         |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 基準利率   | 0.41   | 0.41     | 0.41    | 0.44    | 0.60    |         |
|            |        | ～1.95  | ～1.85    | ～1.80   | ～2.05   | ～2.20   |         |
| 株式会社国際協力銀行 | 輸出     | 0.96   | 0.83     | 0.83    | 0.96    | 1.07    |         |

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注）各機関の金利水準は一例。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

|             |         | 29年度   | 30年度    | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  |
|-------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| （株）日本政策金融公庫 | 国民生活事業  | 7年1か月  | 7年2か月   | 7年2か月  | 10年0か月 | 9年8か月  |
|             | （生活衛生分） | 9年6か月  | 9年8か月   | 9年10か月 | 10年9か月 | 10年9か月 |
|             | 農林水産事業  | 13年4か月 | 12年11か月 | 13年0か月 | 12年4か月 | 13年1か月 |
|             | 中小企業事業  | 8年1か月  | 8年11か月  | 9年5か月  | 10年1か月 | 10年4か月 |
| 沖縄振興開発金融公庫  |         | 14年1か月 | 15年11か月 | 14年6か月 | 13年2か月 | 14年0か月 |
| 株式会社国際協力銀行  |         | 12年5か月 | 12年3か月  | 12年3か月 | 11年5か月 | 8年7か月  |

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）貸付金額による加重平均。

（注2）株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 6：危機対応業務の実施状況（中堅・大企業向け）（単位：億円）

|         |          | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度  | 令和3年度 |
|---------|----------|------|------|-------|--------|-------|
| 貸付額（計）  |          | 854  | —    | 25    | 22,489 | 2,801 |
|         | 商工組合中央金庫 | —    | —    | —     | 368    | 255   |
|         | 日本政策投資銀行 | 854  | —    | 25    | 22,121 | 2,546 |
| 損害担保（計） |          | —    | —    | —     | 1,505  | 1,999 |
|         | 商工組合中央金庫 | —    | —    | —     | 205    | 252   |
|         | 日本政策投資銀行 | —    | —    | —     | 1,300  | 1,747 |

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

（注2）財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

（注3）損害担保は、貸付に損害担保契約を付したものである。なお、損害担保の実績については、指定金融機関から株式会社日本政策金融公庫へ申込予定のものを含む。

（注4）株式会社商工組合中央金庫の実績については、危機対応業務の要件確認における不正行為を踏まえた調査の結果、危機対応業務の要件に該当しない口座を除いたもの。

| 施策           | 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保   |  |
|--------------|---------------------------------------|--|
| 測定指標（定性的な指標） | [主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施 |  |
|              | 目標                                    | 「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。<br><br>（目標の設定の根拠）<br>株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。  |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                       | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検査実施に制約があったものの1機関に対して、「令和3年度検査事務・検査基本方針」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。<br><br>特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、機関と議論を展開しました。<br><br>関係省庁と緊密に連携しつつ、令和2年度から導入したオフサイトモニタリングの活用により、効果的・効率的な検査を実施できたことから、引き続きオフサイトモニタリングの充実化等、態勢整備の強化を図るとともに、検査結果も踏ま |
|              | 達成度                                   | ○  |

|                  |   |   |  |
|------------------|---|---|--|
|                  |   | <p>えて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、問題の本質的な改善につながる深度ある検証を行い、原因分析に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めべき事項の明確化を図りました。</p> <p>また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。</p> <p>特に、株式会社商工組合中央金庫については、第三者委員会（「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」）での議論等を踏まえて策定された「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や、中期経営計画である「商工中金経営改革プログラム」（同年10月）の提出を受け、中小企業庁や金融庁と連携し、同金庫との定期的な意見交換を行うことなど、業務の改善状況の把握に努めました。</p> <p>上記のとおり、「令和3年度検査事務・検査基本方針」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関と深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。</p> |  |
| <b>施策についての評定</b> |   | a 相当程度進展あり  |  |
| <b>評定の理由</b>     | <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、株式会社商工組合中央金庫の業務改善計画や中期経営計画が令和4年3月に終了したことを受け、その評価を行う必要があるほか、同金庫が規律を遵守するよう、適切な監督を引き続き行う必要があることから、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |   |  |

政7-1-2に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位：件)

|    | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|------|------|-------|-------|-------|
| 件数 | 3    | 4    | 1     | 3     | 1     |

参考指標2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位：億円)

| 株式会社日本政策金融公庫 |       |       |       |       |        |
|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 国民生活事業       | 28年度  | 29年度  | 30年度  | 令和元年度 | 令和2年度  |
| 経常収益         | 1,427 | 1,387 | 1,372 | 1,383 | 1,358  |
| 経常費用         | 1,243 | 1,331 | 1,469 | 1,520 | 2,904  |
| 経常利益         | 184   | 56    | △96   | △138  | △1,545 |
| 特別損益         | △1    | △2    | △4    | △2    | △1     |
| 当期純利益        | 183   | 55    | △100  | △140  | △1,546 |
| 農林水産事業       |       |       |       |       |        |
| 経常収益         | 454   | 420   | 415   | 433   | 499    |
| 経常費用         | 453   | 420   | 415   | 432   | 499    |
| 経常利益         | 0     | 0     | 1     | 0     | 0      |
| 特別損益         | △0    | △0    | △1    | △0    | △0     |
| 当期純利益        | -     | △0    | △0    | △0    | -      |

| 中小企業事業                   |       |       |       |       |        |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 経常収益                     | 3,985 | 4,039 | 3,763 | 2,769 | 2,831  |
| 経常費用                     | 2,930 | 2,695 | 2,766 | 2,831 | 11,540 |
| 経常利益                     | 1,055 | 1,344 | 997   | △62   | △8,709 |
| 特別損益                     | △0    | △0    | △0    | △0    | △1     |
| 当期純利益                    | 1,055 | 1,344 | 996   | △63   | △8,710 |
| 沖縄振興開発金融公庫 (行政コスト計算財務書類) |       |       |       |       |        |
| 業務収入①                    | △132  | △116  | △107  | △101  | △91    |
| 業務費用②                    | 129   | 114   | 113   | 109   | 124    |
| 業務費用合計 (①+②) =③          | △3    | △2    | 6     | 8     | 34     |
| 機会費用④                    | 1     | 0     | 0     | 0     | 1      |
| 行政コスト (③+④) =⑤           | △2    | △2    | 6     | 8     | 35     |
| 株式会社国際協力銀行               |       |       |       |       |        |
| 経常収益                     | 2,947 | 3,901 | 4,769 | 4,820 | 2,837  |
| 経常費用                     | 2,531 | 3,280 | 4,240 | 3,652 | 2,395  |
| 経常利益                     | 415   | 621   | 529   | 1,167 | 442    |
| 特別損益                     | 1     | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 当期純利益                    | 416   | 621   | 529   | 1,168 | 442    |

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注2) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

### 参考指標3：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：%)

|   |        | 29年度末 | 30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 株<br>日<br>本<br>政<br>策<br>金<br>融<br>公<br>庫 | 国民生活事業 | 1.62  | 1.66  | 0.84   | 1.62  | 0.75  |
|   | 農林水産事業 | 0.29  | 0.29  | 0.31   | 0.32  | 0.48  |
|   | 中小企業事業 | 1.31  | 1.26  | 0.82   | 1.33  | 0.77  |
| 沖縄振興開発金融公庫                                |        | 0.43  | 0.33  | 0.41   | 0.25  | 0.26  |
| 株式会社国際協力銀行                                |        | 0.00  | 0.76  | 1.40   | 1.33  | 1.74  |

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 延滞率 = (弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)

|         |   |
|---------|---|
| 評価結果の反映 | <p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p>   |
|         | <p>また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等に基づき、中小企業・小規模事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少など業況悪化を来している事業者等の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」等を通じ、資金繰り支援等を実施することしました。中堅・大企業については、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施することを通じて、資金繰り支援等を実施することしました。</p> |
|         | <p>更に、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。</p>  |
|         | <p>令和5年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。</p>  |

**財務省政策評価懇談会における意見**

|         | 区 分         |               | 令和元年度       | 令和2年度          | 令和3年度         | 令和4年度      |
|---------|-------------|---------------|-------------|----------------|---------------|------------|
|         | 政策目標に係る予算額  | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算        | 61,666,635     | 60,163,430    | 61,653,004 |
| 補正予算    |             |               | 27,614,260  | 8,923,698,890  | △2,415        | /          |
| 繰越等     |             |               | 42,000,000  | △5,779,750,000 | 5,783,340,000 |            |
| 合計      |             |               | 131,280,895 | 3,204,112,320  | 5,844,990,589 |            |
| 執行額(千円) | 130,817,535 | 3,200,299,532 | N. A.       |                |               |            |

(概要)  
株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費  
(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

**政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策**

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）  
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）  
「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）  
国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済政策（令和2年12月8日閣議決定）  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年3月17日変更））

|  |  |
|--|--|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等 |
|--|--|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。</p> <p>また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うこれまでの金融措置に加え、中小・小規模事業者のみならず中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期すよう追加の金融措置を講じました。</p> <p>主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。</p> <p>令和4年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|---|

|              |           |                 |        |
|--------------|-----------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 大臣官房政策金融課 | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-----------|-----------------|--------|



## 政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。</p> <p>地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。</p> <p>このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営</p> <p>政8-1-2：地震保険の普及</p> <p>政8-1-3：地震保険検査の実施</p> |
|----------------|---|

## 政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評定の理由</b> | <p>施策8-1-1について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、議論のとりまとめを行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>また、施策8-1-2については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>さらに、施策8-1-3の地震保険検査実施先数については、実績として4社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評定が「S 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。</p> |
|--------------|---|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>政策<br/>の<br/>分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>地震保険法第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。</p> <p>また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。</p> <p>なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。</p>   |
|                        | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震再保険事業</li> </ul> <p>「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。(事業番号0054)</p> |

|                          |                                 |  |
|--------------------------|---------------------------------|--|
| <b>施策</b>                | <b>政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営</b>     |  |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要]政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保 |  |
|                          | <b>目標</b>                       | <p>大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。</p> |
|                          | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>          | <p>令和3年福島県沖を震源とする地震の発生を受け、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、「南海トラフ地震臨時情報」に対する地震保険の対応や地震保険におけるデジタル化の取組などについて議論のとりまとめ(令和3年6月)を行いました。このよう</p>  |
|                          | <b>達成度</b>                      | ○  |

|                  |   |   |  |
|------------------|---|---|--|
|                  |   | に、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。 |  |
| <b>施策についての評定</b> |   | s 目標達成                                      |  |
| <b>評定の理由</b>     | 被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、議論のとりまとめを行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 |   |  |
|                  | 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。   |   |  |

政 8 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高 (単位：億円)

|    | 平成28年度末 | 29年度末  | 30年度末  | 令和元年度末 | 2 年度末  |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 政府 | 13,457  | 15,202 | 16,970 | 18,970 | 19,909 |
| 民間 | 3,143   | 3,407  | 2,260  | 2,471  | 2,555  |

(出所) 財務省ウェブサイト「令和4年度財務省所管特別会計予算概算の概要(参考資料)」  
([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/mof\\_budget/budget/fy2022/sankou2021.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2022/sankou2021.pdf))

参考指標 2 : 過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額） (令和2年度末)

|    | 地震名             | 発生日         | 証券件数(件) | 支払額(百万円)  |
|----|-----------------|-------------|---------|-----------|
| 1  | 平成23年東北地方太平洋沖地震 | 平成23年3月11日  | 824,049 | 1,288,103 |
| 2  | 平成28年熊本地震       | 平成28年4月14日  | 214,003 | 389,811   |
| 3  | 大阪府北部を震源とする地震   | 平成30年6月18日  | 152,404 | 120,616   |
| 4  | 平成7年兵庫県南部地震     | 平成7年1月17日   | 65,427  | 78,346    |
| 5  | 平成30年北海道胆振東部地震  | 平成30年9月6日   | 70,360  | 51,730    |
| 6  | 宮城県沖を震源とする地震    | 平成23年4月7日   | 31,019  | 32,414    |
| 7  | 福岡県西方沖を震源とする地震  | 平成17年3月20日  | 22,066  | 16,973    |
| 8  | 平成13年芸予地震       | 平成13年3月24日  | 24,453  | 16,942    |
| 9  | 平成16年新潟県中越地震    | 平成16年10月23日 | 12,609  | 14,897    |
| 10 | 平成19年新潟県中越沖地震   | 平成19年7月16日  | 7,873   | 8,251     |

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

|                     |                                   |   |            |
|---------------------|-----------------------------------|---|------------|
| <b>施策</b>           | 政 8 - 1 - 2 : 地震保険の普及             |   |            |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b> | [主要] 政8-1-2-B-1 : 地震保険の普及促進に向けた取組 |   |            |
|                     | <b>目標</b>                         | 財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。<br>(目標の設定の根拠)<br>①PT報告書、②PTフォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめにおいて、地震保険の更なる | <b>達成度</b> |

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
|                 | 普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。   |   |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | 財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。また、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。              | ○ |
| 施策についての評定       | s 目標達成   |   |
| 評定の理由           | 財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 |   |

### 政8-1-2に係る参考情報

#### 参考指標1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

|         | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  |
|---------|--------|------|-------|------|------|
| 普及率(注1) | 31.2   | 32.2 | 33.1  | 33.9 | 34.4 |
| 付帯率(注2) | 63.0   | 65.2 | 66.7  | 68.3 | 68.8 |

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したもの。なお、令和3年度については令和4年1月における暫定値であり、確定値については、令和4年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したもの。なお、令和3年度については、令和3年2月から令和4年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和4年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

|  |                                    |        |      |       |     |     |     |
|--|------------------------------------|--------|------|-------|-----|-----|-----|
| 施策   | 政8-1-3：地震保険検査の実施                   |        |      |       |     |     |     |
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | [主要] 政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移 (単位：社) |        |      |       |     |     |     |
|  | 年度                                 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|  | 目標値                                | 5      | 5    | 5     | 5   | 4   | ○   |
|  | 実績値                                | 5      | 4    | 4     | 2   | 4   |     |
| <p>(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。</p> <p>(出所) 大臣官房信用機構課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和3年7月時点：27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しております。自然災害等やむを得ない事情により実績値が目標値を下回った平成30年度以降の実績を踏まえ、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことに加え、令和3年度は4社を目標値とします。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和3年度は、令和3年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、契約引受に関して適用する保険料率に誤りがないか等の着眼点から検証しました。その結果、損</p> |                                    |        |      |       |     |     |     |

害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました。

実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。

**施策についての評定** s 目標達成

**評定の理由** 4社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

**評価結果の反映** 以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き進めるとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。

地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。

また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

| 政策目標に係る予算額 | 区 分           |      | 令和元年度       | 2年度         | 3年度         | 4年度         |
|------------|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算 |             | 201,090,008 | 123,811,065 | 107,343,635 |
| 補正予算       |               |      | —           | —           | —           |             |
| 繰越等        |               |      | —           | —           | N. A.       |             |
| 合計         |               |      | 201,090,008 | 123,811,065 | N. A.       |             |
| 執行額 (千円)   |               |      | 7,155,975   | 3,926,577   | N. A.       |             |

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 予算の増要因は、地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。

また、減要因は、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料配分を変更していることにより再保険料収入が減少すること等によるものです。

**政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策** 該当なし

|  |   |
|--|---|
| <b>政策評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構） |
|--|---|

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>前年度政策評価結果<br/>の政策への反映状況</b> | <p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年8月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。また、地震保険制度等研究会を開催し、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行いました。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|---|

|              |           |                 |        |
|--------------|-----------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 大臣官房信用機構課 | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-----------|-----------------|--------|

政策目標 9-1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。</p> <p>これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」(平成24年法律第64号)等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 9-1-1 : 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応</p> <p>政 9-1-2 : 共済手続の効率化・適正化</p> <p>政 9-1-3 : 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p> |
|----------------|---|

政策目標 9-1 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評定の理由</b> | <p>(年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応)</p> <p>国家公務員共済組合連合会の「令和 2 年度業務概況書 (厚生年金保険給付積立金)」について、令和 3 年 12 月 1 日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。</p> <p>また、国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>(共済手続の効率化・適正化)</p> <p>行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに対応するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>(国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保)</p> <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
|--------------|--|

|       |   |
|-------|---|
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。</p> <p>上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。</p>  |
|       | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員共済組合連合会等助成費</li> </ul> <p>「引き続き、執行の実態に基づいた見直しを行うとともに、業務の効率化などの更なる改善の検討を行う。また、特定健康診査等交付事業については、引き続き、受診率の向上に向けた取り組みを行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、特定健康診査等について、受診率向上に向けた取組を実施しました(事業番号0055)。</p> |

|                     |  |   |            |
|---------------------|--|---|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政9-1-1: 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応</b>   |   |            |
| <b>測定指標(定性的な指標)</b> | [主要]政9-1-1-B-1: 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応  |   |            |
|                     | <b>目標</b>  | <p>国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。</p>  | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況(「令和2年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」)について、令和3年12月1日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2020.html">https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2020.html</a>)</p> <p>また、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の施行に伴い令和4年10月から国等で勤務する短時間労働者に対して国家公務員共済組合制度の短期給付が適用されることを踏まえ、令和3年11月に共済組合に対する説明会を開催したほか、同月に各府省の秘書課長・人事課長等へ協力依頼を行うなど、円滑な施行に向けた取組を進めました。</p> <p>以上から、達成度は「○」としました。</p> | ○          |
|                     | [主要]政9-1-1-B-2: 諸外国との社会保障協定への対応  |   |            |
| <b>目標</b>           | <p>社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の</p> | <b>達成度</b>  |            |



|                  |   |  |   |
|------------------|---|--|---|
|                  |   | 問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。   |   |
|                  | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>  | 新たにフィンランド共和国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名され、令和4年2月に当該社会保障協定が発効されました（参考指標6参照）。したがって、関係省庁と連携を図り、社会保障協定への適切な対応を図ることができたことから、達成度は「○」としました。 | ○ |
| <b>施策についての評価</b> |   | s 目標達成   |   |
| <b>評価の理由</b>     | <p>上記それぞれの測定指標における「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行い、また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |  |   |

政9-1-1に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

参考指標6：社会保障協定の締結状況

（出所）財務省ウェブサイト

参考指標1、2、4、5 ([https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk\\_annual\\_report/fy2020/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/fy2020/index.html))

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

厚生労働省ウェブサイト

参考指標6 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

|                     |                             |   |            |
|---------------------|-----------------------------|---|------------|
| <b>施策</b>           | <b>政9-1-2：共済手続の効率化・適正化</b>  |   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化 |   |            |
|                     | <b>目標</b>                   | 共済手続のオンライン化に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。<br><br>(目標の設定の根拠)<br>行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに適切に対応するためです。 | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績及び目標の達成度</b>           | 組合員から共済組合に対する申請・届出については、令和2年12月末に、当面の措置として、各共済組合において、ID・PWにより職員認証可能な職場メー                            | ○          |

|                  |   |   |  |
|------------------|---|---|--|
|                  | <b>の判定理由</b>  | ルを活用したオンライン申請・届出を受け付ける体制を整えたところであり、今後は共済組合の内部手続も含めた全面オンライン化を実現することとしています。令和3年度においては、デジタル庁等の関係省庁と連携を図り、全面オンライン化に向けた工程表を作成し、課題を抽出したことから、達成度は「○」としました。 |  |
| <b>施策についての評定</b> |   | s 目標達成  |  |
| <b>評定の理由</b>     | <p>上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、デジタル庁等の関係省庁と連携を図り、共済手続の書面規制、押印、対面規制の見直しに適切に対応しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |  |

政9-1-2に係る参考情報

参考指標1：行政手続等の棚卸結果

(出所) 財務省ウェブサイト  
[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/other/e-j/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html)

|                          |  |   |            |
|--------------------------|--|---|------------|
| <b>施策</b>                | <b>政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</b>   |   |            |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要] 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保   |   |            |
|                          | <b>目標</b>  | <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。</p> <p>(目標の設定の根拠)<br/>         厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。</p> | <b>達成度</b> |
|                          | <b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>   | <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。</p>  | ○          |
| <b>施策についての評定</b>         |  | s 目標達成  |            |
| <b>評定の理由</b>             | <p>上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |            |

政9-1-3に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移【再掲(9-1-1：参考指標1)】

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲(9-1-1：参考指標2)】

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9-1-1：参考指標3）】

|         |  |
|---------|--|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。</p> <p>各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。</p> <p>共済手続の全面オンライン化に向けて、共済組合の内部手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。</p> <p>厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。</p> |
|---------|--|

|                  |  |
|------------------|--|
| 財務省政策評価懇談会における意見 |  |
|------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分                   |            | 令和元年度      | 2 年度       | 3 年度       | 4 年度       |
|------------|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|            | 予算の<br>状況<br>(千<br>円) | 当初予算       | 68,391,819 | 68,292,433 | 85,809,523 | 84,997,057 |
|            |                       | 補正予算       | △ 52,201   | △ 41,695   | △ 81,703   |            |
|            |                       | 繰越等        | —          | —          | N. A.      |            |
|            |                       | 合 計        | 68,339,618 | 68,250,738 | N. A.      |            |
| 執行額（千円）    |                       | 68,228,619 | 68,153,696 | N. A.      |            |            |

（概要）

国家公務員共済組合連合会等助成費

（注）令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 政策目標に関係する<br>施政方針演説等内閣<br>の主な重要政策 | <p>第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）</p> <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）</p> |
|-----------------------------------|--|

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 政策評価を行う過程<br>において使用した資料<br>その他の情報 | 「国家公務員共済組合事業統計年報」（財務省）、「社会保障協定」（厚生労働省） |
|-----------------------------------|--|

|                        |  |
|------------------------|--|
| 前年度政策評価結果<br>の政策への反映状況 | <p>年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結については、引き続き推進しました。</p> <p>さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に</p> |
|------------------------|--|

|  |        |
|--|--------|
|  | 努めました。 |
|--|--------|

|              |            |                 |        |
|--------------|------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 主計局（給与共済課） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|------------|-----------------|--------|

## 政策目標 10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政10-1-1 : 経費予算の認可<br/>政10-1-2 : 財務諸表の承認</p> |
|----------------|---|

## 政策目標10-1についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

|              |  |
|--------------|--|
| <b>評価の理由</b> | 上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。   |
| <b>政策の分析</b> | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。</p> <p>財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。</p> |

## 施策 政10-1-1 : 経費予算の認可

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| [主要] 政10-1-1-B-1 : 経費予算の効率性の確保 |   |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b>            | <p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査した上で認可を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、日本銀行の経費の予算について「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。</p> |
| <b>目標</b>                      | 達成度   |

|           |   |   |   |
|-----------|---|---|---|
|           | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>令和4年度経費予算については、令和4年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和4年度経費予算の合計額は、全体で1,966.9億円（対3年度比+11.3億円）となっています。令和4年度経費予算は、システム化関係費用の増加等を背景に一般事務費が増加したほか、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費が増加した一方、固定資産取得費をはじめとした多くの科目について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>上記実績のとおり、令和4年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。</p> | ○ |
| 施策についての評定 |   | s 目標達成  |   |
| 評定の理由     | <p>令和4年度経費予算については、令和4年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和4年度経費予算の合計額は、全体で1,966.9億円（対3年度比+11.3億円）となっています。令和4年度経費予算は、システム化関係費用の増加等を背景に一般事務費が増加したほか、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費が増加した一方、固定資産取得費をはじめとした多くの科目について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |   |

政10-1-1に係る参考情報

参考指標1：認可対象経費の予算

(単位：百万円、%)

| 科       | 目        | 平成30年度<br>予算 | 令和元年度<br>予算 | 2年度予算   | 3年度予算   | 4年度予算   | 前年度比  |
|---------|----------|--------------|-------------|---------|---------|---------|-------|
| 銀行券製造費  | 銀行券製造費   | 51,986       | 52,431      | 53,923  | 54,292  | 54,882  | 1.1   |
| 国庫国債事務費 | 国庫国債事務費  | 17,284       | 17,379      | 20,550  | 21,750  | 21,332  | ▲1.9  |
| 給与等     | 役員給与     | 431          | 433         | 433     | 430     | 429     | ▲0.2  |
|         | 職員給与     | 41,918       | 42,085      | 42,156  | 41,895  | 41,579  | ▲0.8  |
|         | 退職手当     | 10,302       | 10,546      | 10,546  | 10,493  | 10,356  | ▲1.3  |
|         | 小計       | 52,651       | 53,064      | 53,134  | 52,818  | 52,364  | ▲0.9  |
| 交通通信費   | 旅費交通費    | 2,135        | 2,218       | 2,187   | 2,005   | 1,978   | ▲1.4  |
|         | 通信費      | 2,241        | 2,181       | 2,160   | 2,269   | 2,240   | ▲1.3  |
|         | 小計       | 4,377        | 4,400       | 4,347   | 4,274   | 4,218   | ▲1.3  |
| 修繕費     | 修繕費      | 2,848        | 2,686       | 2,338   | 2,508   | 2,277   | ▲9.2  |
| 一般事務費   | 消耗品費     | 1,282        | 1,298       | 1,136   | 1,253   | 1,170   | ▲6.6  |
|         | 光熱水道費    | 1,976        | 1,925       | 1,893   | 1,859   | 2,020   | 8.7   |
|         | 建物機械等賃借料 | 7,922        | 7,068       | 6,915   | 6,020   | 5,737   | ▲4.7  |
|         | 建物機械等保守料 | 10,213       | 10,579      | 11,665  | 10,228  | 11,669  | 14.1  |
|         | 事務費      | 31,626       | 33,288      | 31,827  | 34,255  | 37,149  | 8.4   |
|         | 小計       | 53,019       | 54,158      | 53,435  | 53,615  | 57,745  | 7.7   |
| 固定資産取得費 | 固定資産取得費  | 4,349        | 4,994       | 4,457   | 5,298   | 2,871   | ▲45.8 |
| 予備費     | 予備費      | 1,000        | 1,000       | 1,000   | 1,000   | 1,000   | 0.0   |
| 合計      |          | 187,514      | 190,111     | 193,185 | 195,554 | 196,689 | 0.6   |

(参考 URL) <https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm/>

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 施策           | 政10-1-2：財務諸表の承認   |   |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保   |   |
|              | 目標  | <p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査した上で承認を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>                                     |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由   | <p>令和2年度決算及び令和3年度上半期決算に係る財務諸表については、令和3年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、令和2年度決算承認及び令和3年度上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。</p> <p>上記実績のとおり、令和2年度決算及び令和3年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。</p> |
| 施策についての評価    | s 目標達成  |   |
| 評価の理由        | <p>令和2年度決算及び令和3年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和3年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |   |

#### 政10-1-2に係る参考情報

「令和3年度政策評価書」の評価対象期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日であることから、令和3年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1 : 財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位：億円)

| 科目                         | 平成 28 年度末 | 29 年度末    | 30 年度末    | 令和元年度末    | 2 年度末     |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (資産の部)                     |           |           |           |           |           |
| 金地金                        | 4,412     | 4,412     | 4,412     | 4,412     | 4,412     |
| 現金                         | 2,031     | 2,743     | 2,500     | 2,050     | 1,991     |
| 国債                         | 4,177,114 | 4,483,261 | 4,699,538 | 4,859,181 | 5,321,652 |
| （うち長期国債）                   | 3,771,441 | 4,265,674 | 4,595,862 | 4,735,413 | 4,957,770 |
| コマーシャル・ペーパー等               | 20,357    | 20,574    | 20,420    | 25,518    | 28,764    |
| 社債                         | 32,144    | 31,921    | 32,066    | 32,208    | 74,984    |
| 金銭の信託（信託財産株式）              | 11,884    | 10,488    | 8,970     | 7,277     | 5,810     |
| 金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資<br>信託） | 129,353   | 189,348   | 247,848   | 297,189   | 358,796   |
| 金銭の信託（信託財産不動産投資信託）         | 3,822     | 4,761     | 5,178     | 5,753     | 6,668     |
| 貸出金                        | 446,645   | 464,119   | 474,361   | 543,286   | 1,258,402 |
| 外国為替                       | 66,081    | 63,695    | 67,321    | 259,662   | 76,787    |
| 代理店勘定                      | 205       | 240       | 219       | 239       | 181       |
| その他資産                      | 4,828     | 5,211     | 5,315     | 5,900     | 4,884     |
| 有形固定資産                     | 2,010     | 2,078     | 2,086     | 2,164     | 2,227     |
| 無形固定資産                     | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 資産の部合計                     | 4,900,893 | 5,282,856 | 5,570,243 | 6,044,846 | 7,145,566 |
| (負債の部)                     |           |           |           |           |           |
| 発行銀行券                      | 998,001   | 1,040,004 | 1,075,592 | 1,096,165 | 1,160,116 |
| 預金                         | 3,563,788 | 3,996,383 | 4,213,782 | 4,470,762 | 5,493,727 |
| （うち当座預金）                   | 3,427,555 | 3,782,379 | 3,938,836 | 3,952,560 | 5,225,703 |
| 政府預金                       | 217,507   | 151,248   | 175,228   | 126,338   | 369,179   |
| 売現先勘定                      | 34,252    | 3,112     | 1,908     | 241,163   | 5,947     |
| その他負債                      | 2,074     | 596       | 4,312     | 840       | 1,890     |
| 退職給付引当金                    | 1,980     | 1,997     | 2,018     | 2,033     | 2,050     |
| 債券取引損失引当金                  | 31,550    | 36,001    | 44,155    | 47,992    | 51,980    |
| 外国為替等取引損失引当金               | 15,078    | 14,019    | 15,147    | 14,075    | 15,314    |
| 負債の部合計                     | 4,864,234 | 5,243,363 | 5,532,146 | 5,999,372 | 7,100,206 |
| (純資産の部)                    |           |           |           |           |           |
| 資本金                        | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 法定準備金                      | 31,590    | 31,844    | 32,226    | 32,520    | 33,167    |
| 特別準備金                      | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 当期剰余金                      | 5,066     | 7,647     | 5,869     | 12,952    | 12,191    |
| 純資産の部合計                    | 36,658    | 39,493    | 38,097    | 45,473    | 45,360    |
| 負債および純資産の部合計               | 4,900,893 | 5,282,856 | 5,570,243 | 6,044,846 | 7,145,566 |



## 【損益計算書】

(単位：億円)

| 科目                             | 平成 28 年度 | 29 年度  | 30 年度  | 令和元年度  | 2 年度   |
|--------------------------------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 経常収益                           | 16,443   | 18,383 | 23,933 | 22,407 | 24,191 |
| 貸出金利息                          | 96       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 買現先利息                          | —        | —      | —      | ▲0     | —      |
| 国債利息                           | 11,869   | 12,211 | 12,839 | 11,960 | 10,866 |
| コマーシャル・ペーパー等利息                 | ▲3       | ▲1     | ▲0     | 0      | ▲3     |
| 社債利息                           | 12       | ▲9     | ▲10    | ▲7     | 8      |
| 外国為替収益                         | 194      | 447    | 3,722  | 2,036  | 3,012  |
| その他                            | 4,273    | 5,735  | 7,383  | 8,418  | 10,307 |
| 経常費用                           | 5,490    | 6,095  | 3,924  | 6,031  | 4,427  |
| 売現先利息                          | ▲4       | ▲5     | ▲6     | ▲6     | ▲55    |
| 外国為替費用                         | 1,553    | 2,171  | —      | 2,144  | —      |
| 経費                             | 1,913    | 1,949  | 1,980  | 1,987  | 1,990  |
| その他                            | 2,028    | 1,980  | 1,951  | 1,905  | 2,493  |
| 経常利益                           | 10,952   | 12,287 | 20,009 | 16,375 | 19,764 |
| 経常収入                           | 12,737   | 13,104 | 14,090 | 13,170 | 11,646 |
| 外国為替関係損益                       | ▲1,481   | ▲2,119 | 2,257  | ▲2,144 | 2,478  |
| 経費                             | ▲1,913   | ▲1,949 | ▲1,980 | ▲1,987 | ▲1,990 |
| その他                            | 1,609    | 3,252  | 5,642  | 7,337  | 7,629  |
| うち金銭の信託（信託財産株式）運用<br>損益        | 2,175    | 2,512  | 2,510  | 2,050  | 2,505  |
| 金銭の信託（信託財産指数連動型<br>上場投資信託）運用損益 | 1,722    | 2,789  | 4,416  | 6,047  | 7,275  |
| 金銭の信託（信託財産不動産投資<br>信託）運用損益     | 138      | 181    | 211    | 79     | 292    |
| 補完当座預金制度利息                     | ▲1,873   | ▲1,836 | ▲1,865 | ▲1,882 | ▲2,179 |
| 特別利益                           | 740      | 1,064  | 24     | 1,132  | —      |
| 特別損失                           | 4,618    | 4,453  | 9,285  | 3,839  | 5,234  |
| 特別損益                           | ▲3,877   | ▲3,388 | ▲9,261 | ▲2,706 | ▲5,234 |
| うち債券取引損失引当金                    | ▲4,615   | ▲4,451 | ▲8,154 | ▲3,837 | ▲3,987 |
| 外国為替等取引損失引当金                   | 740      | 1,059  | ▲1,128 | 1,072  | ▲1,239 |
| 税引前当期剰余金                       | 7,074    | 8,899  | 10,748 | 13,669 | 14,529 |
| 法人税、住民税及び事業税                   | 2,007    | 1,251  | 4,878  | 716    | 2,338  |
| 当期剰余金                          | 5,066    | 7,647  | 5,869  | 12,952 | 12,191 |

(参考 URL) <https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm/>

|                                  |  |                 |        |
|----------------------------------|--|-----------------|--------|
| <b>評価結果の反映</b>                   | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。</p>   |                 |        |
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>          |  |                 |        |
| <b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>  | <p>該当なし</p>  |                 |        |
| <b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | <p>該当なし</p>  |                 |        |
| <b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>        | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。</p> |                 |        |
| <b>担当部局名</b>                     | 理財局（総務課調査室）  | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |

## 政策目標 11-1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

|                |   |
|----------------|---|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の趣旨・目的を踏まえた適切な運用を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、受動喫煙防止等の喫煙と健康をめぐる国民の意識の高まり等を踏まえ、注意文言表示規制等を適切に行い、未成年者<sup>(注)</sup>喫煙防止等のたばこに係る様々な課題に対応する施策を進めます。</p> <p>塩事業については、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）の趣旨・目的を踏まえ、必要な施策を進めます。</p> <p>(注) 改正民法施行により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、令和3年度政策評価書においては、20歳未満の者を意味しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督<br/>政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保</p> |
|----------------|---|

## 政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

|              |   |
|--------------|---|
| <b>評価の理由</b> | <p>たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意文言表示規制等の見直しを行った省令等が令和2年7月に全面適用されたことを踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、未成年者喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。</p> <p>塩事業については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等の処理に適切に対応しました。</p> <p>その結果、すべての施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p> |
|--------------|---|

|              |  |
|--------------|--|
| <b>政策の分析</b> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や未成年者喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。</p> <p>塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。</p> |
|              |  |

|                          |   |        |        |        |        |        |     |
|--------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| <b>施策</b>                | <b>政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督</b>  |        |        |        |        |        |     |
| <b>測定指標<br/>(定量的な指標)</b> | [主要] 政11-1-1-A-1：製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率 (単位：%)   |        |        |        |        |        |     |
|                          | 年度  | 平成29年度 | 30年度   | 令和元年度  | 2年度    | 3年度    | 達成度 |
|                          | 目標値   | 99.0以上 | 99.5以上 | 99.5以上 | 99.5以上 | 99.5以上 | △   |
|                          | 実績値   | 99.4   | 99.9   | 99.9   | 100.0  | 99.1   |     |
|                          | <p>(注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。</p> <p>(注2) 標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。</p> <p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、平成30年度から目標値を引き上げており、令和3年度においても同水準の目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和3年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.1%となりました。令和3年度については、処理に慎重な検討を要する申請があったため実績値が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから、達成度は「△」としました。</p> |        |        |        |        |        |     |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b> | [主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組   |        |        |        |        |        |     |
| 目標                       | <p>注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に</p>   |        |        |        |        | 達成度    |     |

|              |                                 |   |     |
|--------------|---------------------------------|---|-----|
|              |                                 | 実施していく必要があるためです。  |     |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                 | <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意文言表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年6月に省令等を改正、令和2年7月より全面適用となりました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認したほか、広告規制に即した看板等の広告の交換作業が実施されているかどうか確認を行うなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。</p>  | ○   |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要] 政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組 |   |     |
|              | 目標                              | <p>未成年者喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</p>   | 達成度 |
|              | 実績及び目標の達成度の判定理由                 | <p>未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「成人識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,717の小売店に条件を付与しました（参考指標1参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、99の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、成人識別自販機については、令和3年4月開催の財政制度等審議会たばこ事業等分科会定価等部会において、マイナンバーカードが使用可能な特定の製品について、成人識別機能を有しているものとして了承されました。</p> <p>未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、1の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分（1ヶ月以内）としました。</p> <p>このほか、改正民法施行により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられた一方、喫煙年齢は引き続き20歳以上そのまま維持されていることから、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律を所管する警察庁と連携し、業界団体に対し、年齢確認の徹底等の要請を行ったほか、対面販売時の年齢確認への協力を求めるポスターの掲示依頼を行いました。また、当該ポスターを財務省ウェブサイトにも掲載することで小売販売許可申請者等に対しても周知を図りました。さらに、各地で業界団体が開催する未成年者喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して未成年者喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、未成年者喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p> | ○   |

| [主要]政 11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理 |  |     |
|---|--|-----|
| 目 標                                     | <p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。</p>   | 達成度 |
|   | <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。</p>   |     |
| 実績及び目標の達成度の判定期理由                        | <p>たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。</p> <p>製造たばこの小売定価の認可に関し、令和3年10月のたばこ税率の引上げ等に伴う小売定価の変更に際し、流通に支障が生じることのないよう、3,600品目を超える製造たばこについて、消費者の利益を不当に害さないかどうか等を迅速に審査のうえ認可を行うなど、前年度を上回る計4,798品目（新規認可品目を含む。）の認可を行いました。</p> <p>小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、4件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、2件の処理を行いました。</p> <p>このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。</p>                       | ○   |
| 施策についての評定                               | a 相当程度進展あり   |     |
| 評定の理由                                   | <p>たばこに関する規制については、令和2年7月より全面適用となった改正後の省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。</p> <p>未成年者喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体に対し、年齢確認の徹底等の要請を行ったほか、対面販売時の年齢確認への協力を求めるポスターの掲示依頼を行うなど、未成年者喫煙防止に係る必要な取組等を行いました。また、成人識別自販機については、マイナンバーカードが使用可能な特定の製品について、財政制度等審議会たばこ事業等分科会定価等部会において、成人識別機能を有しているものとして了承されました。</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値は、処理に慎重な検討を要する申請があったため実績値が目標値を下回りましたが、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。</p> <p>以上のとおり、定量的な指標を除き測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は「a 相当程度</p> |     |

進展あり」としました。

政 1 1 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 小売販売業許可申請件数及び同許可件数

(単位: 件)

|      | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 7,691  | 7,094 | 6,700 | 5,933 | 5,153 |
| 許可件数 | 4,658  | 4,212 | 3,456 | 2,873 | 2,717 |

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

| 施策               | 政11-1-2: 塩事業の適切な運営の確保  |        |       |       |       |       |     |
|------------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標) | [主要] 政11-1-2-A-1: 塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位: %)  |        |       |       |       |       |     |
|                  | 年度   | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度 |
|                  | 目標値  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | ○   |
|                  | 実績値  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |     |
|                  | <p>(注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。</p> <p>(注2) 標準処理期間: 申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内の期間をいいます。</p> <p>(出所) 財務(支)局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和3年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。</p> |        |       |       |       |       |     |
|                  | [主要] 政11-1-2-A-2: 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況   |        |       |       |       |       |     |
|                  | 年度   | 平成29年度 | 30年度  | 令和元年度 | 2年度   | 3年度   | 達成度 |
|                  | 塩需給見通し<br>(年1回)  | ○      | ○     | ○     | ○     | ○     | ○   |
|                  | 塩需給実績<br>(年1回)   | ○      | ○     | ○     | ○     | ○     |     |
|                  | <p>(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。</p> <p>(出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。</p>  |        |       |       |       |       |     |

|                                |   |     |
|--------------------------------|---|-----|
|                                | <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和3年度は、「令和2年度塩需給実績(令和3年6月30日公表)」及び「令和4年度塩需給見通し(令和4年3月31日公表)」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。</p>  |     |
| 測定指標<br>(定性的な指標)               | [主要]政11-1-2-B-1:塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理   |     |
|                                | <p>目標</p> <p>塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行います。また、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点等から対応を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行うこと等を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。</p>   | 達成度 |
|                                | <p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>塩事業センターの令和4年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、昨今の塩需要の減少や脱炭素社会構築に向けた情勢を踏まえた上で、センターが果たすべき役割や令和4年度の事業を実施するための費用の状況等について審査を行い、認可しました。</p> <p>塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務(支)局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があるため、国内産塩の競争力を高め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。</p> <p>このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。</p> | ○   |
| <p>施策についての評定</p> <p>s 目標達成</p> |   |     |
| 評定の理由                          | <p>塩製造業者等の登録について、測定指標の目標値を達成し、令和2年度塩需給実績及び令和4年度塩需給見通しについて、適切な時期に公表しました。</p> <p>塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。</p> <p>このように、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>  |     |



政 1 1 - 1 - 2に係る参考情報

参考指標 1 : 塩製造業者等登録件数

(単位 : 件)

| 年度   | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 登録件数 | 49     | 29   | 56    | 49  | 46  |

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

|         |  |
|---------|--|
| 評価結果の反映 | <p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、未成年者喫煙防止の取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。</p> |
|         | <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 財務省政策評価懇談会における意見 |  |
|------------------|--|

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策 | 該当なし |
|--------------------------|------|

|                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 塩需給見通し、塩需給実績 (財務省ウェブサイト) |
|---------------------------|--------------------------|

|                    |  |
|--------------------|--|
| 前年度政策評価結果の政策への反映状況 | <p>令和2年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、未成年者喫煙防止の取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。</p> <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等</p> |
|--------------------|--|

|  |                          |
|--|--------------------------|
|  | を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。 |
|--|--------------------------|

|              |                 |                 |        |
|--------------|-----------------|-----------------|--------|
| <b>担当部局名</b> | 理財局（総務課たばこ塩事業室） | <b>政策評価実施時期</b> | 令和4年6月 |
|--------------|-----------------|-----------------|--------|

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見  
(全体に通じるもの)



**【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】**



○ 租税特別措置等に係る政策評価





## 租税特別措置等に係る政策評価

### 1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

事前評価及び事後評価を実施した場合は、評価書を作成・公表し、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を含んだ「政策評価書」を、翌年、作成しております。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村住民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

### 2. 令和3年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

#### 事前評価書

| 租税特別措置等の名称          | 評価実施時期 | 評価結果   | 政策評価の結果の政策への反映状況                     |
|---------------------|--------|--------|--------------------------------------|
| 銀行等保有株式取得機構の課税特例の延長 | 令和3年8月 | 別添1の通り | 評価結果を踏まえ、令和4年度税制改正要望を行い、税制大綱に盛り込まれた。 |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1   | 政策評価の対象とした政策の名称 |              | 銀行等保有株式取得機構の課税特例の延長  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
|---|-----------------|--------------|--|--|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|---|---------------|------|------|---|----------------|-----------|----------|---|--------------|----|----|
| 2   | 対象税目            | ① 政策評価の対象税目  | (法人税:義)(国税3)<br>(法人住民税、法人事業税:義)(地方税1)  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
|   |                 | ② 上記以外の税目    |  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 3   | 要望区分等の別         |              | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 4   | 内容              |              | 《現行制度の概要》<br>—   |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
|   |                 |              | 《要望の内容》<br>銀行等保有株式取得機構(以下「機構」)については、現状、下記の課税の特例が令和13年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和18年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
|   |                 |              | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の100%</td> <td>所得金額の50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> |  |             |                       | 機構の法人税に係る特例 | (参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い | ① | 欠損金の繰越控除の繰越期間 | 制限なし | 10年間 | ② | 繰越控除される欠損金の限度額 | 所得金額の100% | 所得金額の50% | ③ | 欠損金の繰戻しによる還付 | あり | なし |
|   |                 |              |  |  | 機構の法人税に係る特例 | (参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| ①   | 欠損金の繰越控除の繰越期間   | 制限なし         | 10年間   |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| ②   | 繰越控除される欠損金の限度額  | 所得金額の100%    | 所得金額の50%   |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| ③   | 欠損金の繰戻しによる還付    | あり           | なし   |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 《関係条項》<br>・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第58条<br>・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第25条 |                 |              |  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 5   | 担当部局            |              | 財務省大臣官房信用機構課   |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 6   | 評価実施時期及び分析対象期間  |              | 評価実施時期: 令和3年8月<br>分析対象期間: —  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 7   | 創設年度及び改正経緯      |              | —  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 8   | 適用又は延長期間        |              | 令和18年3月31日まで<br>(機構の存続期限まで)  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
| 9   | 必要性等            | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |
|   |                 |              | 《政策目的の根拠》<br>銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年11月28日法律第131号)  |  |             |                       |             |                       |   |               |      |      |   |                |           |          |   |              |    |    |

|    |      |                     |  |
|----|------|---------------------|--|
|    |      |                     | <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>   |
|    |      | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標4-2</p> <p>金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理</p>  |
|    |      | ③ 達成目標及びその実現による寄与   | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。</p>   |
| 10 | 有効性等 | ① 適用数               | —  |
|    |      | ② 適用額               | —  |
|    |      | ③ 減収額               | —  |
|    |      | ④ 効果                | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>機構は、その設立から令和2年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置が適用されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。</p> |
|    |      | ⑤ 税収減を是認する理由等       | <p>機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。</p>  |

|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
| 11 | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p> |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 他の支援措置や義務付け等は存在しない。  |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | <p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての役割を十分に果たすことで、銀行等の健全な運営基盤の構築に貢献している。</p> <p>こうした銀行等の健全な経営基盤は、当該銀行等による地域における金融機能の発揮、さらには金融システム全体の安定性確保や地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>  |
| 12 | 有識者の見解             | —                    |  |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | —                    |  |

## 令和3年度において実施したアンケート調査の概要

| No. | アンケート名<br>【指標名】   | 実施対象者等   | 実施時期              | 用紙の配布方法<br>回収方法                                 | 主な質問項目   |
|-----|---|--|-------------------|---|--|
| 1   | 税制関連ウェブサイトに関するアンケート<br>【測定指標政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】 | ○実施場所<br>財務省税制関連ウェブサイト<br><br>○実施対象者<br>ウェブサイト閲覧者  | 令和3年4月～<br>令和4年3月 | 税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設                         | ○無記名<br>○5段階評価<br>○主な質問項目<br>・情報の見つけやすさ<br>・内容の分かりやすさ等   |
| 2   | 国債広告の効果測定に関する調査委託業務<br>【政3-1-3に係る参考指標：個人向け国債の認知状況の推移】                     | ○実施場所<br>・インターネット<br>○実施対象者<br>・金融商品の購入経験者（20歳以上）<br>・金融商品の購入未経験者（20歳以上）                             | 令和3年8月            | 電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収                       | ○無記名<br>○選択式<br>（知っている、名前だけは知っている、知らない等）<br>○主な質問項目<br>・個人向け国債及びその商品性の認知状況                                   |
| 3   | 税関相談及び通関手続等に関するアンケート<br>【測定指標政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】                | ○実施場所<br>・インターネット<br>○実施対象者<br>・通関業者<br>・輸出入者<br>○回収数<br>767<br>・通関業者<br>382<br>・輸出入者<br>385         | 令和4年3月            | URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収        | ○無記名<br>○7段階評価<br>（大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い）<br>○主な質問項目<br>・輸出入通関手続の満足度                                  |
| 4   | 税関検査に関するアンケート<br>【政 5-3-3に係る参考指標：旅具通関に対する利用者の評価】                          | ○実施場所<br>・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場<br>○実施対象者<br>・一般旅客<br>○回収数<br>181                                 | 令和4年3月            | 各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布<br>インターネット画面上で回収 | ○無記名<br>○7段階評価<br>（大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い）<br>○主な質問項目<br>・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等 |
| 5   | 税関の広報活動に関するアンケート<br>【測定指標政5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】                    | ○実施場所<br>・見学会、講演会の会場<br>○実施対象者<br>・税関見学者<br>・講演会参加者<br>○回収数<br>977<br>・税関見学者<br>24<br>・講演会参加者<br>953 | 令和4年3月            | 見学会場、講演会場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布<br>インターネット上で回収   | ○無記名<br>○7段階評価<br>（大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない）<br>○主な質問項目<br>・講演会及び税関見学の満足度                         |
| 6   | 税関相談及び通関手続等に関するアンケート<br>【測定指標政 5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】                    | ○実施場所<br>・インターネット<br>○実施対象者<br>・輸出入者<br>○回収数<br>385  | 令和4年3月            | URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収        | ○無記名<br>○選択式<br>（知っている、知らない）<br>○主な質問項目<br>・各通関制度の認知度<br>（事前教示制度、AEO制度等）                                     |

|   |  |  |  |  |   |
|---|--|--|--|--|---|
| 7 | <p>税関の広報活動に関するアンケート<br/>【測定指標政5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度】</p>              | <p>○実施場所<br/>・見学会、講演会の会場<br/>・全国の税関本関、支署、出張所<br/>・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場<br/>○実施対象者<br/>・税関見学者<br/>・講演会参加者<br/>・通関業者<br/>・輸出入者<br/>・窓口来訪者<br/>・一般旅客<br/>○回収数<br/>1,993<br/>・税関見学者<br/>24<br/>・講演会参加者<br/>953<br/>・通関業者<br/>390<br/>・輸出入者<br/>385<br/>・窓口来訪者<br/>60<br/>・一般旅客<br/>181</p> | <p>令和4年3月</p>                          | <p>(税関見学者等)<br/>会場で依頼文を配布<br/>インターネット画面<br/>上で回収<br/><br/>(通関業者等)<br/>URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収<br/><br/>(窓口来訪者)<br/>URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収<br/><br/>(一般旅客)<br/>各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布<br/>インターネット画面<br/>上で回収</p> | <p>○無記名<br/>○選択式<br/>(知っている、知らない)<br/>○主な質問項目<br/>・各密輸取締り活動の認知度(麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)</p>           |
| 8 | <p>税関相談等に関するアンケート<br/>【測定指標政5-3-5-A-5:税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】</p> | <p>○実施場所<br/>・インターネット<br/>○実施対象者<br/>・通関業者<br/>・輸出入者<br/>・窓口来訪者<br/>○回収数<br/>827<br/>・通関業者<br/>382<br/>・輸出入者<br/>385<br/>・窓口来訪者<br/>60</p>   | <p>令和4年3月</p>                          | <p>URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収</p>  | <p>○無記名<br/>○7段階評価<br/>(大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い)<br/>○主な質問項目<br/>・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度</p> |
| 9 | <p>知的支援に関する研修・セミナーのアンケート<br/>【測定指標政6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】</p> | <p>○実施場所<br/>・オンライン<br/>○実施対象者<br/>・セミナー受講者<br/>○回収数<br/>・329</p>  | <p>令和3年4月～令和4年3月の間<br/>(各研修・セミナー時)</p> | <p>研修・セミナー前にメールで配付<br/>後日メールで回収</p>  | <p>○5段階評価<br/>(「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」)<br/>○主な質問項目<br/>・研修・セミナー全体の満足度</p>     |

## 用語集

### あ アジア債券市場育成イニシアティブ

(A BMI : Asian Bond Markets Initiative)

平成 15 年 8 月の ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

### い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

### え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

### か 海外 I R

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

### 買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

### 改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

### 海外投融资

主として、民間セクターが開発途上地域で実

施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

### 外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

### 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。昭和 48 年の WCO 総会 (於 : 京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称 : 京都規約) を改正する形で作成された。

平成 11 年 6 月の WCO 総会で採択され、平成 18 年 2 月に発効。

### 拡散金融

不正資金対策の文脈において、大量破壊兵器 (核・化学・生物兵器) 等の開発、保有、輸出等に関与する者に、資金または金融サービスの提供をする行為。

### 貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと (貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条及び第 8 条)。

### 借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

### カレンダーベース市中発行額

あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

### 官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を喚起する（呼び水効果）ためのファンドのこと。

### **き** 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者は弱い途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

### 基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賅うこととなる。

### 旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

### 行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けら

れる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）
- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

### 緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税

### 金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

### **く** 国・地方の公債等残高

普通国債（復興債を除く）、地方債及び交付税特会借入金合計。（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和4年1月14日経済財政諮問会議提出）

### **け** 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

### **こ** 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。



## 国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

## 誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

## 国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

## 国庫金

国庫に属する現金のこと。

## 国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

## 国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

## さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の3つの方法がある。

## 財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

## 財政融資資金証券

財政融資資金法第9条第1項の規定に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行される、政府短期証券。

## 財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれ

ていない。

### 財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

### サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

## **し** 事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分(税番)、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報(ガイダンス)として口頭により回答する。(関税法第7条第3項)

### 事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング(絞込・選定)を行うこと。

### 資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

### 社会保障・税一体改革(社会保障と税の一体改革)

社会保障の充実・安定化と、そのための安定

財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

### 出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

### 乗客予約記録

(PNR: Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

### 信用保証・投資ファシリティ

(CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility)

ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与することで、債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、現地通貨建て債券発行を円滑化することを目的とした枠組み。

## **せ** 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

### 税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

### 製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目(重さ)が適正であることを公開の場で示す

もので、明治5年以降実施。

### 政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月程度・1年のものもある。

### 政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

### 政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

### そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税

### その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

### た 太平洋島嶼国

大洋州におけるパプアニューギニア、フィジー、ソロモン諸島、バヌアツ、サモア、トンガ王国、クック諸島、ツバル、ニウエ、ミクロネシア連邦、キリバス、マーシャル諸島、パラオ、ナウルの14か国。

### たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして

人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

### ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備から融通するASEAN+3の取組み。

### 地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility)

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質及び廃棄物対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策。

### 地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

### 知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第69条の2及び第69条の11)

### つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

### て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフ

ローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

## **と** 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。

### 特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

### 特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

## **に** 二国間通貨スワップ取極

（B S A : Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

### 二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が

一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

## 日EU・EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。

平成25年3月に交渉が開始され、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

## 日英EPA

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和2年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、令和3年1月に発効した。

## 日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効した。

## 日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

## **ひ** 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

## ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

### 不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

### プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く収支等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の収支等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

## ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

### 保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

### 本邦技術活用条件制度

（S T E P：Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

## み 緑の気候基金

（G C F：Green Climate Fund）

2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として各国から約103億ドルの拠出を表明（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。2020年1月からの第一次増資期間においても、各国から約100億ドルの拠出を表明（我が国からは最大15億ドルの拠出を表明）。

### 未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

## ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

- ・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）。
- ・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。

### 輸出事後調査

輸出貨物に係る帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

### 輸入事後調査

輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

### ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

(UHC: Universal Health Coverage)

すべての人が基礎的な保健医療サービスが必要なときに負担可能な費用で受けられること。

### **り** 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

### リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

### 留保財産

未利用国有地等のうち、地域にとって有用性が高く希少な土地であり、国が所有権を留保した財産。

### 旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

### **A** AEO (認定事業者) 制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

### ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

### APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

### ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

### ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

### ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時にはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

平成25年5月には、AMROの国際機関化に合意し、平成26年10月には、その設立協定への署名が完了。平成27年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、平成28年2月にAMROは国際機関となった。

## A S E M

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の対話と協力の強化を目的として平成8年より開始されたプロセス。アジア・欧州の相互の尊重と対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済・金融面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

## C B D C

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

## E P A

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

## F A T F

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策、テロ資金対策及び大量破壊兵器の拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

## F I L P

財政投融资。Fiscal Investment and Loan Programの略称。

## F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

## G 2 0

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

## G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

## I M F

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

## M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

## N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

**P** P B

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

P F I

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

( I D B の ) P P P ファシリティ

I D B が、官民連携 ( P P P : Public Private Partnership ) による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施するために設置したプログラム。

**R** R C E P 協定

地域的な包括的経済連携 ( Regional Comprehensive Economic Partnership ) の略称。署名国は、ASEAN10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月1日に発効した。

**S** S E A D R I F

東南アジア災害リスク保険ファシリティ ( Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility ) の略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国の自然災害に対する財務強靱性を強化することを目的としたASEAN+3の枠組み。

**T** T P P

環太平洋パートナーシップ ( Trans-Pacific Partnership ) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われた。その後、平成29年1月に米国がTPPからの離

脱を宣言したが、平成30年3月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日にTPP11協定 ( C P T P P ) として発効。令和4年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8か国で発効している。

**W** W C O

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会 ( Customs Cooperation Council ) で、昭和27年に設立 ( 日本は昭和39年に加入 ) 。平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

W T O

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WT O協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

W T O 貿易円滑化協定

WT O ドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWT O加盟国が実施すべき措置 ( 事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等 ) を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めると



もに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。



財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>財務省ウェブサイトトップページ</b>          | <a href="https://www.mof.go.jp/">https://www.mof.go.jp/</a>   |
| <b>予算・決算</b><br>(国のお金の使い道)      | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/budget/">http://www.mof.go.jp/policy/budget/</a>   |
| <b>税制</b><br>(国の税金の仕組み)         | <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/">https://www.mof.go.jp/tax_policy/</a>   |
| <b>関税制度</b><br>(輸入手続きと水際での取締り)  | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/">http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/</a>                                   |
| <b>国債</b><br>(国の発行する債券)         | <a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/">https://www.mof.go.jp/jgbs/</a>   |
| <b>財政投融资</b><br>(国からの資金の貸付・投資)  | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/filp/">http://www.mof.go.jp/policy/filp/</a>   |
| <b>国庫</b><br>(国のお金の動きとその調整)     | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/exchequer/">http://www.mof.go.jp/policy/exchequer/</a>   |
| <b>通貨</b><br>(貨幣・紙幣)            | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/currency/">http://www.mof.go.jp/policy/currency/</a>   |
| <b>国有財産</b><br>(国の保有する財産)       | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/national_property/">http://www.mof.go.jp/policy/national_property/</a>                             |
| <b>たばこ・塩</b><br>(たばこ事業・塩事業)     | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/index.html">http://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/index.html</a>                           |
| <b>国際政策</b><br>(外国為替・国際通貨・経済協力) | <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/index.html</a> |
| <b>政策金融・金融危機管理等</b>             | <a href="http://www.mof.go.jp/policy/financial_system/">http://www.mof.go.jp/policy/financial_system/</a>                               |

財務省  
Ministry of Finance, JAPAN